

三井住友DS・ ポートフォリオ・シリーズ

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

追加型投信／国内／不動産投信／インデックス型

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／その他資産(商品)／インデックス型

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月27日に関東財務局長に提出しており、2025年2月28日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

以下、上記ファンドを総称して、「三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	: TOPIXインデックス
三井住友DS・日経225インデックス・ファンド	: 225インデックス
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	: 先進国株インデックス
三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド	: 新興国株インデックス
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	: 先進国債インデックス
三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド	: 新興国債インデックス
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	: Jリートインデックス
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	: Gリートインデックス
三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド （為替ヘッジあり）	: ゴールドインデックスヘッジ有

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
TOPIXインデックス	SMDTPイ
225インデックス	SMD225イ
先進国株インデックス	SMD先株イ
新興国株インデックス	SMD興株イ
先進国債インデックス	SMD先債イ
新興国債インデックス	SMD興債イ
Jリートインデックス	SMDJリイ
Gリートインデックス	SMDGリイ
ゴールドインデックスヘッジ有	SMD金イH

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年2月28日から2025年8月28日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日

までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

ファンド名	お申込不可日
先進国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックス	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドインデックスヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「TOPIXインデックス」、「225インデックス」、「Jリートインデックス」は、お申込不可日はありません。

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用
ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 各ファンドは、投資対象とする各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
※各マザーファンドおよびベンチマークについては後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンド金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	

追加型	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 () 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
	国内	株式	

単位型		債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	
追加型		その他資産 (商品)	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		日経 225
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年 12 回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米		
		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)		その他 ()

資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		日経225
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米		
		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)		その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり	
	年12回(毎月)	アジア			

クレジット属性 ()	日々	オセアニア			TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ			その他 (MSCIロクサイ・イン デックス(配当込み、 円換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		中近東(中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年 12 回(毎月) 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米			TOPIX
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、株価指数先 物取引)資産配 分変更型))		中近東(中東)			その他

資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			(MSCIエマージ グ・マーケット・インデ ックス(配当込み、円 換算ベース))

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり	
一般	年6回(隔月)	欧州			
公債	年 12 回(毎月)	アジア			
社債					
その他債券					
クレジット属 性 ()	日々	オセアニア			TOPIX
	その他	中南米			
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
		アフリカ			
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))					
		中近東(中東)			その他 (FTSE世界国債イン デックス(除く日本、円 換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			
	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり	
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
	その他 ()	中南米			
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))					その他 (JPモルガン・エマ ージング・マーケッ ト・ボンド・インデック ス・プラス(円換算ベ ース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		中近東(中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		日経 225
	年4回	北米		
債券 一般	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	

公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ		
		中近東(中東)		その他 (東証REIT指数配当込み)
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり	
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 ()	年 12 回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
	その他	中南米			
不動産投信	()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))					
		中近東(中東)			その他 (S&P先進国REIT 指数(除く日本、配当 込み、円換算ベー ス))

資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米			
債券			ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)	
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属 性 ()	年6回(隔月)	欧州			
	年12回(毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			TOPIX
	その他	中南米			
不動産投信	()		ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
		アフリカ			
その他資産 (投資信託証券 (商品))					
		中近東(中東)			その他 (LBMA金価格(円 ヘッジ換算ベース))
資産複合 () 資産配分固 定型 資産配分変 更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会の

ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネジメント・ファンド）…
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…
「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の

記載があるものをいう。

- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いる

ことにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型…

目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年8月23日

信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

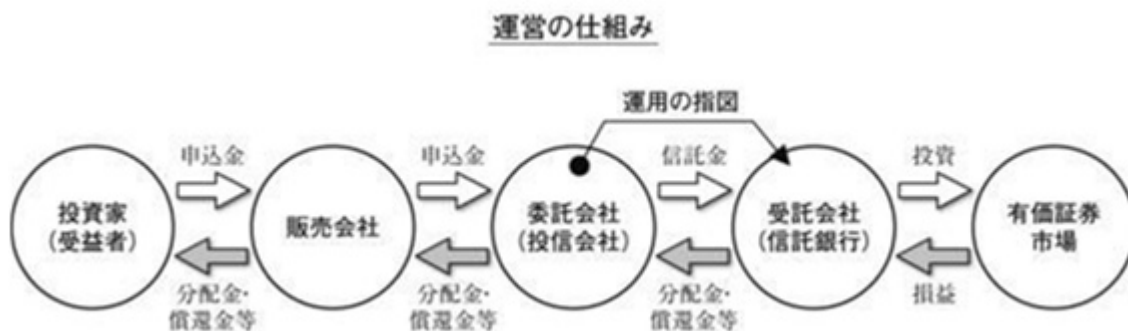
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2024年12月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(2024年12月30日現在)

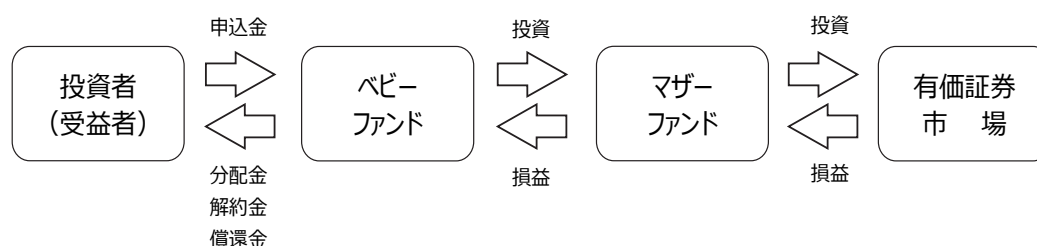
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態

●各ファンド（三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）を除く）

（ファミリーファンド方式による運用）

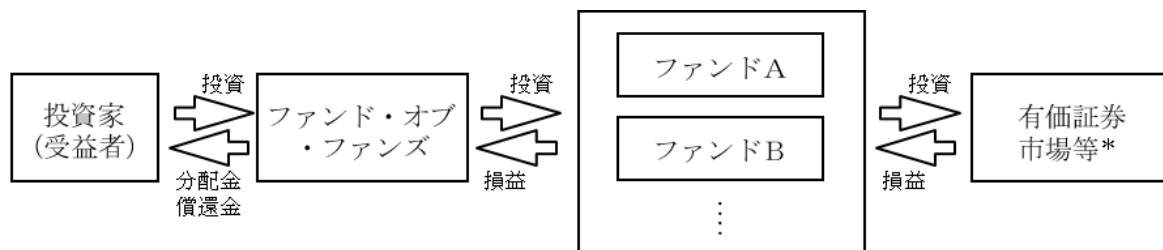
「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。



*当ファンドにおいては金現物を含みます。

※なお、当ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、マザーファンドを通じて行います。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする各マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

●三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

- (イ) 国内株式インデックス・マザーファンド（B号）への投資を通じて、主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 国内株式インデックス・マザーファンド（B号）の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

●三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

- (イ) 225マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- (ロ) 225マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- (ニ) 株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。
- (ホ) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

●三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

- (イ) 外国株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 外国株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- (ヘ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ト) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

- (イ) エマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ロ) エマージング株式インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

- (イ) 外国債券パッシブ・マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 外国債券パッシブ・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

- (イ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- (ロ) 米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の

対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- (へ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

- (イ) Jリート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
- ・主として日本の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託（REIT）に投資することにより、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - ・不動産投資信託（REIT）への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
 - ・ベンチマークとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引等を活用する場合があります。このため、不動産投資信託（REIT）の実質組入時価総額と不動産投信指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。
- (ロ) Jリート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

●三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

- (イ) 外国リート・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。
- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資することにより、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S&P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
- (ロ) 外国リート・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (へ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

- (イ) ゴールド・インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、ロンドン貴金属市場協会（LBMA）金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) ゴールド・インデックス・マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。
- (ハ) ゴールド・インデックス・マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減

を図ります。

- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

ファンドの特色

1

「三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズ」は、複数ファンドで構成されており、各ファンドは投資対象とする各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に投資対象とする資産に投資します。

※各マザーファンドおよび投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。

2

各ファンドは、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

ファンド名	ベンチマーク
TOPIXインデックス	TOPIX(東証株価指数、配当込み)
225インデックス	日経平均トータルリターン・インデックス
先進国株インデックス	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株インデックス	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
先進国債インデックス	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債インデックス	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)
Jリートインデックス	東証REIT指数(配当込み)
Gリートインデックス	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)
ゴールドインデックス ヘッジ有	LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)

3

「三井住友DS・ポートフォリオ・シリーズ」の各ファンド間でのスイッチングが可能です。

- 一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。また、スイッチングが行えない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

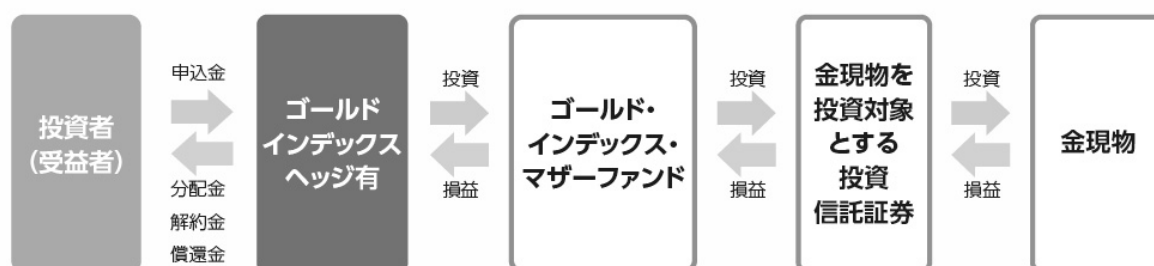
▶ 各ファンド(ゴールドインデックスヘッジ有を除く)



※ 上記における各ファンド、各マザーファンドおよび各投資対象資産は以下のとおりになります。

ファンド	マザーファンド	投資対象資産
TOPIXインデックス	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	日本の株式等
225インデックス	225マザーファンド	
先進国株インデックス	外国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の株式等
新興国株インデックス	エマージング株式インデックス・マザーファンド	新興国の株式および 株式指数先物取引等
先進国債インデックス	外国債券パッシブ・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域の公社債等
新興国債インデックス	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	新興国の公社債等
Jリートインデックス	Jリート・インデックス・マザーファンド	日本のリート等
Gリートインデックス	外国リート・インデックス・マザーファンド	日本を除く 世界各国・地域のリート等

▶ ゴールドインデックスヘッジ有



各ファンドの運用の基本方針等

▶ 国内株式

TOPIXインデックス

ベンチマーク TOPIX(東証株価指数、配当込み)

運用の基本方針 ●マザーファンドへの投資を通じて、主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※株価指数先物取引等を利用することがあります。

225インデックス

ベンチマーク 日経平均トータルリターン・インデックス

運用の基本方針 ●マザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場している株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

▶ 先進国株式

先進国株インデックス

ベンチマーク MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

運用の基本方針 ●マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の株式等に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※株価指数先物取引等を利用することがあります。
●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国株式

新興国株インデックス

ベンチマーク MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

運用の基本方針 ●マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の株式*、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を対象とする上場投資信託証券(ETF)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
*預託証書(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。
※ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券(ETF)、短期公社債等および為替取引を組み合わせて運用を行います。
●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。



預託証書(DR)とは

Depository Receiptの略で、株式を海外で流通させるために、その株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいい、株式と同様に取引所などで取引されます。

▶ 先進国債券

先進国債インデックス

ベンチマーク FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として外国の国債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 新興国債券

新興国債インデックス

ベンチマーク JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 国内リート

Jリートインデックス

ベンチマーク 東証REIT指数(配当込み)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
※不動産投信指数先物取引等を利用することがあります。

▶ 外国リート

Gリートインデックス

ベンチマーク S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

運用の基本方針

- マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国・地域の取引所に上場している不動産投資信託(リート)に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

▶ 金

ゴールドインデックスヘッジ有

ベンチマーク LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)

運用の基本方針	●マザーファンドへの投資を通じて、金地金価格との連動を目指す投資信託証券*に投資し、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。 *マザーファンドが投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性および運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。 ※実質的な投資対象とする投資信託証券は、以下の通りです。 [iShares Gold Trust] [SPDR Gold MiniShares Trust] ただし、一部の投資信託証券のみの投資となる場合があります。 ●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 ※完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■ゴールド・インデックス・マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

以下は、2024年12月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

ファンド名	iShares Gold Trust (iシェアーズ ゴールド・トラスト)	SPDR Gold MiniShares Trust (SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト)
形態	米国籍上場投資信託(米ドル建て)	米国籍上場投資信託(米ドル建て)
管理会社	iShares デラウェア・トラスト・スポンサー・ エルエルシー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・ エルエルシー
運用の基本方針	金地金価格の変動に概ね連動することを目標とします。	金地金の価格のパフォーマンスを反映させることを目標とします。
ベンチマーク	LBMA金価格	LBMA金価格
管理費用*1	年0.25%	年0.10%
購入の可否*2	日本において一般投資者の購入が可能です。	日本において一般投資者の購入が可能です。

*1 管理費用とは各上場投資信託(以下「ETF」といいます。)の運用管理費用およびその他費用を各ETFの平均純資産総額で除したもので、本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです。

*2 外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができるものがあります。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。また、円貨と外貨を交換する際に、証券会社が別途定める手数料がかかります。

為替の影響について

▶ 為替ヘッジあり

為替ヘッジあり*

為替変動の影響は限定的

*為替ヘッジコストがかかります。

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。



為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

▶ 為替ヘッジなし

為替ヘッジなし

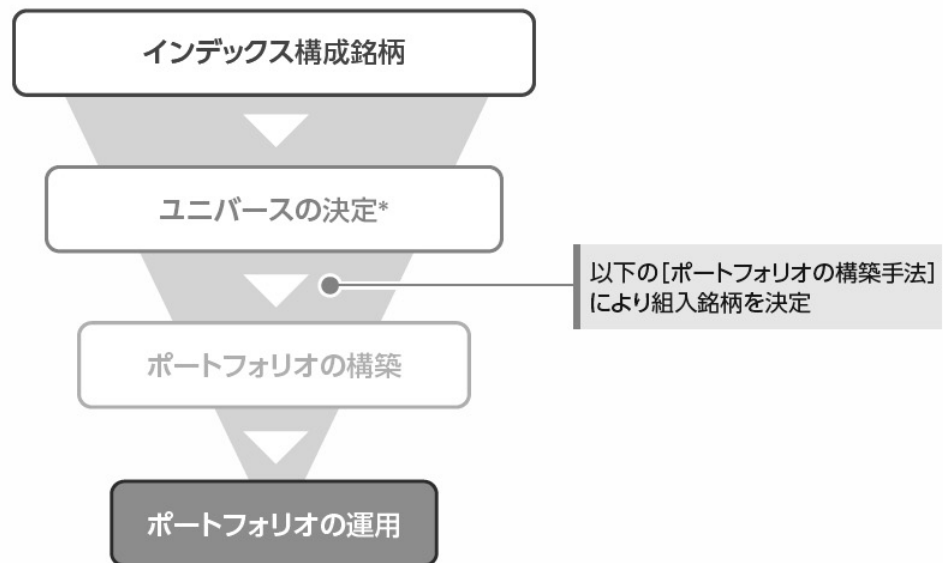
円安の場合(為替差益)
基準価額にプラス

円高の場合(為替差損)
基準価額にマイナス

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

各マザーファンドの運用プロセス

■各マザーファンドの運用は、運用部 株式クオンツグループおよびグローバル債券グループが行います。



*ユニバースの決定を行わないファンドもあります。

[ポートフォリオの構築手法]

構築手法	ファンド名
最適化法	TOPIXインデックス、先進国株インデックス、新興国株インデックス
層化抽出法	先進国債インデックス、新興国債インデックス
完全法	225インデックス、Jリートインデックス、Gリートインデックス



最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるように、インデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出して構成銘柄を選択し、ポートフォリオを構築する方法です。

完全法とは

指数を構成するすべての銘柄について、その時価構成比率に合わせて保有し、ポートフォリオを構築する方法です。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

※ゴールドインデックスヘッジ有については、金現物に投資する投資信託証券への投資により、インデックスの動きへの連動を目指した運用を行います。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

追加的記載事項

●各ファンドがベンチマークとする指数の著作権等について

<TOPIXインデックス、Jリートインデックス>

- TOPIX、東証REIT指数の指数値およびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX、東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX、東証REIT指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値およびTOPIX、東証REIT指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIX、東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIX、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- JPXは、委託会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIX、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

<225インデックス>

- 「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下「日経平均株価」といいます。)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- 「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- 当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<先進国株インデックス、新興国株インデックス>

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI INC.(以下「MSCI」)が公表する指数(MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス)を基に委託会社が換算したものです。

当ファンドは、MSCI、その関連会社、情報提供会社またはMSCI INDEXの編集または計算に関連するその他の第三者(総称して「MSCI当事者」といいます。)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。

MSCI INDEXは、MSCIの専有財産です。

MSCIおよびMSCI INDEXの名称は、MSCIもしくはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。

いかなるMSCI当事者も、委託会社、受益者、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、当ファンドへの投資、もしくはMSCI INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・黙示を問わず一切の表明または保証を行いません。

MSCIもしくは関連会社は、当ファンド、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体とは無関係にMSCIが決定、構成、計算するMSCI INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるMSCI当事者も、MSCI INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、委託会社または受益者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。

いかなるMSCI当事者も、当ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、当ファンドの償還価格および数式の決定および算定に参加しておらず、かつその責任を負いません。

さらに、いかなるMSCI当事者も、当ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。

MSCIは、MSCIが信頼できると考える情報源からMSCI INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしませんが、いずれのMSCI当事者も、MSCI INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。

MSCI当事者は、委託会社、受益者、その他の個人もしくは事業体がMSCI INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・黙示の保証をしません。

MSCI当事者は、MSCI INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。

さらに、MSCI当事者は、いかなる種類の明示・黙示の保証責任も負わず、MSCI INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるMSCI当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、およびその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

<先進国債インデックス>

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCが公表する指数(FTSE世界国債インデックス)を基に委託会社が換算したものです。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

<新興国債インデックス>

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表する指数(JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス)を基に委託会社が換算したものです。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスは、信頼できるとされる情報に基づいて作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。委託会社は同インデックスの使用許諾を得て使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承諾なく同インデックスを複製・使用・頒布することは禁じられています。また、J.P. Morganは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。Copyright © 2021, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

<グリートインデックス>

S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表する指数(S&P先進国REIT指数)を基に委託会社が換算したものです。

S&P先進国REIT指数は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJI」といいます。))の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's[®]およびS&P[®]は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。))の登録商標で、Dow Jones[®]は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。))の登録商標です。指数に直接投資することはできません。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」といいます。))によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P先進国REIT指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。S&P先進国REIT指数に関して、S&P Dow Jones Indicesおよび委託会社との間にある唯一の関係は、同インデックスとS&P Dow Jones Indicesおよび/またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および/または商標名のライセンス供与です。S&P先進国REIT指数は委託会社に関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数の決定、構成または計算において委託会社および当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格および数量、または当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によっては当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したことありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P先進国REIT指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indicesは、S&P先進国REIT指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含みます。))を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくはS&P先進国REIT指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、委託会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと委託会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

<ゴールドインデックスヘッジ有>

LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース)は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)が公表する指数(LBMA金価格)を基に委託会社が換算したものです。

LBMA金価格はICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドが算出し公表している指数であり、同社は、LBMA金価格及びLBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的又は暗示的に、何ら保証するものではありません。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

- 三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド
- 三井住友DS・日経225インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド
- 三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引にかかる権利
 3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 4. 金銭債権
- (ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
1. 為替手形

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- (ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

- 三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド
- 三井住友DS・日経225インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

委託会社は、信託金を、主として、各マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい

います。)

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

●三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

●三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

●三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

委託会社は、信託金を、主として、各マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

- 三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド
- 三井住友DS・日経225インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド
- 三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

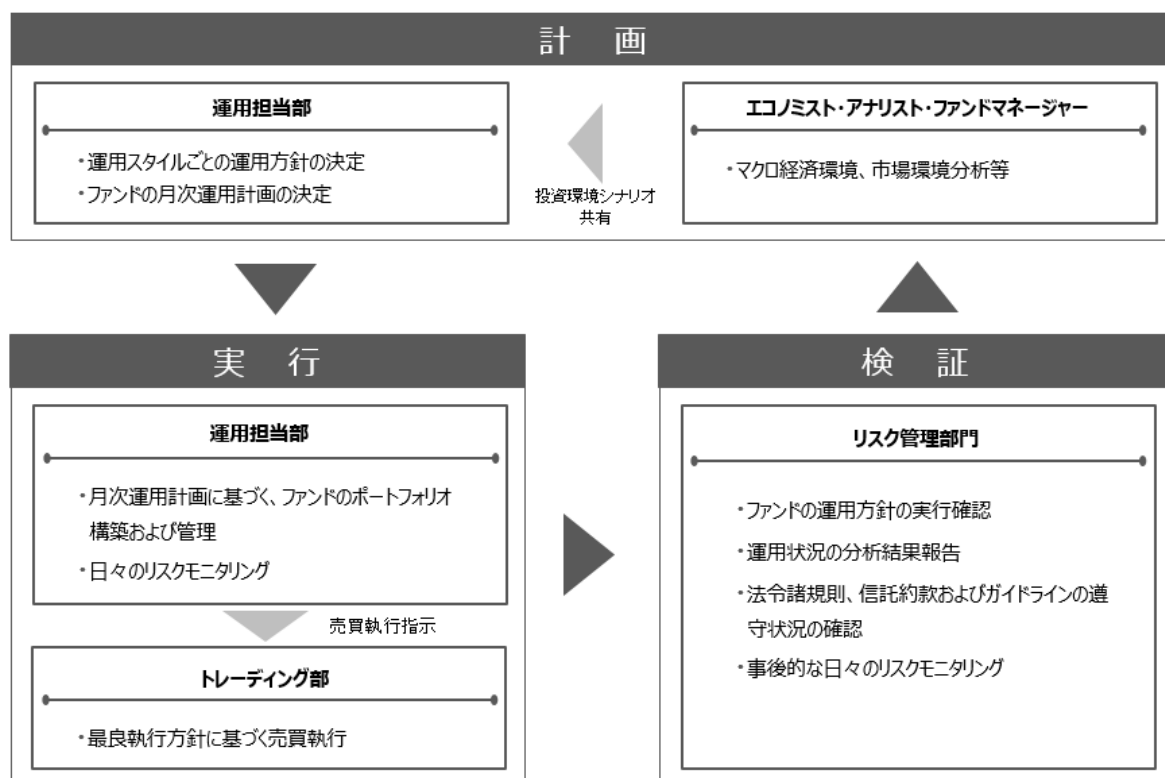
- 三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド
- 三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド
- 三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年1回（原則として毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
 （基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- 三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド
- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、先物取引を含めた実質投資比率は、信託財産の純資産総額の110%以下とします。
- ロ 外貨建資産への投資は行いません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式への投資は行いません。
- ハ 外貨建資産への投資は行いません。
- ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 株式への投資は行いません。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

●三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

- イ 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。
- ハ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ニ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅱ ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

●三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

●三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との

合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとす

ます。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

●三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権

証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ニ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に

マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日

として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- (リ)「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ヌ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ル 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ません。

- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ヲ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 同一発行体の発行する公社債への投資制限

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（日本および外国の国債証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ) 上記(イ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 上記(ロ)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (二) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ホ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ト 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことの指

図をすることができます。

- (ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価値により行うものとします。
- (ヘ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ト) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (チ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (リ) 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

チ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号

の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

リ 有価証券の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヌ 有価証券の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ル 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヲ 外国為替予約取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ワ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金

の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ハ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日

までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ハ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ニ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ホ 先物取引等の指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

●三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

イ 公社債の借入れの指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- （ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- （ハ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

ロ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ハ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ニ 資金の借入れ

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - １．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - ３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に

より算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式インデックス・マザーファンド（B号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主としてTOPIX（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 （2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・TOPIXインデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・TOPIXインデックス・ファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第 1 号から第 4 号に掲げるものに投資します。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(225 マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざした運用を行うことを基本とします。

ロ 投資態度

- (イ) 日経平均株価（日経 225）に採用されている銘柄に原則として、投資を行います。
- (ロ) 株式の組入比率は高位を保ちます。
- (ハ) 運用の効率化を図るため、日経平均先物取引を利用することもあります。
- (ニ) 株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。また、実質投資比率が前記の上限を超過した場合には、すみやかに調整するものとします。なお、実質投資比率は、現物資産の時価総額と先物の買建玉の時価総額の合計額から先物の売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。
- (ホ) 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友 D・S・225 インデックス・ファンドが投資対象とする特定資産に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
5. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
6. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友 D・S・225 インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として世界各国の株式に投資し、MSC I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ハ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいひ、有価証券に係るものに限りします。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

- 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(エマージング株式インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- (ハ) 外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （ニ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- （ホ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- （ヘ）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動

リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- (ト) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国債券パッシブ・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きと連動する投資成果を目指します。
- (ロ) ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- (ハ) ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- (ニ) 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ホ) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・先進国債インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 （2）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・先進国債インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（3）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ロ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ハ）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （ニ）同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ヘ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- （ト）デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- （チ）外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド）

（1）投資方針等

イ 基本方針

J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。

- (ロ) 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ハ) 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (ヘ) 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・新興国債インデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D S・新興国債インデックス・ファンドが投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・新興国債インデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。
- (ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(Jリート・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている不動産投資信託（REIT）を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 東証REIT指数（配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- (ロ) 不動産投資信託（REIT）への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。
- (ハ) 不動産投資信託（REIT）の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ニ) 東証REIT指数先物取引等を活用することがあります。このため不動産投資信託への投資総額と東証REIT指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・国内リートインデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D S・国内リートインデックス・ファンドが投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D S・国内リートインデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 株式への投資は行いません。

(ハ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(ホ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(外国リート・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）などを主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。

(ロ) 不動産投資信託（REIT）などへの投資にあたっては、S&P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

(ハ) 不動産投資信託（REIT）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンドが投資対象とする資産の種類に同じです（デリバティブ取引にかかる権利を除きます。）。

ロ 投資対象とする有価証券

- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D
S・先進国リートインデックス・ファンドが投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D
S・先進国リートインデックス・ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

- イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限
- (イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
 - (ロ) 株式への投資は行いません。
 - (ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ホ) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(ゴールド・インデックス・マザーファンド)

(1) 投資方針等

- イ 基本方針
- L BMA金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ロ 投資態度
- (イ) 主として別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資することにより、ロンドン貴金属市場協会（L BMA）金価格（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ※別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。
- ※別に定める金地金価格との連動を目指す投資信託証券とは、下記のものとします。
- i Shares Gold Trust
- SPDR Gold MiniShares Trust
- (ロ) 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ハ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

- イ 投資対象とする資産の種類
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載した三井住友D
S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）が投資対象とする資産の種類に同じです。
- ロ 投資対象とする有価証券
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載した三井住友D
S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）が投資対象とする有価証券の各号に掲げるものに投資します。
- ハ 投資対象とする金融商品
- 前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載した三井住友D
S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）が投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- (ロ) 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (ニ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価格変動リスク				信用 リスク	為替変動リスク		カントリー リスク	流動性 リスク
	株式市場 リスク	債券市場 リスク	不動産 投資信託 (リート) に関する リスク	金に 関する リスク		為替 ヘッジ なし	為替 ヘッジ あり		
TOPIXインデックス	●				●				●
225インデックス	●				●				●
先進国株インデックス	●				●	●		●	●
新興国株インデックス	●				●	●		●	●
先進国債インデックス		●			●	●		●	●
新興国債インデックス		●			●	●		●	●
Jリートインデックス			●		●				●
Gリートインデックス			●		●	●		●	●
ゴールドインデックス ヘッジ有				●	●		●	●	●

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリーートの価格が下落

した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(二) 金に関するリスク

ファンドは金の指標価格に連動することを目指した上場投資信託証券に投資します。一般に、金価格は、金の需給の変化や為替・金利動向等の様々な要因の影響を受けて変動します。金価格が下落した場合、組入上場投資信託証券の価格も下がり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 為替変動リスク

(為替ヘッジなし)

「ゴールドインデックスヘッジ有」以外

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(為替ヘッジあり)

「ゴールドインデックスヘッジ有」

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

(ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

a. 対象インデックスの動きと連動しない要因

各ファンドは、特定の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、各対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること
- ・「ゴールドインデックスヘッジ有」は、金の指標価格と当該指標との連動を目指した上場投資信託証券の取引価格の動きに不一致が生じること

b. 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

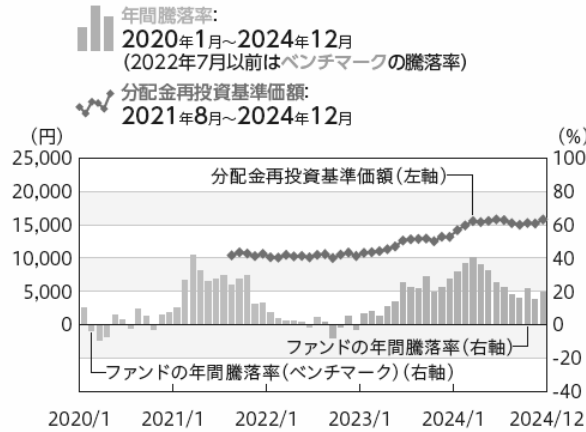
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

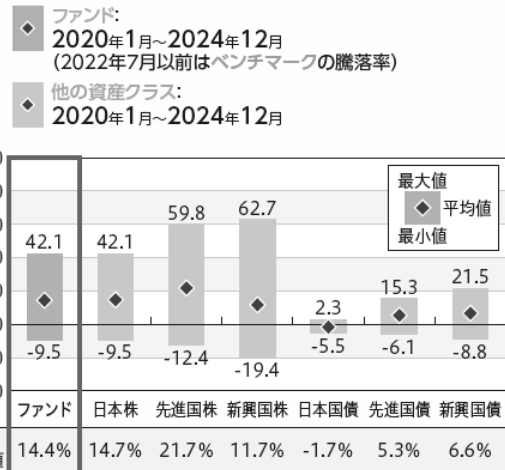
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■TOPIXインデックス(ベンチマーク:TOPIX(東証株価指数、配当込み))

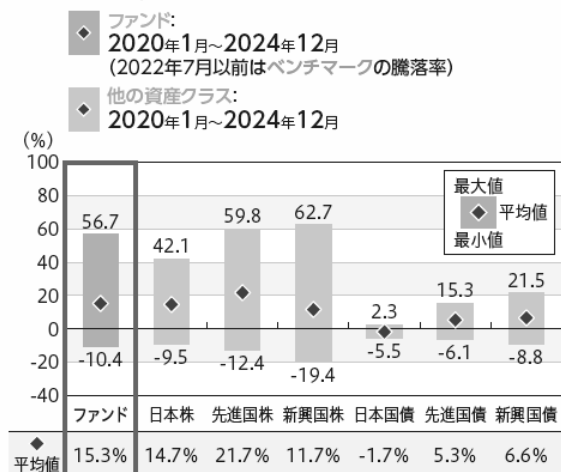
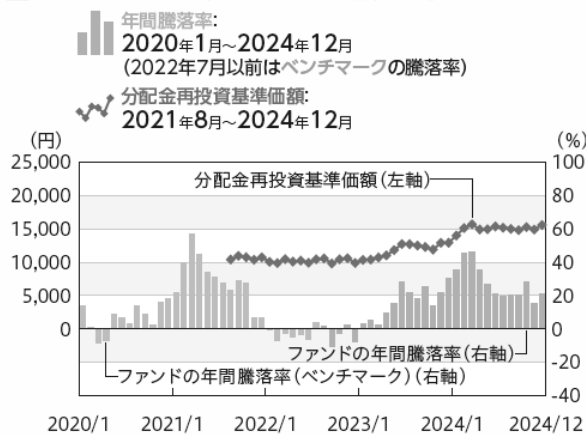


ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■225インデックス(ベンチマーク:日経平均トータルリターン・インデックス)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

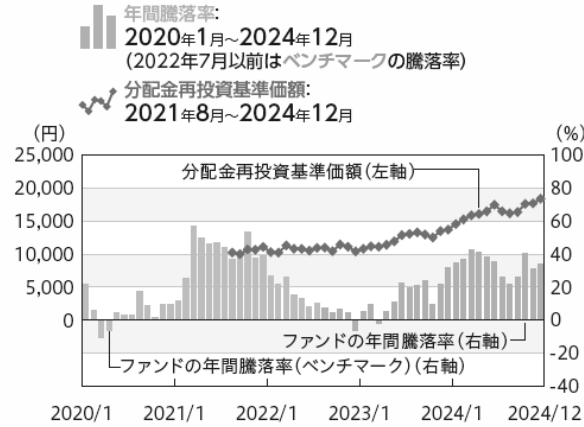
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

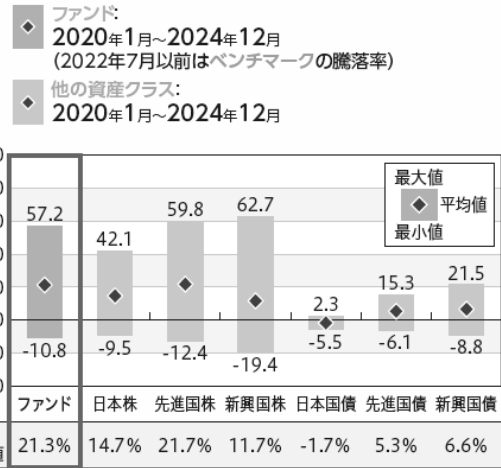
■先進国株インデックス (ベンチマーク:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))



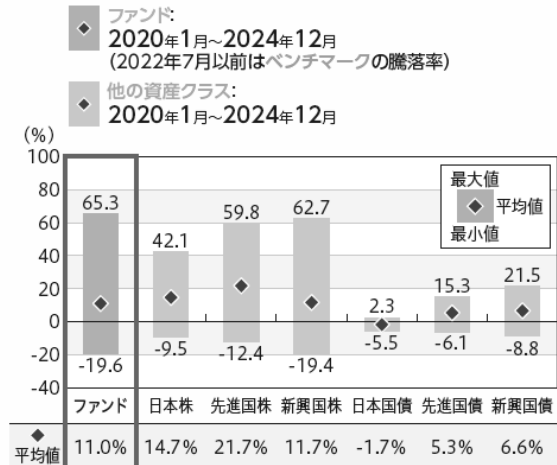
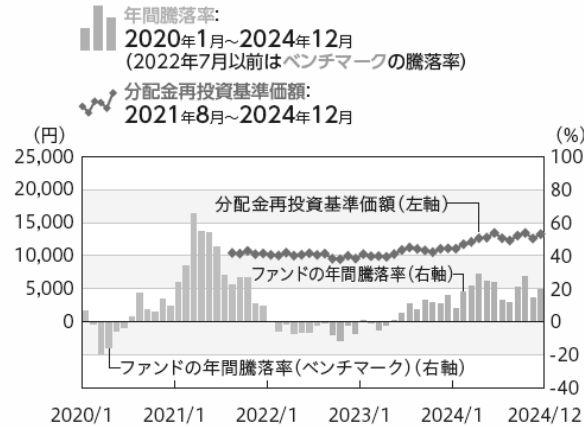
「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■新興国株インデックス (ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

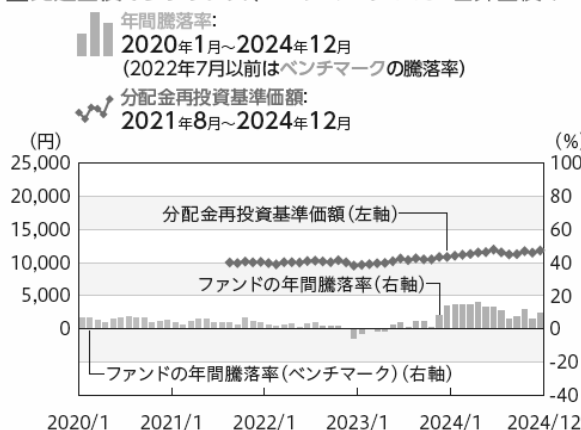
※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

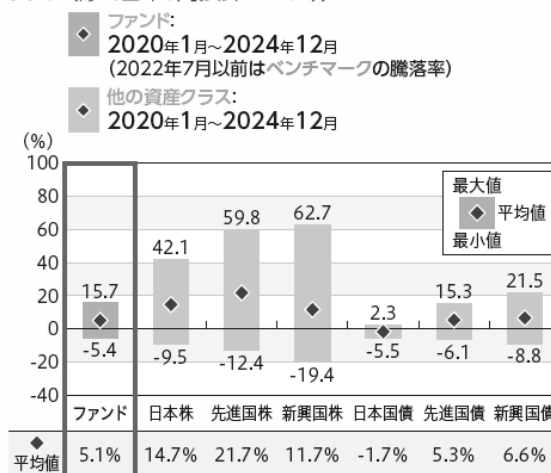
■先進国債インデックス(ベンチマーク:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース))



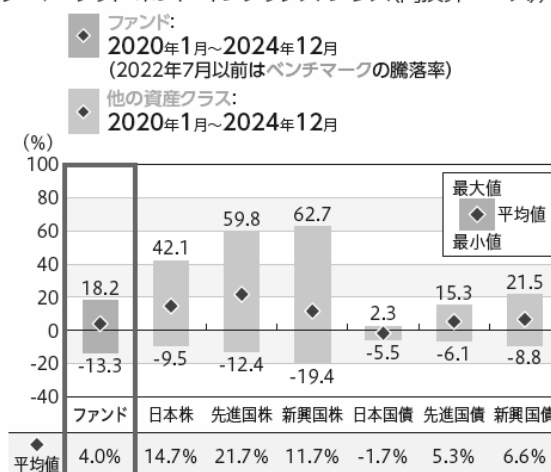
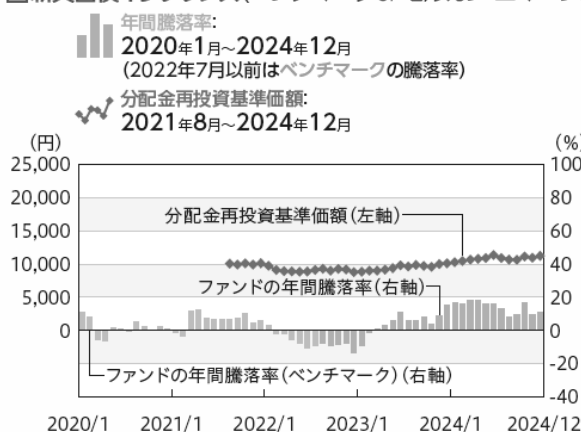
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■新興国債インデックス(ベンチマーク:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース))



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

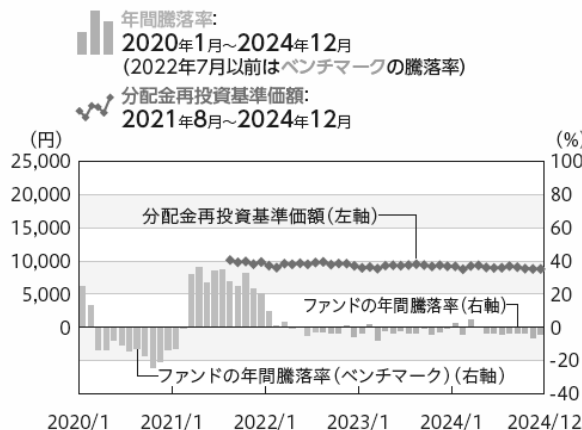
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

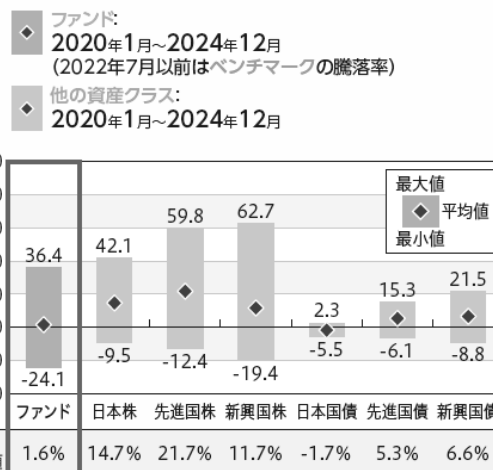
■Jリートインデックス(ベンチマーク:東証REIT指数(配当込み))



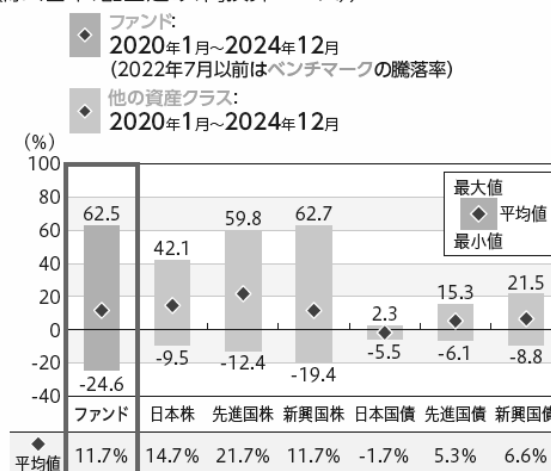
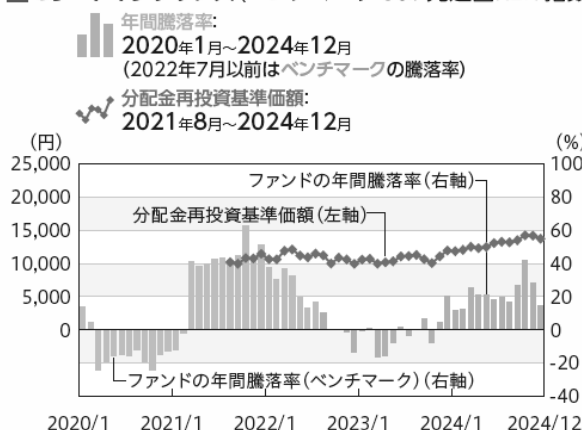
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■Gリートインデックス(ベンチマーク:S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

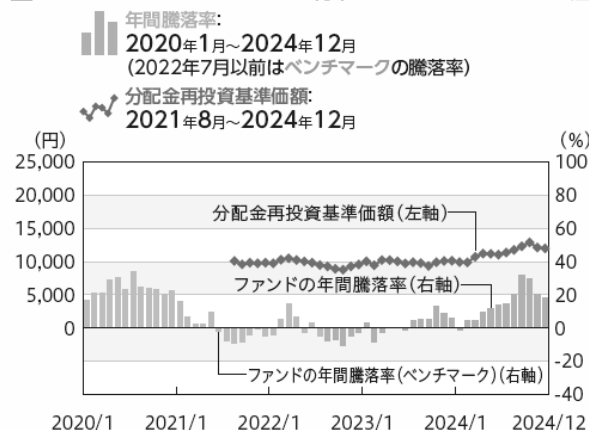
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ゴールドインデックスヘッジ有(ベンチマーク:LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース))



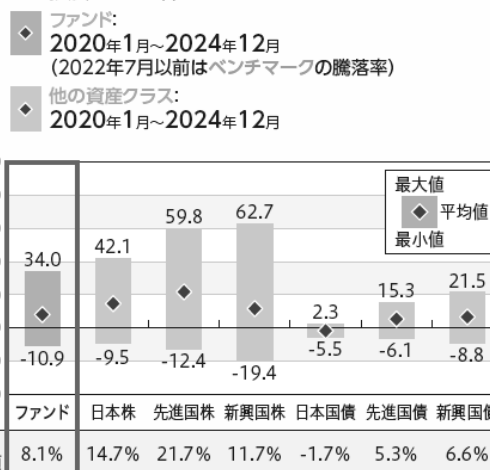
※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬率およびその配分>

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
TOPIXインデックス 225インデックス	年0.385% (税抜き0.35%)	年0.165%	年0.165%	年0.02%
先進国株インデックス 新興国株インデックス	年0.473% (税抜き0.43%)	年0.205%	年0.205%	年0.02%
先進国債インデックス	年0.297% (税抜き0.27%)	年0.125%	年0.125%	年0.02%
新興国債インデックス	年0.473% (税抜き0.43%)	年0.205%	年0.205%	年0.02%
Jリートインデックス	年0.385% (税抜き0.35%)	年0.165%	年0.165%	年0.02%
Gリートインデックス	年0.473% (税抜き0.43%)	年0.205%	年0.205%	年0.02%
ゴールドインデックスヘッジ有	年0.385% (税抜き0.35%)	年0.165%	年0.165%	年0.02%
マザーファンドが投資対象とする投資信託	年0.25%程度*			
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年0.635%（税抜き0.60%）程度*			

*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、管理費用が最大の投資信託の数値を用いています。なお、管理費用は、今後変更される場合があります。また、実際の組入状況等により実質的な負担も変動します。

上記の料率は、2024 年 12 月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

※投資対象とする投資信託の変更等に伴い、実質的な負担が変更となる場合があります。

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価

販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、「新興国債インデックス」および「ゴールドインデックスヘッジ有」は各計算期末または信託終了のときに、その他のファンドは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
 - ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。
- ※ リートを実質的な主要投資対象とするファンドでは、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄のリートの中から、約款上の選定基準に従って適宜組入銘柄を選定して分散投資を行い、また売却を行いますので、組み入れるリーートの銘柄や構成比は流動的となります。
- リーートの多くは法人形態をとっており、その費用には、運用者等に支払う費用以外に、一般の会社と同じように多種多様なものがあり、また、国・地域によっては、開示する項目の基準が異なります。
- したがって、委託会社において、ファンドが実質的に組み入れる様々なリーートの費用等を網羅的に調査し、ファンドへの投資等のための参考になるような情報として、その上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。
- ※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等および投資対象のリーートの組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
 - (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
 - (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元

本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

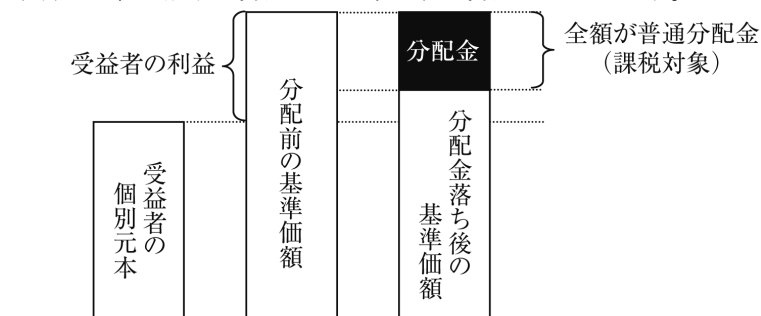
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

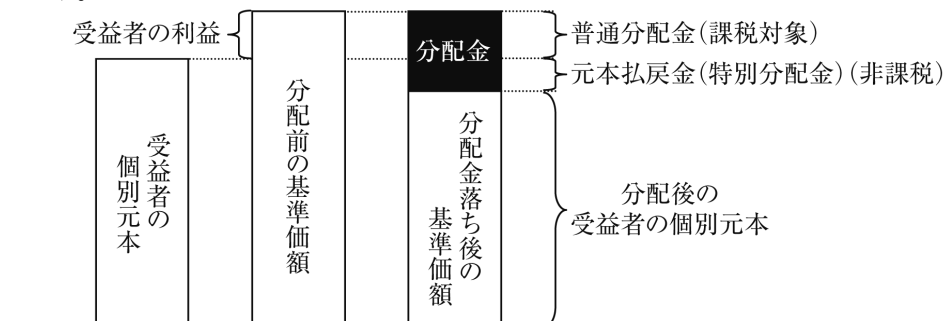
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、「T O P I X インデックス」および「2 2 5 インデックス」は、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。その他のファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りN I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024 年 12 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年12月1日～2024年12月2日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
TOPIXインデックス	0.39%	0.38%	0.00%
225インデックス	0.39%	0.38%	0.00%
先進国株インデックス	0.51%	0.47%	0.04%
新興国株インデックス	0.57%	0.47%	0.10%
先進国債インデックス	0.34%	0.30%	0.04%
新興国債インデックス	0.49%	0.47%	0.02%
Jリートインデックス	0.39%	0.38%	0.00%
Gリートインデックス	0.53%	0.47%	0.06%
ゴールドインデックスヘッジ有	0.55%	0.38%	0.02%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンド(ゴールドインデックスヘッジ有を除く)が上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。ゴールドインデックスヘッジ有は、投資しているETFの管理費用等は、その他費用に含めています。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,600,672,849	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△352,519	△0.02
合計（純資産総額）		1,600,320,330	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	854,815,795	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△248,328	△0.03
合計（純資産総額）		854,567,467	100.00

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,891,367,285	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△659,160	△0.03
合計（純資産総額）		1,890,708,125	100.00

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	162,866,526	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△55,764	△0.03
合計（純資産総額）		162,810,762	100.00

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	632,566,848	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△144,902	△0.02
合計（純資産総額）		632,421,946	100.00

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	143,709,837	99.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,393,713	0.96
合計（純資産総額）		145,103,550	100.00

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	537,178,869	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△151,888	△0.03
合計（純資産総額）		537,026,981	100.00

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	572,391,566	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△209,477	△0.04
合計（純資産総額）		572,182,089	100.00

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,545,231,569	103.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△46,720,515	△3.12

合計（純資産総額）	1,498,511,054	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	47,268,000	3.15
為替予約取引	売建	-	1,553,068,920	△103.64

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（Ｂ号）	318,459,473	4.9234	1,567,892,332	5.0263	1,600,672,849	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受 益証券	２２５マザーファ ンド	154,700,991	5.3289	824,379,069	5.5256	854,815,795	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03

合 計	100.03

三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式インデッ クス・マザーファ ンド	183,918,948	9.9152	1,823,591,952	10.2837	1,891,367,285	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	エマージング株式 インデックス・マ ザーファンド	73,237,938	2.1071	154,316,863	2.2238	162,866,526	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)

日本	親投資 信託受 益証券	外国債券パッシ ブ・マザーファン ド	266,299,086	2.3003	612,575,677	2.3754	632,566,848	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在	
種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在								
国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	米ドル建て新興国 債インデックス・ マザーファンド	123,557,594	1.1311	139,755,994	1.1631	143,709,837	99.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在	
種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.04
合 計	99.04

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在								
国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	Jリート・インデ ックス・マザーフ ァンド	214,983,339	2.4887	535,022,416	2.4987	537,178,869	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在	
種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03

合 計	100.03

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	外国リート・イン デックス・マザー ファンド	155,414,490	3.7743	586,584,548	3.6830	572,391,566	100.04

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.04
合 計	100.04

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	ゴールド・インデ ックス・マザーフ ァンド	773,389,174	1.9324	1,494,499,572	1.9980	1,545,231,569	103.12

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	103.12
合 計	103.12

②【投資不動産物件】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・日経 2 2 5 インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・先進国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・新興国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・先進国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・新興国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・国内リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・先進国リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友D S ・T O P I X インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S ・日経 2 2 5 インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンド

該当事項はありません。

三井住友D S・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

2024年12月30日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	300,000.00	46,333,170	47,268,000	3.15
	アメリカ・ドル	売建	9,857,000.00	1,505,509,709	1,553,068,920	△103.64

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友D S・T O P I Xインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2021年11月30日)	6,046,349	6,046,349	10,294	10,294

第2期	(2022年11月30日)	61,728,569	61,728,569	10,830	10,830
第3期	(2023年11月30日)	284,137,666	284,137,666	13,219	13,219
第4期	(2024年12月2日)	1,247,471,953	1,247,471,953	15,390	15,390
	2023年12月末日	357,646,981	－	13,184	－
	2024年1月末日	410,888,232	－	14,209	－
	2月末日	467,084,026	－	14,904	－
	3月末日	678,757,765	－	15,558	－
	4月末日	765,639,673	－	15,411	－
	5月末日	744,181,962	－	15,577	－
	6月末日	786,758,557	－	15,798	－
	7月末日	811,163,033	－	15,707	－
	8月末日	1,067,193,393	－	15,243	－
	9月末日	1,108,088,517	－	15,005	－
	10月末日	1,197,812,585	－	15,282	－
	11月末日	1,231,883,553	－	15,197	－
	12月末日	1,600,320,330	－	15,798	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

年月日		純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期	(2021 年 11 月 30 日)	69, 516, 804	69, 516, 804	10, 362	10, 362
第 2 期	(2022 年 11 月 30 日)	272, 425, 967	272, 425, 967	10, 597	10, 597
第 3 期	(2023 年 11 月 30 日)	515, 836, 557	515, 836, 557	12, 922	12, 922
第 4 期	(2024 年 12 月 2 日)	825, 404, 441	825, 404, 441	15, 050	15, 050
2023 年 12 月末日		504, 823, 593	－	12, 924	－
2024 年 1 月末日		585, 212, 174	－	14, 014	－
2 月末日		783, 372, 036	－	15, 134	－
3 月末日		842, 233, 256	－	15, 699	－
4 月末日		776, 584, 372	－	14, 926	－
5 月末日		741, 038, 448	－	14, 953	－
6 月末日		794, 317, 630	－	15, 386	－
7 月末日		719, 790, 447	－	15, 192	－
8 月末日		818, 657, 001	－	15, 025	－
9 月末日		873, 853, 722	－	14, 831	－
10 月末日		940, 691, 469	－	15, 277	－
11 月末日		818, 879, 901	－	14, 931	－
12 月末日		854, 567, 467	－	15, 604	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	74,584,829	74,584,829	10,652	10,652
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	309,023,748	309,023,748	11,100	11,100
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	825,661,600	825,661,600	13,487	13,487
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	1,749,839,950	1,749,839,950	17,721	17,721
2023 年 12 月末日	941,904,423	－	13,718	－
2024 年 1 月末日	1,020,956,090	－	14,550	－
2 月末日	1,156,105,443	－	15,245	－
3 月末日	1,263,067,993	－	15,875	－
4 月末日	1,299,576,051	－	16,081	－
5 月末日	1,402,107,682	－	16,458	－
6 月末日	1,535,981,813	－	17,455	－
7 月末日	1,478,836,585	－	16,474	－
8 月末日	1,472,458,070	－	16,181	－
9 月末日	1,492,704,161	－	16,361	－
10 月末日	1,591,183,109	－	17,596	－
11 月末日	1,747,252,090	－	17,695	－
12 月末日	1,890,708,125	－	18,396	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	3,024,503	3,024,503	10,217	10,217
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	22,496,244	22,496,244	9,972	9,972
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	130,946,337	130,946,337	11,041	11,041
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	151,814,121	151,814,121	12,548	12,548
2023 年 12 月末日	134,671,670	－	11,095	－
2024 年 1 月末日	138,942,400	－	11,072	－
2 月末日	147,769,685	－	11,735	－
3 月末日	155,708,694	－	12,076	－
4 月末日	158,767,263	－	12,652	－
5 月末日	180,084,182	－	12,747	－
6 月末日	210,770,654	－	13,436	－
7 月末日	217,945,654	－	12,645	－
8 月末日	213,453,901	－	12,297	－
9 月末日	221,215,003	－	13,043	－

10 月末日	231,980,834	-	13,432	-
11 月末日	152,450,278	-	12,600	-
12 月末日	162,810,762	-	13,262	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	6,787,059	6,787,059	10,037	10,037
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	80,135,860	80,135,860	10,037	10,037
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	568,449,519	568,449,519	10,827	10,827
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	628,505,118	628,505,118	11,457	11,457
2023 年 12 月末日	637,357,500	-	10,836	-
2024 年 1 月末日	672,018,219	-	11,024	-
2 月末日	684,091,910	-	11,163	-
3 月末日	700,849,967	-	11,299	-
4 月末日	721,907,318	-	11,509	-
5 月末日	756,347,508	-	11,567	-
6 月末日	784,824,139	-	11,963	-
7 月末日	753,785,900	-	11,528	-
8 月末日	740,366,551	-	11,231	-
9 月末日	743,842,730	-	11,254	-
10 月末日	734,774,970	-	11,714	-
11 月末日	629,369,236	-	11,473	-
12 月末日	632,421,946	-	11,828	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	1,607,853	1,607,853	9,918	9,918
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	11,569,350	11,569,350	9,187	9,187
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	34,764,493	34,764,493	10,009	10,009
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	146,680,024	146,680,024	10,946	10,946
2023 年 12 月末日	55,292,142	-	10,113	-
2024 年 1 月末日	56,531,311	-	10,284	-
2 月末日	57,720,168	-	10,463	-
3 月末日	59,062,863	-	10,658	-

4 月末日	60,179,444	-	10,787	-
5 月末日	146,485,840	-	10,903	-
6 月末日	154,561,390	-	11,371	-
7 月末日	148,481,676	-	10,902	-
8 月末日	144,200,936	-	10,669	-
9 月末日	143,492,216	-	10,653	-
10 月末日	150,247,599	-	11,141	-
11 月末日	146,853,591	-	10,959	-
12 月末日	145,103,550	-	11,249	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	2,142,283	2,142,283	9,513	9,513
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	118,055,864	118,055,864	9,600	9,600
第 3 期 (2023 年 11 月 30 日)	143,043,924	143,043,924	9,353	9,353
第 4 期 (2024 年 12 月 2 日)	523,875,882	523,875,882	8,754	8,754
2023 年 12 月末日	150,735,152	-	9,197	-
2024 年 1 月末日	150,517,400	-	9,186	-
2 月末日	193,362,043	-	8,742	-
3 月末日	267,649,827	-	9,235	-
4 月末日	265,933,126	-	9,326	-
5 月末日	274,758,525	-	9,003	-
6 月末日	419,836,329	-	8,946	-
7 月末日	460,422,648	-	8,969	-
8 月末日	479,951,437	-	9,219	-
9 月末日	510,328,163	-	9,066	-
10 月末日	516,121,585	-	8,863	-
11 月末日	525,642,380	-	8,784	-
12 月末日	537,026,981	-	8,784	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期 (2021 年 11 月 30 日)	2,304,754	2,304,754	10,763	10,763
第 2 期 (2022 年 11 月 30 日)	86,933,845	86,933,845	10,597	10,597

第3期	(2023年11月30日)	344,098,319	344,098,319	11,071	11,071
第4期	(2024年12月2日)	597,226,853	597,226,853	14,072	14,072
	2023年12月末日	395,519,029	－	11,943	－
	2024年1月末日	377,395,477	－	11,843	－
	2月末日	390,093,843	－	12,052	－
	3月末日	415,850,232	－	12,514	－
	4月末日	409,068,236	－	12,301	－
	5月末日	414,503,694	－	12,492	－
	6月末日	434,772,591	－	13,084	－
	7月末日	464,790,428	－	13,267	－
	8月末日	544,077,264	－	13,189	－
	9月末日	559,860,921	－	13,502	－
	10月末日	602,029,644	－	14,235	－
	11月末日	602,512,740	－	14,196	－
	12月末日	572,182,089	－	13,719	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

年月日		純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期	(2021 年 11 月 30 日)	37, 563, 029	37, 563, 029	9, 748	9, 748
第 2 期	(2022 年 11 月 30 日)	335, 482, 332	335, 482, 332	9, 277	9, 277
第 3 期	(2023 年 11 月 30 日)	914, 801, 444	914, 801, 444	10, 096	10, 096
第 4 期	(2024 年 12 月 2 日)	1, 456, 418, 072	1, 456, 418, 072	12, 222	12, 222
	2023 年 12 月末日	955, 913, 440	－	10, 131	－
	2024 年 1 月末日	960, 126, 971	－	9, 929	－
	2 月末日	960, 824, 642	－	9, 874	－
	3 月末日	1, 058, 765, 687	－	10, 713	－
	4 月末日	1, 036, 534, 032	－	11, 205	－
	5 月末日	989, 951, 869	－	11, 169	－
	6 月末日	980, 929, 267	－	11, 037	－
	7 月末日	1, 063, 209, 312	－	11, 351	－
	8 月末日	1, 091, 894, 161	－	11, 759	－
	9 月末日	1, 249, 514, 716	－	12, 292	－
	10 月末日	1, 387, 279, 924	－	12, 870	－
	11 月末日	1, 444, 583, 282	－	12, 123	－
	12 月末日	1, 498, 511, 054	－	11, 966	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
第 1 期	2021 年 8 月 23 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 2 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 3 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 4 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

③【収益率の推移】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

	収益率 (%)
第 1 期	2.9
第 2 期	5.2
第 3 期	22.1
第 4 期	16.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

	収益率（％）
第１期	3.6
第２期	2.3
第３期	21.9
第４期	16.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

	収益率（％）
第１期	6.5
第２期	4.2
第３期	21.5
第４期	31.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

	収益率（％）
第１期	2.2
第２期	△2.4
第３期	10.7
第４期	13.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

	収益率（％）
第１期	0.4
第２期	0.0
第３期	7.9
第４期	5.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド

	収益率 (%)
第 1 期	△0.8
第 2 期	△7.4
第 3 期	8.9
第 4 期	9.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド

	収益率 (%)
第 1 期	△4.9
第 2 期	0.9
第 3 期	△2.6
第 4 期	△6.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンド

	収益率 (%)
第 1 期	7.6
第 2 期	△1.5
第 3 期	4.5
第 4 期	27.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友D S・ゴールドインデックス・ファンド (為替ヘッジあり)

	収益率 (%)
第 1 期	△2.5
第 2 期	△4.8
第 3 期	8.8
第 4 期	21.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	11,131,313	5,257,925
第2期	52,125,564	1,000,000
第3期	190,811,491	32,871,325
第4期	769,971,404	174,312,528

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	68,267,713	1,179,562
第2期	221,907,962	31,922,134
第3期	233,724,846	91,595,580
第4期	398,847,322	249,616,109

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	72,990,426	2,971,998
第2期	270,552,214	62,163,465
第3期	476,514,487	142,749,153
第4期	556,778,812	181,534,421

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,960,151	0
第2期	29,976,495	10,377,413
第3期	107,220,605	11,184,925
第4期	91,501,752	89,107,930

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	6,762,046	0
第2期	86,535,230	13,454,513
第3期	467,002,780	21,838,442
第4期	224,607,694	201,047,045

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	1,621,093	0
第2期	10,979,714	8,229
第3期	35,198,756	13,056,970
第4期	103,305,637	4,036,516

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2,350,609	98,727
第2期	132,574,732	11,855,664
第3期	67,492,161	37,529,664
第4期	511,896,982	66,403,958

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンド

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2,141,454	0
第2期	90,161,002	10,267,851
第3期	282,784,981	54,000,313
第4期	139,444,231	25,841,587

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友D S・ゴールドインデックス・ファンド (為替ヘッジあり)

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	38,535,757	0
第2期	379,344,235	56,234,121
第3期	701,752,986	157,283,244
第4期	521,844,884	236,314,872

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド (B号)

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	360,655,788,940	98.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,886,330,022	1.34
合計（純資産総額）		365,542,118,962	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	4,876,375,000	1.33
合計	買建	-	4,876,375,000	1.33

225マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	252,363,856,160	98.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,707,172,612	1.06
合計（純資産総額）		255,071,028,772	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	2,753,100,000	1.08
合計	買建	-	2,753,100,000	1.08

外国株式インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	708,292,023,885	72.49
	イギリス	32,633,488,911	3.34
	カナダ	30,447,097,450	3.12
	スイス	24,534,201,510	2.51
	フランス	23,134,674,036	2.37
	ドイツ	21,285,477,548	2.18
	アイルランド	17,404,897,505	1.78
	オーストラリア	15,284,672,750	1.56
	オランダ	15,039,930,415	1.54
	スウェーデン	7,207,689,138	0.74
	デンマーク	6,792,127,200	0.70
	スペイン	6,060,147,181	0.62
	イタリア	5,111,353,947	0.52
	香港	3,380,071,551	0.35
	シンガポール	2,869,881,818	0.29

	フィンランド	2,261,121,213	0.23
	イスラエル	2,175,296,348	0.22
	ジャージー	1,910,297,848	0.20
	ベルギー	1,707,804,030	0.17
	ルクセンブルグ	1,495,266,436	0.15
	ケイマン諸島	1,454,599,841	0.15
	ノルウェー	1,329,452,407	0.14
	バミューダ	1,034,231,429	0.11
	リベリア	797,637,359	0.08
	オランダ領キュラソー	789,332,657	0.08
	ニュージーランド	690,106,209	0.07
	オーストリア	445,386,766	0.05
	パナマ	399,571,791	0.04
	ポルトガル	337,059,147	0.03
	マン島	56,802,230	0.01
	小計	936,361,700,556	95.84
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	14,908,816,611	1.53
	オーストラリア	1,527,724,969	0.16
	フランス	337,281,210	0.03
	シンガポール	229,408,078	0.02
	イギリス	228,607,294	0.02
	香港	159,914,727	0.02
	ケイマン諸島	85,052,873	0.01
	ベルギー	62,427,866	0.01
	カナダ	37,980,365	0.00
	小計	17,577,213,993	1.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	23,099,252,127	2.36
合計（純資産総額）		977,038,166,676	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	876,424,374	0.09
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,989,829,732	0.31
株価指数先物取引	買建	アメリカ	19,877,365,431	2.03
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	630,318,737	0.06
合計	買建	-	24,373,938,274	2.49

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	2,697,031,643	0.28

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	インド	10,263,318,208	17.94
	台湾	10,263,239,575	17.94
	ケイマン諸島	8,622,684,080	15.07
	韓国	4,738,095,998	8.28
	中国	3,529,401,841	6.17
	ブラジル	1,794,841,989	3.14
	南アフリカ	1,421,948,375	2.49
	マレーシア	798,038,340	1.39
	インドネシア	770,458,113	1.35
	タイ	763,329,356	1.33
	メキシコ	711,366,282	1.24
	香港	430,073,107	0.75
	ポーランド	409,554,855	0.72
	トルコ	353,122,531	0.62
	フィリピン	276,484,416	0.48
	ギリシャ	244,349,679	0.43
	チリ	215,191,038	0.38
	バミューダ	201,631,288	0.35
	アメリカ	184,970,908	0.32
	ハンガリー	129,140,433	0.23
	イギリス	81,694,235	0.14
	チェコ	70,220,688	0.12
	コロンビア	50,707,653	0.09
	ルクセンブルグ	50,173,301	0.09
	エジプト	35,392,941	0.06
	オランダ	33,285,707	0.06
	ペルー	12,717,842	0.02
	シンガポール	12,689,301	0.02
	小計	46,468,122,080	81.22
投資信託受益証券	香港	2,210,133,611	3.86
投資証券	アメリカ	3,611,026,244	6.31
	メキシコ	225,707,861	0.39
	ブラジル	65,311,078	0.11
	小計	3,902,045,183	6.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,629,960,415	8.10
合計（純資産総額）		57,210,261,289	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)

株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,814,366,480	8.42
合計	買建	-	4,814,366,480	8.42

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	161,628,744	0.28

外国債券パッシブ・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	アメリカ	92,878,365,640	46.42
	中国	22,727,710,913	11.36
	フランス	14,456,219,422	7.23
	イタリア	13,615,802,720	6.81
	ドイツ	11,571,738,343	5.78
	イギリス	10,153,200,100	5.07
	スペイン	8,596,374,931	4.30
	カナダ	3,799,121,258	1.90
	ベルギー	3,085,729,920	1.54
	オランダ	2,560,687,425	1.28
	オーストラリア	2,399,259,739	1.20
	オーストリア	2,174,407,414	1.09
	メキシコ	1,477,954,434	0.74
	ポルトガル	1,154,604,507	0.58
	ポーランド	1,053,932,663	0.53
	マレーシア	1,005,554,745	0.50
	フィンランド	973,973,255	0.49
	アイルランド	937,845,187	0.47
	シンガポール	772,895,532	0.39
	イスラエル	653,850,360	0.33
	ニュージーランド	545,636,036	0.27
	デンマーク	443,794,727	0.22
	スウェーデン	321,274,248	0.16
	ノルウェー	299,058,430	0.15
	小計	197,658,991,949	98.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,409,882,544	1.20
合計（純資産総額）		200,068,874,493	100.00

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率

		(円)	(%)
国債証券	トルコ	1,167,132,869	10.73
	サウジアラビア	1,083,693,236	9.96
	メキシコ	846,856,965	7.79
	ブラジル	735,152,464	6.76
	アラブ首長国連邦	731,083,758	6.72
	コロンビア	701,569,901	6.45
	ポーランド	666,722,056	6.13
	チリ	664,776,916	6.11
	ドミニカ共和国	524,856,267	4.83
	ハンガリー	496,677,449	4.57
	カタール	451,045,999	4.15
	ペルー	378,410,534	3.48
	パナマ	365,644,458	3.36
	南アフリカ	341,114,853	3.14
	中国	272,826,333	2.51
	インドネシア	257,280,719	2.37
	オマーン	195,687,008	1.80
	ウルグアイ	166,118,896	1.53
	フィリピン	111,416,613	1.02
	小計	10,158,067,294	93.40
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	717,468,851	6.60
合計（純資産総額）		10,875,536,145	100.00

Jリート・インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	17,837,536,300	98.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	264,411,745	1.46
合計（純資産総額）		18,101,948,045	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
リート指数先物取引	買建	日本	32,690,000	0.18
合計	買建	-	32,690,000	0.18

外国リート・インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	36,119,524,991	79.07

	オーストラリア	3,318,322,016	7.26
	イギリス	1,855,996,449	4.06
	シンガポール	1,355,324,843	2.97
	フランス	777,802,950	1.70
	カナダ	563,002,782	1.23
	香港	398,681,100	0.87
	ベルギー	385,229,515	0.84
	スペイン	197,445,959	0.43
	韓国	70,656,141	0.15
	イスラエル	63,204,509	0.14
	オランダ	59,390,338	0.13
	ガーンジィ	46,156,883	0.10
	ニュージーランド	36,249,644	0.08
	アイルランド	14,970,692	0.03
	ドイツ	14,463,516	0.03
	イタリア	3,226,613	0.01
	小計	45,279,648,941	99.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	400,179,553	0.88
合計（純資産総額）		45,679,828,494	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	122,020,950	0.27

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券	アメリカ	14,410,379,812	97.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	297,216,426	2.02
合計（純資産総額）		14,707,596,238	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,812,400	2,618.73	12,602,359,312	3,146.00	15,139,810,400	4.14
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,171,500	3,019.26	9,575,595,425	3,369.00	10,684,783,500	2.92

日本	株式	三菱ＵＦＪフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	5,720,100	1,826.50	10,447,762,650	1,846.00	10,559,304,600	2.89
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,355,200	3,946.56	9,294,944,060	3,937.00	9,272,422,400	2.54
日本	株式	リクルートホー ルディングス	サービス 業	726,300	10,629.83	7,720,448,613	11,145.00	8,094,613,500	2.21
日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	1,860,400	3,822.19	7,110,804,112	3,764.00	7,002,545,600	1.92
日本	株式	キーエンス	電気機器	90,600	65,246.59	5,911,341,012	64,630.00	5,855,478,000	1.60
日本	株式	任天堂	その他製 品	571,700	8,862.08	5,066,450,032	9,264.00	5,296,228,800	1.45
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	644,000	7,507.15	4,834,602,160	7,832.00	5,043,808,000	1.38
日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	870,900	5,708.73	4,971,734,230	5,728.00	4,988,515,200	1.36
日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	1,206,200	3,879.30	4,679,217,510	3,873.00	4,671,612,600	1.28
日本	株式	三井物産	卸売業	1,406,100	3,198.50	4,497,414,548	3,311.00	4,655,597,100	1.27
日本	株式	東京エレクトロ ン	電気機器	191,900	23,646.85	4,537,829,685	24,185.00	4,641,101,500	1.27
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,768,500	2,565.42	4,536,939,075	2,604.00	4,605,174,000	1.26
日本	株式	信越化学工業	化学	813,300	5,543.73	4,508,712,268	5,296.00	4,307,236,800	1.18
日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	26,994,400	155.23	4,190,218,112	158.00	4,265,115,200	1.17
日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通 信業	447,900	8,909.61	3,990,614,946	9,185.00	4,113,961,500	1.13
日本	株式	第一三共	医薬品	857,400	4,864.16	4,170,529,596	4,352.00	3,731,404,800	1.02
日本	株式	三菱重工業	機械	1,599,700	2,245.98	3,592,899,884	2,223.00	3,556,133,100	0.97
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	176,900	19,532.61	3,455,319,248	19,815.00	3,505,273,500	0.96
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	809,100	4,120.08	3,333,558,978	4,181.00	3,382,847,100	0.93
日本	株式	KDDI	情報・通 信業	668,900	4,957.95	3,316,371,220	5,042.00	3,372,593,800	0.92
日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	2,142,000	1,303.86	2,792,876,166	1,535.00	3,287,970,000	0.90
日本	株式	ファーストリテ ィリング	小売業	53,900	50,478.84	2,720,809,721	53,820.00	2,900,898,000	0.79
日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	14,581,300	195.06	2,844,216,670	198.90	2,900,220,570	0.79
日本	株式	セブン&アイ・ ホールディング ス	小売業	1,059,300	2,604.16	2,758,585,734	2,487.00	2,634,479,100	0.72
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	285,500	8,433.12	2,407,654,500	9,198.00	2,626,029,000	0.72
日本	株式	三菱電機	電気機器	929,500	2,570.02	2,388,831,470	2,687.00	2,497,566,500	0.68
日本	株式	富士通	電気機器	841,600	2,862.05	2,408,703,066	2,799.50	2,356,059,200	0.64
日本	株式	キャノン	電気機器	451,600	4,907.59	2,216,265,702	5,161.00	2,330,707,600	0.64

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.25
	建設業	2.12
	食料品	3.01
	繊維製品	0.42
	パルプ・紙	0.13
	化学	5.07
	医薬品	4.28
	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.56
	ガラス・土石製品	0.65
	鉄鋼	0.81
	非鉄金属	0.82
	金属製品	0.48
	機械	5.47
	電気機器	17.36
	輸送用機器	7.77
	精密機器	2.37
	その他製品	2.62
	電気・ガス業	1.24
	陸運業	2.21
	海運業	0.68
	空運業	0.33
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.44
	卸売業	6.72
	小売業	4.54
	銀行業	8.43
	証券、商品先物取引業	0.87
	保険業	3.24
	その他金融業	1.19
	不動産業	1.77
	サービス業	5.07
合 計		98.66

2.2.5 マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ファーストリ	小売業	561,600	49,469.48	27,782,058,726	53,820.00	30,225,312,000	11.85

		テイリング							
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	1,664,000	9,818.81	16,338,500,160	9,198.00	15,305,472,000	6.00
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	624,000	23,246.65	14,505,907,020	24,185.00	15,091,440,000	5.92
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,248,000	9,503.20	11,859,995,400	9,185.00	11,462,880,000	4.49
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	624,000	9,931.51	6,197,259,300	11,145.00	6,954,480,000	2.73
日本	株式	T D K	電気機器	3,120,000	2,026.66	6,323,179,500	2,072.50	6,466,200,000	2.54
日本	株式	K D D I	情報・通信業	1,248,000	4,899.13	6,114,112,440	5,042.00	6,292,416,000	2.47
日本	株式	信越化学工業	化学	1,040,000	5,786.14	6,017,583,100	5,296.00	5,507,840,000	2.16
日本	株式	テルモ	精密機器	1,664,000	3,158.70	5,256,079,840	3,062.00	5,095,168,000	2.00
日本	株式	中外製薬	医薬品	624,000	7,415.15	4,627,051,320	6,999.00	4,367,376,000	1.71
日本	株式	ファナック	電気機器	1,040,000	4,228.84	4,397,997,400	4,175.00	4,342,000,000	1.70
日本	株式	ダイキン工業	機械	208,000	18,993.03	3,950,550,280	18,660.00	3,881,280,000	1.52
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,040,000	2,974.92	3,093,917,800	3,369.00	3,503,760,000	1.37
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,040,000	2,653.84	2,759,989,000	3,146.00	3,271,840,000	1.28
日本	株式	N T Tデータグループ	情報・通信業	1,040,000	2,668.30	2,775,029,200	3,030.00	3,151,200,000	1.24
日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	208,000	14,876.13	3,094,234,860	14,800.00	3,078,400,000	1.21
日本	株式	日東電工	化学	1,040,000	2,618.05	2,722,767,100	2,680.00	2,787,200,000	1.09
日本	株式	第一三共	医薬品	624,000	4,901.86	3,058,762,140	4,352.00	2,715,648,000	1.06
日本	株式	京セラ	電気機器	1,664,000	1,532.30	2,549,752,800	1,575.50	2,621,632,000	1.03
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	624,000	3,397.20	2,119,850,940	3,779.00	2,358,096,000	0.92
日本	株式	セコム	サービス業	416,000	5,257.64	2,187,179,320	5,369.00	2,233,504,000	0.88
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	624,000	3,471.67	2,166,324,000	3,309.00	2,064,816,000	0.81
日本	株式	H O Y A	精密機器	104,000	20,871.70	2,170,656,360	19,815.00	2,060,760,000	0.81
日本	株式	オリンパス	精密機器	832,000	2,549.36	2,121,067,200	2,370.50	1,972,256,000	0.77
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	104,000	17,507.60	1,820,790,670	18,635.00	1,938,040,000	0.76
日本	株式	任天堂	その他製品	208,000	8,249.97	1,715,994,400	9,264.00	1,926,912,000	0.76
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,248,000	1,379.20	1,721,240,040	1,535.00	1,915,680,000	0.75
日本	株式	デンソー	輸送用機器	832,000	2,324.63	1,934,089,200	2,214.50	1,842,464,000	0.72
日本	株式	キッコーマン	食料品	1,040,000	1,752.22	1,822,306,200	1,762.50	1,833,000,000	0.72
日本	株式	大塚ホールデ	医薬品	208,000	9,441.28	1,963,785,640	8,600.00	1,788,800,000	0.70

		イングス							

ロ 種類別・業種別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（国内）	水産・農林業	0.07
	鉱業	0.06
	建設業	1.61
	食料品	2.92
	繊維製品	0.10
	パルプ・紙	0.05
	化学	5.82
	医薬品	5.58
	石油・石炭製品	0.24
	ゴム製品	0.57
	ガラス・土石製品	0.58
	鉄鋼	0.05
	非鉄金属	1.10
	金属製品	0.01
	機械	4.55
	電気機器	25.39
	輸送用機器	4.17
	精密機器	3.79
	その他製品	2.31
	電気・ガス業	0.16
	陸運業	0.84
	海運業	0.43
	空運業	0.23
	倉庫・運輸関連業	0.24
	情報・通信業	11.37
	卸売業	3.01
	小売業	14.83
	銀行業	0.70
	証券、商品先物取引業	0.16
	保険業	1.24
	その他金融業	0.87
	不動産業	1.08
	サービス業	4.81
合 計		98.94

外国株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,369,370	37,540.86	51,407,326,636	40,429.23	55,362,569,481	5.67
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	2,209,396	21,868.39	48,315,922,345	21,672.24	47,882,564,343	4.90
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	636,056	66,982.90	42,604,877,223	68,101.24	43,316,199,383	4.43
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	851,162	32,884.04	27,989,645,424	35,392.78	30,124,985,154	3.08
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	197,043	90,845.94	17,900,556,082	94,877.95	18,695,035,074	1.91
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	259,349	54,597.41	14,159,783,374	68,279.98	17,708,344,221	1.81
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	528,477	26,724.51	14,123,289,399	30,490.78	16,113,674,250	1.65
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	400,510	25,637.81	10,268,201,045	38,240.02	15,315,508,407	1.57
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	453,531	26,968.11	12,230,873,080	30,693.25	13,920,339,095	1.42
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	256,838	39,500.71	10,145,283,252	38,148.27	9,797,925,524	1.00
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ	72,951	125,808.46	9,177,853,184	123,881.83	9,037,303,424	0.92

			ンス						
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CLASS B	金融サービス	119,669	76,404.10	9,143,202,673	72,210.75	8,641,388,457	0.88
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	150,952	49,839.35	7,523,350,225	50,405.64	7,608,831,988	0.78
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	401,470	18,658.91	7,490,993,721	16,843.01	6,761,961,779	0.69
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	83,423	96,521.44	8,052,107,755	80,670.22	6,729,751,612	0.69
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	74,266	84,300.45	6,260,657,160	84,183.40	6,251,964,087	0.64
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	40,071	153,731.98	6,160,194,106	148,641.75	5,956,223,403	0.61
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	399,961	14,631.65	5,852,089,365	14,498.78	5,798,946,067	0.59
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	212,528	28,355.35	6,026,305,144	26,816.26	5,699,205,127	0.58
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	89,837	67,879.78	6,098,116,101	62,142.59	5,582,704,289	0.57
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	38,631	140,275.61	5,418,986,927	143,556.26	5,545,721,841	0.57
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	217,871	24,519.48	5,342,084,019	22,944.01	4,998,834,184	0.51
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	86,587	52,197.82	4,519,652,484	53,536.02	4,635,523,450	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテ	160,005	28,935.87	4,629,883,463	28,157.62	4,505,360,276	0.46

			クノ ロー ジー・ ライフ サイエ ンス						
アメリ カ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	632,459	7,515.13	4,753,012,743	7,013.70	4,435,878,447	0.45
オラン ダ	株式	ASML HOLDING NV	半導 体・半 導体製 造装置	36,198	108,583.33	3,930,499,306	112,953.71	4,088,698,322	0.42
デンマ ーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬 品・バ イオテ クノロ ジー・ ライフ サイエ ンス	290,755	16,743.90	4,868,373,516	14,059.75	4,087,942,320	0.42
アメリ カ	株式	ORACLE CORP	ソフト ウェア・サ ービス	150,622	29,237.99	4,403,884,710	26,726.09	4,025,537,549	0.41
ドイツ	株式	SAP SE	ソフト ウェア・サ ービス	93,996	37,090.51	3,486,359,389	39,498.34	3,712,685,966	0.38
アメリ カ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・ 飲料・ タバコ	368,554	10,136.17	3,735,727,619	9,878.34	3,640,702,088	0.37

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	3.71
	素材	3.08
	資本財	6.74
	商業・専門サービス	1.48
	運輸	1.37
	自動車・自動車部品	2.34
	耐久消費財・アパレル	1.15
	消費者サービス	1.92
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.14
	生活必需品流通・小売り	1.80
	食品・飲料・タバコ	2.69
	家庭用品・パーソナル用品	1.43
	ヘルスケア機器・サービス	3.65

	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.56
	銀行	5.54
	金融サービス	7.10
	保険	2.92
	ソフトウェア・サービス	10.07
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.19
	半導体・半導体製造装置	9.21
	電気通信サービス	1.08
	公益事業	2.47
	メディア・娯楽	6.92
	不動産管理・開発	0.27
新株予約権証券	－	0.00
投資証券	－	1.80
合 計		97.64

エマージング株式インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	1,062,000	4,799.92	5,097,518,438	5,252.93	5,578,609,536	9.75
ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディ ア・娯楽	280,300	8,111.24	2,273,580,572	8,506.61	2,384,403,343	4.17
香港	投資信 託受益 証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	－	2,480,000	875.5861	2,171,453,587	891.1829	2,210,133,611	3.86
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	－	328,235	6,494.87	2,131,843,917	6,439.51	2,113,671,842	3.69
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノ ロジー・ハ ードウェ アおよび 機器	205,906	5,831.92	1,200,827,319	5,778.12	1,189,749,576	2.08
ケイマン 諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	703,500	1,704.79	1,199,317,654	1,678.29	1,180,679,125	2.06
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	243,369	3,340.65	813,011,379	3,344.75	814,007,245	1.42
アメリカ	投資証 券	ISHARES MSCI UAE ETF	－	269,024	2,460.33	661,888,279	2,594.94	698,101,918	1.22

ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	213,360	3,438.11	733,554,296	3,152.79	672,678,420	1.18
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	263,592	2,403.49	633,541,263	2,271.15	598,657,761	1.05
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	224,737	2,418.19	543,455,867	2,432.04	546,570,047	0.96
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	4,145,000	119.22	494,179,335	131.86	546,553,897	0.96
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サービス	143,161	3,455.60	494,707,294	3,565.16	510,391,154	0.89
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	537,800	942.15	506,690,206	898.78	483,364,314	0.84
ケイマン諸島	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費財・サービス流通・小売り	29,927	15,273.86	457,100,832	15,414.64	461,313,961	0.81
ケイマン諸島	株式	XIAOMI CORP-CLASS B	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	660,600	565.55	373,599,027	695.98	459,762,406	0.80
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	66,000	6,048.10	399,174,336	6,891.46	454,836,096	0.80
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	23,664	17,205.24	407,144,799	18,776.20	444,319,996	0.78
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI QATAR ETF	-	148,949	2,880.46	429,041,308	2,806.11	417,967,755	0.73
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	-	74,731	5,159.67	385,587,552	5,102.10	381,284,727	0.67
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	111,334	3,026.50	336,952,239	2,975.72	331,298,921	0.58
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	2,993,000	92.93	278,147,870	105.16	314,746,274	0.55
ケイマン諸島	株式	TRIP.COM GROUP LTD	消費者サービス	26,900	10,363.23	278,770,887	11,392.42	306,456,098	0.54
インド	株式	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	ソフトウェア・サービス	39,326	7,943.78	312,397,131	7,746.62	304,643,617	0.53
ケイマン諸島	株式	JD.COM INC-CLASS A	一般消費財・サービス流通・小売り	107,435	2,930.64	314,853,738	2,769.64	297,556,488	0.52

中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	289,000	913.02	263,863,936	944.61	272,993,157	0.48
南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	7,250	34,455.96	249,805,710	35,972.94	260,803,793	0.46
中国	株式	BYD CO LTD-H	自動車・ 自動車部 品	45,500	5,168.37	235,160,744	5,575.97	253,706,544	0.44
中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	3,100,000	73.57	228,072,580	80.30	248,921,320	0.44
ケイマン 諸島	株式	NETEASE INC	メディ ア・娯楽	84,300	2,739.07	230,903,769	2,891.92	243,789,024	0.43

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式（外国）	エネルギー	3.37
	素材	4.16
	資本財	3.78
	商業・専門サービス	0.02
	運輸	1.54
	自動車・自動車部品	3.27
	耐久消費財・アパレル	1.07
	消費者サービス	2.79
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.64
	生活必需品流通・小売り	1.05
	食品・飲料・タバコ	2.00
	家庭用品・パーソナル用品	0.56
	ヘルスケア機器・サービス	0.61
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ ンス	2.14
	銀行	12.74
	金融サービス	2.18
	保険	2.61
	ソフトウェア・サービス	2.31
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.93
	半導体・半導体製造装置	12.47
	電気通信サービス	1.93
	公益事業	2.02
	メディア・娯楽	6.07
	不動産管理・開発	0.97

投資信託受益証券	—	3.86
投資証券	—	6.82
合 計		91.91

外国債券パッシブ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	11,450,000	15,251.24	1,746,267,101	15,256.30	1,746,846,672	1.625	2026/05/15	0.87
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	72,000,000	2,213.99	1,594,069,308	2,217.78	1,596,798,745	2.390	2026/11/15	0.80
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	68,600,000	2,204.58	1,512,344,456	2,209.31	1,515,583,995	2.040	2027/02/25	0.76
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	44,700,000	2,914.54	1,302,799,692	2,898.06	1,295,430,926	3.720	2051/04/12	0.65
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	8,200,000	15,420.02	1,264,441,567	15,423.66	1,264,739,895	2.250	2026/03/31	0.63
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	50,000,000	2,218.19	1,109,093,808	2,221.85	1,110,924,264	2.690	2026/08/12	0.56
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,870,000	15,177.85	1,042,717,988	14,907.20	1,024,124,609	3.875	2034/08/15	0.51
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,500,000	2,239.91	974,362,939	2,246.31	977,142,741	2.110	2034/08/25	0.49
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,800,000	15,815.31	917,288,034	15,818.32	917,462,348	4.250	2025/12/31	0.46
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	6,250,000	14,094.95	880,934,078	13,992.29	874,517,902	1.625	2029/08/15	0.44
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,780.83	867,945,523	15,750.62	866,283,842	4.125	2027/02/15	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,605.72	873,920,456	15,377.63	861,147,105	4.125	2032/11/15	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,500,000	15,798.23	868,902,512	15,525.05	853,877,785	4.375	2034/05/15	0.43
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,000,000	2,243.86	852,665,783	2,246.41	853,637,116	2.400	2028/07/15	0.43
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,754.57	834,992,200	15,759.32	835,243,706	3.875	2026/01/15	0.42
アメ リカ	国債 証券	US TREASURY N/B	5,700,000	14,360.37	818,541,164	14,160.43	807,144,611	2.875	2032/05/15	0.40

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	15,125.65	801,659,245	15,066.80	798,540,568	2.750	2028/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,722.76	809,751,892	14,486.92	796,780,341	3.375	2033/05/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,704.58	785,229,247	15,636.57	781,828,377	4.000	2028/02/29	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,900,000	15,741.92	771,353,855	15,716.61	770,113,724	4.000	2027/01/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	15,356.43	783,177,968	15,095.91	769,891,323	4.000	2034/02/15	0.38
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	35,000,000	2,187.60	765,660,206	2,191.80	767,131,070	1.990	2026/03/15	0.38
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,400,000	2,355.48	763,176,375	2,357.89	763,955,435	3.020	2031/05/27	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,924.77	764,389,032	15,899.78	763,189,394	4.625	2026/11/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,958.78	766,021,449	15,694.30	753,326,555	4.500	2033/11/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,252.51	762,625,325	15,003.53	750,176,559	3.875	2033/08/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,160.42	750,143,815	13,009.36	741,533,287	1.125	2031/02/15	0.37
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000	2,289.33	732,584,410	2,289.28	732,570,546	2.600	2030/09/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	13,458.43	740,213,591	13,296.61	731,313,594	1.625	2031/05/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	15,229.10	730,996,601	15,197.62	729,485,665	2.625	2027/05/31	0.36

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在	
種類	投資比率 (%)
国債証券	98.80
合 計	98.80

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024年12月30日現在										
国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	2,100,000	15,831.60	332,463,673	15,324.32	321,810,724	5.125	2034/09/18	2.96
ドミニカ共和	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,700,000	15,559.53	264,512,075	15,294.42	260,005,211	6.000	2033/02/22	2.39

国										
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	17,996.61	251,952,583	17,842.07	249,788,997	9.375	2033/01/19	2.30
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,400,000	17,534.57	245,483,971	17,516.54	245,231,515	9.875	2028/01/15	2.25
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000	16,056.22	224,787,067	15,643.37	219,007,169	7.500	2034/02/02	2.01
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,400,000	15,755.74	220,580,428	15,368.14	215,153,905	5.000	2034/01/16	1.98
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,400,000	15,525.37	217,355,138	14,811.03	207,354,365	6.000	2033/10/20	1.91
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	1,400,000	15,580.05	218,120,729	14,595.43	204,335,974	5.500	2054/03/18	1.88
パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	1,400,000	15,291.58	214,082,077	14,422.54	201,915,504	6.400	2035/02/14	1.86
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000	12,761.33	204,181,274	12,590.18	201,442,862	2.250	2033/02/02	1.85
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	1,200,000	16,527.75	198,333,043	16,307.25	195,687,008	6.250	2031/01/25	1.80
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000	17,535.36	192,888,962	17,540.42	192,944,642	9.125	2030/07/13	1.77
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	1,300,000	15,498.16	201,476,080	14,836.33	192,872,353	5.500	2036/03/26	1.77
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,300,000	15,656.27	203,531,471	14,752.34	191,780,437	5.750	2054/01/16	1.76
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	1,400,000	13,591.93	190,287,060	13,431.06	188,034,893	5.875	2060/01/30	1.73
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,300,000	14,604.92	189,863,928	14,414.94	187,394,264	7.300	2052/04/20	1.72
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	1,300,000	14,253.44	185,294,741	13,431.22	174,605,885	4.400	2050/04/16	1.61
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKIYE	1,100,000	15,961.30	175,574,263	15,751.09	173,261,988	7.125	2032/07/17	1.59
アラブ首長国連邦	国債証券	ABU DHABI GOVT INT' L	1,300,000	13,253.59	172,296,615	13,039.73	169,516,444	1.875	2031/09/15	1.56
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000	13,269.56	159,234,744	12,860.82	154,329,898	2.659	2031/05/24	1.42
カタール	国債証券	STATE OF QATAR	1,000,000	15,206.95	152,069,506	15,049.40	150,494,033	3.750	2030/04/16	1.38
チリ	国債証券	REPUBLIC OF CHILE	1,100,000	14,053.93	154,593,268	13,678.93	150,468,250	3.500	2034/01/31	1.38
ハンガリー	国債証券	HUNGARY	900,000	16,540.88	148,867,943	16,176.44	145,587,922	6.250	2032/09/22	1.34
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN	1,000,000	14,848.99	148,489,893	14,191.91	141,919,096	4.875	2033/05/19	1.30

コ	証券	STATES								
ポーラ	国債	REPUBLIC OF	900,000	15,878.95	142,910,568	15,619.48	140,575,356	4.625	2029/03/18	1.29
ンド	証券	POLAND								
ペルー	国債	REPUBLIC OF	1,000,000	13,703.61	137,036,079	13,538.15	135,381,516	2.783	2031/01/23	1.24
	証券	PERU								
コロ	国債	REPUBLIC OF	800,000	16,586.44	132,691,507	16,201.11	129,608,895	8.000	2033/04/20	1.19
ンビア	証券	COLOMBIA								
メキシ	国債	UNITED MEXICAN	900,000	15,117.26	136,055,363	14,143.66	127,292,982	6.338	2053/05/04	1.17
コ	証券	STATES								
トルコ	国債	REPUBLIC OF	800,000	15,660.77	125,286,152	15,789.37	126,314,955	6.125	2028/10/24	1.16
	証券	TURKEY								
チリ	国債	REPUBLIC OF	800,000	15,601.49	124,811,929	15,022.83	120,182,633	4.950	2036/01/05	1.11
	証券	CHILE								

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	93.40
合 計	93.40

J リート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	10,856	129,697.64	1,407,997,577	122,400.00	1,328,774,400	7.34
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	9,555	114,011.31	1,089,378,086	107,900.00	1,030,984,500	5.70
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	9,653	93,340.46	901,015,468	90,200.00	870,700,600	4.81
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	5,959	150,507.69	896,875,315	137,700.00	820,554,300	4.53
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	5,209	156,839.71	816,978,073	149,500.00	778,745,500	4.30
日本	投資証券	G L P 投資法人	6,254	133,431.94	834,483,337	123,400.00	771,743,600	4.26
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	3,242	259,697.11	841,938,034	222,900.00	722,641,800	3.99
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	10,260	63,950.60	656,133,137	66,200.00	679,212,000	3.75
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	2,778	239,139.90	664,330,653	231,800.00	643,940,400	3.56
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3,711	156,168.57	579,541,575	164,100.00	608,975,100	3.36

日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	4,146	143,967.96	596,891,156	140,800.00	583,756,800	3.22
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,830	329,304.86	602,627,888	292,400.00	535,092,000	2.96
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	6,846	72,539.73	496,606,966	70,600.00	483,327,600	2.67
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	5,601	81,635.12	457,238,305	77,300.00	432,957,300	2.39
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	4,061	110,122.06	447,205,695	101,500.00	412,191,500	2.28
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,273	331,985.56	422,617,623	315,500.00	401,631,500	2.22
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	3,413	123,017.06	419,857,242	114,900.00	392,153,700	2.17
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	642	652,588.38	418,961,740	587,000.00	376,854,000	2.08
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	2,384	147,864.92	352,509,966	142,100.00	338,766,400	1.87
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,253	264,529.21	331,455,105	263,200.00	329,789,600	1.82
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人	906	346,788.77	314,190,630	328,500.00	297,621,000	1.64
日本	投資証券	イオンリート投資法人	2,286	132,218.22	302,250,849	126,700.00	289,636,200	1.60
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	2,194	127,860.53	280,525,999	123,900.00	271,836,600	1.50
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	3,450	85,635.24	295,441,568	77,700.00	268,065,000	1.48
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	944	312,267.33	294,780,363	277,900.00	262,337,600	1.45
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	2,728	101,634.09	277,257,802	89,100.00	243,064,800	1.34
日本	投資証券	N T T都市開発リート投資法人	1,895	115,911.37	219,652,055	119,600.00	226,642,000	1.25
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,650	141,297.86	233,141,463	137,300.00	226,545,000	1.25
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	642	382,412.94	245,509,106	346,500.00	222,453,000	1.23
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	3,598	66,644.88	239,788,275	61,600.00	221,636,800	1.22

ロ 種類別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.54
合 計	98.54

外国リート・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2024 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	185,372	20,200.07	3,744,526,674	16,646.86	3,085,862,325	6.76
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	19,267	132,550.74	2,553,855,111	149,109.96	2,872,901,576	6.29
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	118,501	19,042.09	2,256,507,229	19,772.50	2,343,061,022	5.13
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	62,224	24,476.19	1,523,006,577	28,178.19	1,753,359,395	3.84
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	61,203	26,442.14	1,618,338,409	27,208.54	1,665,244,383	3.65
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	31,450	53,900.41	1,695,167,737	47,153.46	1,482,976,254	3.25
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	174,654	9,624.43	1,680,946,048	8,329.76	1,454,825,693	3.18
オースト ラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	384,010	3,288.90	1,262,972,234	3,633.67	1,395,363,696	3.05
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	28,347	35,158.38	996,634,697	34,986.25	991,755,296	2.17
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	42,303	28,009.61	1,184,890,566	23,424.88	990,942,537	2.17
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	59,113	18,005.74	1,064,373,382	16,564.61	979,183,767	2.14
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	211,571	5,181.75	1,096,307,566	4,577.73	968,514,744	2.12
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	68,943	11,640.86	802,555,730	11,322.52	780,608,799	1.71
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	83,716	9,497.25	795,072,073	9,315.22	779,832,974	1.71
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	113,259	5,698.37	645,391,632	5,077.58	575,081,406	1.26
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	12,761	46,998.24	599,744,569	44,991.14	574,131,904	1.26
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	23,242	24,838.24	577,290,325	24,320.18	565,249,507	1.24
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY	132,568	3,692.09	489,453,213	3,696.67	490,059,697	1.07

	券	CORP						
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	24,368	20,924.45	509,886,972	19,560.54	476,651,209	1.04
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	30,500	19,092.53	582,322,102	15,557.00	474,488,591	1.04
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	139,578	3,543.70	494,622,352	3,176.25	443,335,236	0.97
アメリカ	投資証券	UDR INC	61,243	6,855.65	419,860,816	6,866.59	420,530,804	0.92
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	54,757	8,010.75	438,644,758	7,568.91	414,450,969	0.91
アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	38,978	11,076.89	431,755,130	10,534.79	410,624,966	0.90
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	136,461	2,756.07	376,096,173	2,843.29	387,997,581	0.85
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	21,280	19,455.26	414,007,914	18,227.08	387,872,292	0.85
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	32,341	11,326.13	366,298,297	11,697.41	378,305,969	0.83
アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	43,291	9,484.38	410,588,477	8,622.39	373,271,963	0.82
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,064,736	333.91	355,528,680	347.71	370,214,030	0.81
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	267,146	1,743.60	465,795,441	1,379.21	368,450,060	0.81

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	99.12
合 計	99.12

ゴールド・インデックス・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	1,298,460	7,654.7396	9,939,373,187	8,195.3058	10,641,276,769	72.35
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GOLD TRUST	482,640	7,195.6082	3,472,888,341	7,809.3466	3,769,103,043	25.63

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.98
合 計	97.98

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

225マザーファンド

該当事項はありません。

外国株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Jリート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

外国リート・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2024年12月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0703 月 2025年 3月	買建	175	日本・円	4,832,942,500	4,876,375,000	1.33

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

225マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	NK225 先物 0703 月 2025年 3月	買建	69	日本・円	2,684,935,900	2,753,100,000	1.08

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	イギリス	ICE EU	FTSE 100 IDX FUT MAR25 2025年 3月	買建	54	イギリス・ポンド	4,467,383.00	889,098,564	4,403,700.00	876,424,374	0.09
	ドイツ	EU RE X	EURO STOX X50 MAR25 2025年 3月	買建	369	ユーロ	18,310,528.00	3,019,772,277	18,128,970.00	2,989,829,732	0.31
	アメリカ	シカ ゴ商 品取 引所	S&P 500 EMIN I FUT MAR25 2025年3 月	買建	417	アメリカ・ドル	127,545,976.00	20,175,222,483	125,662,950.00	19,877,365,431	2.03
	オーストラリア	シド ニー 先物 取引 所	SPI 200 FUTU RES MAR25 2025年 3月	買建	31	オーストラリア・ドル	6,387,789.50	629,197,265	6,399,175.00	630,318,737	0.06

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2024年12月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率

						(%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	14,168,000.00	2,236,730,986	2,238,724,400	0.23
	ユーロ	買建	1,427,000.00	235,057,474	235,172,976	0.02
	カナダ・ドル	買建	835,000.00	91,577,372	91,585,221	0.01
	イギリス・ポンド	買建	396,000.00	78,699,337	78,715,335	0.01
	オーストラリア・ドル	買建	537,000.00	52,825,227	52,833,711	0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	国／ 地域	取引 所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価 指数 先物 取引	アメ リカ	I C E－ U S	M S C I E M G M K T M A R 2 5 2 0 2 5 年 3 月	買建	560	アメ リカ・ド ル	31,119,095.00	4,922,418,447	30,436,000.00	4,814,366,480	8.42

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2024年12月30日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	1,022,966.74	161,600,000	161,628,744	0.28

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

該当事項はありません。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

Jリート・インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
リート指 数先物取 引	日本	大阪取引 所	T R E I T 先 物 0 7 0 3 月 2 0 2 5 年 3 月	買建	20	日本・円	32,184,400	32,690,000	0.18

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

2024年12月30日現在

種類	資産の名称	買建／	数量	簿価	時価	投資

		売建		(円)	(円)	比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	638,088.17	100,800,000	100,817,930	0.22
	オーストラリア・ドル	買建	140,285.25	13,800,000	13,802,216	0.03
	ユーロ	買建	44,909.10	7,400,000	7,400,804	0.02

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

該当事項はありません。

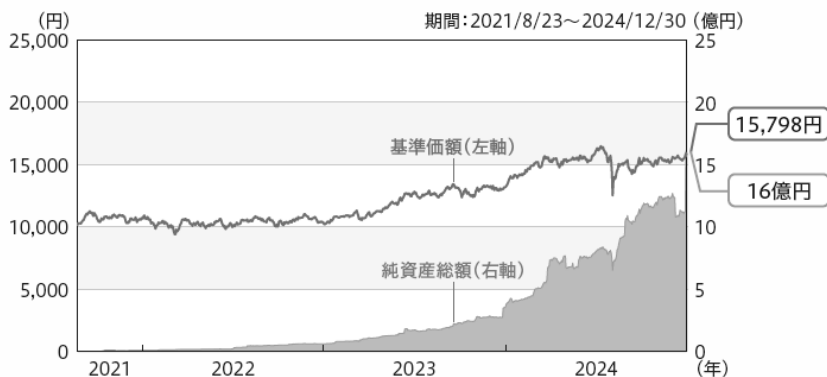
《参考情報》

基準日:2024年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■TOPIXインデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■225インデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国株インデックス

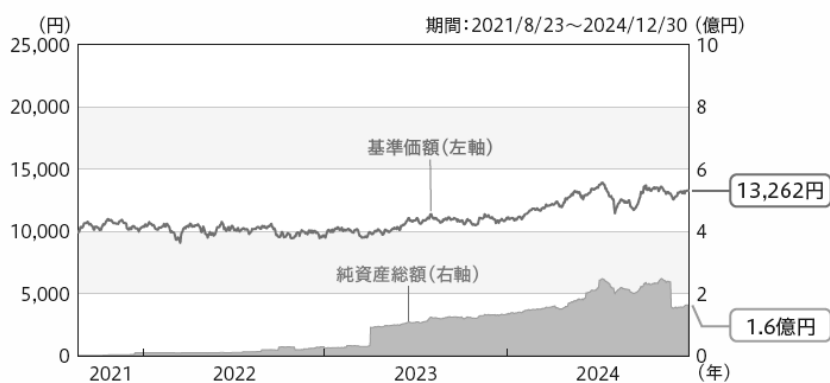


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国株インデックス

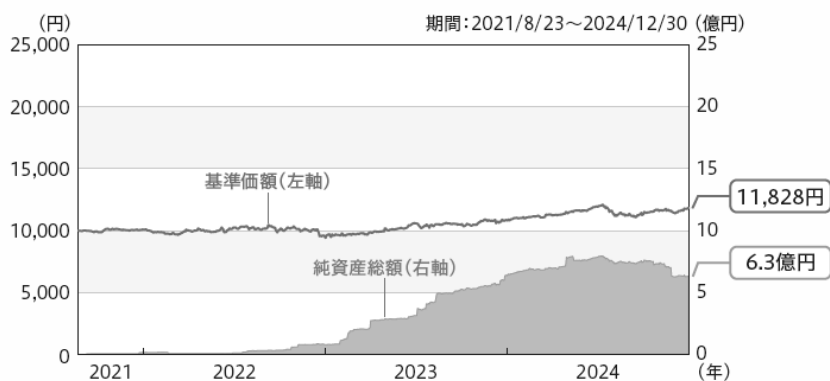


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■先進国債インデックス

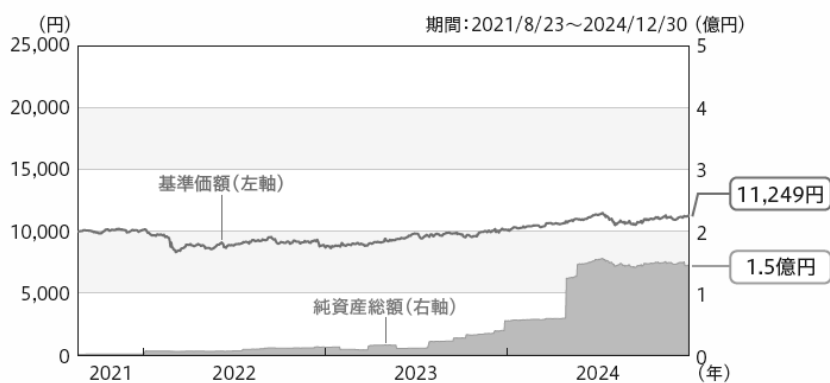


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■新興国債インデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Jリートインデックス



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■Gリートインデックス

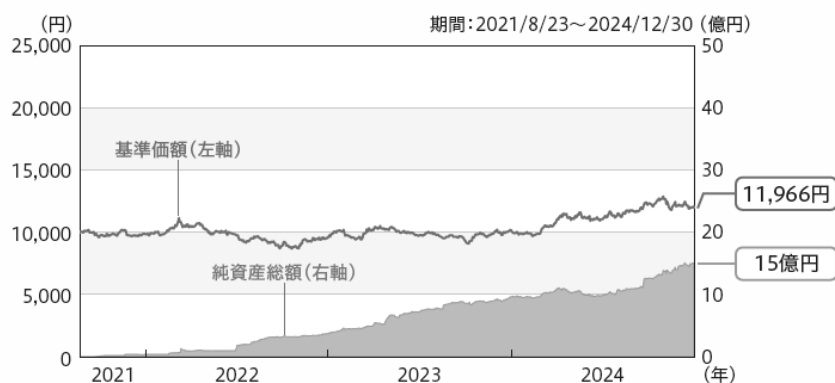


※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■ゴールドインデックスヘッジ有



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■TOPIXインデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	100.02

■国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.34
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て1.33%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.14
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.92
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.89
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.54
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2.21
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.92
日本	株式	キーエンス	電気機器	1.60
日本	株式	任天堂	その他製品	1.45
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1.38
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1.36

■225インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	225マザーファンド	100.03

■225マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.06
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て1.08%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	11.85
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	6.00
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	5.92
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.49
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2.73
日本	株式	TDK	電気機器	2.54
日本	株式	KDDI	情報・通信業	2.47
日本	株式	信越化学工業	化学	2.16
日本	株式	テルモ	精密機器	2.00
日本	株式	中外製薬	医薬品	1.71

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■先進国株インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

■外国株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	72.49
	イギリス	3.34
	カナダ	3.12
	スイス	2.51
	フランス	2.37
	ドイツ	2.18
	その他	9.83
投資証券	アメリカ・その他	1.80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.36
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て2.49%

■新興国株インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

■エマージング株式インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	インド	17.94
	台湾	17.94
	ケイマン諸島	15.07
	韓国	8.28
	その他	21.99
投資証券	アメリカ	6.31
	その他	0.51
投資信託受益証券	香港	3.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8.10
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て8.42%

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	100.03

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.67
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.90
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.43
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3.08
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.91
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.81
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	1.65
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.57
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.42
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	100.03

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	9.75
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	4.17
香港	投資信託 受益証券	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	—	3.86
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	—	3.69
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.08
ケイマン諸島	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費財・サービス流通・小売り	2.06
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1.42
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI UAE ETF	—	1.22
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	消費者サービス	1.18
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	1.05

■先進国債インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	100.02

■外国債券パッシブ・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	46.42
	中国	11.36
	フランス	7.23
	イタリア	6.81
	ドイツ	5.78
	イギリス	5.07
	スペイン	4.30
	その他	11.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.20
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/05/15	0.87
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.390	2026/11/15	0.80
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.76
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.65
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2026/03/31	0.63
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.690	2026/08/12	0.56
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2034/08/15	0.51
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.110	2034/08/25	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2025/12/31	0.46
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2029/08/15	0.44

■新興国債インデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.96
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド	99.04

■米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	トルコ	10.73
	サウジアラビア	9.96
	メキシコ	7.79
	ブラジル	6.76
	アラブ首長国連邦	6.72
	コロンビア	6.45
	ポーランド	6.13
	その他	38.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6.60
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	5.125	2034/09/18	2.96
ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	6.000	2033/02/22	2.39
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.375	2033/01/19	2.30
トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	9.875	2028/01/15	2.25
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	7.500	2034/02/02	2.01
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	5.000	2034/01/16	1.98
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	6.000	2033/10/20	1.91
ポーランド	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	5.500	2054/03/18	1.88
パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	6.400	2035/02/14	1.86
サウジアラビア	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2.250	2033/02/02	1.85

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■Jリートインデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	Jリート・インデックス・マザーファンド	100.03

■Jリート・インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	日本	98.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.46
合計(純資産総額)		100.00

※Jリート指数先物取引の買建て0.18%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	7.34
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.70
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	4.81
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4.53
日本	投資証券	KDX不動産投資法人	4.30
日本	投資証券	GLP投資法人	4.26
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	3.99
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	3.75
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	3.56
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3.36

■Gリートインデックス

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.04
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国リート・インデックス・マザーファンド	100.04

■外国リート・インデックス・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	アメリカ	79.07
	オーストラリア	7.26
	イギリス	4.06
	シンガポール	2.97
	フランス	1.70
	カナダ	1.23
	香港	0.87
	その他	1.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.88
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	6.76
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	6.29
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	5.13
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	3.84
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3.65
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	3.25
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	3.18
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	3.05
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2.17
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	2.17

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価値証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ゴールドインデックスヘッジ有 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	103.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△3.12
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファンド	103.12

■ゴールド・インデックス・マザーファンド 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	97.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

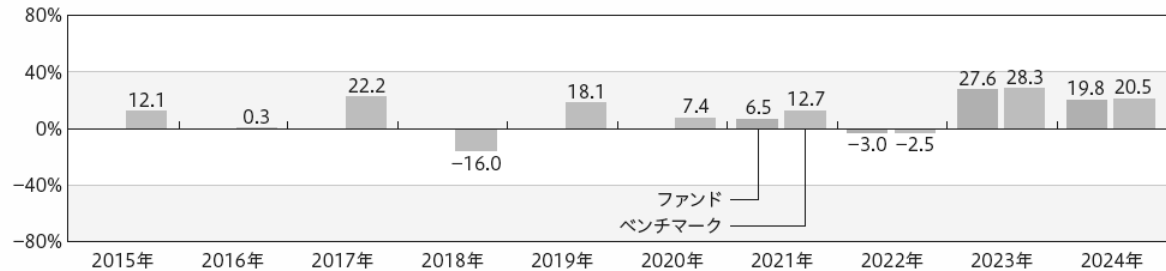
国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR Gold Minishares Trust	72.35
アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES GOLD TRUST	25.63

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

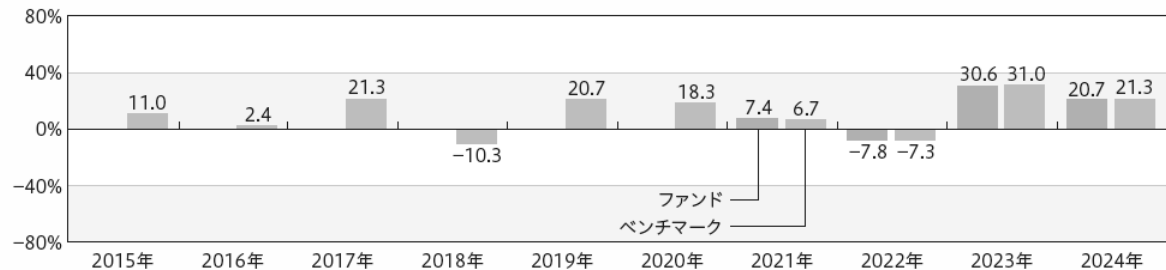
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■TOPIXインデックス(ベンチマーク:TOPIX(東証株価指数、配当込み))



■225インデックス(ベンチマーク:日経平均トータルリターン・インデックス)



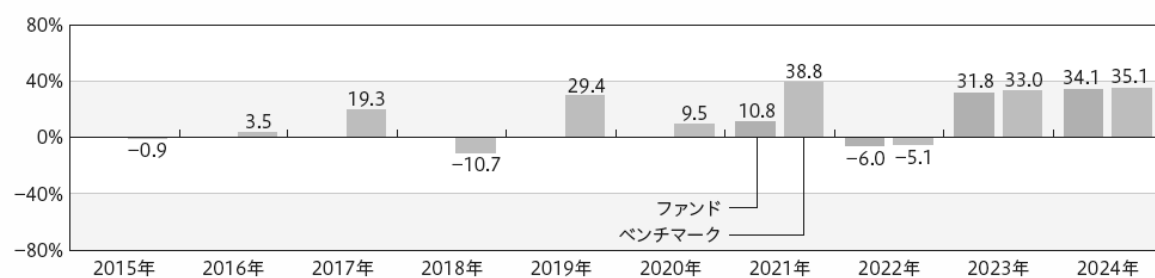
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

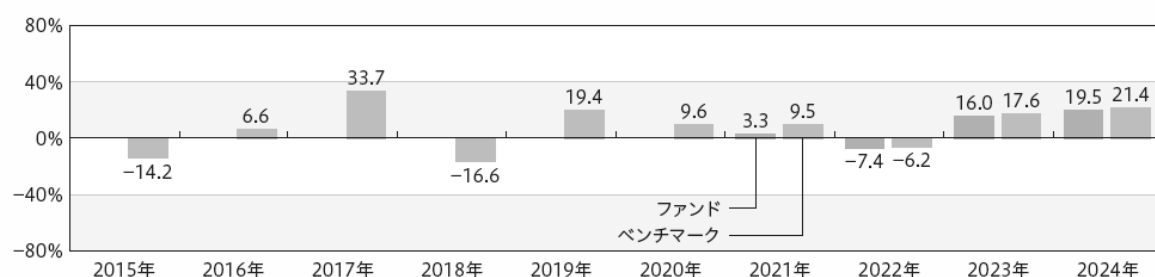
※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

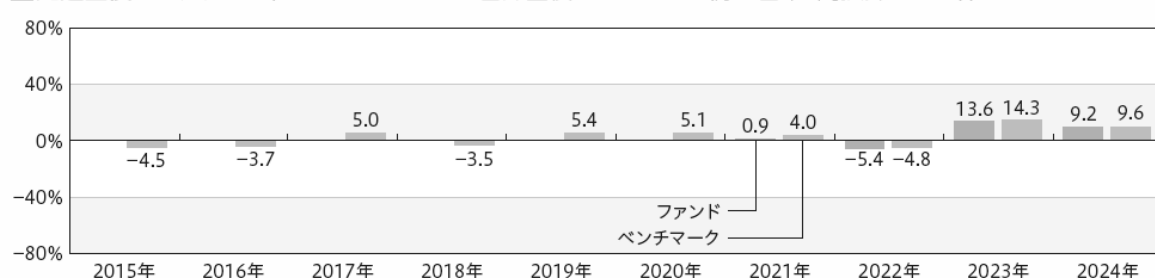
■先進国株インデックス(ベンチマーク:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))



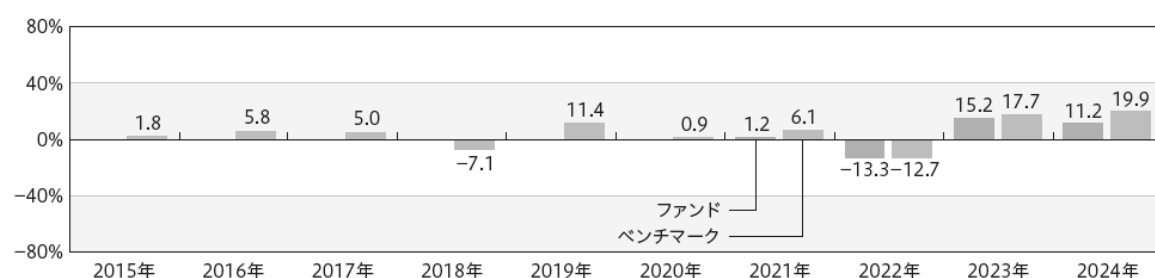
■新興国株インデックス(ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))



■先進国債インデックス(ベンチマーク:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース))



■新興国債インデックス(ベンチマーク:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース))



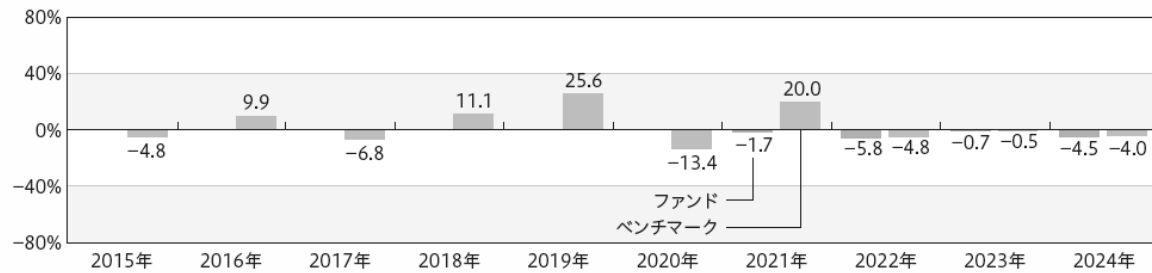
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

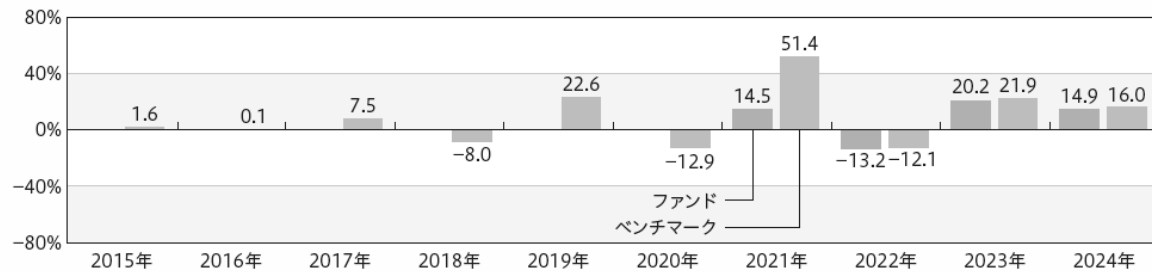
※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

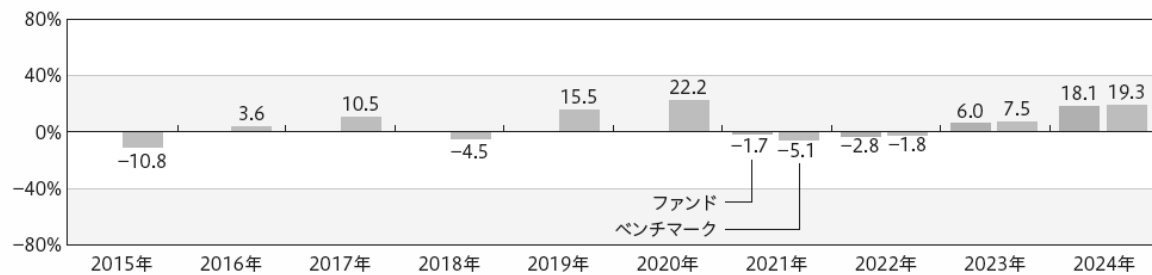
■Jリートインデックス(ベンチマーク:東証REIT指数(配当込み))



■Gリートインデックス(ベンチマーク:S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))



■ゴールドインデックスヘッジ有(ベンチマーク:LBMA金価格(円ヘッジ換算ベース))



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年のファンドの収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
先進国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックス	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドインデックスヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「TOPIXインデックス」、「225インデックス」、「Jリートインデックス」は、申込不可日はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

ファンド名	申込不可日
先進国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日
新興国株インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・香港の取引所の休業日
先進国債インデックス	・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
新興国債インデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ロンドンの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
Gリートインデックス	・ニューヨークの取引所の休業日 ・オーストラリアの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
ゴールドインデックスヘッジ有	・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

※「TOPIXインデックス」、「225インデックス」、「Jリートインデックス」は、申込不可日はありません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

「各マザーファンド（ゴールド・インデックス・マザーファンドを除く）」

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

「ゴールド・インデックス・マザーファンド」

主要投資対象	有価証券等の評価方法

投資信託証券	原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
TOPIXインデックス	SMDTPイ
225インデックス	SMD225イ
先進国株インデックス	SMD先株イ
新興国株インデックス	SMD興株イ
先進国債インデックス	SMD先債イ
新興国債インデックス	SMD興債イ
Jリートインデックス	SMDJリイ
Gリートインデックス	SMDGリイ
ゴールドインデックスヘッジ有	SMD金イH

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2021年8月23日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が 30 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、上記 a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 上記 b～d までの取扱い、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b～d までの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ 収益分配金、償還金の支払い
- (イ) 収益分配金
- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。)

(ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱い、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期（2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2023年11月30日現在)	第4期 (2024年12月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23	12
コール・ローン	1,406	2,302
親投資信託受益証券	284,533,386	1,249,391,461
流動資産合計	284,534,815	1,249,393,775
資産合計	284,534,815	1,249,393,775
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	22,333	108,847
未払委託者報酬	369,323	1,796,734
その他未払費用	5,493	16,241
流動負債合計	397,149	1,921,822
負債合計	397,149	1,921,822
純資産の部		
元本等		
元本	214,939,118	810,597,994
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	69,198,548	436,873,959
(分配準備積立金)	28,950,496	79,656,486
元本等合計	284,137,666	1,247,471,953
純資産合計	284,137,666	1,247,471,953
負債純資産合計	284,534,815	1,249,393,775

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
営業収益		
受取利息	-	259
有価証券売買等損益	31,170,687	80,920,955
営業収益合計	31,170,687	80,921,214
営業費用		
支払利息	24	5
受託者報酬	32,051	165,100
委託者報酬	530,399	2,725,563
その他費用	7,863	24,595
営業費用合計	570,337	2,915,263
営業利益又は営業損失（△）	30,600,350	78,005,951
経常利益又は経常損失（△）	30,600,350	78,005,951
当期純利益又は当期純損失（△）	30,600,350	78,005,951
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,791,694	17,754,678
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,729,617	69,198,548
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,176,909	378,170,309
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,176,909	378,170,309
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,516,634	70,746,171
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,516,634	70,746,171
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	69,198,548	436,873,959

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	214,939,118 口	810,597,994 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3219 円 (1 万口当たりの純資産額 13,219 円)	1 口当たり純資産額 1.5390 円 (1 万口当たりの純資産額 15,390 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3,743,976 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (23,064,680 円)、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (18,894,487 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (41,356,786 円)、

	益調整金（40,248,052 円）、および分配準備積立金（2,141,840 円）より、分配対象収益は 69,198,548 円（1 万口当たり 3,219.45 円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（357,217,473 円）、および分配準備積立金（19,405,213 円）より、分配対象収益は 436,873,959 円（1 万口当たり 5,389.53 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,644,318 円
合計	27,644,318 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	64,407,309 円
合計	64,407,309 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	56,998,952 円	214,939,118 円
期中追加設定元本額	190,811,491 円	769,971,404 円
期中一部解約元本額	32,871,325 円	174,312,528 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド (B 号)	255,353,062	1,249,391,461	
	親投資信託受益証券 小計		1,249,391,461	
合 計			1,249,391,461	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・日経225インデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・日経225インデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド】

(１)【貸借対照表】

(単位：円)

	第３期 (2023年11月30日現在)	第４期 (2024年12月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	25	13
コール・ローン	1,524	2,379
親投資信託受益証券	516,567,983	827,005,173
流動資産合計	516,569,532	827,007,565
資産合計	516,569,532	827,007,565
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	41,259	90,783
未払委託者報酬	681,482	1,498,811
その他未払費用	10,234	13,530
流動負債合計	732,975	1,603,124
負債合計	732,975	1,603,124
純資産の部		
元本等		
元本	399,203,245	548,434,458
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	116,633,312	276,969,983
（分配準備積立金）	65,218,441	108,387,073
元本等合計	515,836,557	825,404,441
純資産合計	515,836,557	825,404,441
負債純資産合計	516,569,532	827,007,565

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
営業収益		
受取利息	-	259
有価証券売買等損益	69,340,963	106,568,480
営業収益合計	69,340,963	106,568,739
営業費用		
支払利息	121	22
受託者報酬	71,786	165,755
委託者報酬	1,186,117	2,736,571
その他費用	17,788	24,687
営業費用合計	1,275,812	2,927,035
営業利益又は営業損失（△）	68,065,151	103,641,704
経常利益又は経常損失（△）	68,065,151	103,641,704
当期純利益又は当期純損失（△）	68,065,151	103,641,704
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,742,979	35,279,361
期首剰余金又は期首欠損金（△）	15,351,988	116,633,312
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,099,149	179,254,610
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,099,149	179,254,610
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,139,997	87,280,282
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,139,997	87,280,282
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	116,633,312	276,969,983

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	399, 203, 245 口	548, 434, 458 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2922 円 (1 万口当たりの純資産額 12,922 円)	1 口当たり純資産額 1.5050 円 (1 万口当たりの純資産額 15,050 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,320,760 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (56,001,412 円)、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (13,975,984 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (54,386,359 円)、

	益調整金（51,414,871円）、および分配準備積立金（2,896,269円）より、分配対象収益は116,633,312円（1万口当たり2,921.65円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（168,582,910円）、および分配準備積立金（40,024,730円）より、分配対象収益は276,969,983円（1万口当たり5,050.19円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	64,520,487 円
合計	64,520,487 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	73,407,407 円
合計	73,407,407 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	257, 073, 979 円	399, 203, 245 円
期中追加設定元本額	233, 724, 846 円	398, 847, 322 円
期中一部解約元本額	91, 595, 580 円	249, 616, 109 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	2 2 5 マザーファンド	155, 227, 429	827, 005, 173	
	親投資信託受益証券 小計		827, 005, 173	
合 計			827, 005, 173	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	29	19
コール・ローン	1,758	3,505
親投資信託受益証券	827,293,404	1,753,554,673
未収入金	11,850,450	－
流動資産合計	839,145,641	1,753,558,197
資産合計	839,145,641	1,753,558,197
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,850,439	2
未払受託者報酬	74,892	171,306
未払委託者報酬	1,536,321	3,512,764
その他未払費用	22,389	34,175
流動負債合計	13,484,041	3,718,247
負債合計	13,484,041	3,718,247
純資産の部		
元本等		
元本	612,172,511	987,416,902
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	213,489,089	762,423,048
（分配準備積立金）	109,333,912	387,772,100
元本等合計	825,661,600	1,749,839,950
純資産合計	825,661,600	1,749,839,950
負債純資産合計	839,145,641	1,753,558,197

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
営業収益		
受取利息	-	522
有価証券売買等損益	113,498,466	339,863,179
営業収益合計	113,498,466	339,863,701
営業費用		
支払利息	92	24
受託者報酬	115,403	294,435
委託者報酬	2,367,656	6,037,961
その他費用	34,467	58,728
営業費用合計	2,517,618	6,391,148
営業利益又は営業損失（△）	110,980,848	333,472,553
経常利益又は経常損失（△）	110,980,848	333,472,553
当期純利益又は当期純損失（△）	110,980,848	333,472,553
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,360,622	33,394,576
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,616,571	213,489,089
剰余金増加額又は欠損金減少額	99,326,563	321,593,978
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	99,326,563	321,593,978
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,074,271	72,737,996
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,074,271	72,737,996
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	213,489,089	762,423,048

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	612, 172, 511 口	987, 416, 902 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3487 円 (1 万口当たりの純資産額 13,487 円)	1 口当たり純資産額 1.7721 円 (1 万口当たりの純資産額 17,721 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,549,590 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (93,070,636 円)、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (21,796,666 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (278,281,311 円)、

	益調整金（104,155,177 円）、および分配準備積立金（6,713,686 円）より、分配対象収益は 213,489,089 円（1 万口当たり 3,487.40 円）でありますが、分配を行っておりません。	収益調整金（374,650,948 円）、および分配準備積立金（87,694,123 円）より、分配対象収益は 762,423,048 円（1 万口当たり 7,721.39 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	107,057,506 円
合計	107,057,506 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	311,134,881 円
合計	311,134,881 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	278, 407, 177 円	612, 172, 511 円
期中追加設定元本額	476, 514, 487 円	556, 778, 812 円
期中一部解約元本額	142, 749, 153 円	181, 534, 421 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・マザーファン ド	177, 082, 017	1, 753, 554, 673	
	親投資信託受益証券 小計		1, 753, 554, 673	
合 計			1, 753, 554, 673	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,690	9
コール・ローン	101,478	1,683
親投資信託受益証券	131,229,668	152,340,324
未収入金	-	1,602,190
流動資産合計	131,332,836	153,944,206
資産合計	131,332,836	153,944,206
負債の部		
流動負債		
未払解約金	101,823	1,602,182
未払受託者報酬	12,987	24,286
未払委託者報酬	267,220	498,843
その他未払費用	4,469	4,774
流動負債合計	386,499	2,130,085
負債合計	386,499	2,130,085
純資産の部		
元本等		
元本	118,594,913	120,988,735
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,351,424	30,825,386
（分配準備積立金）	10,462,750	13,929,944
元本等合計	130,946,337	151,814,121
純資産合計	130,946,337	151,814,121
負債純資産合計	131,332,836	153,944,206

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2022年12月1日 至 2023年11月30日	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
営業収益		
受取利息	2	75
有価証券売買等損益	11,162,000	18,754,006
営業収益合計	11,162,002	18,754,081
営業費用		
受託者報酬	18,298	40,584
委託者報酬	377,318	833,723
その他費用	6,258	7,938
営業費用合計	401,874	882,245
営業利益又は営業損失(△)	10,760,128	17,871,836
経常利益又は経常損失(△)	10,760,128	17,871,836
当期純利益又は当期純損失(△)	10,760,128	17,871,836
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	225,222	9,737,179
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△62,989	12,351,424
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,879,507	25,994,625
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,019	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,878,488	25,994,625
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	15,655,320
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	15,655,320
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	12,351,424	30,825,386

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	118,594,913 口	120,988,735 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1041 円 (1 万口当たりの純資産額 11,041 円)	1 口当たり純資産額 1.2548 円 (1 万口当たりの純資産額 12,548 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,225,857 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (8,026,566 円)、収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (3,415,544 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4,719,113 円)、収益

	調整金（1,891,136 円）、および分配準備積立金（210,327 円）より、分配対象収益は 12,353,886 円（1 万口当たり 1,041.69 円）ですが、分配を行っておりません。	調整金（16,895,442 円）、および分配準備積立金（5,795,287 円）より、分配対象収益は 30,825,386 円（1 万口当たり 2,547.79 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,029,364 円
合計	11,029,364 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,024,607 円
合計	9,024,607 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	22, 559, 233 円	118, 594, 913 円
期中追加設定元本額	107, 220, 605 円	91, 501, 752 円
期中一部解約元本額	11, 184, 925 円	89, 107, 930 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式インデックス・マザーファンド	72, 436, 082	152, 340, 324	
	親投資信託受益証券 小計		152, 340, 324	
合 計			152, 340, 324	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国債インデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・先進国債インデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23	10
コール・ローン	1,373	1,758
親投資信託受益証券	569,134,298	629,645,320
流動資産合計	569,135,694	629,647,088
資産合計	569,135,694	629,647,088
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	49,879	83,170
未払委託者報酬	623,918	1,040,162
その他未払費用	12,378	18,638
流動負債合計	686,175	1,141,970
負債合計	686,175	1,141,970
純資産の部		
元本等		
元本	525,007,101	548,567,750
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,442,418	79,937,368
（分配準備積立金）	34,099,436	52,930,220
元本等合計	568,449,519	628,505,118
純資産合計	568,449,519	628,505,118
負債純資産合計	569,135,694	629,647,088

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
営業収益		
受取利息	-	11
有価証券売買等損益	36,597,363	42,989,682
営業収益合計	36,597,363	42,989,693
営業費用		
支払利息	22	-
受託者報酬	69,426	158,120
委託者報酬	868,682	1,977,493
その他費用	17,188	35,417
営業費用合計	955,318	2,171,030
営業利益又は営業損失（△）	35,642,045	40,818,663
経常利益又は経常損失（△）	35,642,045	40,818,663
当期純利益又は当期純損失（△）	35,642,045	40,818,663
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	471,834	12,524,758
期首剰余金又は期首欠損金（△）	293,097	43,442,418
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,979,110	26,613,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,355	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,900,755	26,613,870
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	18,412,825
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	18,412,825
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,442,418	79,937,368

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	525,007,101 口	548,567,750 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0827 円 (1 万口当たりの純資産額 10,827 円)	1 口当たり純資産額 1.1457 円 (1 万口当たりの純資産額 11,457 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,667,486 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (26,003,741 円)、収	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15,426,219 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (12,867,686 円)、

	益調整金（9,342,982 円）、および分配準備積立金（428,209 円）より、分配対象収益は 43,442,418 円（1 万口当たり 827.46 円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（27,007,148 円）、および分配準備積立金（24,636,315 円）より、分配対象収益は 79,937,368 円（1 万口当たり 1,457.20 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	36,200,856 円
合計	36,200,856 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	30,223,832 円
合計	30,223,832 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	79,842,763 円	525,007,101 円
期中追加設定元本額	467,002,780 円	224,607,694 円
期中一部解約元本額	21,838,442 円	201,047,045 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	273,723,132	629,645,320	
	親投資信託受益証券 小計		629,645,320	
合 計			629,645,320	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榎原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・新興国債インデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・新興国債インデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,644	2,919
コール・ローン	519,037	538,480
親投資信託受益証券	34,291,040	146,022,755
未収入金	-	475,000
流動資産合計	34,818,721	147,039,154
資産合計	34,818,721	147,039,154
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,433	16,432
未払委託者報酬	50,857	337,551
その他未払費用	938	5,147
流動負債合計	54,228	359,130
負債合計	54,228	359,130
純資産の部		
元本等		
元本	34,734,364	134,003,485
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,129	12,676,539
（分配準備積立金）	1,687,857	7,238,006
元本等合計	34,764,493	146,680,024
純資産合計	34,764,493	146,680,024
負債純資産合計	34,818,721	147,039,154

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
営業収益		
受取利息	1	1,160
有価証券売買等損益	1,972,463	6,253,653
営業収益合計	1,972,464	6,254,813
営業費用		
支払利息	16	-
受託者報酬	3,744	23,715
委託者報酬	78,710	487,689
その他費用	938	5,147
営業費用合計	83,408	516,551
営業利益又は営業損失（△）	1,889,056	5,738,262
経常利益又は経常損失（△）	1,889,056	5,738,262
当期純利益又は当期純損失（△）	1,889,056	5,738,262
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,554	136,277
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,023,228	30,129
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,154,382	7,250,783
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,154,382	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,250,783
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,995,635	206,358
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	206,358
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,995,635	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,129	12,676,539

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	34,734,364 口	134,003,485 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0009 円 (1 万口当たりの純資産額 10,009 円)	1 口当たり純資産額 1.0946 円 (1 万口当たりの純資産額 10,946 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (838,966 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (737,416 円)、収益調整	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,003,772 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (598,213 円)、収益調

	金（1,283,087 円）、および分配準備積立金（111,475 円）より、分配対象収益は 2,970,944 円（1 万口当たり 855.33 円）であります。分配を行っておりません。	整金（10,285,789 円）、および分配準備積立金（1,636,021 円）より、分配対象収益は 17,523,795 円（1 万口当たり 1,307.71 円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,999,255 円
合計	1,999,255 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,190,109 円
合計	6,190,109 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	12,592,578 円	34,734,364 円
期中追加設定元本額	35,198,756 円	103,305,637 円
期中一部解約元本額	13,056,970 円	4,036,516 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	米ドル建て新興国債インデックス・マ ザーファンド	129,098,007	146,022,755	
	親投資信託受益証券 小計		146,022,755	
合 計			146,022,755	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・国内リートインデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・国内リートインデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	21	10
コール・ローン	1,263	1,801
親投資信託受益証券	143,336,888	524,783,477
流動資産合計	143,338,172	524,785,288
資産合計	143,338,172	524,785,288
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	16,539	51,485
未払委託者報酬	273,649	850,294
その他未払費用	4,060	7,627
流動負債合計	294,248	909,406
負債合計	294,248	909,406
純資産の部		
元本等		
元本	152,933,447	598,426,471
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,889,523	△74,550,589
（分配準備積立金）	6,042,685	19,407,242
元本等合計	143,043,924	523,875,882
純資産合計	143,043,924	523,875,882
負債純資産合計	143,338,172	524,785,288

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2022年12月1日 至 2023年11月30日	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
営業収益		
受取利息	-	178
有価証券売買等損益	△1,711,644	△17,420,781
営業収益合計	△1,711,644	△17,420,603
営業費用		
支払利息	32	-
受託者報酬	30,993	74,161
委託者報酬	512,802	1,225,290
その他費用	7,600	10,931
営業費用合計	551,427	1,310,382
営業利益又は営業損失(△)	△2,263,071	△18,730,985
経常利益又は経常損失(△)	△2,263,071	△18,730,985
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,263,071	△18,730,985
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△316,910	46,448
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△4,915,086	△9,889,523
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,904,203	5,748,737
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,904,203	5,748,737
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,932,479	51,632,370
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,932,479	51,632,370
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△9,889,523	△74,550,589

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	152,933,447 口	598,426,471 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 9,889,523 円	元本の欠損 74,550,589 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9353 円 (1 万口当たりの純資産額 9,353 円)	1 口当たり純資産額 0.8754 円 (1 万口当たりの純資産額 8,754 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,254,857 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2,068,866 円)、および分配準備積立金 (787,828 円) より、分配対象収益は 8,111,551 円 (1 万口当たり 530.40 円) であり ますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (14,471,455 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (28,130,638 円)、および分配準備積立金 (4,935,787 円) より、分配対象収益は 47,537,880 円 (1 万口当たり 794.38 円) であり ますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責

	任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△1,545,606 円
合計	△1,545,606 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△17,478,465 円
合計	△17,478,465 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	122,970,950 円	152,933,447 円
期中追加設定元本額	67,492,161 円	511,896,982 円
期中一部解約元本額	37,529,664 円	66,403,958 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	J リート・インデックス・マザーファ ンド	210,815,682	524,783,477	
	親投資信託受益証券 小計		524,783,477	
合 計			524,783,477	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンドの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンドの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	22	9
コール・ローン	1,297	1,610
親投資信託受益証券	344,864,871	598,493,048
未収入金	966,770	-
流動資産合計	345,832,960	598,494,667
資産合計	345,832,960	598,494,667
負債の部		
流動負債		
未払解約金	966,763	-
未払受託者報酬	35,190	58,389
未払委託者報酬	722,218	1,197,830
その他未払費用	10,470	11,595
流動負債合計	1,734,641	1,267,814
負債合計	1,734,641	1,267,814
純資産の部		
元本等		
元本	310,819,273	424,421,917
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,279,046	172,804,936
（分配準備積立金）	12,824,832	113,827,012
元本等合計	344,098,319	597,226,853
純資産合計	344,098,319	597,226,853
負債純資産合計	345,832,960	598,494,667

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	17,246,686	106,479,117
営業収益合計	17,246,686	106,479,118
営業費用		
支払利息	8	-
受託者報酬	44,782	101,493
委託者報酬	919,752	2,082,350
その他費用	13,273	20,129
営業費用合計	977,815	2,203,972
営業利益又は営業損失（△）	16,268,871	104,275,146
経常利益又は経常損失（△）	16,268,871	104,275,146
当期純利益又は当期純損失（△）	16,268,871	104,275,146
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,164,189	2,319,042
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,899,240	33,279,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,301,412	40,628,962
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,301,412	40,628,962
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,026,288	3,059,176
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,026,288	3,059,176
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,279,046	172,804,936

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	310,819,273 口	424,421,917 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.1071 円 (1 万口当たりの純資産額 11,071 円)	1 口当たり純資産額 1.4072 円 (1 万口当たりの純資産額 14,072 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,678,972 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4,523,275 円)、収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (16,235,887 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (85,720,217 円)、

	調整金（25,767,605 円）、および分配準備積立金（622,585 円）より、分配対象収益は 38,592,437 円（1 万口当たり 1,241.64 円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（58,977,924 円）、および分配準備積立金（11,870,908 円）より、分配対象収益は 172,804,936 円（1 万口当たり 4,071.54 円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	16,158,141 円
合計	16,158,141 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	104,289,519 円
合計	104,289,519 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	82,034,605 円	310,819,273 円
期中追加設定元本額	282,784,981 円	139,444,231 円
期中一部解約元本額	54,000,313 円	25,841,587 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	外国リート・インデックス・マザーフ ァンド	158,503,416	598,493,048	
	親投資信託受益証券 小計		598,493,048	
合 計			598,493,048	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,869	1,844
コール・ローン	472,502	340,196
親投資信託受益証券	894,705,584	1,418,815,374
派生商品評価勘定	19,645,875	37,263,814
未収入金	2,082,964	2,282,028
流動資産合計	916,914,794	1,458,703,256
資産合計	916,914,794	1,458,703,256
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	31,517	5,218
未払解約金	468,680	—
未払受託者報酬	89,714	127,533
未払委託者報酬	1,480,999	2,105,234
その他未払費用	42,440	47,199
流動負債合計	2,113,350	2,285,184
負債合計	2,113,350	2,285,184
純資産の部		
元本等		
元本	906,115,613	1,191,645,625
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,685,831	264,772,447
（分配準備積立金）	21,906,418	196,637,664
元本等合計	914,801,444	1,456,418,072
純資産合計	914,801,444	1,456,418,072
負債純資産合計	916,914,794	1,458,703,256

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2022年12月1日 至 2023年11月30日	第4期 自 2023年12月1日 至 2024年12月2日
営業収益		
受取利息	4	1,141
有価証券売買等損益	136,205,282	310,231,947
為替差損益	△95,196,159	△101,483,023
営業収益合計	41,009,127	208,750,065
営業費用		
支払利息	109	1
受託者報酬	142,015	236,846
委託者報酬	2,344,576	3,909,646
その他費用	48,380	53,139
営業費用合計	2,535,080	4,199,632
営業利益又は営業損失（△）	38,474,047	204,550,433
経常利益又は経常損失（△）	38,474,047	204,550,433
当期純利益又は当期純損失（△）	38,474,047	204,550,433
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,143,371	24,952,174
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△26,163,539	8,685,831
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,988,065	80,068,084
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,988,065	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	80,068,084
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,469,371	3,579,727
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,579,727
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,469,371	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,685,831	264,772,447

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 4 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	906,115,613 口	1,191,645,625 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0096 円 (1 万口当たりの純資産額 10,096 円)	1 口当たり純資産額 1.2222 円 (1 万口当たりの純資産額 12,222 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 3 期	第 4 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,172 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（21,902,246 円）、収益調整金（0 円）、および分配準備積立金（0 円）より、分配対象収益は 21,906,418 円（1 万口当たり 241.76 円）であります、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,545 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（179,585,714 円）、収益調整金（68,134,783 円）、および分配準備積立金（17,039,405 円）より、分配対象収益は 264,772,447 円（1 万口当たり 2,221.91 円）であります、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵

	触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 3 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	115,668,330 円
合計	115,668,330 円

第 4 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	237,823,752 円
合計	237,823,752 円

（デリバティブ取引に関する注記）

第 3 期（2023 年 11 月 30 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,934,766	－	1,903,249	△31,517
	小計	1,934,766	－	1,903,249	△31,517
	売建				
	アメリカ・ドル	904,949,653	－	885,303,778	19,645,875
	小計	904,949,653	－	885,303,778	19,645,875
合 計		906,884,419	－	887,207,027	19,614,358

第4期（2024年12月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	154,930	－	149,712	△5,218
	小計	154,930	－	149,712	△5,218
	売建				
	アメリカ・ドル	1,453,248,421	－	1,415,984,607	37,263,814
	小計	1,453,248,421	－	1,415,984,607	37,263,814
合 計		1,453,403,351	－	1,416,134,319	37,258,596

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 4 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 3 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 4 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	361,645,871 円	906,115,613 円
期中追加設定元本額	701,752,986 円	521,844,884 円
期中一部解約元本額	157,283,244 円	236,314,872 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ゴールド・インデックス・マザーファ ンド	734,832,906	1,418,815,374	
	親投資信託受益証券 小計		1,418,815,374	
合 計			1,418,815,374	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(参考)

「三井住友D S・T O P I Xインデックス・ファンド」、「三井住友D S・日経2 2 5インデックス・ファンド」、「三井住友D S・先進国株式インデックス・ファンド」、「三井住友D S・新興国株式インデックス・ファンド」、「三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド」、「三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド」、「三井住友D S・国内リートインデックス・ファンド」、「三井住友D S・先進国リートインデックス・ファンド」および「三井住友D S・ゴールドインデックス・ファンド(為替ヘッジあり)」は、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「2 2 5マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Jリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	27,540,652
コール・ローン	5,080,904,947
株式	347,546,634,260
派生商品評価勘定	44,869,500
未収配当金	1,894,343,199
前払金	49,425,000
差入委託証拠金	397,922,333
流動資産合計	355,041,639,891
資産合計	355,041,639,891
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,542,000
未払解約金	37,295,941
流動負債合計	45,837,941
負債合計	45,837,941
純資産の部	
元本等	
元本	72,554,135,505
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	282,441,666,445
元本等合計	354,995,801,950
純資産合計	354,995,801,950

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	72,554,135,505 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4.8928 円 (1 万口当たりの純資産額 48,928 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券

	当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）

	デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0612 月	7,417,547,500	－	7,453,875,000	36,327,500
	小計	7,417,547,500	－	7,453,875,000	36,327,500
合 計		7,417,547,500	－	7,453,875,000	36,327,500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	67,612,101,406 円
同期中における追加設定元本額	12,660,331,796 円
同期中における一部解約元本額	7,718,297,697 円

2024年12月2日現在の元本の内訳

三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,702,422,057円
三井住友・DC年金バランス30（債券重点型）	957,036,690円
三井住友・DC年金バランス50（標準型）	4,251,248,630円
三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）	3,707,905,585円
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	127,881,626円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	3,013,492円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	11,510,786円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	36,619,513円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	120,953,877円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	122,493,463円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	244,601,733円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,564,038,268円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	30,022,152,231円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	174,427,540円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	265,456,111円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	162,450,294円
イオン・バランス戦略ファンド	24,733,599円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	92,567,676円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	223,403,836円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	226,296,448円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	942,329,191円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	575,251,307円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	727,911,332円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	75,438,330円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,617,967,576円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	43,777,871円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	263,218,822円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	302,123,418円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	20,362,423円
日興FWS・日本株インデックス	3,196,332,952円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	255,353,062円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	53,546,400円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	34,155,161円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	31,355,200円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	20,495,407円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	17,698,318円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	875,783円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	24,752,883円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	124,122,082円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	121,945,870円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	46,832,851円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,099,092,431円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,851,730円

SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	33,548,131 円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	628,141,455 円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	970,735,898 円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	3,825,404,678 円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	23,860,855 円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	91,834,407 円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	553,619,781 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	29,035,936 円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	156,249,124 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	550,944,603 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	341,910,147 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	1,011,842,625 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	21,800,000 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	21,589,749 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	16,103,674 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	13,315,109 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	49,496,968 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	137,001,789 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	28,518,468 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	28,327,919 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	6,486,356 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	24,002,389 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	323,102,421 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	151,278,192 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	131,051,025 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	53,003,126 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	37,593,666 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	23,747,703 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	25,219,091 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	17,887,238 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	27,590,725 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	498,169,697 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	58,718,705 円
合 計	72,554,135,505 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	

極洋	4,600	3,970.000	18,262,000
ニッスイ	125,400	938.900	117,738,060
マルハニチロ	18,300	3,012.000	55,119,600
雪国まいたけ	14,400	1,040.000	14,976,000
カネコ種苗	4,800	1,374.000	6,595,200
サカタのタネ	13,800	3,410.000	47,058,000
ホクト	10,100	1,742.000	17,594,200
住石ホールディングス	16,600	842.000	13,977,200
日鉄鉱業	5,000	4,180.000	20,900,000
I N P E X	375,900	1,991.500	748,604,850
石油資源開発	69,000	1,091.000	75,279,000
K&Oエナジーグループ	5,900	3,360.000	19,824,000
ショーボンドホールディングス	16,400	5,185.000	85,034,000
ミライト・ワン	40,300	2,149.000	86,604,700
タマホーム	7,900	3,605.000	28,479,500
日本アクア	3,300	783.000	2,583,900
安藤・間	70,400	1,163.000	81,875,200
東急建設	37,400	690.000	25,806,000
コムシスホールディングス	44,000	3,296.000	145,024,000
ビーアールホールディングス	18,500	336.000	6,216,000
高松コンストラクショングループ	8,800	2,626.000	23,108,800
東建コーポレーション	3,200	11,090.000	35,488,000
ヤマウラ	6,300	1,167.000	7,352,100
オリエンタル白石	44,000	386.000	16,984,000
大成建設	79,700	6,623.000	527,853,100
大林組	289,800	2,141.000	620,461,800
清水建設	249,600	1,190.500	297,148,800
長谷工コーポレーション	80,800	2,022.500	163,418,000
松井建設	9,700	844.000	8,186,800
銭高組	200	3,790.000	758,000
鹿島建設	194,500	2,762.500	537,306,250
不動テトラ	5,900	2,042.000	12,047,800
鉄建建設	5,700	2,261.000	12,887,700
西松建設	13,800	5,085.000	70,173,000
三井住友建設	74,700	405.000	30,253,500
大豊建設	1,300	3,315.000	4,309,500
奥村組	15,100	3,855.000	58,210,500
東鉄工業	10,900	3,200.000	34,880,000
浅沼組	31,000	642.000	19,902,000
戸田建設	113,000	936.800	105,858,400
熊谷組	14,100	3,580.000	50,478,000
北野建設	1,200	4,080.000	4,896,000
矢作建設工業	11,500	1,477.000	16,985,500
ピーエス・コンストラクション	4,500	1,042.000	4,689,000

日本ハウスホールディングス	19,500	335.000	6,532,500
新日本建設	11,500	1,510.000	17,365,000
東亜道路工業	17,000	1,279.000	21,743,000
日本道路	8,200	1,743.000	14,292,600
東亜建設工業	26,800	1,178.000	31,570,400
日本国土開発	25,900	507.000	13,131,300
若築建設	2,400	3,640.000	8,736,000
東洋建設	23,300	1,279.000	29,800,700
五洋建設	120,900	616.500	74,534,850
世紀東急工業	10,800	1,506.000	16,264,800
福田組	3,200	5,290.000	16,928,000
住友林業	75,200	5,640.000	424,128,000
巴コーポレーション	5,100	1,026.000	5,232,600
大和ハウス工業	264,400	4,743.000	1,254,049,200
ライト工業	16,100	2,188.000	35,226,800
積水ハウス	264,000	3,584.000	946,176,000
日特建設	6,800	989.000	6,725,200
北陸電気工事	6,100	1,103.000	6,728,300
ユアテック	19,100	1,423.000	27,179,300
日本リーテック	7,700	1,141.000	8,785,700
四電工	10,500	1,475.000	15,487,500
中電工	13,000	3,370.000	43,810,000
関電工	51,900	2,223.000	115,373,700
きんでん	60,500	3,098.000	187,429,000
東京エネシス	8,700	1,046.000	9,100,200
トーエネック	14,500	966.000	14,007,000
住友電設	8,100	4,810.000	38,961,000
日本電設工業	15,000	1,903.000	28,545,000
エクシオグループ	92,700	1,741.000	161,390,700
新日本空調	5,500	3,945.000	21,697,500
九電工	18,900	5,182.000	97,939,800
三機工業	17,600	2,836.000	49,913,600
日揮ホールディングス	86,100	1,300.500	111,973,050
中外炉工業	3,000	3,285.000	9,855,000
ヤマト	4,000	1,198.000	4,792,000
太平電業	5,500	4,975.000	27,362,500
高砂熱学工業	22,800	6,000.000	136,800,000
三晃金属工業	100	4,330.000	433,000
朝日工業社	8,000	1,939.000	15,512,000
明星工業	16,400	1,335.000	21,894,000
大気社	10,800	4,720.000	50,976,000
ダイダン	11,200	3,600.000	40,320,000
日比谷総合設備	6,900	3,975.000	27,427,500
飛島ホールディングス	9,400	1,566.000	14,720,400

テスホールディングス	19,300	276.000	5,326,800
インフロニア・ホールディングス	94,600	1,207.500	114,229,500
東洋エンジニアリング	12,300	713.000	8,769,900
レイズネクスト	12,800	1,524.000	19,507,200
ニッポン	26,200	2,130.000	55,806,000
日清製粉グループ本社	91,800	1,843.500	169,233,300
日東富士製粉	1,700	6,570.000	11,169,000
昭和産業	7,200	2,787.000	20,066,400
鳥越製粉	10,700	687.000	7,350,900
中部飼料	12,400	1,312.000	16,268,800
フィード・ワン	12,900	799.000	10,307,100
日本甜菜製糖	5,200	2,386.000	12,407,200
DM三井製糖ホールディングス	8,400	3,190.000	26,796,000
ウェルネオシュガー	4,700	2,158.000	10,142,600
森永製菓	36,700	2,783.000	102,136,100
中村屋	3,100	3,195.000	9,904,500
江崎グリコ	25,400	4,427.000	112,445,800
井村屋グループ	4,900	2,420.000	11,858,000
不二家	5,800	2,671.000	15,491,800
山崎製パン	59,200	2,832.000	167,654,400
モロゾフ	2,700	4,430.000	11,961,000
亀田製菓	5,600	4,175.000	23,380,000
寿スピリッツ	52,200	2,148.000	112,125,600
カルビー	40,800	3,170.000	129,336,000
森永乳業	33,700	2,932.000	98,808,400
六甲バター	6,500	1,393.000	9,054,500
ヤクルト本社	126,300	3,078.000	388,751,400
明治ホールディングス	118,100	3,206.000	378,628,600
雪印メグミルク	23,400	2,736.000	64,022,400
プリマハム	10,900	2,173.000	23,685,700
日本ハム	37,900	5,146.000	195,033,400
丸大食品	8,400	1,707.000	14,338,800
S F o o d s	9,400	2,656.000	24,966,400
柿安本店	3,200	2,759.000	8,828,800
伊藤ハム米久ホールディングス	12,900	3,790.000	48,891,000
サッポロホールディングス	29,100	8,855.000	257,680,500
アサヒグループホールディングス	655,600	1,615.000	1,058,794,000
キリンホールディングス	366,000	2,113.500	773,541,000
シマダヤ	4,500	1,437.000	6,466,500
宝ホールディングス	58,600	1,289.500	75,564,700
オエノンホールディングス	29,200	414.000	12,088,800
養命酒製造	3,000	2,516.000	7,548,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	62,500	2,429.000	151,812,500

ライフドリンク カンパニー	19,000	2,425.000	46,075,000
サントリー食品インターナショナル	62,400	5,132.000	320,236,800
ダイドーグループホールディングス	9,600	3,465.000	33,264,000
伊藤園	29,800	3,300.000	98,340,000
キーコーヒー	9,800	2,063.000	20,217,400
日清オイリオグループ	12,000	5,030.000	60,360,000
不二製油グループ本社	18,900	3,517.000	66,471,300
かどや製油	1,800	3,585.000	6,453,000
Jーオイルミルズ	8,800	2,168.000	19,078,400
キッコーマン	292,200	1,640.000	479,208,000
味の素	203,000	6,360.000	1,291,080,000
ブルドックソース	4,700	1,841.000	8,652,700
キューピー	47,600	3,480.000	165,648,000
ハウス食品グループ本社	29,600	2,851.500	84,404,400
カゴメ	37,300	2,985.000	111,340,500
アリアケジャパン	8,800	5,460.000	48,048,000
エバラ食品工業	2,800	2,855.000	7,994,000
やまみ	900	4,010.000	3,609,000
ニチレイ	36,800	4,278.000	157,430,400
東洋水産	40,700	10,745.000	437,321,500
イトアンドホールディングス	4,100	2,133.000	8,745,300
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,000	1,333.000	6,665,000
日清食品ホールディングス	113,900	4,014.000	457,194,600
フジッコ	7,600	1,718.000	13,056,800
ロック・フィールド	9,600	1,491.000	14,313,600
日本たばこ産業	535,200	4,221.000	2,259,079,200
ケンコーマヨネーズ	6,300	2,129.000	13,412,700
わらべや日洋ホールディングス	6,200	1,987.000	12,319,400
なとり	4,900	2,112.000	10,348,800
ファーマフーズ	12,200	984.000	12,004,800
ユーグレナ	56,500	400.000	22,600,000
紀文食品	7,100	1,100.000	7,810,000
ピククルスホールディングス	5,200	1,032.000	5,366,400
ミヨシ油脂	200	1,600.000	320,000
理研ビタミン	7,200	2,487.000	17,906,400
片倉工業	9,000	1,992.000	17,928,000
グンゼ	8,000	5,180.000	41,440,000
東洋紡	47,000	927.000	43,569,000
ユニチカ	30,500	194.000	5,917,000
富士紡ホールディングス	4,000	5,450.000	21,800,000
倉敷紡績	8,000	5,670.000	45,360,000
シキボウ	5,700	993.000	5,660,100
日本毛織	27,800	1,258.000	34,972,400
ダイドーリミテッド	2,700	883.000	2,384,100

帝国繊維	12,300	2,456.000	30,208,800
帝人	85,100	1,321.000	112,417,100
東レ	643,900	962.700	619,882,530
ダイニック	3,300	749.000	2,471,700
セーレン	17,300	2,774.000	47,990,200
小松マテーレ	13,900	794.000	11,036,600
ワコールホールディングス	17,700	5,091.000	90,110,700
ホギメディカル	13,800	4,785.000	66,033,000
T S I ホールディングス	28,800	890.000	25,632,000
ワールド	17,000	2,239.000	38,063,000
三陽商会	5,700	2,728.000	15,549,600
オンワードホールディングス	54,600	529.000	28,883,400
ルックホールディングス	3,700	2,560.000	9,472,000
ゴールドウイン	15,900	8,835.000	140,476,500
特種東海製紙	4,900	3,530.000	17,297,000
王子ホールディングス	338,900	553.100	187,445,590
日本製紙	25,000	861.000	21,525,000
北越コーポレーション	53,900	1,518.000	81,820,200
大王製紙	49,700	829.000	41,201,300
レンゴー	81,000	885.500	71,725,500
トーモク	5,400	2,199.000	11,874,600
ザ・パック	6,800	3,595.000	24,446,000
北の達人コーポレーション	41,500	145.000	6,017,500
クラレ	129,000	2,075.500	267,739,500
旭化成	605,200	1,067.500	646,051,000
レゾナック・ホールディングス	80,500	4,055.000	326,427,500
住友化学	723,600	370.000	267,732,000
住友精化	5,400	4,690.000	25,326,000
日産化学	46,200	5,195.000	240,009,000
ラサ工業	3,400	2,684.000	9,125,600
クレハ	19,600	2,813.000	55,134,800
多木化学	3,500	3,455.000	12,092,500
テイカ	7,600	1,628.000	12,372,800
石原産業	14,800	1,458.000	21,578,400
日本曹達	20,200	2,702.000	54,580,400
東ソー	119,000	2,071.000	246,449,000
トクヤマ	29,000	2,680.500	77,734,500
セントラル硝子	10,400	3,300.000	34,320,000
東亜合成	41,600	1,530.000	63,648,000
大阪ソーダ	31,000	1,469.000	45,539,000
関東電化工業	17,800	1,057.000	18,814,600
デンカ	34,800	2,126.500	74,002,200
信越化学工業	803,400	5,546.000	4,455,656,400
日本カーバイド工業	3,800	1,652.000	6,277,600

堺化学工業	6,600	2,641.000	17,430,600
第一稀元素化学工業	8,300	710.000	5,893,000
エア・ウォーター	83,000	1,861.000	154,463,000
日本酸素ホールディングス	87,300	4,361.000	380,715,300
日本化学工業	3,000	2,403.000	7,209,000
日本パーカライズिंग	39,000	1,279.000	49,881,000
高压ガス工業	12,600	796.000	10,029,600
四国化成ホールディングス	11,000	2,049.000	22,539,000
ステラ ケミファ	4,800	3,970.000	19,056,000
保土谷化学工業	2,800	3,850.000	10,780,000
日本触媒	56,900	1,824.000	103,785,600
大日精化工業	5,800	2,883.000	16,721,400
カネカ	23,400	3,496.000	81,806,400
三菱瓦斯化学	71,700	2,832.000	203,054,400
三井化学	80,300	3,450.000	277,035,000
東京応化工業	42,400	3,547.000	150,392,800
大阪有機化学工業	7,700	2,662.000	20,497,400
三菱ケミカルグループ	653,400	793.200	518,276,880
KHネオケム	14,800	2,054.000	30,399,200
ダイセル	103,800	1,372.000	142,413,600
住友ベークライト	27,900	3,673.000	102,476,700
積水化学工業	178,500	2,408.500	429,917,250
日本ゼオン	69,000	1,405.500	96,979,500
アイカ工業	22,500	3,259.000	73,327,500
UBE	43,400	2,415.000	104,811,000
積水樹脂	13,300	2,108.000	28,036,400
旭有機材	5,900	4,285.000	25,281,500
ニチバン	5,500	1,925.000	10,587,500
リケンテクノス	18,200	1,073.000	19,528,600
大倉工業	4,000	3,090.000	12,360,000
積水化成成品工業	9,700	363.000	3,521,100
群栄化学工業	2,100	2,686.000	5,640,600
ミライアル	500	1,423.000	711,500
ダイキョーニシカワ	18,600	610.000	11,346,000
森六ホールディングス	4,400	1,974.000	8,685,600
恵和	6,300	989.000	6,230,700
日本化薬	69,000	1,278.500	88,216,500
カーリット	8,900	1,319.000	11,739,100
日本精化	6,100	2,484.000	15,152,400
扶桑化学工業	9,400	3,410.000	32,054,000
トリケミカル研究所	10,800	2,801.000	30,250,800
ADEKA	30,500	2,720.000	82,960,000
日油	105,200	2,260.000	237,752,000
ハリマ化成グループ	5,800	855.000	4,959,000

花王	218,500	6,530.000	1,426,805,000
第一工業製薬	3,700	3,800.000	14,060,000
石原ケミカル	4,200	2,588.000	10,869,600
三洋化成工業	5,800	3,950.000	22,910,000
大日本塗料	9,700	1,137.000	11,028,900
日本ペイントホールディングス	398,200	1,042.500	415,123,500
関西ペイント	75,900	2,142.500	162,615,750
中国塗料	19,400	2,340.000	45,396,000
日本特殊塗料	2,000	1,249.000	2,498,000
藤倉化成	13,700	524.000	7,178,800
太陽ホールディングス	15,500	4,255.000	65,952,500
D I C	33,200	3,275.000	108,730,000
サカタインクス	21,500	1,528.000	32,852,000
a r t i e n c e	18,500	3,170.000	58,645,000
富士フイルムホールディングス	540,400	3,403.000	1,838,981,200
資生堂	187,700	2,666.500	500,502,050
ライオン	115,200	1,794.000	206,668,800
高砂香料工業	6,800	5,460.000	37,128,000
マンダム	21,300	1,286.000	27,391,800
ミルボン	14,500	3,460.000	50,170,000
コーセー	18,500	6,636.000	122,766,000
コタ	8,600	1,610.000	13,846,000
ポーラ・オルビスホールディングス	47,200	1,382.000	65,230,400
ノエビアホールディングス	8,300	4,925.000	40,877,500
新日本製薬	5,000	1,929.000	9,645,000
I - n e	3,200	2,050.000	6,560,000
アクシージア	6,300	557.000	3,509,100
エスデー	7,000	1,491.000	10,437,000
コニシ	27,100	1,357.000	36,774,700
長谷川香料	18,400	3,300.000	60,720,000
小林製薬	23,800	5,905.000	140,539,000
荒川化学工業	7,700	1,114.000	8,577,800
メック	7,600	3,365.000	25,574,000
日本高純度化学	2,300	3,250.000	7,475,000
タカラバイオ	28,400	1,034.000	29,365,600
J C U	9,800	3,995.000	39,151,000
新田ゼラチン	6,000	749.000	4,494,000
O A T アグリオ	3,300	2,017.000	6,656,100
デクセリアルズ	75,600	2,439.000	184,388,400
アース製薬	8,500	5,440.000	46,240,000
北興化学工業	9,600	1,311.000	12,585,600
大成ラミック	3,500	2,505.000	8,767,500
クミアイ化学工業	34,600	789.000	27,299,400
日本農薬	16,900	675.000	11,407,500

アキレス	5,700	1,444.000	8,230,800
有沢製作所	15,900	1,441.000	22,911,900
日東電工	283,100	2,407.500	681,563,250
レック	12,600	1,267.000	15,964,200
三光合成	11,700	581.000	6,797,700
ZACROS	7,000	4,125.000	28,875,000
前澤化成工業	6,000	1,784.000	10,704,000
未来工業	3,400	3,950.000	13,430,000
JSP	6,000	2,104.000	12,624,000
エフピコ	20,300	2,743.000	55,682,900
天馬	6,800	3,010.000	20,468,000
信越ポリマー	19,200	1,670.000	32,064,000
ニフコ	33,300	3,568.000	118,814,400
バルカー	7,500	3,305.000	24,787,500
ユニ・チャーム	187,300	3,916.000	733,466,800
協和キリン	107,500	2,478.500	266,438,750
武田薬品工業	796,500	4,119.000	3,280,783,500
アステラス製薬	786,300	1,584.000	1,245,499,200
塩野義製薬	297,100	2,123.500	630,891,850
わかもと製薬	9,000	239.000	2,151,000
日本新薬	23,500	4,345.000	102,107,500
中外製薬	280,300	6,605.000	1,851,381,500
科研製薬	15,100	4,317.000	65,186,700
エーザイ	119,200	4,641.000	553,207,200
ロート製薬	95,100	2,908.000	276,550,800
小野薬品工業	183,300	1,733.000	317,658,900
久光製薬	20,200	4,234.000	85,526,800
持田製薬	11,300	3,385.000	38,250,500
参天製薬	170,700	1,705.000	291,043,500
扶桑薬品工業	4,500	2,595.000	11,677,500
ツムラ	30,800	4,890.000	150,612,000
キッセイ薬品工業	15,500	3,700.000	57,350,000
生化学工業	19,000	801.000	15,219,000
栄研化学	17,300	2,187.000	37,835,100
鳥居薬品	5,300	4,730.000	25,069,000
JCRファーマ	31,800	739.000	23,500,200
東和薬品	14,500	2,797.000	40,556,500
富士製薬工業	7,900	1,635.000	12,916,500
ゼリア新薬工業	14,000	2,323.000	32,522,000
ネクセラファーマ	42,700	1,128.000	48,165,600
第一三共	844,800	4,871.000	4,115,020,800
杏林製薬	21,900	1,472.000	32,236,800
大幸薬品	24,400	359.000	8,759,600
ダイト	8,000	2,090.000	16,720,000

大塚ホールディングス	223,800	8,849.000	1,980,406,200
ペプチドリーム	43,800	2,984.500	130,721,100
セルソース	8,600	1,085.000	9,331,000
あすか製薬ホールディングス	9,900	2,000.000	19,800,000
サワイグループホールディングス	54,300	2,154.000	116,962,200
日本コークス工業	95,100	95.000	9,034,500
ニチレキグループ	11,800	2,410.000	28,438,000
ユシロ化学工業	4,500	2,090.000	9,405,000
富士石油	26,200	292.000	7,650,400
出光興産	419,500	1,004.500	421,387,750
ENEOSホールディングス	1,516,500	819.700	1,243,075,050
コスモエネルギーホールディングス	29,300	6,557.000	192,120,100
横浜ゴム	45,300	3,047.000	138,029,100
TOYO TIRE	50,900	2,353.500	119,793,150
ブリヂストン	262,700	5,356.000	1,407,021,200
住友ゴム工業	88,700	1,643.000	145,734,100
藤倉コンポジット	7,800	1,472.000	11,481,600
オカモト	5,100	5,510.000	28,101,000
フコク	5,000	1,719.000	8,595,000
ニッタ	9,100	3,545.000	32,259,500
住友理工	17,400	1,541.000	26,813,400
三ツ星ベルト	11,900	4,100.000	48,790,000
バンダー化学	12,700	1,807.000	22,948,900
日東紡績	11,300	5,840.000	65,992,000
AGC	87,500	4,709.000	412,037,500
日本山村硝子	2,700	1,684.000	4,546,800
日本電気硝子	35,000	3,419.000	119,665,000
オハラ	5,300	1,205.000	6,386,500
住友大阪セメント	16,000	3,340.000	53,440,000
太平洋セメント	54,800	3,818.000	209,226,400
日本ヒューム	8,400	1,303.000	10,945,200
日本コンクリート工業	19,100	381.000	7,277,100
三谷セキサン	4,000	5,670.000	22,680,000
アジアパイルホールディングス	13,500	835.000	11,272,500
東海カーボン	80,900	907.800	73,441,020
日本カーボン	4,700	4,420.000	20,774,000
東洋炭素	6,200	4,415.000	27,373,000
ノリタケ	9,600	3,740.000	35,904,000
TOTO	65,300	4,018.000	262,375,400
日本碍子	103,200	1,971.500	203,458,800
日本特殊陶業	72,900	4,647.000	338,766,300
MARUWA	3,700	43,490.000	160,913,000
品川リフラクトリーズ	10,700	1,666.000	17,826,200
黒崎播磨	7,200	2,350.000	16,920,000

ヨータイ	5,000	1,550.000	7,750,000
東京窯業	10,700	410.000	4,387,000
フジミインコーポレーテッド	24,100	2,372.000	57,165,200
ニチアス	22,300	5,895.000	131,458,500
ニチハ	11,100	2,885.000	32,023,500
日本製鉄	466,500	3,060.000	1,427,490,000
神戸製鋼所	182,700	1,557.500	284,555,250
中山製鋼所	19,400	726.000	14,084,400
合同製鉄	4,700	3,815.000	17,930,500
J F Eホールディングス	277,000	1,711.500	474,085,500
東京製鉄	25,800	1,477.000	38,106,600
共英製鋼	10,000	1,733.000	17,330,000
大和工業	17,000	7,730.000	131,410,000
東京鐵鋼	4,000	6,370.000	25,480,000
大阪製鉄	5,300	3,380.000	17,914,000
淀川製鋼所	9,800	5,200.000	50,960,000
中部鋼鈑	6,500	2,174.000	14,131,000
丸一鋼管	28,600	3,235.000	92,521,000
モリ工業	2,000	4,680.000	9,360,000
大同特殊鋼	57,800	1,170.000	67,626,000
日本冶金工業	6,400	3,940.000	25,216,000
山陽特殊製鋼	9,300	1,812.000	16,851,600
愛知製鋼	5,100	4,800.000	24,480,000
日本金属	3,600	651.000	2,343,600
大平洋金属	8,400	1,409.000	11,835,600
新日本電工	52,400	289.000	15,143,600
栗本鐵工所	4,500	4,115.000	18,517,500
三菱製鋼	6,400	1,389.000	8,889,600
日本精線	7,700	1,273.000	9,802,100
エンビプロ・ホールディングス	9,200	414.000	3,808,800
大紀アルミニウム工業所	12,200	1,061.000	12,944,200
日本軽金属ホールディングス	25,900	1,529.000	39,601,100
三井金属鉱業	23,700	4,811.000	114,020,700
三菱マテリアル	65,500	2,426.000	158,903,000
住友金属鉱山	117,100	3,707.000	434,089,700
DOWAホールディングス	24,800	4,499.000	111,575,200
古河機械金属	12,900	1,580.000	20,382,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	16,200	2,001.000	32,416,200
東邦チタニウム	19,600	1,074.000	21,050,400
U A C J	13,000	5,450.000	70,850,000
C Kサンエツ	2,300	3,725.000	8,567,500
古河電気工業	30,800	6,418.000	197,674,400
住友電気工業	318,400	2,949.000	938,961,600
フジクラ	98,800	5,662.000	559,405,600

SWCC	12,200	7,900.000	96,380,000
平河ヒューテック	6,300	1,490.000	9,387,000
リョービ	9,700	2,150.000	20,855,000
アーレスティ	7,100	513.000	3,642,300
AREホールディングス	37,200	1,723.000	64,095,600
稲葉製作所	6,200	1,760.000	10,912,000
宮地エンジニアリンググループ	10,400	1,881.000	19,562,400
トーカロ	26,400	1,773.000	46,807,200
アルファ	1,700	1,048.000	1,781,600
SUMCO	174,700	1,201.500	209,902,050
川田テクノロジーズ	6,900	2,702.000	18,643,800
RS TECHNOLOGIES	7,100	3,275.000	23,252,500
ジェイテックコーポレーション	1,600	1,360.000	2,176,000
信和	7,900	749.000	5,917,100
東洋製罐グループホールディングス	58,200	2,389.000	139,039,800
ホッカンホールディングス	5,100	1,703.000	8,685,300
横河ブリッジホールディングス	14,300	2,758.000	39,439,400
駒井ハルテック	800	1,552.000	1,241,600
三和ホールディングス	91,100	4,553.000	414,778,300
文化シヤッター	24,300	1,858.000	45,149,400
三協立山	11,300	699.000	7,898,700
アルインコ	7,700	973.000	7,492,100
LIXIL	136,100	1,703.000	231,778,300
ノーリツ	15,200	1,708.000	25,961,600
長府製作所	9,600	1,896.000	18,201,600
リンナイ	48,800	3,186.000	155,476,800
日東精工	13,700	617.000	8,452,900
岡部	16,300	788.000	12,844,400
ジーテクト	10,800	1,577.000	17,031,600
東プレ	15,300	1,892.000	28,947,600
高周波熱錬	14,700	974.000	14,317,800
東京製綱	5,800	1,241.000	7,197,800
パイオラックス	12,000	2,442.000	29,304,000
エイチワン	9,600	1,019.000	9,782,400
日本発条	80,900	1,740.000	140,766,000
中央発條	5,400	1,320.000	7,128,000
立川ブラインド工業	4,400	1,355.000	5,962,000
日本製鋼所	27,400	6,549.000	179,442,600
三浦工業	42,200	3,841.000	162,090,200
タクマ	30,100	1,643.000	49,454,300
ツガミ	19,000	1,363.000	25,897,000
オークマ	15,600	3,155.000	49,218,000
芝浦機械	11,500	3,445.000	39,617,500
アマダ	126,800	1,455.000	184,494,000

アイダエンジニアリング	18,700	783.000	14,642,100
F U J I	41,500	2,171.000	90,096,500
牧野フライス製作所	9,800	6,640.000	65,072,000
オーエスジー	39,800	1,769.000	70,406,200
旭ダイヤモンド工業	21,200	806.000	17,087,200
DMG森精機	56,900	2,573.500	146,432,150
ソディック	23,400	719.000	16,824,600
ディスコ	43,500	41,330.000	1,797,855,000
日東工器	4,300	2,705.000	11,631,500
日進工具	7,100	740.000	5,254,000
富士ダイス	6,700	773.000	5,179,100
豊和工業	5,500	1,095.000	6,022,500
石川製作所	3,100	1,400.000	4,340,000
リケンNPR	10,000	2,400.000	24,000,000
島精機製作所	14,100	1,062.000	14,974,200
オプトラン	14,500	1,857.000	26,926,500
イワキ	6,200	2,631.000	16,312,200
フリュー	9,200	1,089.000	10,018,800
ヤマシンフィルタ	22,400	599.000	13,417,600
日阪製作所	9,500	995.000	9,452,500
やまびこ	14,400	2,514.000	36,201,600
野村マイクロ・サイエンス	13,500	1,757.000	23,719,500
平田機工	4,100	5,200.000	21,320,000
P E G A S U S	11,000	433.000	4,763,000
マルマエ	4,300	1,591.000	6,841,300
タツモ	6,600	2,562.000	16,909,200
ナブテスコ	57,200	2,434.500	139,253,400
三井海洋開発	11,400	3,175.000	36,195,000
レオン自動機	10,300	1,415.000	14,574,500
SMC	26,900	64,590.000	1,737,471,000
ホソカワミクロン	6,100	3,935.000	24,003,500
ユニオンツール	3,900	5,320.000	20,748,000
瑞光	7,300	1,252.000	9,139,600
オイレス工業	11,200	2,376.000	26,611,200
日精エー・エス・ビー機械	3,400	5,070.000	17,238,000
サトーホールディングス	11,600	2,230.000	25,868,000
技研製作所	8,600	1,731.000	14,886,600
日本エアーテック	5,400	1,229.000	6,636,600
日精樹脂工業	7,100	910.000	6,461,000
ワイエイシイホールディングス	4,200	1,914.000	8,038,800
小松製作所	445,300	4,066.000	1,810,589,800
住友重機械工業	53,000	3,249.000	172,197,000
日立建機	35,800	3,383.000	121,111,400
日工	11,000	707.000	7,777,000

巴工業	3,700	3,810.000	14,097,000
井関農機	9,900	946.000	9,365,400
TOWA	29,700	1,587.000	47,133,900
ローツェ	46,700	1,663.000	77,662,100
クボタ	468,400	1,871.500	876,610,600
荏原実業	4,500	4,330.000	19,485,000
三菱化工機	3,000	3,200.000	9,600,000
月島ホールディングス	12,300	1,494.000	18,376,200
帝国電機製作所	6,000	2,760.000	16,560,000
新東工業	18,500	922.000	17,057,000
澁谷工業	8,300	3,895.000	32,328,500
アイチコーポレーション	14,700	1,382.000	20,315,400
小森コーポレーション	21,800	1,132.000	24,677,600
鶴見製作所	7,500	3,575.000	26,812,500
酒井重工業	2,800	2,371.000	6,638,800
荏原製作所	185,200	2,264.500	419,385,400
西島製作所	7,600	2,400.000	18,240,000
北越工業	9,300	1,689.000	15,707,700
ダイキン工業	117,700	18,170.000	2,138,609,000
オルガノ	13,700	8,860.000	121,382,000
トーヨーカネツ	2,900	4,160.000	12,064,000
栗田工業	50,600	5,706.000	288,723,600
椿本チエイン	39,600	1,892.000	74,923,200
大同工業	3,600	737.000	2,653,200
木村化工機	8,700	966.000	8,404,200
アネスト岩田	14,200	1,408.000	19,993,600
ダイフク	152,600	3,221.000	491,524,600
サムコ	2,300	2,855.000	6,566,500
加藤製作所	3,200	1,327.000	4,246,400
タダノ	51,900	1,153.500	59,866,650
フジテック	29,100	5,824.000	169,478,400
CKD	24,700	2,486.000	61,404,200
平和	30,100	2,095.000	63,059,500
理想科学工業	7,400	3,450.000	25,530,000
SANKYO	104,100	2,130.500	221,785,050
日本金銭機械	10,800	1,022.000	11,037,600
マースグループホールディングス	5,300	3,245.000	17,198,500
フクシマガリレイ	6,700	5,500.000	36,850,000
ダイコク電機	4,600	3,295.000	15,157,000
竹内製作所	16,000	4,850.000	77,600,000
アマノ	26,000	4,312.000	112,112,000
ジャノメ	9,400	1,076.000	10,114,400
マックス	12,500	3,440.000	43,000,000
グローリー	23,400	2,523.500	59,049,900

新晃工業	26,400	1,439.000	37,989,600
大和冷機工業	13,500	1,487.000	20,074,500
セガサミーホールディングス	81,000	2,635.000	213,435,000
T P R	10,500	2,331.000	24,475,500
ツバキ・ナカシマ	21,700	524.000	11,370,800
ホシザキ	58,400	6,154.000	359,393,600
大豊工業	9,000	611.000	5,499,000
日本精工	166,600	666.300	111,005,580
N T N	209,800	239.600	50,268,080
ジェイテクト	79,600	1,058.000	84,216,800
不二越	6,300	3,095.000	19,498,500
日本トムソン	23,600	486.000	11,469,600
T H K	52,300	3,682.000	192,568,600
ユーシン精機	7,900	670.000	5,293,000
前澤給装工業	6,900	1,348.000	9,301,200
イーグル工業	9,800	1,916.000	18,776,800
前澤工業	4,900	1,184.000	5,801,600
P I L L A R	8,100	4,395.000	35,599,500
キッツ	29,500	1,111.000	32,774,500
マキタ	112,600	4,700.000	529,220,000
三井E & S	47,900	1,522.000	72,903,800
カナデビア	77,500	948.000	73,470,000
三菱重工業	1,579,300	2,246.000	3,547,107,800
I H I	72,400	7,960.000	576,304,000
スター精密	15,300	1,829.000	27,983,700
日清紡ホールディングス	65,400	877.400	57,381,960
イビデン	51,600	4,344.000	224,150,400
コニカミノルタ	200,800	661.500	132,829,200
ブラザー工業	119,700	2,664.000	318,880,800
ミネベアミツミ	156,400	2,469.000	386,151,600
日立製作所	2,324,100	3,946.000	9,170,898,600
三菱電機	917,500	2,568.500	2,356,598,750
富士電機	54,700	8,692.000	475,452,400
東洋電機製造	5,000	1,078.000	5,390,000
安川電機	97,800	3,963.000	387,581,400
シンフォニア テクノロジー	10,000	5,850.000	58,500,000
明電舎	17,400	4,005.000	69,687,000
オリジン	3,500	1,153.000	4,035,500
山洋電気	4,800	8,320.000	39,936,000
デンヨー	7,000	2,748.000	19,236,000
K O K U S A I E L E C T R I C	63,100	2,500.000	157,750,000
ソシオネクスト	89,500	2,479.000	221,870,500
東芝テック	13,300	3,635.000	48,345,500
芝浦メカトロニクス	6,200	7,790.000	48,298,000

マブチモーター	42,100	2,224.000	93,630,400
ニデック	398,700	2,748.500	1,095,826,950
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,287.000	6,177,600
東光高岳	5,300	2,003.000	10,615,900
ダイヘン	9,900	7,050.000	69,795,000
ヤーマン	17,700	766.000	13,558,200
JVCケンウッド	70,900	1,499.000	106,279,100
ミマキエンジニアリング	9,000	1,456.000	13,104,000
大崎電気工業	21,000	765.000	16,065,000
オムロン	82,700	4,741.000	392,080,700
日東工業	15,300	2,829.000	43,283,700
I D E C	16,900	2,423.000	40,948,700
ジーエス・ユアサ コーポレーション	39,500	2,587.000	102,186,500
サクサ	1,700	2,830.000	4,811,000
日本電気	127,600	13,060.000	1,666,456,000
富士通	828,300	2,863.000	2,371,422,900
沖電気工業	39,200	938.000	36,769,600
電気興業	3,700	1,677.000	6,204,900
サンケン電気	9,000	6,300.000	56,700,000
アイホン	4,900	2,709.000	13,274,100
ルネサスエレクトロニクス	687,500	2,017.500	1,387,031,250
セイコーエプソン	115,000	2,750.000	316,250,000
ワコム	64,900	713.000	46,273,700
アルバック	19,600	6,299.000	123,460,400
アクセル	4,400	1,285.000	5,654,000
E I Z O	12,600	2,183.000	27,505,800
日本信号	19,000	913.000	17,347,000
京三製作所	19,500	529.000	10,315,500
能美防災	12,200	2,962.000	36,136,400
ホーチキ	7,400	2,373.000	17,560,200
エレコム	21,200	1,446.000	30,655,200
パナソニック ホールディングス	1,065,700	1,453.000	1,548,462,100
シャープ	131,900	951.900	125,555,610
アンリツ	62,600	1,159.500	72,584,700
富士通ゼネラル	25,600	2,053.000	52,556,800
ソニーグループ	3,129,000	3,014.000	9,430,806,000
T D K	779,000	2,009.500	1,565,400,500
帝国通信工業	4,100	2,964.000	12,152,400
タムラ製作所	36,200	506.000	18,317,200
アルプスアルパイン	78,100	1,539.500	120,234,950
日本電波工業	10,800	925.000	9,990,000
鈴木	5,300	1,947.000	10,319,100
メイコー	8,900	9,300.000	82,770,000
日本トリム	2,200	3,675.000	8,085,000

フォスター電機	8,400	1,441.000	12,104,400
SMK	2,500	2,468.000	6,170,000
ヨコオ	7,900	1,676.000	13,240,400
ホシデン	24,600	2,363.000	58,129,800
ヒロセ電機	13,000	18,045.000	234,585,000
日本航空電子工業	24,900	2,615.000	65,113,500
TOA	10,100	919.000	9,281,900
マクセル	23,400	1,728.000	40,435,200
古野電気	11,800	2,544.000	30,019,200
スミダコーポレーション	11,500	982.000	11,293,000
アイコム	3,600	2,676.000	9,633,600
リオン	3,800	2,571.000	9,769,800
横河電機	98,300	3,415.000	335,694,500
新電元工業	3,400	2,406.000	8,180,400
アズビル	245,000	1,218.000	298,410,000
東亜ディーケーケー	5,600	722.000	4,043,200
日本光電工業	79,600	2,103.500	167,438,600
チノー	3,700	2,051.000	7,588,700
日本電子材料	6,500	2,088.000	13,572,000
堀場製作所	16,700	8,639.000	144,271,300
アドバンテスト	281,500	8,421.000	2,370,511,500
エスベック	7,100	2,619.000	18,594,900
キーエンス	89,400	65,260.000	5,834,244,000
日置電機	4,600	7,570.000	34,822,000
シスメックス	231,300	3,149.000	728,363,700
日本マイクロニクス	15,600	3,805.000	59,358,000
メガチップス	6,800	6,170.000	41,956,000
OBARA GROUP	5,900	4,155.000	24,514,500
コーセル	9,800	1,196.000	11,720,800
イリソ電子工業	7,800	2,643.000	20,615,400
オプテックスグループ	21,600	1,932.000	41,731,200
千代田インテグレ	3,800	3,585.000	13,623,000
レーザーテック	40,900	16,305.000	666,874,500
スタンレー電気	56,000	2,539.000	142,184,000
ウシオ電機	42,300	2,039.500	86,270,850
日本セラミック	10,000	2,631.000	26,310,000
遠藤照明	3,200	1,412.000	4,518,400
山一電機	7,700	2,304.000	17,740,800
図研	7,800	4,370.000	34,086,000
日本電子	22,000	5,270.000	115,940,000
カシオ計算機	69,500	1,152.500	80,098,750
ファナック	432,400	3,930.000	1,699,332,000
日本シイエムケイ	19,800	412.000	8,157,600
エンプラス	2,600	5,230.000	13,598,000

大真空	13,300	526.000	6,995,800
ローム	160,700	1,412.500	226,988,750
浜松ホトニクス	142,700	1,824.000	260,284,800
三井ハイテック	39,400	770.000	30,338,000
新光電気工業	29,100	5,277.000	153,560,700
京セラ	554,100	1,486.000	823,392,600
太陽誘電	42,000	2,170.500	91,161,000
村田製作所	798,000	2,494.500	1,990,611,000
双葉電子工業	17,400	458.000	7,969,200
北陸電気工業	3,200	1,565.000	5,008,000
ニチコン	21,200	1,042.000	22,090,400
KOA	13,300	973.000	12,940,900
市光工業	15,900	402.000	6,391,800
小糸製作所	92,100	1,943.500	178,996,350
ミツバ	16,200	849.000	13,753,800
SCREENホールディングス	37,200	9,784.000	363,964,800
キャノン電子	9,100	2,478.000	22,549,800
キャノン	445,800	4,904.000	2,186,203,200
リコー	234,700	1,738.500	408,025,950
象印マホービン	32,000	1,534.000	49,088,000
東京エレクトロン	189,200	23,640.000	4,472,688,000
イノテック	6,500	1,385.000	9,002,500
トヨタ紡織	36,500	1,918.000	70,007,000
ユニプレス	15,700	969.000	15,213,300
豊田自動織機	75,800	11,255.000	853,129,000
モリタホールディングス	15,900	2,138.000	33,994,200
三櫻工業	13,000	728.000	9,464,000
デンソー	952,300	2,167.500	2,064,110,250
東海理化電機製作所	25,100	2,089.000	52,433,900
川崎重工業	66,500	5,588.000	371,602,000
名村造船所	26,500	1,538.000	40,757,000
日本車輛製造	3,300	2,244.000	7,405,200
三菱ロジスネクスト	15,200	1,155.000	17,556,000
日産自動車	1,142,600	360.400	411,793,040
いすゞ自動車	278,400	2,027.500	564,456,000
トヨタ自動車	4,750,000	2,611.000	12,402,250,000
三菱自動車工業	345,800	393.500	136,072,300
武蔵精密工業	22,300	3,340.000	74,482,000
日産車体	9,800	1,111.000	10,887,800
新明和工業	25,900	1,299.000	33,644,100
極東開発工業	14,900	2,302.000	34,299,800
トピー工業	7,100	1,906.000	13,532,600
ティラド	2,400	3,400.000	8,160,000
タチエス	16,300	1,704.000	27,775,200

NOK	34,700	2,255.000	78,248,500
フタバ産業	23,900	664.000	15,869,600
カヤバ	16,200	2,475.000	40,095,000
大同メタル工業	19,500	475.000	9,262,500
プレス工業	36,200	530.000	19,186,000
太平洋工業	19,100	1,297.000	24,772,700
アイシン	189,000	1,596.000	301,644,000
マツダ	271,700	971.500	263,956,550
今仙電機製作所	6,300	498.000	3,137,400
本田技研工業	2,124,900	1,302.000	2,766,619,800
スズキ	728,100	1,626.000	1,183,890,600
SUBARU	273,100	2,470.500	674,693,550
安永	4,400	491.000	2,160,400
ヤマハ発動機	379,800	1,312.000	498,297,600
エクセディ	14,100	4,460.000	62,886,000
豊田合成	24,500	2,480.500	60,772,250
愛三工業	14,500	1,332.000	19,314,000
日本プラスト	10,500	344.000	3,612,000
ヨロズ	9,500	1,154.000	10,963,000
エフ・シー・シー	18,800	2,998.000	56,362,400
シマノ	38,500	21,450.000	825,825,000
テイ・エス テック	36,700	1,658.000	60,848,600
ジャムコ	7,900	1,381.000	10,909,900
リガク・ホールディングス	48,300	1,061.000	51,246,300
テルモ	597,200	3,068.000	1,832,209,600
日機装	19,900	953.000	18,964,700
日本エム・ディ・エム	6,700	611.000	4,093,700
島津製作所	128,800	4,233.000	545,210,400
長野計器	6,500	2,410.000	15,665,000
ブイ・テクノロジー	4,700	2,218.000	10,424,600
東京計器	6,900	3,315.000	22,873,500
愛知時計電機	3,800	1,978.000	7,516,400
インターアクション	5,500	997.000	5,483,500
オーバル	7,300	366.000	2,671,800
東京精密	18,200	7,245.000	131,859,000
マニー	36,000	1,731.000	62,316,000
ニコン	140,800	1,782.000	250,905,600
トプコン	50,800	1,602.500	81,407,000
オリンパス	512,100	2,344.000	1,200,362,400
理研計器	12,700	3,755.000	47,688,500
タムロン	12,000	4,285.000	51,420,000
HOYA	174,300	19,525.000	3,403,207,500
ノーリツ鋼機	8,200	4,360.000	35,752,000
A&Dホロンホールディングス	12,500	1,915.000	23,937,500

朝日インテック	109,300	2,609.000	285,163,700
シチズン時計	78,600	886.000	69,639,600
リズム	1,300	3,730.000	4,849,000
メニコン	33,000	1,520.000	50,160,000
松風	8,400	2,028.000	17,035,200
セイコーグループ	13,600	4,190.000	56,984,000
ニプロ	75,400	1,379.000	103,976,600
三井松島ホールディングス	7,500	3,435.000	25,762,500
パラマウントベッドホールディングス	20,200	2,531.000	51,126,200
トランザクション	6,200	2,242.000	13,900,400
ニホンフラッシュ	8,600	830.000	7,138,000
前田工繊	15,400	1,800.000	27,720,000
永大産業	17,800	209.000	3,720,200
アートネイチャー	9,800	811.000	7,947,800
フルヤ金属	8,400	3,435.000	28,854,000
バンダイナムコホールディングス	241,900	3,179.000	769,000,100
SHOEI	24,800	2,396.000	59,420,800
フランスベッドホールディングス	11,900	1,249.000	14,863,100
パイロットコーポレーション	14,100	4,790.000	67,539,000
萩原工業	6,300	1,371.000	8,637,300
フジシールインターナショナル	19,900	2,504.000	49,829,600
タカラトミー	38,300	4,225.000	161,817,500
広済堂ホールディングス	33,600	572.000	19,219,200
プロネクサス	8,600	1,246.000	10,715,600
TOPPANホールディングス	117,300	4,034.000	473,188,200
大日本印刷	186,000	2,251.000	418,686,000
共同印刷	2,800	4,055.000	11,354,000
NISSHA	15,100	1,629.000	24,597,900
TAKARA & COMPANY	5,300	2,715.000	14,389,500
アシックス	329,900	3,134.000	1,033,906,600
ツツミ	3,200	2,082.000	6,662,400
ローランド	6,600	3,810.000	25,146,000
小松ウオール工業	6,600	1,503.000	9,919,800
ヤマハ	164,100	1,105.000	181,330,500
河合楽器製作所	2,900	2,861.000	8,296,900
クリナップ	9,800	688.000	6,742,400
ピジョン	57,500	1,477.000	84,927,500
キングジム	9,300	848.000	7,886,400
リンテック	17,500	3,020.000	52,850,000
イトーキ	17,800	1,572.000	27,981,600
任天堂	563,300	8,855.000	4,988,021,500
三菱鉛筆	12,400	2,400.000	29,760,000
タカラスタンダード	19,300	1,635.000	31,555,500
コクヨ	44,700	2,825.000	126,277,500

グローブライド	7,900	1,900.000	15,010,000
オカムラ	26,300	1,960.000	51,548,000
美津濃	8,800	8,380.000	73,744,000
グリムス	4,100	2,681.000	10,992,100
東京電力ホールディングス	750,700	542.300	407,104,610
中部電力	327,800	1,611.000	528,085,800
関西電力	376,500	1,995.500	751,305,750
中国電力	153,400	961.300	147,463,420
北陸電力	90,100	904.400	81,486,440
東北電力	234,600	1,256.000	294,657,600
四国電力	81,700	1,255.000	102,533,500
九州電力	205,300	1,529.500	314,006,350
北海道電力	91,600	873.800	80,040,080
沖縄電力	22,300	956.000	21,318,800
電源開発	67,100	2,522.500	169,259,750
エフオン	9,900	409.000	4,049,100
イーレックス	32,200	626.000	20,157,200
レノバ	24,800	786.000	19,492,800
東京瓦斯	169,000	4,521.000	764,049,000
大阪瓦斯	175,600	3,297.000	578,953,200
東邦瓦斯	35,300	3,814.000	134,634,200
北海道瓦斯	25,500	540.000	13,770,000
広島ガス	21,300	375.000	7,987,500
西部ガスホールディングス	9,500	1,735.000	16,482,500
静岡ガス	19,400	1,017.000	19,729,800
メタウォーター	11,800	1,790.000	21,122,000
SBSホールディングス	9,000	2,472.000	22,248,000
東武鉄道	94,900	2,572.000	244,082,800
相鉄ホールディングス	32,200	2,444.000	78,696,800
東急	251,400	1,725.500	433,790,700
京浜急行電鉄	110,400	1,340.000	147,936,000
小田急電鉄	147,500	1,584.500	233,713,750
京王電鉄	47,400	3,916.000	185,618,400
京成電鉄	51,800	4,523.000	234,291,400
富士急行	12,100	2,300.000	27,830,000
東日本旅客鉄道	489,700	2,935.500	1,437,514,350
西日本旅客鉄道	224,900	2,842.000	639,165,800
東海旅客鉄道	341,400	3,099.000	1,057,998,600
東京地下鉄	153,600	1,677.500	257,664,000
西武ホールディングス	97,700	3,042.000	297,203,400
鴻池運輸	16,800	3,000.000	50,400,000
西日本鉄道	24,600	2,277.500	56,026,500
ハマキョウレックス	28,800	1,293.000	37,238,400
サカイ引越センター	11,000	2,369.000	26,059,000

近鉄グループホールディングス	95,700	3,174.000	303,751,800
阪急阪神ホールディングス	119,100	4,150.000	494,265,000
南海電気鉄道	39,900	2,425.500	96,777,450
京阪ホールディングス	49,300	3,438.000	169,493,400
神戸電鉄	1,700	2,360.000	4,012,000
名古屋鉄道	97,700	1,732.500	169,265,250
山陽電気鉄道	6,500	2,020.000	13,130,000
ヤマトホールディングス	108,800	1,712.500	186,320,000
山九	21,500	5,164.000	111,026,000
丸全昭和運輸	5,900	6,490.000	38,291,000
センコーグループホールディングス	50,900	1,503.000	76,502,700
トナミホールディングス	2,000	5,440.000	10,880,000
ニッコンホールディングス	52,100	1,996.000	103,991,600
福山通運	9,800	3,795.000	37,191,000
セイノーホールディングス	44,400	2,450.000	108,780,000
神奈川中央交通	2,500	3,800.000	9,500,000
AZ-COM丸和ホールディングス	28,300	1,008.000	28,526,400
九州旅客鉄道	68,200	3,961.000	270,140,200
S Gホールディングス	150,200	1,462.500	219,667,500
NIPPON EXPRESSホールディングス	31,800	7,728.000	245,750,400
日本郵船	184,500	4,835.000	892,057,500
商船三井	168,900	5,153.000	870,341,700
川崎汽船	203,000	2,012.000	408,436,000
NSユニテッド海運	6,200	4,035.000	25,017,000
明海グループ	1,800	662.000	1,191,600
飯野海運	34,700	1,115.000	38,690,500
乾汽船	12,600	1,544.000	19,454,400
日本航空	205,600	2,519.500	518,009,200
ANAホールディングス	243,000	2,924.000	710,532,000
日新	6,700	4,360.000	29,212,000
三菱倉庫	102,500	1,104.000	113,160,000
三井倉庫ホールディングス	9,800	7,510.000	73,598,000
住友倉庫	24,200	2,727.000	65,993,400
澁澤倉庫	3,300	3,080.000	10,164,000
東陽倉庫	3,700	1,468.000	5,431,600
日本トランスシティ	17,900	1,036.000	18,544,400
川西倉庫	5,200	1,049.000	5,454,800
安田倉庫	6,600	1,737.000	11,464,200
上組	40,600	3,372.000	136,903,200
キムラユニティー	4,000	1,445.000	5,780,000
キューソー流通システム	6,700	2,414.000	16,173,800
エーアイティー	5,400	1,740.000	9,396,000
内外トランスライン	3,500	2,804.000	9,814,000
日本コンセプト	3,300	1,795.000	5,923,500

クロスキャット	7,100	1,063.000	7,547,300
システナ	134,900	356.000	48,024,400
デジタルアーツ	7,300	5,920.000	43,216,000
日鉄ソリューションズ	30,800	4,115.000	126,742,000
キューブシステム	3,500	1,039.000	3,636,500
コア	3,300	1,813.000	5,982,900
手間いらず	1,900	3,450.000	6,555,000
ラクーンホールディングス	8,100	690.000	5,589,000
ソリトンシステムズ	4,800	1,158.000	5,558,400
ソフトクリエイトホールディングス	7,100	2,227.000	15,811,700
T I S	94,900	3,690.000	350,181,000
グリー	30,500	428.000	13,054,000
コーエーテクモホールディングス	68,800	1,760.500	121,122,400
三菱総合研究所	3,900	4,370.000	17,043,000
ファインデックス	7,900	781.000	6,169,900
ブレインパッド	7,500	1,016.000	7,620,000
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	466.000	6,990,000
ネクソン	197,400	2,111.500	416,810,100
アイスタイル	29,900	422.000	12,617,800
エムアップホールディングス	11,100	1,623.000	18,015,300
エイチーム	6,700	657.000	4,401,900
セルシス	20,000	1,369.000	27,380,000
エニグモ	12,700	304.000	3,860,800
コロプラ	32,000	463.000	14,816,000
ブロードリーフ	43,900	696.000	30,554,400
デジタルハーツホールディングス	5,700	809.000	4,611,300
メディアドゥ	4,300	1,333.000	5,731,900
じげん	25,500	523.000	13,336,500
フィックスターズ	9,800	1,626.000	15,934,800
CARTA HOLDINGS	5,000	1,475.000	7,375,000
オブティム	22,500	720.000	16,200,000
セレス	4,000	2,456.000	9,824,000
SHIFT	6,200	17,435.000	108,097,000
セック	1,300	4,150.000	5,395,000
テクマトリックス	22,800	2,441.000	55,654,800
プロシップ	3,900	1,539.000	6,002,100
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	22,800	2,984.000	68,035,200
GMOペイメントゲートウェイ	20,600	7,926.000	163,275,600
システムリサーチ	5,600	1,378.000	7,716,800
インターネットイニシアティブ	52,100	3,061.000	159,478,100
さくらインターネット	14,600	4,525.000	66,065,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,800	2,498.000	6,994,400
SRAホールディングス	5,200	4,330.000	22,516,000
朝日ネット	5,600	625.000	3,500,000

e B A S E	12,200	681.000	8,308,200
アバントグループ	15,700	2,007.000	31,509,900
アドソル日進	3,500	2,130.000	7,455,000
フリービット	4,600	1,410.000	6,486,000
コムチュア	12,300	2,186.000	26,887,800
アイル	5,400	3,270.000	17,658,000
マークラインズ	5,200	2,405.000	12,506,000
メディカル・データ・ビジョン	12,600	444.000	5,594,400
テラスカイ	4,300	1,975.000	8,492,500
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	4,700	2,173.000	10,213,100
ネオジャパン	3,200	1,875.000	6,000,000
P R T I M E S	2,200	1,598.000	3,515,600
ラクス	47,200	2,069.000	97,656,800
ダブルスタンダード	3,400	1,674.000	5,691,600
オープンドア	6,300	691.000	4,353,300
アカツキ	4,500	2,448.000	11,016,000
U B I C O Mホールディングス	3,100	1,281.000	3,971,100
カナミックネットワーク	12,200	493.000	6,014,600
チェンジホールディングス	28,600	1,340.000	38,324,000
シンクロ・フード	2,300	419.000	963,700
オークネット	4,200	2,687.000	11,285,400
セグエグループ	4,500	628.000	2,826,000
オロ	3,800	2,388.000	9,074,400
ユーザーローカル	3,800	2,020.000	7,676,000
P K S H A T E C H N O L O G Y	8,500	4,120.000	35,020,000
マネーフォワード	22,800	4,926.000	112,312,800
S U N A S T E R I S K	6,600	711.000	4,692,600
プラスアルファ・コンサルティング	11,300	1,759.000	19,876,700
電算システムホールディングス	4,200	2,465.000	10,353,000
A P P I E R G R O U P	30,100	1,438.000	43,283,800
ビジョナル	10,700	7,884.000	84,358,800
野村総合研究所	194,800	4,570.000	890,236,000
日本システム技術	8,400	1,921.000	16,136,400
インタージホールディングス	10,200	1,627.000	16,595,400
東邦システムサイエンス	3,800	1,434.000	5,449,200
シンプレクス・ホールディングス	17,500	2,508.000	43,890,000
HEROZ	4,100	1,014.000	4,157,400
ラクスル	29,000	1,124.000	32,596,000
メルカリ	48,000	1,925.500	92,424,000
I P S	2,900	2,657.000	7,705,300
システムサポート	3,300	1,810.000	5,973,000
イーソル	7,500	645.000	4,837,500
ウイングアーク1 s t	9,500	3,400.000	32,300,000
サーバーワークス	2,100	2,316.000	4,863,600

S a n s a n	34,100	2,135.000	72,803,500
ギフトイ	8,000	1,395.000	11,160,000
メドレー	11,900	4,370.000	52,003,000
ベース	4,400	3,260.000	14,344,000
J M D C	12,800	4,150.000	53,120,000
フォーカスシステムズ	6,000	1,097.000	6,582,000
クレスコ	14,000	1,240.000	17,360,000
フジ・メディア・ホールディングス	86,000	1,732.500	148,995,000
オービック	166,900	4,937.000	823,985,300
ジャストシステム	15,600	3,500.000	54,600,000
T D C ソフト	16,800	1,320.000	22,176,000
L I N E ヤフー	1,428,900	418.300	597,708,870
トレンドマイクロ	47,300	8,315.000	393,299,500
I D ホールディングス	5,900	1,636.000	9,652,400
日本オラクル	17,800	15,250.000	271,450,000
アルファシステムズ	2,500	3,460.000	8,650,000
フューチャー	26,800	1,898.000	50,866,400
C A C H O L D I N G S	4,300	1,736.000	7,464,800
オービックビジネスコンサルタント	16,400	7,178.000	117,719,200
アイティフォー	10,900	1,400.000	15,260,000
東計電算	2,800	4,340.000	12,152,000
大塚商会	101,900	3,763.000	383,449,700
サイボウズ	12,700	2,144.000	27,228,800
電通総研	10,000	5,400.000	54,000,000
A C C E S S	10,400	947.000	9,848,800
デジタルガレージ	16,800	3,775.000	63,420,000
イーエムシステムズ	28,500	724.000	20,634,000
ウェザーニューズ	5,400	2,897.000	15,643,800
C I J	23,400	448.000	10,483,200
ビジネスエンジニアリング	2,000	3,855.000	7,710,000
W O W O W	7,000	993.000	6,951,000
スカラ	3,500	443.000	1,550,500
A N Y C O L O R	12,700	2,092.000	26,568,400
I M A G I C A G R O U P	8,700	504.000	4,384,800
システムソフト	27,400	58.000	1,589,200
アルゴグラフィックス	8,200	5,230.000	42,886,000
マーベラス	14,200	572.000	8,122,400
エイベックス	23,200	1,509.000	35,008,800
B I P R O G Y	31,200	4,630.000	144,456,000
都築電気	4,500	2,464.000	11,088,000
T B S ホールディングス	47,600	3,820.000	181,832,000
日本テレビホールディングス	83,500	2,500.000	208,750,000
朝日放送グループホールディングス	9,600	616.000	5,913,600
テレビ朝日ホールディングス	20,800	2,213.000	46,030,400

スカパー J S A Tホールディングス	67,900	886.000	60,159,400
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,045.000	18,270,000
日本BS放送	3,500	887.000	3,104,500
ビジョン	13,400	1,420.000	19,028,000
U-NEXT HOLDINGS	30,300	1,661.000	50,328,300
日本通信	91,400	138.000	12,613,200
日本電信電話	26,687,600	155.200	4,141,915,520
KDDI	660,900	4,957.000	3,276,081,300
ソフトバンク	14,372,300	195.000	2,802,598,500
光通信	10,400	33,060.000	343,824,000
エムティーアイ	7,400	1,280.000	9,472,000
GMOインターネットグループ	31,700	2,606.000	82,610,200
ファイバーゲート	5,000	937.000	4,685,000
KADOKAWA	49,100	4,384.000	215,254,400
学研ホールディングス	14,600	1,026.000	14,979,600
ゼンリン	14,500	810.000	11,745,000
アイネット	5,600	1,615.000	9,044,000
松竹	5,900	10,700.000	63,130,000
東宝	56,400	6,535.000	368,574,000
東映	15,500	6,300.000	97,650,000
NTTデータグループ	235,000	2,879.500	676,682,500
ピー・シー・エー	5,700	2,142.000	12,209,400
ビジネスブレイン太田昭和	3,300	2,095.000	6,913,500
DTS	17,900	4,240.000	75,896,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	46,100	6,040.000	278,444,000
シーイーシー	11,700	2,042.000	23,891,400
カプコン	180,500	3,510.000	633,555,000
アイ・エス・ビー	4,600	1,388.000	6,384,800
SCSK	74,800	3,043.000	227,616,400
NSW	3,300	3,080.000	10,164,000
アイネス	6,700	1,731.000	11,597,700
TKC	18,400	3,875.000	71,300,000
富士ソフト	24,100	9,568.000	230,588,800
NSD	36,700	3,430.000	125,881,000
コナミグループ	33,900	14,960.000	507,144,000
福井コンピュータホールディングス	5,200	2,901.000	15,085,200
JBCCHホールディングス	5,900	4,720.000	27,848,000
ミロク情報サービス	7,900	1,938.000	15,310,200
ソフトバンクグループ	442,200	8,906.000	3,938,233,200
リョーサン菱洋ホールディングス	17,300	2,276.000	39,374,800
高千穂交易	3,500	3,815.000	13,352,500
伊藤忠食品	2,300	6,980.000	16,054,000
あらた	14,100	3,040.000	42,864,000
トーマンデバイス	1,400	6,680.000	9,352,000

東京エレクトロン デバイス	9,400	3,110.000	29,234,000
円谷フィールズホールディングス	16,800	2,195.000	36,876,000
双日	103,700	3,084.000	319,810,800
アルフレッサ ホールディングス	90,100	2,189.500	197,273,950
横浜冷凍	24,300	804.000	19,537,200
ラサ商事	5,000	1,348.000	6,740,000
アルコニックス	12,000	1,474.000	17,688,000
神戸物産	72,900	3,708.000	270,313,200
あい ホールディングス	15,000	2,098.000	31,470,000
ダイワボウホールディングス	41,500	3,084.000	127,986,000
マクニカホールディングス	76,100	1,784.000	135,762,400
ラクト・ジャパン	4,000	2,903.000	11,612,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	14,700	1,233.000	18,125,100
八洲電機	7,500	1,591.000	11,932,500
メディアスホールディングス	7,000	785.000	5,495,000
レスター	8,000	2,380.000	19,040,000
ジオリーヴグループ	1,600	1,051.000	1,681,600
TOKA I ホールディングス	46,900	918.000	43,054,200
三洋貿易	9,900	1,530.000	15,147,000
ビューティガレージ	3,300	1,393.000	4,596,900
ウイン・パートナーズ	5,200	1,237.000	6,432,400
シップヘルスケアホールディングス	36,400	2,204.000	80,225,600
スターティアホールディングス	1,000	2,181.000	2,181,000
コメダホールディングス	22,800	2,873.000	65,504,400
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,298.000	19,073,400
ヤマエグループホールディングス	9,100	2,066.000	18,800,600
小野建	8,700	1,486.000	12,928,200
南陽	5,000	1,106.000	5,530,000
佐島電機	6,700	1,820.000	12,194,000
エコートレーディング	2,500	924.000	2,310,000
伯東	5,200	4,345.000	22,594,000
コンドーテック	7,000	1,379.000	9,653,000
ナガイレーベン	12,000	2,125.000	25,500,000
三菱食品	9,300	4,790.000	44,547,000
松田産業	6,800	3,080.000	20,944,000
第一興商	35,300	1,855.000	65,481,500
メディパルホールディングス	106,400	2,429.500	258,498,800
S P K	4,200	2,024.000	8,500,800
萩原電気ホールディングス	4,300	3,155.000	13,566,500
アズワン	29,300	2,704.500	79,241,850
スズデン	3,800	1,838.000	6,984,400
尾家産業	2,500	1,968.000	4,920,000
シモジマ	6,600	1,285.000	8,481,000
ドウシシャ	8,800	2,103.000	18,506,400

高速	5,700	2,425.000	13,822,500
たけびし	3,400	2,093.000	7,116,200
リックス	2,500	2,760.000	6,900,000
丸文	8,300	1,058.000	8,781,400
ハピネット	9,400	4,240.000	39,856,000
日本ライフライン	25,900	1,315.000	34,058,500
タカショー	11,900	450.000	5,355,000
I D O M	40,300	1,120.000	45,136,000
進和	5,800	2,812.000	16,309,600
ダイトロン	3,600	2,729.000	9,824,400
シークス	12,500	1,133.000	14,162,500
オーハシテクニカ	4,700	1,944.000	9,136,800
白銅	2,600	2,301.000	5,982,600
伊藤忠商事	635,000	7,502.000	4,763,770,000
丸紅	773,600	2,282.000	1,765,355,200
長瀬産業	41,700	3,083.000	128,561,100
蝶理	5,500	3,925.000	21,587,500
豊田通商	285,300	2,648.500	755,617,050
三共生興	14,800	606.000	8,968,800
兼松	37,800	2,524.500	95,426,100
三井物産	1,388,900	3,197.000	4,440,313,300
日本紙パルプ商事	46,000	651.000	29,946,000
カメイ	9,500	1,842.000	17,499,000
スターゼン	6,200	2,837.000	17,589,400
山善	39,200	1,306.000	51,195,200
椿本興業	6,000	1,918.000	11,508,000
住友商事	565,100	3,264.000	1,844,486,400
内田洋行	3,700	6,950.000	25,715,000
三菱商事	1,751,000	2,565.000	4,491,315,000
第一実業	9,200	2,430.000	22,356,000
キヤノンマーケティングジャパン	19,200	4,843.000	92,985,600
西華産業	4,000	4,840.000	19,360,000
佐藤商事	6,200	1,383.000	8,574,600
東京産業	8,900	720.000	6,408,000
ユアサ商事	7,300	4,325.000	31,572,500
神鋼商事	2,300	6,000.000	13,800,000
阪和興業	16,100	4,840.000	77,924,000
正栄食品工業	6,100	4,270.000	26,047,000
カナデン	6,900	1,430.000	9,867,000
RYODEN	7,100	2,318.000	16,457,800
岩谷産業	96,600	1,863.000	179,965,800
ナイス	2,600	1,541.000	4,006,600
極東貿易	5,400	1,580.000	8,532,000
アステナホールディングス	18,300	486.000	8,893,800

三愛オブリ	22,200	1,911.000	42,424,200
稲畑産業	28,500	3,250.000	92,625,000
G S I クレオス	5,000	2,090.000	10,450,000
明和産業	12,500	633.000	7,912,500
ワキタ	16,100	1,572.000	25,309,200
東邦ホールディングス	25,500	4,284.000	109,242,000
サンゲツ	21,200	2,899.000	61,458,800
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,672.000	21,401,600
シナネンホールディングス	2,900	6,390.000	18,531,000
伊藤忠エネクス	22,900	1,646.000	37,693,400
サンリオ	76,400	5,018.000	383,375,200
サンワ テクノス	4,600	2,197.000	10,106,200
新光商事	13,500	1,000.000	13,500,000
トーホー	4,000	2,792.000	11,168,000
三信電気	3,900	1,888.000	7,363,200
東陽テクニカ	9,100	1,440.000	13,104,000
モスフードサービス	13,300	3,615.000	48,079,500
加賀電子	16,000	2,633.000	42,128,000
ソーダニッカ	10,300	1,120.000	11,536,000
立花エレテック	6,400	2,625.000	16,800,000
フォーバル	1,700	1,356.000	2,305,200
P A L T A C	14,100	4,337.000	61,151,700
三谷産業	19,000	317.000	6,023,000
太平洋興発	3,400	713.000	2,424,200
コア商事ホールディングス	5,800	602.000	3,491,600
K P P グループホールディングス	24,800	650.000	16,120,000
ヤマタネ	4,500	3,685.000	16,582,500
泉州電業	6,500	5,160.000	33,540,000
トラスコ中山	18,900	2,164.000	40,899,600
オートバックスセブン	31,900	1,428.000	45,553,200
モリト	7,100	1,485.000	10,543,500
加藤産業	11,300	4,495.000	50,793,500
イエローハット	15,000	2,551.000	38,265,000
J Kホールディングス	7,800	1,048.000	8,174,400
日伝	6,400	3,060.000	19,584,000
杉本商事	8,600	1,349.000	11,601,400
因幡電機産業	28,900	3,854.000	111,380,600
東テク	9,700	2,469.000	23,949,300
ミスミグループ本社	142,000	2,452.500	348,255,000
タキヒヨー	3,200	1,221.000	3,907,200
スズケン	32,000	4,699.000	150,368,000
ジェコス	6,100	982.000	5,990,200
サンエー	15,500	2,722.000	42,191,000
カワチ薬品	7,000	2,539.000	17,773,000

エービーシー・マート	41,600	3,117.000	129,667,200
ハードオフコーポレーション	4,100	1,789.000	7,334,900
アスクル	22,600	1,863.000	42,103,800
ゲオホールディングス	10,400	1,620.000	16,848,000
アダストリア	12,900	3,665.000	47,278,500
くら寿司	10,900	3,880.000	42,292,000
キャンドゥ	4,200	3,335.000	14,007,000
パルグループホールディングス	21,600	3,250.000	70,200,000
エディオン	38,800	1,799.000	69,801,200
サーラコーポレーション	20,100	803.000	16,140,300
ハローズ	4,200	4,045.000	16,989,000
フジオフードグループ本社	11,500	1,207.000	13,880,500
あみやき亭	7,200	1,622.000	11,678,400
大黒天物産	3,000	9,870.000	29,610,000
ハニーズホールディングス	8,000	1,650.000	13,200,000
アルペン	7,700	2,006.000	15,446,200
クオールホールディングス	12,600	1,474.000	18,572,400
ジンズホールディングス	7,400	6,010.000	44,474,000
ビックカメラ	57,300	1,664.000	95,347,200
DCMホールディングス	49,200	1,410.000	69,372,000
MonotaRO	134,500	2,670.500	359,182,250
DDグループ	2,900	1,300.000	3,770,000
J. フロント リテイリング	108,400	1,803.000	195,445,200
ドトール・日レスホールディングス	15,600	2,274.000	35,474,400
マツキヨココカラ&カンパニー	166,900	2,124.500	354,579,050
ブロンコビリー	5,400	3,850.000	20,790,000
ZOZO	70,600	4,740.000	334,644,000
トレジャー・ファクトリー	6,800	1,283.000	8,724,400
物語コーポレーション	16,400	3,585.000	58,794,000
三越伊勢丹ホールディングス	143,400	2,167.500	310,819,500
Hamee	4,900	1,072.000	5,252,800
ウエルシアホールディングス	50,000	1,924.000	96,200,000
クリエイトSDホールディングス	13,500	2,874.000	38,799,000
チムニー	2,200	1,241.000	2,730,200
シュッピン	8,500	1,008.000	8,568,000
オイシックス・ラ・大地	15,300	1,516.000	23,194,800
ネクステージ	21,700	1,396.000	30,293,200
ジョイフル本田	25,700	1,796.000	46,157,200
エターナルホスピタリティグループ	3,600	3,250.000	11,700,000
ホットランド	7,400	2,134.000	15,791,600
すかいらーくホールディングス	130,200	2,305.000	300,111,000
SFPホールディングス	4,600	1,917.000	8,818,200
綿半ホールディングス	7,300	1,522.000	11,110,600
ヨシックスホールディングス	2,300	3,170.000	7,291,000

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	45,356	850.000	38,552,600
BEENOS	5,800	3,655.000	21,199,000
あさひ	7,500	1,581.000	11,857,500
日本調剤	6,400	1,437.000	9,196,800
コスモス薬品	16,200	7,442.000	120,560,400
セブン&アイ・ホールディングス	1,046,200	2,606.000	2,726,397,200
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	72,200	1,176.000	84,907,200
ツルハホールディングス	20,000	8,248.000	164,960,000
サンマルクホールディングス	7,000	2,532.000	17,724,000
フェリシモ	4,000	838.000	3,352,000
トリドールホールディングス	26,400	3,717.000	98,128,800
TOKYO BASE	11,600	286.000	3,317,600
JMホールディングス	6,900	2,694.000	18,588,600
アレンザホールディングス	6,500	1,068.000	6,942,000
串カツ田中ホールディングス	800	1,431.000	1,144,800
クスリのアオキホールディングス	32,100	3,435.000	110,263,500
力の源ホールディングス	6,100	1,016.000	6,197,600
FOOD & LIFE COMPANIES	50,500	3,437.000	173,568,500
メディカルシステムネットワーク	12,000	420.000	5,040,000
ノジマ	30,600	2,341.000	71,634,600
カップ・クリエイト	15,600	1,575.000	24,570,000
良品計画	112,800	3,119.000	351,823,200
アドヴァングループ	4,900	967.000	4,738,300
アルビス	2,600	2,602.000	6,765,200
G-7ホールディングス	10,600	1,439.000	15,253,400
イオン北海道	31,800	864.000	27,475,200
コジマ	18,700	1,089.000	20,364,300
コーナン商事	11,700	3,590.000	42,003,000
エコス	3,600	2,008.000	7,228,800
ワタミ	10,300	1,015.000	10,454,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	191,600	3,796.000	727,313,600
西松屋チェーン	20,300	2,340.000	47,502,000
ゼンショーホールディングス	53,800	9,099.000	489,526,200
幸楽苑	8,100	1,308.000	10,594,800
サイゼリヤ	13,900	5,240.000	72,836,000
VTホールディングス	33,100	474.000	15,689,400
フジ・コーポレーション	4,500	1,973.000	8,878,500
ユナイテッドアローズ	10,500	2,568.000	26,964,000
ハイデイ日高	14,600	2,801.000	40,894,600
コロワイド	54,400	1,689.500	91,908,800
壱番屋	37,700	1,011.000	38,114,700
スギホールディングス	51,700	2,510.000	129,767,000

薬王堂ホールディングス	4,800	2,053.000	9,854,400
スクロール	13,200	1,025.000	13,530,000
ヨンドシーホールディングス	8,100	1,844.000	14,936,400
木曽路	13,600	2,057.000	27,975,200
S R S ホールディングス	14,900	1,124.000	16,747,600
リテールパートナーズ	13,000	1,251.000	16,263,000
上新電機	8,800	2,295.000	20,196,000
日本瓦斯	47,100	2,058.500	96,955,350
ロイヤルホールディングス	16,500	2,435.000	40,177,500
チョダ	9,500	1,426.000	13,547,000
ライフコーポレーション	9,600	3,375.000	32,400,000
リンガーハット	12,100	2,209.000	26,728,900
Mr M a x HD	10,700	684.000	7,318,800
AOK I ホールディングス	19,300	1,244.000	24,009,200
オークワ	14,400	922.000	13,276,800
コメリ	14,100	3,220.000	45,402,000
青山商事	19,900	2,265.000	45,073,500
しまむら	22,500	8,519.000	191,677,500
高島屋	136,000	1,218.000	165,648,000
松屋	16,300	877.000	14,295,100
エイチ・ツー・オー リテイリング	48,600	2,093.500	101,744,100
近鉄百貨店	4,900	2,028.000	9,937,200
丸井グループ	63,300	2,443.000	154,641,900
アクシアル リテイリング	24,600	900.000	22,140,000
イオン	350,600	3,618.000	1,268,470,800
イズミ	15,800	3,137.000	49,564,600
平和堂	14,900	2,286.000	34,061,400
フジ	18,000	2,038.000	36,684,000
ヤオコー	11,400	9,175.000	104,595,000
ゼビオホールディングス	12,600	1,117.000	14,074,200
ケーズホールディングス	66,500	1,412.500	93,931,250
Genky Drug Stores	8,400	3,100.000	26,040,000
ブックオフグループホールディングス	7,100	1,439.000	10,216,900
ギフトホールディングス	4,900	3,310.000	16,219,000
アインホールディングス	13,200	5,020.000	66,264,000
GENKI GLOBAL DINING CO NCEPTS	5,800	3,700.000	21,460,000
ヤマダホールディングス	290,000	450.800	130,732,000
アークランズ	27,100	1,676.000	45,419,600
ニトリホールディングス	34,500	19,190.000	662,055,000
グルメ杵屋	7,600	1,064.000	8,086,400
ケーユーホールディングス	2,900	1,132.000	3,282,800
吉野家ホールディングス	37,300	3,235.000	120,665,500
松屋フーズホールディングス	4,600	6,470.000	29,762,000

サガミホールディングス	13,800	1,739.000	23,998,200
王将フードサービス	20,100	3,015.000	60,601,500
ミニストップ	6,700	1,777.000	11,905,900
アークス	16,800	2,532.000	42,537,600
バローホールディングス	17,000	2,131.000	36,227,000
ベルク	4,700	6,700.000	31,490,000
大 庄	5,500	1,041.000	5,725,500
ファーストリテイリング	53,200	50,430.000	2,682,876,000
サンドラッグ	33,000	3,687.000	121,671,000
サックスパー ホールディングス	8,000	918.000	7,344,000
やまや	1,000	2,829.000	2,829,000
ベルーナ	21,200	752.000	15,942,400
いよぎんホールディングス	113,600	1,592.000	180,851,200
しずおかフィナンシャルグループ	193,500	1,367.000	264,514,500
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	74,300	1,693.500	125,827,050
楽天銀行	40,800	4,466.000	182,212,800
京都フィナンシャルグループ	110,900	2,369.000	262,722,100
めぶきフィナンシャルグループ	439,500	670.600	294,728,700
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,900	4,395.000	47,905,500
九州フィナンシャルグループ	159,000	751.400	119,472,600
ゆうちょ銀行	719,500	1,464.000	1,053,348,000
富山第一銀行	27,300	1,152.000	31,449,600
コンコルディア・フィナンシャルグループ	468,100	931.900	436,222,390
西日本フィナンシャルホールディングス	52,900	2,047.000	108,286,300
三十三フィナンシャルグループ	7,500	2,093.000	15,697,500
第四北越フィナンシャルグループ	26,800	2,867.000	76,835,600
ひろぎんホールディングス	119,900	1,163.000	139,443,700
おきなわフィナンシャルグループ	6,900	2,474.000	17,070,600
十六フィナンシャルグループ	10,600	4,400.000	46,640,000
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	5,300.000	47,170,000
プロクレアホールディングス	10,800	1,797.000	19,407,600
あいちフィナンシャルグループ	18,600	2,482.000	46,165,200
あおぞら銀行	61,500	2,480.500	152,550,750
三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,776,700	1,826.500	10,551,142,550
りそなホールディングス	1,088,300	1,297.500	1,412,069,250
三井住友トラストグループ	313,600	3,800.000	1,191,680,000
三井住友フィナンシャルグループ	1,837,000	3,823.000	7,022,851,000
千葉銀行	272,600	1,292.000	352,199,200
群馬銀行	161,200	1,112.500	179,335,000
武蔵野銀行	11,000	2,977.000	32,747,000
千葉興業銀行	20,600	1,429.000	29,437,400
筑波銀行	36,200	245.000	8,869,000
七十七銀行	27,700	4,525.000	125,342,500
秋田銀行	5,200	2,144.000	11,148,800

山形銀行	9,700	982.000	9,525,400
岩手銀行	5,800	2,689.000	15,596,200
東邦銀行	65,400	281.000	18,377,400
東北銀行	4,600	1,123.000	5,165,800
ふくおかフィナンシャルグループ	75,700	4,266.000	322,936,200
スルガ銀行	62,500	1,059.000	66,187,500
八十二銀行	205,100	1,044.000	214,124,400
山梨中央銀行	9,100	1,826.000	16,616,600
大垣共立銀行	15,400	1,901.000	29,275,400
福井銀行	7,500	1,883.000	14,122,500
清水銀行	3,600	1,500.000	5,400,000
滋賀銀行	14,400	3,895.000	56,088,000
南都銀行	12,400	3,180.000	39,432,000
百五銀行	80,500	628.000	50,554,000
紀陽銀行	31,400	2,112.000	66,316,800
ほくほくフィナンシャルグループ	52,000	1,878.500	97,682,000
山陰合同銀行	54,100	1,257.000	68,003,700
鳥取銀行	3,900	1,232.000	4,804,800
百十四銀行	7,900	3,165.000	25,003,500
四国銀行	13,300	1,113.000	14,802,900
阿波銀行	12,100	2,885.000	34,908,500
大分銀行	5,100	3,150.000	16,065,000
宮崎銀行	5,200	3,075.000	15,990,000
佐賀銀行	5,100	2,142.000	10,924,200
琉球銀行	19,200	1,031.000	19,795,200
セブン銀行	320,100	329.700	105,536,970
みずほフィナンシャルグループ	1,189,200	3,879.000	4,612,906,800
山口フィナンシャルグループ	86,300	1,641.000	141,618,300
名古屋銀行	5,300	6,460.000	34,238,000
北洋銀行	131,300	466.000	61,185,800
大光銀行	2,300	1,427.000	3,282,100
愛媛銀行	11,600	1,052.000	12,203,200
トマト銀行	5,100	1,135.000	5,788,500
京葉銀行	37,400	816.000	30,518,400
栃木銀行	42,100	282.000	11,872,200
北日本銀行	2,600	2,848.000	7,404,800
東和銀行	15,200	649.000	9,864,800
大東銀行	8,500	708.000	6,018,000
トモニホールディングス	81,100	459.000	37,224,900
フィデアホールディングス	8,500	1,412.000	12,002,000
池田泉州ホールディングス	114,300	404.000	46,177,200
F P G	31,400	2,916.000	91,562,400
ジャパンインベストメントアドバイザー	14,800	1,080.000	15,984,000
マーキュリアホールディングス	2,700	895.000	2,416,500

S B I ホールディングス	141,100	3,908.000	551,418,800
ジャフコ グループ	26,500	2,116.500	56,087,250
大和証券グループ本社	628,000	1,026.500	644,642,000
野村ホールディングス	1,480,300	921.400	1,363,948,420
岡三証券グループ	76,200	644.000	49,072,800
丸三証券	29,100	983.000	28,605,300
東洋証券	27,400	614.000	16,823,600
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	95,600	483.000	46,174,800
水戸証券	25,200	553.000	13,935,600
いちよし証券	14,800	1,002.000	14,829,600
松井証券	62,000	816.000	50,592,000
マネックスグループ	86,100	1,050.000	90,405,000
極東証券	13,200	1,387.000	18,308,400
岩井コスモホールディングス	9,400	2,275.000	21,385,000
アイザワ証券グループ	13,600	1,781.000	24,221,600
スパークス・グループ	9,600	1,451.000	13,929,600
かんぽ生命保険	102,500	3,198.000	327,795,000
F P パートナー	4,000	2,355.000	9,420,000
S O M P O ホールディングス	430,800	4,101.000	1,766,710,800
アニコム ホールディングス	30,300	678.000	20,543,400
MS & A D インシュアランスグループホールディングス	645,500	3,438.000	2,219,229,000
第一生命ホールディングス	414,500	4,305.000	1,784,422,500
東京海上ホールディングス	857,900	5,709.000	4,897,751,100
T & D ホールディングス	236,600	2,902.000	686,613,200
全国保証	23,400	5,383.000	125,962,200
ジェイリース	7,700	1,375.000	10,587,500
イントラスト	3,900	797.000	3,108,300
日本モーゲージサービス	10,100	428.000	4,322,800
S B I アルヒ	11,000	822.000	9,042,000
プレミアグループ	15,300	2,647.000	40,499,100
クレディセゾン	55,500	3,608.000	200,244,000
芙蓉総合リース	7,900	11,280.000	89,112,000
みずほリース	74,900	1,005.000	75,274,500
東京センチュリー	66,400	1,521.500	101,027,600
日本証券金融	32,400	2,106.000	68,234,400
アイフル	143,600	330.000	47,388,000
リコーリース	8,300	5,180.000	42,994,000
イオンフィナンシャルサービス	49,400	1,282.000	63,330,800
アコム	185,300	385.000	71,340,500
ジャックス	9,800	3,755.000	36,799,000
オリエントコーポレーション	28,300	832.000	23,545,600
オリックス	528,200	3,419.000	1,805,915,800
三菱H C キャピタル	439,400	1,020.000	448,188,000

九州リースサービス	4,800	1,045.000	5,016,000
日本取引所グループ	525,300	1,842.000	967,602,600
イー・ギャランティ	15,100	1,675.000	25,292,500
アサックス	2,900	714.000	2,070,600
NECキャピタルソリューション	3,900	3,700.000	14,430,000
R o b o t H o m e	32,000	144.000	4,608,000
大東建託	30,200	16,880.000	509,776,000
いちご	96,700	367.000	35,488,900
日本駐車場開発	109,200	224.000	24,460,800
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	674.000	7,414,000
S R Eホールディングス	4,000	3,295.000	13,180,000
ヒューリック	207,400	1,390.000	288,286,000
野村不動産ホールディングス	55,000	3,745.000	205,975,000
三重交通グループホールディングス	19,600	499.000	9,780,400
ディア・ライフ	14,200	1,095.000	15,549,000
地主	7,400	2,130.000	15,762,000
プレサンスコーポレーション	14,600	1,860.000	27,156,000
J P M C	5,400	1,159.000	6,258,600
フージャースホールディングス	12,200	1,012.000	12,346,400
オープンハウスグループ	32,400	5,550.000	179,820,000
東急不動産ホールディングス	264,500	995.800	263,389,100
飯田グループホールディングス	85,000	2,258.000	191,930,000
ムゲンエステート	1,900	2,118.000	4,024,200
A n d D oホールディングス	4,100	988.000	4,050,800
シーアールイー	5,300	1,217.000	6,450,100
ケイアイスター不動産	4,600	4,235.000	19,481,000
グッドコムアセット	8,900	881.000	7,840,900
ジェイ・エス・ビー	4,400	2,749.000	12,095,600
ロードスターキャピタル	5,900	2,502.000	14,761,800
霞ヶ関キャピタル	3,900	12,360.000	48,204,000
パーク 2 4	69,800	1,795.000	125,291,000
パラカ	3,200	1,779.000	5,692,800
宮越ホールディングス	4,600	1,871.000	8,606,600
三井不動産	1,223,100	1,266.000	1,548,444,600
三菱地所	510,700	2,113.500	1,079,364,450
平和不動産	14,300	4,265.000	60,989,500
東京建物	76,900	2,581.000	198,478,900
京阪神ビルディング	19,700	1,549.000	30,515,300
住友不動産	143,300	4,674.000	669,784,200
テーオーシー	18,100	654.000	11,837,400
レオパレス 2 1	88,100	569.000	50,128,900
スターツコーポレーション	14,300	3,740.000	53,482,000
フジ住宅	10,800	784.000	8,467,200
空港施設	12,000	579.000	6,948,000

明和地所	6,200	1,013.000	6,280,600
ゴールドクレスト	8,200	3,160.000	25,912,000
エスリード	3,900	4,340.000	16,926,000
日神グループホールディングス	15,200	529.000	8,040,800
日本エスコン	22,600	978.000	22,102,800
M I R A R T Hホールディングス	48,900	509.000	24,890,100
イオンモール	54,900	2,030.000	111,447,000
毎日コムネット	6,300	708.000	4,460,400
カチタス	24,200	2,128.000	51,497,600
トーセイ	14,500	2,430.000	35,235,000
穴吹興産	2,700	1,994.000	5,383,800
サンフロンティア不動産	13,000	1,857.000	24,141,000
F J ネクストホールディングス	8,800	1,144.000	10,067,200
日本空港ビルデング	31,700	5,099.000	161,638,300
L I F U L L	36,500	190.000	6,935,000
M I X I	19,500	2,793.000	54,463,500
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	692.000	22,144,000
日本M&Aセンターホールディングス	136,600	635.400	86,795,640
メンバーズ	4,400	1,035.000	4,554,000
U T グループ	11,900	2,033.000	24,192,700
アイティメディア	3,600	1,505.000	5,418,000
ケアネット	18,100	589.000	10,660,900
E ・ J ホールディングス	5,400	1,663.000	8,980,200
オープンアップグループ	26,800	1,811.000	48,534,800
コシダカホールディングス	27,700	1,133.000	31,384,100
アルトナー	2,000	1,867.000	3,734,000
パソナグループ	11,000	1,965.000	21,615,000
リンクアンドモチベーション	26,700	547.000	14,604,900
エス・エム・エス	34,800	1,678.000	58,394,400
パーソルホールディングス	856,300	232.400	199,004,120
リニカル	5,500	344.000	1,892,000
学情	4,700	1,761.000	8,276,700
スタジオアリス	4,800	2,090.000	10,032,000
N J S	2,100	3,685.000	7,738,500
総合警備保障	153,300	1,133.500	173,765,550
カカクコム	66,100	2,499.500	165,216,950
セントケア・ホールディング	7,500	741.000	5,557,500
ルネサンス	6,700	1,019.000	6,827,300
ディップ	15,700	2,528.000	39,689,600
デジタルホールディングス	6,000	1,242.000	7,452,000
新日本科学	9,100	1,617.000	14,714,700
エムスリー	181,800	1,491.000	271,063,800
ウェルネット	4,000	864.000	3,456,000
ワールドホールディングス	4,200	2,087.000	8,765,400

ディー・エヌ・エー	36,500	2,437.500	88,968,750
博報堂D Yホールディングス	105,000	1,142.500	119,962,500
ぐるなび	17,400	312.000	5,428,800
タカミヤ	13,200	414.000	5,464,800
ファンコミュニケーションズ	15,000	417.000	6,255,000
ライク	3,800	1,381.000	5,247,800
エスプール	30,200	315.000	9,513,000
WDBホールディングス	4,500	1,684.000	7,578,000
アドウェイズ	14,300	320.000	4,576,000
バリューコマース	8,700	1,137.000	9,891,900
インフォマート	94,600	279.000	26,393,400
J Pホールディングス	26,200	627.000	16,427,400
プレステージ・インターナショナル	43,300	673.000	29,140,900
プロトコーポレーション	9,900	1,322.000	13,087,800
アミューズ	5,300	1,370.000	7,261,000
ドリームインキュベータ	3,200	3,140.000	10,048,000
クイック	5,900	2,011.000	11,864,900
電通グループ	98,500	3,890.000	383,165,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	923.000	4,153,500
ぴあ	3,400	3,100.000	10,540,000
イオンファンタジー	4,000	3,050.000	12,200,000
シーティーエス	10,600	886.000	9,391,600
H. U. グループホールディングス	25,900	2,448.500	63,416,150
アルプス技研	8,200	2,565.000	21,033,000
日本空調サービス	10,200	1,006.000	10,261,200
オリエンタルランド	549,300	3,488.000	1,915,958,400
ダスキン	19,500	3,750.000	73,125,000
明光ネットワークジャパン	13,800	720.000	9,936,000
ファルコホールディングス	4,900	2,250.000	11,025,000
ラウンドワン	86,000	1,079.000	92,794,000
リゾートトラスト	39,000	3,050.000	118,950,000
ビー・エム・エル	11,500	2,833.000	32,579,500
リソー教育	60,700	292.000	17,724,400
早稲田アカデミー	5,500	1,835.000	10,092,500
ユー・エス・エス	190,200	1,393.000	264,948,600
東京個別指導学院	19,000	390.000	7,410,000
サイバーエージェント	203,100	1,029.500	209,091,450
楽天グループ	648,900	847.200	549,748,080
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,591.000	8,114,100
S B I グローバルアセットマネジメント	18,000	672.000	12,096,000
テー・オー・ダブリュー	23,800	312.000	7,425,600
山田コンサルティンググループ	4,300	2,031.000	8,733,300
セントラルスポーツ	3,700	2,414.000	8,931,800
フルキャストホールディングス	8,800	1,462.000	12,865,600

エン・ジャパン	15,200	2,076.000	31,555,200
テクノプロ・ホールディングス	53,000	2,788.500	147,790,500
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	790.000	4,266,000
K e e P e r 技研	5,700	4,255.000	24,253,500
G u n o s y	9,200	699.000	6,430,800
イー・ガーディアン	4,300	1,835.000	7,890,500
ジャパンマテリアル	27,600	1,655.000	45,678,000
ベクトル	11,700	975.000	11,407,500
チャーム・ケア・コーポレーション	7,900	1,290.000	10,191,000
キャリアリンク	3,600	2,461.000	8,859,600
I B J	8,600	622.000	5,349,200
アサンテ	5,200	1,641.000	8,533,200
バリューHR	8,000	1,932.000	15,456,000
M&Aキャピタルパートナーズ	7,700	2,628.000	20,235,600
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	997.000	6,181,400
E R I ホールディングス	1,000	2,135.000	2,135,000
シグマクシス・ホールディングス	24,600	920.000	22,632,000
ウィルグループ	7,000	959.000	6,713,000
メドピア	9,400	486.000	4,568,400
リクルートホールディングス	717,600	10,620.000	7,620,912,000
エラン	12,000	676.000	8,112,000
日本郵政	1,031,800	1,545.000	1,594,131,000
ベルシステム24ホールディングス	11,300	1,243.000	14,045,900
鎌倉新書	9,900	535.000	5,296,500
エアトリ	7,200	1,085.000	7,812,000
アトラエ	7,800	880.000	6,864,000
ストライク	4,300	3,860.000	16,598,000
ソラスト	25,400	466.000	11,836,400
セラク	2,500	1,317.000	3,292,500
インソース	20,100	1,073.000	21,567,300
ベイカレント	67,500	5,633.000	380,227,500
O r c h e s t r a H o l d i n g s	2,500	813.000	2,032,500
アイモバイル	14,100	538.000	7,585,800
M S - J a p a n	4,000	1,054.000	4,216,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	35,600	2,770.000	98,612,000
グリーンズ	1,200	1,811.000	2,173,200
エル・ティー・エス	1,300	2,394.000	3,112,200
ミダックホールディングス	5,700	1,673.000	9,536,100
キュービーネットホールディングス	5,900	1,018.000	6,006,200
オープングループ	16,600	197.000	3,270,200
マネジメントソリューションズ	4,300	1,749.000	7,520,700
フロンティア・マネジメント	2,600	787.000	2,046,200
コプロ・ホールディングス	1,600	1,781.000	2,849,600
アンビスホールディングス	19,400	883.000	17,130,200

カーブスホールディングス	24,400	813.000	19,837,200	
フォーラムエンジニアリング	13,000	977.000	12,701,000	
FAST FITNESS JAPAN	3,800	1,405.000	5,339,000	
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	262.000	3,615,600	
ポピンズ	1,600	1,280.000	2,048,000	
LITALICO	8,000	944.000	7,552,000	
リログループ	51,300	1,844.500	94,622,850	
東祥	6,000	627.000	3,762,000	
ビーウィズ	2,400	1,502.000	3,604,800	
TREホールディングス	19,900	1,635.000	32,536,500	
人・夢・技術グループ	3,600	1,495.000	5,382,000	
NISSOホールディングス	9,000	766.000	6,894,000	
大栄環境	19,900	3,080.000	61,292,000	
日本管財ホールディングス	8,900	2,568.000	22,855,200	
M&A総研ホールディングス	9,700	2,034.000	19,729,800	
エイチ・アイ・エス	29,200	1,790.000	52,268,000	
共立メンテナンス	28,600	2,747.000	78,564,200	
イチネンホールディングス	9,100	1,877.000	17,080,700	
建設技術研究所	4,600	4,855.000	22,333,000	
スペース	7,100	1,143.000	8,115,300	
燦ホールディングス	8,500	1,037.000	8,814,500	
スバル興業	3,200	2,935.000	9,392,000	
東京テアトル	7,000	1,086.000	7,602,000	
ナガワ	2,900	6,120.000	17,748,000	
東京都競馬	7,600	4,285.000	32,566,000	
カナモト	14,400	2,922.000	42,076,800	
ニシオホールディングス	8,300	3,720.000	30,876,000	
トランス・コスモス	11,300	3,435.000	38,815,500	
乃村工藝社	40,100	775.000	31,077,500	
藤田観光	4,000	8,930.000	35,720,000	
KNT-CTホールディングス	6,100	1,200.000	7,320,000	
トーカイ	7,600	2,190.000	16,644,000	
セコム	188,600	5,256.000	991,281,600	
セントラル警備保障	5,000	2,687.000	13,435,000	
丹青社	18,200	808.000	14,705,600	
メイテックグループホールディングス	33,200	2,823.500	93,740,200	
応用地質	8,700	2,410.000	20,967,000	
船井総研ホールディングス	18,500	2,401.000	44,418,500	
いであ	700	2,498.000	1,748,600	
学究社	4,200	1,916.000	8,047,200	
イオンディライト	9,800	4,495.000	44,051,000	
ダイセキ	21,800	3,945.000	86,001,000	
ステップ	3,200	2,027.000	6,486,400	
合 計	167,786,556		347,546,634,260	

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2.2.5 マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月2日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	25,756,765
コール・ローン	4,751,800,100
株式	245,967,267,000
派生商品評価勘定	25,045,700
未収配当金	1,006,765,200
前払金	57,980,000
差入委託証拠金	341,268,211

流動資産合計	252,175,882,976

資産合計	252,175,882,976

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	35,620,600
未払解約金	22,526,813
流動負債合計	58,147,413

負債合計	58,147,413

純資産の部

元本等

元本	47,321,995,692
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	204,795,739,871

元本等合計	252,117,735,563

純資産合計	252,117,735,563

負債純資産合計	252,175,882,976

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	47,321,995,692 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 5.3277 円 (1 万口当たりの純資産額 53,277 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク

	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)
(2024 年 12 月 2 日現在)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)					
区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物 0612 月	6, 127, 304, 900	-	6, 116, 730, 000	△10, 574, 900
	小計	6, 127, 304, 900	-	6, 116, 730, 000	△10, 574, 900
合 計		6, 127, 304, 900	-	6, 116, 730, 000	△10, 574, 900

(注) 1. 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。
1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)	
(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	34, 431, 110, 224 円
同期中における追加設定元本額	22, 065, 450, 201 円
同期中における一部解約元本額	9, 174, 564, 733 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
エス・ビー・日本株オープン 2 2 5	6, 760, 694, 737 円
三井住友・2 2 5 オープン	34, 911, 082, 893 円
三井住友・DC 年金日本株式 2 2 5 ファンド	2, 181, 192, 619 円
SMBC・DC インデックスファンド (日経 2 2 5)	3, 274, 308, 204 円
三井住友DS・日経 2 2 5 インデックス・ファンド	155, 227, 429 円
日本株式 2 2 5 ファンドVA<適格機関投資家専用>	39, 489, 810 円
合 計	47, 321, 995, 692 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッスイ	210,000	938.900	197,169,000	
I N P E X	84,000	1,991.500	167,286,000	
コムシスホールディングス	210,000	3,296.000	692,160,000	
大成建設	42,000	6,623.000	278,166,000	
大林組	210,000	2,141.000	449,610,000	
清水建設	210,000	1,190.500	250,005,000	
長谷工コーポレーション	42,000	2,022.500	84,945,000	
鹿島建設	105,000	2,762.500	290,062,500	
大和ハウス工業	210,000	4,743.000	996,030,000	
積水ハウス	210,000	3,584.000	752,640,000	
日揮ホールディングス	210,000	1,300.500	273,105,000	
日清製粉グループ本社	210,000	1,843.500	387,135,000	
明治ホールディングス	84,000	3,206.000	269,304,000	
日本ハム	105,000	5,146.000	540,330,000	
サッポロホールディングス	42,000	8,855.000	371,910,000	
アサヒグループホールディングス	630,000	1,615.000	1,017,450,000	
キリンホールディングス	210,000	2,113.500	443,835,000	
キッコーマン	1,050,000	1,640.000	1,722,000,000	
味の素	210,000	6,360.000	1,335,600,000	
ニチレイ	105,000	4,278.000	449,190,000	
日本たばこ産業	210,000	4,221.000	886,410,000	
帝人	42,000	1,321.000	55,482,000	
東レ	210,000	962.700	202,167,000	
王子ホールディングス	210,000	553.100	116,151,000	
クラレ	210,000	2,075.500	435,855,000	
旭化成	210,000	1,067.500	224,175,000	
レゾナック・ホールディングス	21,000	4,055.000	85,155,000	
住友化学	210,000	370.000	77,700,000	
日産化学	210,000	5,195.000	1,090,950,000	
東ソー	105,000	2,071.000	217,455,000	
トクヤマ	42,000	2,680.500	112,581,000	
デンカ	42,000	2,126.500	89,313,000	
信越化学工業	1,050,000	5,546.000	5,823,300,000	
三井化学	42,000	3,450.000	144,900,000	
三菱ケミカルグループ	105,000	793.200	83,286,000	
U B E	21,000	2,415.000	50,715,000	
花王	210,000	6,530.000	1,371,300,000	
富士フイルムホールディングス	630,000	3,403.000	2,143,890,000	

資生堂	210,000	2,666.500	559,965,000
日東電工	1,050,000	2,407.500	2,527,875,000
協和キリン	210,000	2,478.500	520,485,000
武田薬品工業	210,000	4,119.000	864,990,000
アステラス製薬	1,050,000	1,584.000	1,663,200,000
住友ファーマ	210,000	571.000	119,910,000
塩野義製薬	630,000	2,123.500	1,337,805,000
中外製薬	630,000	6,605.000	4,161,150,000
エーザイ	210,000	4,641.000	974,610,000
第一三共	630,000	4,871.000	3,068,730,000
大塚ホールディングス	210,000	8,849.000	1,858,290,000
出光興産	420,000	1,004.500	421,890,000
E N E O S ホールディングス	210,000	819.700	172,137,000
横浜ゴム	105,000	3,047.000	319,935,000
ブリヂストン	210,000	5,356.000	1,124,760,000
A G C	42,000	4,709.000	197,778,000
日本電気硝子	63,000	3,419.000	215,397,000
太平洋セメント	21,000	3,818.000	80,178,000
東海カーボン	210,000	907.800	190,638,000
T O T O	105,000	4,018.000	421,890,000
日本碍子	210,000	1,971.500	414,015,000
日本製鉄	21,000	3,060.000	64,260,000
神戸製鋼所	21,000	1,557.500	32,707,500
J F E ホールディングス	21,000	1,711.500	35,941,500
三井金属鉱業	21,000	4,811.000	101,031,000
三菱マテリアル	21,000	2,426.000	50,946,000
住友金属鉱山	105,000	3,707.000	389,235,000
D O W A ホールディングス	42,000	4,499.000	188,958,000
古河電気工業	21,000	6,418.000	134,778,000
住友電気工業	210,000	2,949.000	619,290,000
フジクラ	210,000	5,662.000	1,189,020,000
S U M C O	21,000	1,201.500	25,231,500
日本製鋼所	42,000	6,549.000	275,058,000
オークマ	84,000	3,155.000	265,020,000
アマダ	210,000	1,455.000	305,550,000
ディスコ	42,000	41,330.000	1,735,860,000
SMC	21,000	64,590.000	1,356,390,000
小松製作所	210,000	4,066.000	853,860,000
住友重機械工業	42,000	3,249.000	136,458,000
日立建機	210,000	3,383.000	710,430,000
クボタ	210,000	1,871.500	393,015,000
荏原製作所	210,000	2,264.500	475,545,000
ダイキン工業	210,000	18,170.000	3,815,700,000
日本精工	210,000	666.300	139,923,000

NTN	210,000	239.600	50,316,000
ジェイテクト	210,000	1,058.000	222,180,000
カナデビア	42,000	948.000	39,816,000
三菱重工業	210,000	2,246.000	471,660,000
I H I	21,000	7,960.000	167,160,000
ユニカミノルタ	210,000	661.500	138,915,000
ミネベアミツミ	210,000	2,469.000	518,490,000
日立製作所	210,000	3,946.000	828,660,000
三菱電機	210,000	2,568.500	539,385,000
富士電機	42,000	8,692.000	365,064,000
安川電機	210,000	3,963.000	832,230,000
ソシオネクスト	210,000	2,479.000	520,590,000
ニデック	336,000	2,748.500	923,496,000
オムロン	210,000	4,741.000	995,610,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	42,000	2,587.000	108,654,000
日本電気	21,000	13,060.000	274,260,000
富士通	210,000	2,863.000	601,230,000
ルネサスエレクトロニクス	210,000	2,017.500	423,675,000
セイコーエプソン	420,000	2,750.000	1,155,000,000
パナソニック ホールディングス	210,000	1,453.000	305,130,000
シャープ	210,000	951.900	199,899,000
ソニーグループ	1,050,000	3,014.000	3,164,700,000
TDK	3,150,000	2,009.500	6,329,925,000
アルプスアルパイン	210,000	1,539.500	323,295,000
横河電機	210,000	3,415.000	717,150,000
アドバンテスト	1,680,000	8,421.000	14,147,280,000
キーエンス	21,000	65,260.000	1,370,460,000
レーザーテック	84,000	16,305.000	1,369,620,000
カシオ計算機	210,000	1,152.500	242,025,000
ファナック	1,050,000	3,930.000	4,126,500,000
京セラ	1,680,000	1,486.000	2,496,480,000
太陽誘電	210,000	2,170.500	455,805,000
村田製作所	504,000	2,494.500	1,257,228,000
SCREENホールディングス	84,000	9,784.000	821,856,000
キヤノン	315,000	4,904.000	1,544,760,000
リコー	210,000	1,738.500	365,085,000
東京エレクトロン	630,000	23,640.000	14,893,200,000
デンソー	840,000	2,167.500	1,820,700,000
川崎重工業	21,000	5,588.000	117,348,000
日産自動車	210,000	360.400	75,684,000
いすゞ自動車	105,000	2,027.500	212,887,500
トヨタ自動車	1,050,000	2,611.000	2,741,550,000
日野自動車	210,000	405.100	85,071,000
三菱自動車工業	21,000	393.500	8,263,500

マツダ	42,000	971.500	40,803,000
本田技研工業	1,260,000	1,302.000	1,640,520,000
スズキ	840,000	1,626.000	1,365,840,000
S U B A R U	210,000	2,470.500	518,805,000
ヤマハ発動機	630,000	1,312.000	826,560,000
テルモ	1,680,000	3,068.000	5,154,240,000
ニコン	210,000	1,782.000	374,220,000
オリンパス	840,000	2,344.000	1,968,960,000
HOYA	105,000	19,525.000	2,050,125,000
シチズン時計	210,000	886.000	186,060,000
バンダイナムコホールディングス	630,000	3,179.000	2,002,770,000
T O P P A Nホールディングス	105,000	4,034.000	423,570,000
大日本印刷	210,000	2,251.000	472,710,000
ヤマハ	630,000	1,105.000	696,150,000
任天堂	210,000	8,855.000	1,859,550,000
東京電力ホールディングス	21,000	542.300	11,388,300
中部電力	21,000	1,611.000	33,831,000
関西電力	21,000	1,995.500	41,905,500
東京瓦斯	42,000	4,521.000	189,882,000
大阪瓦斯	42,000	3,297.000	138,474,000
東武鉄道	42,000	2,572.000	108,024,000
東急	105,000	1,725.500	181,177,500
小田急電鉄	105,000	1,584.500	166,372,500
京王電鉄	42,000	3,916.000	164,472,000
京成電鉄	105,000	4,523.000	474,915,000
東日本旅客鉄道	63,000	2,935.500	184,936,500
西日本旅客鉄道	42,000	2,842.000	119,364,000
東海旅客鉄道	105,000	3,099.000	325,395,000
ヤマトホールディングス	210,000	1,712.500	359,625,000
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	21,000	7,728.000	162,288,000
日本郵船	63,000	4,835.000	304,605,000
商船三井	63,000	5,153.000	324,639,000
川崎汽船	189,000	2,012.000	380,268,000
日本航空	210,000	2,519.500	529,095,000
A N Aホールディングス	21,000	2,924.000	61,404,000
三菱倉庫	525,000	1,104.000	579,600,000
ネクソン	420,000	2,111.500	886,830,000
野村総合研究所	210,000	4,570.000	959,700,000
メルカリ	210,000	1,925.500	404,355,000
L I N Eヤフー	84,000	418.300	35,137,200
トレンドマイクロ	210,000	8,315.000	1,746,150,000
日本電信電話	2,100,000	155.200	325,920,000
K D D I	1,260,000	4,957.000	6,245,820,000
ソフトバンク	2,100,000	195.000	409,500,000

東宝	21,000	6,535.000	137,235,000
N T Tデータグループ	1,050,000	2,879.500	3,023,475,000
コナミグループ	210,000	14,960.000	3,141,600,000
ソフトバンクグループ	1,260,000	8,906.000	11,221,560,000
双日	21,000	3,084.000	64,764,000
伊藤忠商事	210,000	7,502.000	1,575,420,000
丸紅	210,000	2,282.000	479,220,000
豊田通商	630,000	2,648.500	1,668,555,000
三井物産	420,000	3,197.000	1,342,740,000
住友商事	210,000	3,264.000	685,440,000
三菱商事	630,000	2,565.000	1,615,950,000
J．フロント　リテイリング	105,000	1,803.000	189,315,000
Z O Z O	210,000	4,740.000	995,400,000
三越伊勢丹ホールディングス	210,000	2,167.500	455,175,000
セブン&アイ・ホールディングス	630,000	2,606.000	1,641,780,000
良品計画	210,000	3,119.000	654,990,000
高島屋	210,000	1,218.000	255,780,000
丸井グループ	210,000	2,443.000	513,030,000
イオン	210,000	3,618.000	759,780,000
ニトリホールディングス	105,000	19,190.000	2,014,950,000
ファーストリテイリング	567,000	50,430.000	28,593,810,000
しずおかフィナンシャルグループ	210,000	1,367.000	287,070,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	210,000	931.900	195,699,000
あおぞら銀行	21,000	2,480.500	52,090,500
三菱UFJフィナンシャル・グループ	210,000	1,826.500	383,565,000
りそなホールディングス	21,000	1,297.500	27,247,500
三井住友トラストグループ	42,000	3,800.000	159,600,000
三井住友フィナンシャルグループ	63,000	3,823.000	240,849,000
千葉銀行	210,000	1,292.000	271,320,000
ふくおかフィナンシャルグループ	42,000	4,266.000	179,172,000
みずほフィナンシャルグループ	21,000	3,879.000	81,459,000
大和証券グループ本社	210,000	1,026.500	215,565,000
野村ホールディングス	210,000	921.400	193,494,000
S O M P Oホールディングス	126,000	4,101.000	516,726,000
MS & ADインシュアランスグループホールディングス	189,000	3,438.000	649,782,000
第一生命ホールディングス	21,000	4,305.000	90,405,000
東京海上ホールディングス	315,000	5,709.000	1,798,335,000
T & Dホールディングス	42,000	2,902.000	121,884,000
クレディセゾン	210,000	3,608.000	757,680,000
オリックス	210,000	3,419.000	717,990,000
日本取引所グループ	420,000	1,842.000	773,640,000
東急不動産ホールディングス	210,000	995.800	209,118,000
三井不動産	630,000	1,266.000	797,580,000

三菱地所	210,000	2,113.500	443,835,000	
東京建物	105,000	2,581.000	271,005,000	
住友不動産	210,000	4,674.000	981,540,000	
エムスリー	504,000	1,491.000	751,464,000	
ディー・エヌ・エー	63,000	2,437.500	153,562,500	
電通グループ	210,000	3,890.000	816,900,000	
オリエンタルランド	210,000	3,488.000	732,480,000	
サイバーエージェント	168,000	1,029.500	172,956,000	
楽天グループ	210,000	847.200	177,912,000	
リクルートホールディングス	630,000	10,620.000	6,690,600,000	
日本郵政	210,000	1,545.000	324,450,000	
セコム	420,000	5,256.000	2,207,520,000	
合 計	66,045,000		245,967,267,000	

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国株式インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	5,454,668,541
金銭信託	7,283,784
コール・ローン	1,343,766,777
株式	901,222,815,302
投資証券	18,262,112,390
派生商品評価勘定	117,430,674
未収入金	22,792,720
未収配当金	989,110,482
差入委託証拠金	3,713,838,324
流動資産合計	931,133,818,994
資産合計	931,133,818,994
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,635,555
未払金	971,958,788
未払解約金	162,063,560
流動負債合計	1,137,657,903
負債合計	1,137,657,903
純資産の部	

元本等	
元本	93,915,549,926
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	836,080,611,165
元本等合計	929,996,161,091
純資産合計	929,996,161,091
負債純資産合計	931,133,818,994

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	93,915,549,926 口

2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 9.9025 円 (1 万口当たりの純資産額 99,025 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会

	議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT DEC24	12,546,671,085	－	12,635,882,987	89,211,902
	SPI 200 FUTURES DEC24	284,331,176	－	288,836,471	4,505,295
	FTSE 100 IDX FUT DEC24	562,707,072	－	570,395,142	7,688,070
	EURO STOXX 50 DEC24	1,894,619,086	－	1,905,846,050	11,226,964
	小計	15,288,328,419	－	15,400,960,650	112,632,231
合 計		15,288,328,419	－	15,400,960,650	112,632,231

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	5,799,184,400	－	5,798,693,964	△490,436
	カナダ・ドル	265,206,458	－	264,776,360	△430,098
	イギリス・ポンド	178,618,904	－	178,611,970	△6,934
	スイス・フラン	237,820,288	－	237,263,394	△556,894
	デンマーク・クローネ	56,968,989	－	56,622,957	△346,032
	スウェーデン・クローナ	116,116,892	－	115,769,574	△347,318
	ユーロ	579,216,566	－	578,292,946	△923,620
	小計	7,233,132,497	－	7,230,031,165	△3,101,332
	売建				
	アメリカ・ドル	1,395,714,240	－	1,391,450,020	4,264,220
	小計	1,395,714,240	－	1,391,450,020	4,264,220
合 計		8,628,846,737	－	8,621,481,185	1,162,888

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	81,052,032,606 円
同期中における追加設定元本額	20,238,007,448 円
同期中における一部解約元本額	7,374,490,128 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国株式インデックスファンド S	47,858,563,289 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	237,070,485 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	916,829,424 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	743,556,097 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	46,287,312 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	666,816 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	2,496,172 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	8,802,962 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035 (4 資産タイプ)	30,258,442 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2040 (4 資産タイプ)	38,794,143 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2045 (4 資産タイプ)	85,810,404 円
外国株式指数ファンド	1,211,651,949 円
三井住友・DC つみたて NISA・全海外株インデックスファンド	24,764,177,679 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	70,927,870 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	108,627,145 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	65,007,532 円
イオン・バランス戦略ファンド	18,121,591 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	40,479,736 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	146,874,249 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	140,752,841 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	573,079,748 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	355,836,907 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	520,073,746 円
三井住友・DC つみたて NISA・世界分散ファンド	71,583,012 円
三井住友 DS・外国株式インデックス年金ファンド	3,337,873,252 円
三井住友 DS・年金バランス 30 (債券重点型)	10,691,636 円
三井住友 DS・年金バランス 50 (標準型)	56,640,736 円
三井住友 DS・年金バランス 70 (株式重点型)	58,705,349 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2060	8,977,540 円
SMBC・DC インデックスファンド (MSCI コクサイ)	2,592,664,621 円
日興 FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジあり)	229,414,413 円
日興 FWS・先進国株インデックス (為替ヘッジなし)	3,608,363,176 円

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	177,082,017 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	20,527,590 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	13,753,093 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	13,307,933 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	9,070,250 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	7,856,396 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	175,874 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	4,837,808 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	24,589,501 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	24,370,862 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	9,692,394 円
SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	220,476,566 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,624,617 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	8,507,417 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	201,644,671 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	418,869,377 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	1,888,235,022 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	6,285,888 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	30,138,838 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	316,759,321 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	22,839,583 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	53,212,684 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	268,102,697 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	165,757,740 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	369,204,006 円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	155,141,864 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	31,636,616 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	3,371,532 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	3,106,367 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	2,845,937 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	7,878,880 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	28,378,238 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	64,753,328 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	27,109,107 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	101,576,915 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	37,351,188 円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA＜適格機関投資家限定＞	606,794,348 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	17,693,328 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04＜適格機関投資家限定＞	10,454,336 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	16,583,587 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII ＜適格機関投資家限定＞	527,607,355 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）＜適格機関投資家限定＞	36,684,581 円

>

合 計

93,915,549,926 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通 貨	銘 柄	株 数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	27,608	22.650	625,321.20	
	BAKER HUGHES CO	87,866	43.950	3,861,710.70	
	CHENIERE ENERGY INC	19,829	224.010	4,441,894.29	
	CHEVRON CORP	156,398	161.930	25,325,528.14	
	CONOCOPHILLIPS	116,516	108.340	12,623,343.44	
	COTERRA ENERGY INC	73,375	26.720	1,960,580.00	
	DEVON ENERGY CORP	54,844	37.950	2,081,329.80	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	17,520	177.590	3,111,376.80	
	EOG RESOURCES INC	50,302	133.260	6,703,244.52	
	EQT CORP	47,708	45.440	2,167,851.52	
	EXPAND ENERGY CORP	17,398	98.960	1,721,706.08	
	EXXON MOBIL CORP	401,470	117.960	47,357,401.20	
	HALLIBURTON CO	76,654	31.860	2,442,196.44	
	HESS CORP	26,211	147.180	3,857,734.98	
	HF SINCLAIR CORP	10,663	40.930	436,436.59	
	KINDER MORGAN INC	186,585	28.270	5,274,757.95	
	MARATHON PETROLEUM CORP	30,431	156.150	4,751,800.65	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	57,692	50.580	2,918,061.36	
	ONEOK INC	52,564	113.600	5,971,270.40	
	OVINTIV INC	23,075	45.420	1,048,066.50	
	PHILLIPS 66	39,040	133.980	5,230,579.20	
	SCHLUMBERGER LTD	132,013	43.940	5,800,651.22	
	TARGA RESOURCES CORP	18,523	204.300	3,784,248.90	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,661	1,600.090	2,657,749.49	
	VALERO ENERGY CORP	27,819	139.080	3,869,066.52	
	WILLIAMS COS INC	112,855	58.520	6,604,274.60	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	20,558	334.330	6,873,156.14	
	ALBEMARLE CORP	11,981	107.700	1,290,353.70	
	AMCOR PLC	122,899	10.640	1,307,645.36	
	AVERY DENNISON CORP	6,759	205.950	1,392,016.05	
	BALL CORP	28,423	62.160	1,766,773.68	
	CELANESE CORP	8,742	73.210	640,001.82	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	18,315	89.660	1,642,122.90	

CORTEVA INC	60,038	62.240	3,736,765.12	
CRH PLC	63,238	102.270	6,467,350.26	
CROWN HOLDINGS INC	9,413	92.090	866,843.17	
DOW INC	59,685	44.210	2,638,673.85	
DUPONT DE NEMOURS INC	36,397	83.590	3,042,425.23	
EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	104.720	996,620.24	
ECOLAB INC	23,028	248.770	5,728,675.56	
FREEPORT-MCMORAN INC	127,220	44.200	5,623,124.00	
INTERNATIONAL PAPER CO	29,910	58.830	1,759,605.30	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	25,024	91.360	2,286,192.64	
LINDE PLC	43,176	460.990	19,903,704.24	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	22,165	83.340	1,847,231.10	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	5,394	600.000	3,236,400.00	
MOSAIC CO/THE	25,489	26.460	674,438.94	
NEWMONT CORP	101,538	41.940	4,258,503.72	
NUCOR CORP	20,787	154.690	3,215,541.03	
PACKAGING CORP OF AMERICA	8,569	248.850	2,132,395.65	
PPG INDUSTRIES INC	21,291	124.370	2,647,961.67	
RELIANCE INC	5,040	321.240	1,619,049.60	
RPM INTERNATIONAL INC	10,397	138.780	1,442,895.66	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	21,426	397.400	8,514,692.40	
SMURFIT WESTROCK PLC	47,029	55.020	2,587,535.58	
STEEL DYNAMICS INC	12,713	145.270	1,846,817.51	
VULCAN MATERIALS CO	12,521	288.130	3,607,675.73	
WESTLAKE CORP	4,430	128.400	568,812.00	
3M CO	50,826	133.530	6,786,795.78	
AECOM	13,635	116.970	1,594,885.95	
AERCAP HOLDINGS NV	18,294	99.360	1,817,691.84	
ALLEGION PLC	6,843	140.840	963,768.12	
AMETEK INC	20,578	194.380	3,999,951.64	
AXON ENTERPRISE INC	6,576	646.960	4,254,408.96	
BOEING CO/THE	66,804	155.440	10,384,013.76	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	9,801	186.470	1,827,592.47	
CARLISLE COS INC	4,354	456.700	1,988,471.80	
CARRIER GLOBAL CORP	72,815	77.370	5,633,696.55	
CATERPILLAR INC	44,096	406.110	17,907,826.56	
CNH INDUSTRIAL NV	87,561	12.560	1,099,766.16	
CUMMINS INC	12,497	375.040	4,686,874.88	
DEERE & CO	23,649	465.900	11,018,069.10	
DOVER CORP	12,242	205.900	2,520,627.80	
EATON CORP PLC	36,320	375.420	13,635,254.40	
EMCOR GROUP INC	4,293	510.120	2,189,945.16	

EMERSON ELECTRIC CO	52,927	132.600	7,018,120.20	
FASTENAL CO	52,052	83.560	4,349,465.12	
FERGUSON ENTERPRISES INC	18,035	215.930	3,894,297.55	
FORTIVE CORP	29,388	79.330	2,331,350.04	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	10,648	78.300	833,738.40	
GE VERNOVA INC	24,156	334.120	8,071,002.72	
GENERAL DYNAMICS CORP	20,853	284.010	5,922,460.53	
GENERAL ELECTRIC	98,595	182.160	17,960,065.20	
GRACO INC	15,068	91.080	1,372,393.44	
HEICO CORP	4,483	273.370	1,225,517.71	
HEICO CORP-CLASS A	6,593	211.130	1,391,980.09	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	59,274	232.930	13,806,692.82	
HOWMET AEROSPACE INC	36,463	118.380	4,316,489.94	
HUBBELL INC	4,737	460.090	2,179,446.33	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,888	197.920	571,592.96	
IDEX CORP	6,048	230.630	1,394,850.24	
ILLINOIS TOOL WORKS	26,116	277.520	7,247,712.32	
INGERSOLL-RAND INC	38,066	104.170	3,965,335.22	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	16,600	43.660	724,756.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	57,700	83.860	4,838,722.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	17,821	246.250	4,388,421.25	
LENNOX INTERNATIONAL INC	2,750	667.130	1,834,607.50	
LOCKHEED MARTIN CORP	19,094	529.410	10,108,554.54	
MASCO CORP	19,187	80.560	1,545,704.72	
NORDSON CORP	5,282	260.990	1,378,549.18	
NORTHROP GRUMMAN CORP	12,313	489.650	6,029,060.45	
OTIS WORLDWIDE CORP	35,270	102.980	3,632,104.60	
OWENS CORNING	7,597	205.620	1,562,095.14	
PACCAR INC	47,203	117.000	5,522,751.00	
PARKER HANNIFIN CORP	11,457	702.900	8,053,125.30	
PENTAIR PLC	15,664	108.990	1,707,219.36	
QUANTA SERVICES INC	13,102	344.520	4,513,901.04	
ROCKWELL AUTOMATION INC	9,863	295.140	2,910,965.82	
RTX CORP	118,128	121.830	14,391,534.24	
SMITH (A. O.) CORP	10,652	74.490	793,467.48	
SNAP-ON INC	5,235	369.690	1,935,327.15	
STANLEY BLACK & DECKER INC	12,917	89.450	1,155,425.65	
TEXTRON INC	14,870	85.630	1,273,318.10	
TORO CO	8,097	87.080	705,086.76	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	20,128	416.220	8,377,676.16	
TRANSDIGM GROUP INC	5,063	1,252.970	6,343,787.11	
UNITED RENTALS INC	6,163	866.000	5,337,158.00	

VERTIV HOLDINGS CO-A	32,504	127.600	4,147,510.40	
WABTEC CORP	15,150	200.620	3,039,393.00	
WATSCO INC	3,112	551.600	1,716,579.20	
WW GRAINGER INC	4,106	1,205.340	4,949,126.04	
XYLEM INC	22,408	126.750	2,840,214.00	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	36,203	306.930	11,111,786.79	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	10,637	148.180	1,576,190.66	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	10,783	236.020	2,545,003.66	
CINTAS CORP	33,480	225.790	7,559,449.20	
COPART INC	80,906	63.390	5,128,631.34	
DAYFORCE INC	16,385	79.990	1,310,636.15	
EQUIFAX INC	10,373	261.560	2,713,161.88	
JACOBS SOLUTIONS INC	10,393	141.230	1,467,803.39	
LEIDOS HOLDINGS INC	11,403	165.400	1,886,056.20	
PAYCHEX INC	30,408	146.270	4,447,778.16	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,427	231.920	1,258,629.84	
REPUBLIC SERVICES INC	19,598	218.300	4,278,243.40	
ROLLINS INC	25,137	50.330	1,265,145.21	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,314	77.340	1,493,744.76	
TRANSUNION	18,291	101.500	1,856,536.50	
VERALTO CORP	22,013	108.190	2,381,586.47	
VERISK ANALYTICS INC	12,690	294.210	3,733,524.90	
WASTE CONNECTIONS INC	22,344	192.470	4,300,549.68	
WASTE MANAGEMENT INC	35,715	228.220	8,150,877.30	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	105.580	921,291.08	
CSX CORP	179,500	36.550	6,560,725.00	
DELTA AIR LINES INC	14,192	63.820	905,733.44	
EXPEDITORS INTL WASH INC	13,237	121.640	1,610,148.68	
FEDEX CORP	20,814	302.670	6,299,773.38	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	216,253	5.000	1,081,265.00	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	6,308	189.110	1,192,905.88	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	59.360	717,603.04	
NORFOLK SOUTHERN CORP	19,928	275.850	5,497,138.80	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	18,170	225.140	4,090,793.80	
SOUTHWEST AIRLINES CO	14,057	32.360	454,884.52	
UBER TECHNOLOGIES INC	172,760	71.960	12,431,809.60	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	62.440	365,274.00	
UNION PACIFIC CORP	54,837	244.660	13,416,420.42	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	64,719	135.720	8,783,662.68	
APTIV PLC	23,575	55.530	1,309,119.75	
FORD MOTOR CO	367,930	11.130	4,095,060.90	
GENERAL MOTORS CO	99,425	55.590	5,527,035.75	

RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	72,072	12.230	881,440.56	
TESLA INC	259,349	345.160	89,516,900.84	
DECKERS OUTDOOR CORP	13,320	195.960	2,610,187.20	
DR HORTON INC	26,159	168.780	4,415,116.02	
GARMIN LTD	13,282	212.600	2,823,753.20	
LENNAR CORP-A	21,335	174.390	3,720,610.65	
LULULEMON ATHLETICA INC	10,287	320.660	3,298,629.42	
NIKE INC -CL B	105,375	78.770	8,300,388.75	
NVR INC	297	9,235.580	2,742,967.26	
PULTEGROUP INC	17,535	135.270	2,371,959.45	
AIRBNB INC-CLASS A	38,522	136.110	5,243,229.42	
BOOKING HOLDINGS INC	3,053	5,201.980	15,881,644.94	
CARNIVAL CORP	100,720	25.430	2,561,309.60	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	126,190	61.520	7,763,208.80	
DARDEN RESTAURANTS INC	9,323	176.270	1,643,365.21	
DOMINO'S PIZZA INC	2,875	476.190	1,369,046.25	
DOORDASH INC - A	27,685	180.480	4,996,588.80	
DRAFTKINGS INC-CL A	38,324	43.650	1,672,842.60	
EXPEDIA GROUP INC	10,081	184.620	1,861,154.22	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	15,951	276.320	4,407,580.32	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	21,638	253.440	5,483,934.72	
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,371	157.940	532,415.74	
LAS VEGAS SANDS CORP	35,621	53.060	1,890,050.26	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	20,953	289.090	6,057,302.77	
MCDONALD'S CORP	65,189	296.010	19,296,595.89	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	38.340	851,071.32	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	21,669	244.060	5,288,536.14	
STARBUCKS CORP	100,285	102.460	10,275,201.10	
WYNN RESORTS LTD	7,730	94.380	729,557.40	
YUM! BRANDS INC	25,236	138.940	3,506,289.84	
AMAZON.COM INC	851,162	207.890	176,948,068.18	
AUTOZONE INC	1,498	3,169.540	4,747,970.92	
BEST BUY CO INC	19,353	90.000	1,741,770.00	
BURLINGTON STORES INC	6,047	281.880	1,704,528.36	
CARMAX INC	14,212	83.970	1,193,381.64	
CARVANA CO	9,993	260.420	2,602,377.06	
DICK'S SPORTING GOODS INC	4,406	207.240	913,099.44	
EBAY INC	46,827	63.290	2,963,680.83	
GENUINE PARTS CO	12,304	126.730	1,559,285.92	
GLOBAL-E ONLINE LTD	10,267	52.280	536,758.76	
HOME DEPOT INC	89,837	429.130	38,551,751.81	
LKQ CORP	24,732	39.290	971,720.28	

LOWE'S COS INC	51,731	272.430	14,093,076.33	
MERCADOLIBRE INC	4,194	1,985.170	8,325,802.98	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	5,267	1,243.220	6,548,039.74	
POOL CORP	3,252	377.090	1,226,296.68	
ROSS STORES INC	29,519	154.870	4,571,607.53	
TJX COMPANIES INC	99,814	125.690	12,545,621.66	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	9,377	283.670	2,659,973.59	
ULTA BEAUTY INC	4,748	386.640	1,835,766.72	
WILLIAMS-SONOMA INC	10,952	172.020	1,883,963.04	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	31,907	19.850	633,353.95	
COSTCO WHOLESALE CORP	40,071	971.880	38,944,203.48	
DOLLAR GENERAL CORP	18,277	77.270	1,412,263.79	
DOLLAR TREE INC	15,923	71.270	1,134,832.21	
KROGER CO	62,609	61.080	3,824,157.72	
SYSCO CORP	44,624	77.110	3,440,956.64	
TARGET CORP	41,397	132.310	5,477,237.07	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	9.020	476,328.16	
WALMART INC	399,961	92.500	36,996,392.50	
ALTRIA GROUP INC	152,836	57.740	8,824,750.64	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	42,289	54.600	2,308,979.40	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	18,548	42.080	780,499.84	
BUNGE GLOBAL SA	12,343	89.740	1,107,660.82	
COCA-COLA CO/THE	368,554	64.080	23,616,940.32	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	19,969	77.580	1,549,195.02	
CONAGRA BRANDS INC	39,722	27.550	1,094,341.10	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	13,962	240.950	3,364,143.90	
GENERAL MILLS INC	52,744	66.260	3,494,817.44	
HERSHEY CO/THE	12,733	176.130	2,242,663.29	
HORMEL FOODS CORP	25,536	32.430	828,132.48	
JM SMUCKER CO/THE	8,172	117.790	962,579.88	
KELLANOVA	25,249	81.290	2,052,491.21	
KEURIG DR PEPPER INC	106,561	32.650	3,479,216.65	
KRAFT HEINZ CO/THE	82,333	31.970	2,632,186.01	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	77.240	813,646.16	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	22,009	78.410	1,725,725.69	
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	16,433	62.060	1,019,831.98	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	119,155	64.950	7,739,117.25	
MONSTER BEVERAGE CORP	63,778	55.130	3,516,081.14	
PEPSICO INC	124,163	163.450	20,294,442.35	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	141,337	133.060	18,806,301.22	
THE CAMPBELL'S COMPANY	21,338	46.200	985,815.60	
TYSON FOODS INC-CL A	25,497	64.500	1,644,556.50	

CHURCH & DWIGHT CO INC	23,694	110.130	2,609,420.22	
CLOROX COMPANY	10,423	167.170	1,742,412.91	
COLGATE-PALMOLIVE CO	69,598	96.630	6,725,254.74	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	19,241	72.120	1,387,660.92	
KENVUE INC	175,284	24.080	4,220,838.72	
KIMBERLY-CLARK CORP	31,626	139.350	4,407,083.10	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	212,528	179.260	38,097,769.28	
ABBOTT LABORATORIES	158,167	118.770	18,785,494.59	
ALIGN TECHNOLOGY INC	5,703	232.770	1,327,487.31	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,487	33.710	1,735,626.77	
BECTON DICKINSON AND CO	25,861	221.900	5,738,555.90	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	134,586	90.660	12,201,566.76	
CARDINAL HEALTH INC	20,986	122.240	2,565,328.64	
CENCORA INC	15,601	251.550	3,924,431.55	
CENTENE CORP	44,436	60.000	2,666,160.00	
COOPER COS INC/THE	17,340	104.460	1,811,336.40	
CVS HEALTH CORP	112,203	59.850	6,715,349.55	
DAVITA INC	4,138	166.170	687,611.46	
DEXCOM INC	38,418	77.990	2,996,219.82	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	51,676	71.350	3,687,082.60	
ELEVANCE HEALTH INC	21,328	406.960	8,679,642.88	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	39,727	83.220	3,306,080.94	
HCA HEALTHCARE INC	17,979	327.220	5,883,088.38	
HENRY SCHEIN INC	10,457	77.050	805,711.85	
HOLOGIC INC	19,730	79.500	1,568,535.00	
HUMANA INC	10,475	296.380	3,104,580.50	
IDEXX LABORATORIES INC	7,376	421.750	3,110,828.00	
INSULET CORP	6,832	266.780	1,822,640.96	
INTUITIVE SURGICAL INC	32,324	542.000	17,519,608.00	
LABCORP HOLDINGS INC	7,903	241.160	1,905,887.48	
MCKESSON CORP	11,625	628.500	7,306,312.50	
MEDTRONIC PLC	117,578	86.540	10,175,200.12	
MOLINA HEALTHCARE INC	4,673	297.900	1,392,086.70	
QUEST DIAGNOSTICS INC	9,647	162.660	1,569,181.02	
RESMED INC	12,536	249.020	3,121,714.72	
SOLVENTUM CORP	10,620	71.510	759,436.20	
STERIS PLC	9,126	219.060	1,999,141.56	
STRYKER CORP	31,341	392.150	12,290,373.15	
TELEFLEX INC	3,952	192.850	762,143.20	
THE CIGNA GROUP	24,816	337.800	8,382,844.80	
UNITEDHEALTH GROUP INC	83,423	610.200	50,904,714.60	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	5,785	205.000	1,185,925.00	

VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	14,171	227.850	3,228,862.35	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	18,219	112.100	2,042,349.90	
ABBVIE INC	160,005	182.930	29,269,714.65	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	25,379	137.970	3,501,540.63	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	11,014	253.070	2,787,312.98	
AMGEN INC	49,021	282.870	13,866,570.27	
AVANTOR INC	56,039	21.060	1,180,181.34	
BIOGEN INC	12,779	160.630	2,052,690.77	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	18,017	66.030	1,189,662.51	
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	340.530	588,435.84	
BIO-TECHNE CORP	13,296	75.360	1,001,986.56	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	179,599	59.220	10,635,852.78	
CATALENT INC	16,025	61.110	979,287.75	
CHARLES RIVER LABORATORIES	4,795	199.060	954,492.70	
DANAHER CORP	59,282	239.690	14,209,302.58	
ELI LILLY & CO	72,951	795.350	58,021,577.85	
EXACT SCIENCES CORP	13,570	62.080	842,425.60	
GILEAD SCIENCES INC	110,310	92.580	10,212,499.80	
ILLUMINA INC	14,966	144.150	2,157,348.90	
INCYTE CORP	15,899	74.590	1,185,906.41	
IQVIA HOLDINGS INC	17,319	200.840	3,478,347.96	
JOHNSON & JOHNSON	217,871	155.010	33,772,183.71	
MERCK & CO. INC.	228,170	101.640	23,191,198.80	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,813	1,251.200	2,268,425.60	
MODERNA INC	27,369	43.060	1,178,509.14	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	8,744	126.750	1,108,302.00	
PFIZER INC	517,183	26.210	13,555,366.43	
REGENERON PHARMACEUTICALS	9,612	750.220	7,211,114.64	
REVVITY INC	10,411	116.140	1,209,133.54	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	27,162	26.660	724,138.92	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	102,259	16.780	1,715,906.02	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	34,742	529.630	18,400,405.46	
UNITED THERAPEUTICS CORP	3,537	370.490	1,310,423.13	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	23,625	468.130	11,059,571.25	
VIATRIS INC	99,736	13.090	1,305,544.24	
WATERS CORP	5,084	384.720	1,955,916.48	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	6,204	325.680	2,020,518.72	
ZOETIS INC	40,634	175.250	7,121,108.50	
BANK OF AMERICA CORP	632,459	47.510	30,048,127.09	
CITIGROUP INC	174,352	70.870	12,356,326.24	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	36,122	48.140	1,738,913.08	
FIFTH THIRD BANCORP	58,586	48.060	2,815,643.16	

FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	845	2,295.000	1,939,275.00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	128,600	18.010	2,316,086.00	
JPMORGAN CHASE & CO	256,838	249.720	64,137,585.36	
KEYCORP	84,828	19.480	1,652,449.44	
M & T BANK CORP	14,423	219.990	3,172,915.77	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	34,855	214.720	7,484,065.60	
REGIONS FINANCIAL CORP	79,089	27.260	2,155,966.14	
TRUIST FINANCIAL CORP	120,377	47.680	5,739,575.36	
US BANCORP	139,283	53.290	7,422,391.07	
WELLS FARGO & CO	308,754	76.170	23,517,792.18	
ALLY FINANCIAL INC	20,139	39.980	805,157.22	
AMERICAN EXPRESS CO	51,793	304.680	15,780,291.24	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	8,870	573.970	5,091,113.90	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	36,928	175.030	6,463,507.84	
ARES MANAGEMENT CORP - A	16,991	176.730	3,002,819.43	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	66,444	81.870	5,439,770.28	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	119,669	483.020	57,802,520.38	
BLACKROCK INC	13,512	1,022.800	13,820,073.60	
BLACKSTONE INC	65,772	191.090	12,568,371.48	
BLOCK INC	49,568	88.550	4,389,246.40	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	33,490	192.010	6,430,414.90	
CARLYLE GROUP INC/THE	24,269	53.230	1,291,838.87	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	9,059	215.850	1,955,385.15	
CME GROUP INC	32,075	238.000	7,633,850.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	16,910	296.200	5,008,742.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	19,925	32.370	644,972.25	
CORPAY INC	6,278	381.180	2,393,048.04	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	21,512	182.430	3,924,434.16	
EQUITABLE HOLDINGS INC	31,450	48.230	1,516,833.50	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,797	490.670	1,863,073.99	
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	47,604	85.300	4,060,621.20	
FISERV INC	52,646	220.960	11,632,660.16	
FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	22.760	495,667.28	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	6,660	87.230	580,951.80	
GLOBAL PAYMENTS INC	24,460	118.960	2,909,761.60	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	28,729	608.570	17,483,607.53	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	50,928	160.960	8,197,370.88	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	6,120	176.180	1,078,221.60	
KKR & CO INC	57,052	162.870	9,292,059.24	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	6,164	325.150	2,004,224.60	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	258.690	686,304.57	
MASTERCARD INC - A	74,266	532.940	39,579,322.04	

MOODY' S CORP	14,668	499.980	7,333,706.64	
MORGAN STANLEY	110,616	131.610	14,558,171.76	
MSCI INC	6,799	609.630	4,144,874.37	
NASDAQ INC	41,014	82.990	3,403,751.86	
NORTHERN TRUST CORP	16,793	111.160	1,866,709.88	
PAYPAL HOLDINGS INC	85,759	86.770	7,441,308.43	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	17,112	169.280	2,896,719.36	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	50,779	37.540	1,906,243.66	
S&P GLOBAL INC	28,427	522.510	14,853,391.77	
SCHWAB (CHARLES) CORP	146,301	82.760	12,107,870.76	
SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	82.630	623,856.50	
STATE STREET CORP	25,474	98.510	2,509,443.74	
SYNCHRONY FINANCIAL	38,295	67.520	2,585,678.40	
T ROWE PRICE GROUP INC	20,577	123.840	2,548,255.68	
TOAST INC-CLASS A	35,993	43.540	1,567,135.22	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,810	135.500	1,600,255.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	150,952	315.080	47,561,956.16	
AFLAC INC	48,525	114.000	5,531,850.00	
ALLSTATE CORP	22,831	207.390	4,734,921.09	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	7,655	146.860	1,124,213.30	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	55,264	76.880	4,248,696.32	
AON PLC-CLASS A	17,486	391.540	6,846,468.44	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	32,647	100.720	3,288,205.84	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	20,307	312.240	6,340,657.68	
ASSURANT INC	4,977	227.100	1,130,276.70	
BROWN & BROWN INC	20,402	113.100	2,307,466.20	
CHUBB LTD	35,193	288.730	10,161,274.89	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	13,251	159.830	2,117,907.33	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,244	440.560	988,616.64	
EVEREST GROUP LTD	3,547	387.560	1,374,675.32	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	24,937	63.390	1,580,756.43	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	25,592	123.310	3,155,749.52	
LOEWS CORP	16,971	86.730	1,471,894.83	
MARKEL GROUP INC	1,175	1,782.920	2,094,931.00	
MARSH & MCLENNAN COS	43,706	233.230	10,193,550.38	
METLIFE INC	52,395	88.230	4,622,810.85	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	19,458	87.090	1,694,597.22	
PROGRESSIVE CORP	53,401	268.880	14,358,460.88	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	32,008	129.410	4,142,155.28	
TRAVELERS COS INC/THE	21,211	266.040	5,642,974.44	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	8,848	322.000	2,849,056.00	
WR BERKLEY CORP	27,229	64.550	1,757,631.95	

ACCENTURE PLC-CL A	56,750	362.370	20,564,497.50	
ADOBE INC	39,973	515.930	20,623,269.89	
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	13,226	94.020	1,243,508.52	
ANSYS INC	7,892	351.100	2,770,881.20	
APPLOVIN CORP-CLASS A	18,444	336.750	6,211,017.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	250.000	475,250.00	
ATLASSIAN CORP-CL A	14,770	263.580	3,893,076.60	
AUTODESK INC	19,029	291.900	5,554,565.10	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	15,779	49.500	781,060.50	
CADENCE DESIGN SYS INC	24,353	306.810	7,471,743.93	
CHECK POINT SOFTWARE TECH	8,287	182.000	1,508,234.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	27,192	99.830	2,714,577.36	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	46,873	80.490	3,772,807.77	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	20,655	345.970	7,146,010.35	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,025	323.510	1,302,127.75	
DATADOG INC - CLASS A	24,612	152.750	3,759,483.00	
DOCUSIGN INC	17,164	79.690	1,367,799.16	
DYNATRACE INC	29,487	56.190	1,656,874.53	
EPAM SYSTEMS INC	4,815	243.920	1,174,474.80	
FAIR ISAAC CORP	2,176	2,375.030	5,168,065.28	
FORTINET INC	58,618	95.050	5,571,640.90	
GARTNER INC	7,286	517.930	3,773,637.98	
GEN DIGITAL INC	55,784	30.850	1,720,936.40	
GODADDY INC - CLASS A	11,895	197.570	2,350,095.15	
HUBSPOT INC	4,278	721.050	3,084,651.90	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	83,716	227.410	19,037,855.56	
INTUIT INC	25,517	641.730	16,375,024.41	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	6,146	285.440	1,754,314.24	
MICROSOFT CORP	636,056	423.460	269,344,273.76	
MICROSTRATEGY INC-CL A	16,049	387.470	6,218,506.03	
MONDAY.COM LTD	3,694	285.360	1,054,119.84	
MONGODB INC	7,195	322.490	2,320,315.55	
NUTANIX INC - A	24,582	65.280	1,604,712.96	
OKTA INC	13,914	77.560	1,079,169.84	
ORACLE CORP	150,622	184.840	27,840,970.48	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	185,980	67.080	12,475,538.40	
PALO ALTO NETWORKS INC	29,770	387.820	11,545,401.40	
PTC INC	11,347	200.060	2,270,080.82	
ROPER TECHNOLOGIES INC	9,402	566.440	5,325,668.88	
SALESFORCE INC	86,587	329.990	28,572,844.13	
SAMSARA INC-CL A	19,159	53.490	1,024,814.91	
SERVICENOW INC	18,714	1,049.440	19,639,220.16	

SNOWFLAKE INC-CLASS A	26,689	174.800	4,665,237.20	
SYNOPSYS INC	13,472	558.490	7,523,977.28	
TWILIO INC - A	15,028	104.540	1,571,027.12	
TYLER TECHNOLOGIES INC	3,550	629.170	2,233,553.50	
VERISIGN INC	7,316	187.180	1,369,408.88	
WIX.COM LTD	4,340	223.740	971,031.60	
WORKDAY INC-CLASS A	18,596	249.990	4,648,814.04	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	23,688	82.690	1,958,760.72	
ZSCALER INC	7,508	206.590	1,551,077.72	
AMPHENOL CORP-CL A	105,619	72.650	7,673,220.35	
APPLE INC	1,369,370	237.330	324,992,582.10	
ARISTA NETWORKS INC	23,608	405.820	9,580,598.56	
CDW CORP/DE	12,480	175.930	2,195,606.40	
CISCO SYSTEMS INC	362,293	59.210	21,451,368.53	
CORNING INC	74,469	48.670	3,624,406.23	
DELL TECHNOLOGIES -C	29,087	127.590	3,711,210.33	
F5 INC	4,939	250.350	1,236,478.65	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	113,897	21.220	2,416,894.34	
HP INC	85,880	35.430	3,042,728.40	
JABIL INC	9,808	135.830	1,332,220.64	
JUNIPER NETWORKS INC	30,061	35.920	1,079,791.12	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	15,964	170.840	2,727,289.76	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	14,885	499.700	7,438,034.50	
NETAPP INC	17,045	122.640	2,090,398.80	
PURE STORAGE INC - CLASS A	28,039	52.990	1,485,786.61	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	18,460	101.330	1,870,551.80	
SUPER MICRO COMPUTER INC	47,438	32.640	1,548,376.32	
TE CONNECTIVITY PLC	28,578	151.120	4,318,707.36	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,328	485.260	2,100,205.28	
TRIMBLE INC	20,783	72.970	1,516,535.51	
WESTERN DIGITAL CORP	29,044	72.990	2,119,921.56	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,097	407.000	2,074,479.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	147,015	137.175	20,166,782.62	
ANALOG DEVICES INC	45,527	218.050	9,927,162.35	
APPLIED MATERIALS INC	75,264	174.710	13,149,373.44	
BROADCOM INC	400,510	162.080	64,914,660.80	
ENPHASE ENERGY INC	10,381	71.350	740,684.35	
ENTEGRIS INC	12,569	105.630	1,327,663.47	
FIRST SOLAR INC	8,882	199.270	1,769,916.14	
INTEL CORP	377,810	24.050	9,086,330.50	
KLA CORP	11,967	647.030	7,743,008.01	
LAM RESEARCH CORP	116,008	73.880	8,570,671.04	

MARVELL TECHNOLOGY INC	79,934	92.690	7,409,082.46	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	50,967	68.170	3,474,420.39	
MICRON TECHNOLOGY INC	98,071	97.950	9,606,054.45	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,028	567.640	2,286,453.92	
NVIDIA CORP	2,209,396	138.250	305,448,997.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	22,287	229.370	5,111,969.19	
ON SEMICONDUCTOR	35,773	71.120	2,544,175.76	
QORVO INC	7,835	69.050	541,006.75	
QUALCOMM INC	101,442	158.530	16,081,600.26	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	13,506	87.590	1,182,990.54	
TERADYNE INC	16,365	110.000	1,800,150.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	83,098	201.030	16,705,190.94	
AT&T INC	636,520	23.160	14,741,803.20	
T-MOBILE US INC	47,262	246.940	11,670,878.28	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	378,919	44.340	16,801,268.46	
AES CORP	54,086	13.040	705,281.44	
ALLIANT ENERGY CORP	21,204	63.200	1,340,092.80	
AMEREN CORPORATION	22,382	94.390	2,112,636.98	
AMERICAN ELECTRIC POWER	47,591	99.860	4,752,437.26	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	17,778	136.940	2,434,519.32	
ATMOS ENERGY CORP	13,505	151.320	2,043,576.60	
CENTERPOINT ENERGY INC	54,717	32.620	1,784,868.54	
CMS ENERGY CORP	27,913	69.710	1,945,815.23	
CONSOLIDATED EDISON INC	32,957	100.590	3,315,144.63	
CONSTELLATION ENERGY	28,832	256.560	7,397,137.92	
DOMINION ENERGY INC	72,436	58.750	4,255,615.00	
DTE ENERGY COMPANY	18,974	125.780	2,386,549.72	
DUKE ENERGY CORP	68,604	117.050	8,030,098.20	
EDISON INTERNATIONAL	36,846	87.750	3,233,236.50	
ENTERGY CORP	19,840	156.170	3,098,412.80	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,795	40.030	1,032,573.85	
EVERGY INC	22,411	64.630	1,448,422.93	
EVERSOURCE ENERGY	30,845	64.490	1,989,194.05	
EXELON CORP	94,691	39.560	3,745,975.96	
FIRSTENERGY CORP	45,110	42.550	1,919,430.50	
NEXTERA ENERGY INC	187,372	78.670	14,740,555.24	
NISOURCE INC	43,994	38.090	1,675,731.46	
NRG ENERGY INC	18,864	101.610	1,916,771.04	
P G & E CORP	174,106	21.630	3,765,912.78	
PPL CORP	61,956	34.930	2,164,123.08	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	42,789	94.300	4,035,002.70	
SEMPRA	56,971	93.670	5,336,473.57	

	SOUTHERN CO/THE	96,318	89.130	8,584,823.34	
	VISTRA CORP	32,050	159.840	5,122,872.00	
	WEC ENERGY GROUP INC	29,467	101.050	2,977,640.35	
	XCEL ENERGY INC	51,007	72.560	3,701,067.92	
	ALPHABET INC-CL A	528,477	168.950	89,286,189.15	
	ALPHABET INC-CL C	453,531	170.490	77,322,500.19	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	8,667	396.965	3,440,495.65	
	COMCAST CORP-CLASS A	352,021	43.190	15,203,786.99	
	ELECTRONIC ARTS INC	23,684	163.670	3,876,360.28	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	47.120	1,125,508.32	
	FOX CORP - CLASS B	8,773	44.730	392,416.29	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	32,096	30.810	988,877.76	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	20,572	88.360	1,817,741.92	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	13,554	138.250	1,873,840.50	
	MATCH GROUP INC	24,529	32.740	803,079.46	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	197,043	574.320	113,165,735.76	
	NETFLIX INC	38,631	886.810	34,258,357.11	
	NEWS CORP - CLASS A	34,405	29.350	1,009,786.75	
	OMNICOM GROUP	18,370	104.820	1,925,543.40	
	PINTEREST INC- CLASS A	48,115	30.320	1,458,846.80	
	ROBLOX CORP -CLASS A	43,099	50.130	2,160,552.87	
	ROKU INC	9,945	69.030	686,503.35	
	SEA LTD-ADR	34,089	113.800	3,879,328.20	
	SNAP INC - A	86,463	11.810	1,021,128.03	
	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	14,132	476.960	6,740,398.72	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	14,811	188.380	2,790,096.18	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	40,175	128.550	5,164,496.25	
	WALT DISNEY CO/THE	163,250	117.470	19,176,977.50	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	201,390	10.480	2,110,567.20	
	CBRE GROUP INC - A	27,148	139.990	3,800,448.52	
	COSTAR GROUP INC	37,855	81.340	3,079,125.70	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	4.550	359,905.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	14,561	84.710	1,233,462.31	
	アメリカ・ドル小計	33,037,183		4,696,660,422.26 (705,532,328,632)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	62,147	25.810	1,604,014.07	
	CAMECO CORP	38,144	83.850	3,198,374.40	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	186,016	47.520	8,839,480.32	
	CENOVUS ENERGY INC	120,048	22.180	2,662,664.64	
	ENBRIDGE INC	199,400	60.570	12,077,658.00	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	103.690	1,686,725.23	
	KEYERA CORP	19,802	46.170	914,258.34	

MEG ENERGY CORP	21,651	25.200	545,605.20	
PARKLAND CORP	16,066	36.150	580,785.90	
PEMBINA PIPELINE CORP	56,661	57.680	3,268,206.48	
SUNCOR ENERGY INC	108,809	55.710	6,061,749.39	
TC ENERGY CORP	90,192	68.260	6,156,505.92	
TOURMALINE OIL CORP	34,280	66.080	2,265,222.40	
AGNICO EAGLE MINES LTD	46,099	118.060	5,442,447.94	
BARRICK GOLD CORP	157,839	24.520	3,870,212.28	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	13,268	77.610	1,029,729.48	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	68,446	19.130	1,309,371.98	
FRANCO-NEVADA CORP	18,349	171.440	3,145,752.56	
IVANHOE MINES LTD-CL A	80,624	18.850	1,519,762.40	
KINROSS GOLD CORP	110,156	13.710	1,510,238.76	
LUNDIN MINING CORP	46,446	13.740	638,168.04	
NUTRIEN LTD	42,180	65.400	2,758,572.00	
PAN AMERICAN SILVER CORP	36,364	31.060	1,129,465.84	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	40,547	65.370	2,650,557.39	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	137.520	610,313.76	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	40,353	87.120	3,515,553.36	
CAE INC	27,474	32.910	904,169.34	
STANTEC INC	9,939	121.270	1,205,302.53	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	9,630	115.000	1,107,450.00	
WSP GLOBAL INC	12,764	248.970	3,177,853.08	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	29.700	970,417.80	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	21,852	66.410	1,451,191.32	
RB GLOBAL INC	15,569	138.340	2,153,815.46	
THOMSON REUTERS CORP	13,747	228.440	3,140,364.68	
AIR CANADA	12,083	24.960	301,591.68	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	47,256	156.340	7,388,003.04	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	84,180	107.110	9,016,519.80	
TFI INTERNATIONAL INC	6,995	213.170	1,491,124.15	
MAGNA INTERNATIONAL INC	22,436	63.630	1,427,602.68	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	69.600	786,619.20	
RESTAURANT BRANDS INTERN	28,570	97.510	2,785,860.70	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	4,737	154.370	731,250.69	
DOLLARAMA INC	27,090	145.840	3,950,805.60	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	69,802	81.910	5,717,481.82	
EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	41.980	384,033.04	
LOBLAW COMPANIES LTD	14,057	181.700	2,554,156.90	
METRO INC/CN	18,929	91.230	1,726,892.67	
WESTON (GEORGE) LTD	4,984	225.050	1,121,649.20	
SAPUTO INC	18,270	26.100	476,847.00	

	BANK OF MONTREAL	67,593	133.500	9,023,665.50	
	BANK OF NOVA SCOTIA	110,271	79.850	8,805,139.35	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	83,496	90.880	7,588,116.48	
	NATIONAL BANK OF CANADA	29,961	138.710	4,155,890.31	
	ROYAL BANK OF CANADA	128,586	176.160	22,651,709.76	
	TORONTO-DOMINION BANK	157,337	79.230	12,465,810.51	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	31,451	80.310	2,525,829.81	
	BROOKFIELD CORP	121,548	86.040	10,457,989.92	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	47.310	234,137.19	
	ONEX CORPORATION	4,217	113.890	480,274.13	
	TMX GROUP LTD	26,034	44.270	1,152,525.18	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,991	1,986.300	3,954,723.30	
	GREAT-WEST LIFECO INC	22,964	50.410	1,157,615.24	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	133.830	1,106,506.44	
	INTACT FINANCIAL CORP	16,097	266.670	4,292,586.99	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	158,627	45.070	7,149,318.89	
	POWER CORP OF CANADA	50,268	47.160	2,370,638.88	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	53,341	86.170	4,596,393.97	
	CGI INC	18,609	158.480	2,949,154.32	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,831	4,734.160	8,668,246.96	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	9,063	165.100	1,496,301.30	
	OPEN TEXT CORP	21,507	42.640	917,058.48	
	SHOPIFY INC - CLASS A	109,139	161.840	17,663,055.76	
	BCE INC	10,153	37.900	384,798.70	
	QUEBECOR INC -CL B	15,578	33.060	515,008.68	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	32,571	50.000	1,628,550.00	
	TELUS CORP	15,222	21.800	331,839.60	
	ALTAGAS LTD	27,309	34.240	935,060.16	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	11,200	44.620	499,744.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	35.940	263,943.36	
	EMERA INC	30,820	53.420	1,646,404.40	
	FORTIS INC	41,868	62.590	2,620,518.12	
	HYDRO ONE LTD	33,037	45.790	1,512,764.23	
	FIRSTSERVICE CORP	3,669	273.120	1,002,077.28	
	カナダ・ドル小計	3,663,999		280,165,795.66 (29,991,748,424)	
オーストラ リア・ドル	SANTOS LTD	278,806	6.610	1,842,907.66	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	170,906	24.510	4,188,906.06	
	BHP GROUP LTD	456,726	40.570	18,529,373.82	
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	22.130	823,545.82	
	FORTESCUE LTD	160,779	18.990	3,053,193.21	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	36,927	56.210	2,075,666.67	

	MINERAL RESOURCES LTD	17,115	33.630	575,577.45	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	116,618	17.510	2,041,981.18	
	ORICA LTD	36,212	18.110	655,799.32	
	RIO TINTO LTD	32,627	118.240	3,857,816.48	
	SOUTH32 LTD	394,239	3.720	1,466,569.08	
	REECE LTD	23,776	25.740	611,994.24	
	SGH LTD	16,425	49.510	813,201.75	
	BRAMBLES LTD	122,717	19.030	2,335,304.51	
	COMPUTERSHARE LTD	50,853	31.890	1,621,702.17	
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	8.770	686,042.02	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	50,442	67.750	3,417,445.50	
	LOTTERY CORP LTD/THE	173,268	5.180	897,528.24	
	WESFARMERS LTD	105,230	71.830	7,558,670.90	
	COLES GROUP LTD	111,645	18.590	2,075,480.55	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	138,738	4.370	606,285.06	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	117,922	30.180	3,558,885.96	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	81,142	11.330	919,338.86	
	COCHLEAR LTD	5,404	304.240	1,644,112.96	
	PRO MEDICUS LTD	5,586	251.890	1,407,057.54	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	14,565	39.590	576,628.35	
	SONIC HEALTHCARE LTD	37,362	28.570	1,067,432.34	
	CSL LTD	44,347	282.220	12,515,610.34	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	265,974	31.170	8,290,409.58	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	152,403	158.580	24,168,067.74	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	283,903	39.100	11,100,607.30	
	WESTPAC BANKING CORP	303,158	33.360	10,113,350.88	
	ASX LTD	15,385	66.060	1,016,333.10	
	MACQUARIE GROUP LTD	31,658	231.110	7,316,480.38	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	22,786	34.800	792,952.80	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	229,744	8.530	1,959,716.32	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	193,702	3.820	739,941.64	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	124,450	20.000	2,489,000.00	
	SUNCORP GROUP LTD	117,223	19.700	2,309,293.10	
	WISETECH GLOBAL LTD	16,426	128.100	2,104,170.60	
	XERO LTD	12,671	173.850	2,202,853.35	
	TELSTRA GROUP LTD	367,025	3.940	1,446,078.50	
	ORIGIN ENERGY LTD	177,211	10.870	1,926,283.57	
	CAR GROUP LTD	35,130	41.500	1,457,895.00	
	REA GROUP LTD	3,813	251.530	959,083.89	
	SEEK LTD	29,833	26.120	779,237.96	
	オーストラリア・ドル小計	5,298,312		162,595,813.75 (15,864,473,548)	

香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	235,424	40.500	9,534,672.00	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,000	64.050	1,729,350.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	121,500	109.600	13,316,400.00	
	MTR CORP	118,500	27.250	3,229,125.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	160,000	20.250	3,240,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	176,000	34.550	6,080,800.00	
	SANDS CHINA LTD	238,000	19.840	4,721,920.00	
	WH GROUP LTD	722,000	6.170	4,454,740.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	347,000	23.900	8,293,300.00	
	HANG SENG BANK LTD	63,400	92.450	5,861,330.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	109,900	289.800	31,849,020.00	
	AIA GROUP LTD	971,200	58.150	56,475,280.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	62,000	53.600	3,323,200.00	
	CLP HOLDINGS LTD	142,100	65.300	9,279,130.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,186,389	5.900	6,999,695.10	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	111,000	51.000	5,661,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	160,924	31.800	5,117,383.20	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	140,384	24.400	3,425,369.60	
	SINO LAND CO	248,200	7.620	1,891,284.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	135,500	77.250	10,467,375.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	113,000	21.350	2,412,550.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	20.850	2,606,250.00	
香港・ドル小計		5,714,421		199,969,173.90 (3,859,405,056)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	115,000	6.730	773,950.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	4.500	488,700.00	
	YANGZIJANG SHIPBUILDING	258,100	2.410	622,021.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	113,566	6.310	716,601.46	
	GENTING SINGAPORE LTD	675,000	0.765	516,375.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	159,600	3.080	491,568.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	181,670	42.430	7,708,258.10	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	295,500	16.280	4,810,740.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	113,600	36.360	4,130,496.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	65,200	12.720	829,344.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	673,815	3.100	2,088,826.50	
	SEBACORP INDUSTRIES LTD	89,200	5.220	465,624.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	220,100	2.730	600,873.00	
シンガポール・ドル小計		3,068,951		24,243,377.06 (2,712,591,459)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	133,941	7.760	1,039,382.16	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	50,850	38.050	1,934,842.50	
	INFRATIL LTD	106,606	12.850	1,369,887.10	

	MERCURY NZ LTD	44,611	6.620	295,324.82	
	MERIDIAN ENERGY LTD	102,546	6.210	636,810.66	
	ニュージーランド・ドル小計	438,554		5,276,247.24 (467,528,268)	
イギリス・ ポンド	BP PLC	1,415,483	3.846	5,443,947.61	
	SHELL PLC	563,859	25.315	14,274,090.58	
	ANGLO AMERICAN PLC	115,927	25.205	2,921,940.03	
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	17.025	527,485.57	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	34.500	355,212.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	17,507	15.440	270,308.08	
	GLENCORE PLC	971,910	3.799	3,692,286.09	
	MONDI PLC	45,625	11.905	543,165.62	
	RIO TINTO PLC	99,503	49.365	4,911,965.59	
	ASHTED GROUP PLC	38,037	62.900	2,392,527.30	
	BAE SYSTEMS PLC	267,719	12.270	3,284,912.13	
	BUNZL PLC	26,105	35.580	928,815.90	
	DCC PLC	10,153	57.250	581,259.25	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	119,456	5.744	686,155.26	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	763,008	5.586	4,262,162.68	
	SMITHS GROUP PLC	36,853	17.710	652,666.63	
	SPIRAX GROUP PLC	5,904	71.700	423,316.80	
	EXPERIAN PLC	81,296	37.510	3,049,412.96	
	INTERTEK GROUP PLC	11,884	47.160	560,449.44	
	RELX PLC	171,624	37.050	6,358,669.20	
	RENTOKIL INITIAL PLC	263,366	3.938	1,037,135.30	
	BARRATT REDROW PLC	139,211	4.277	595,405.44	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	10,362	41.480	429,815.76	
	PERSIMMON PLC	27,665	12.580	348,025.70	
	TAYLOR WIMPEY PLC	353,772	1.310	463,441.32	
	COMPASS GROUP PLC	149,241	26.910	4,016,075.31	
	ENTAIN PLC	42,158	8.056	339,624.84	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	14,491	98.000	1,420,118.00	
	PEARSON PLC	46,942	12.330	578,794.86	
	WHITBREAD PLC	16,522	28.500	470,877.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	251,482	1.018	256,008.67	
	KINGFISHER PLC	179,593	2.475	444,492.67	
	NEXT PLC	12,208	100.800	1,230,566.40	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	180,525	3.827	690,869.17	
	SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.612	296,409.76	
	TESCO PLC	623,187	3.664	2,283,357.16	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	30,992	21.980	681,204.16	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	178,083	29.880	5,321,120.04	

	COCA-COLA HBC AG-DI	17,866	28.040	500,962.64	
	DIAGEO PLC	206,442	23.525	4,856,548.05	
	IMPERIAL BRANDS PLC	69,831	25.690	1,793,958.39	
	HALEON PLC	656,454	3.743	2,457,107.32	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	63,456	48.600	3,083,961.60	
	UNILEVER PLC	226,556	47.010	10,650,397.56	
	NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
	SMITH & NEPHEW PLC	85,977	9.970	857,190.69	
	ASTRAZENECA PLC	139,549	106.120	14,808,939.88	
	GSK PLC	379,207	13.350	5,062,413.45	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	19.240	280,711.60	
	BARCLAYS PLC	1,314,907	2.638	3,468,724.66	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,658,564	7.327	12,152,298.42	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,664,640	0.530	3,002,259.20	
	NATWEST GROUP PLC	672,603	4.027	2,708,572.28	
	STANDARD CHARTERED PLC	182,397	9.724	1,773,628.42	
	3I GROUP PLC	88,975	37.090	3,300,082.75	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	10.935	339,072.48	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	44,339	112.700	4,997,005.30	
	M&G PLC	217,201	1.982	430,492.38	
	SCHRODERS PLC	61,711	3.152	194,513.07	
	WISE PLC - A	43,661	8.820	385,090.02	
	ADMIRAL GROUP PLC	19,808	25.630	507,679.04	
	AVIVA PLC	217,835	4.837	1,053,667.89	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	561,409	2.213	1,242,398.11	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	5.140	304,730.04	
	PRUDENTIAL PLC	232,133	6.418	1,489,829.59	
	SAGE GROUP PLC/THE	90,085	13.120	1,181,915.20	
	HALMA PLC	32,277	27.080	874,061.16	
	BT GROUP PLC	540,623	1.593	861,212.43	
	VODAFONE GROUP PLC	1,981,261	0.708	1,402,732.78	
	CENTRICA PLC	527,715	1.274	672,308.91	
	NATIONAL GRID PLC	436,382	9.926	4,331,527.73	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	26.970	542,555.49	
	SSE PLC	102,323	17.715	1,812,651.94	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	51,208	11.195	573,273.56	
	AUTO TRADER GROUP PLC	77,901	8.390	653,589.39	
	INFORMA PLC	105,332	8.566	902,273.91	
	WPP PLC	109,824	8.592	943,607.80	
	イギリス・ボンド小計	24,445,805		173,478,074.81 (33,082,268,866)	
イスラエ	ICL GROUP LTD	67,143	16.530	1,109,873.79	

ル・シュケ ル	ELBIT SYSTEMS LTD	2, 213	903. 900	2, 000, 330. 70	
	BANK HAPOALIM BM	127, 980	42. 920	5, 492, 901. 60	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	135, 088	42. 400	5, 727, 731. 20	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	118, 638	24. 400	2, 894, 767. 20	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	11, 916	159. 800	1, 904, 176. 80	
	NICE LTD	4, 458	667. 000	2, 973, 486. 00	
	AZRIELI GROUP LTD	3, 527	293. 100	1, 033, 763. 70	
イスラエル・シュケル小計		470, 963		23, 137, 030. 99 (957, 482, 067)	
スイス・フ ラン	CLARIANT AG-REG	28, 111	10. 610	298, 257. 71	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	626. 500	337, 057. 00	
	GIVAUDAN-REG	803	3, 881. 000	3, 116, 443. 00	
	HOLCIM LTD	46, 179	89. 740	4, 144, 103. 46	
	SIG GROUP AG	22, 269	17. 420	387, 925. 98	
	SIKA AG-REG	14, 407	228. 100	3, 286, 236. 70	
	ABB LTD-REG	143, 356	50. 280	7, 207, 939. 68	
	GEBERIT AG-REG	2, 873	530. 400	1, 523, 839. 20	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1, 766	249. 500	440, 617. 00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	4, 092	254. 400	1, 041, 004. 80	
	VAT GROUP AG	2, 164	351. 400	760, 429. 60	
	ADECCO GROUP AG-REG	14, 810	23. 500	348, 035. 00	
	SGS SA-REG	14, 405	87. 480	1, 260, 149. 40	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	4, 194	210. 600	883, 256. 40	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	47, 402	122. 700	5, 816, 225. 40	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	2, 619	159. 950	418, 909. 05	
	AVOLTA AG	8, 656	32. 560	281, 839. 36	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	382	1, 344. 000	513, 408. 00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	10, 180. 000	987, 460. 00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	8	100, 000. 000	800, 000. 00	
	NESTLE SA-REG	237, 446	76. 480	18, 159, 870. 08	
	ALCON INC	45, 885	78. 380	3, 596, 466. 30	
	SONOVA HOLDING AG-REG	4, 173	300. 800	1, 255, 238. 40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	8, 823	114. 650	1, 011, 556. 95	
	BACHEM HOLDING AG	1, 756	68. 100	119, 583. 60	
	GALDERMA GROUP AG	8, 231	90. 250	742, 847. 75	
	LONZA GROUP AG-REG	6, 471	526. 400	3, 406, 334. 40	
	NOVARTIS AG-REG	179, 175	93. 270	16, 711, 652. 25	
	ROCHE HOLDING AG-BR	2, 584	270. 800	699, 747. 20	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	63, 885	255. 500	16, 322, 617. 50	
	SANDOZ GROUP AG	38, 614	40. 140	1, 549, 965. 96	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3, 006	87. 450	262, 874. 70	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15, 168	58. 300	884, 294. 40	

	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,044	1,280.000	2,616,320.00	
	UBS GROUP AG-REG	300,233	28.480	8,550,635.84	
	BALOISE HOLDING AG - REG	3,909	167.400	654,366.60	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	4,111	154.400	634,738.40	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,811	721.800	2,028,979.80	
	SWISS RE AG	27,559	130.150	3,586,803.85	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	12,960	558.600	7,239,456.00	
	TEMENOS AG - REG	7,049	57.850	407,784.65	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	71.500	969,182.50	
	SWISSCOM AG-REG	1,994	508.500	1,013,949.00	
	BKW AG	1,385	151.400	209,689.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,190	97.350	699,946.50	
	スイス・フラン小計	1,359,148		127,188,038.37 (21,633,413,446)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	30,327	413.700	12,546,279.90	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	849	2,574.000	2,185,326.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	86,250	109.700	9,461,625.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	292	11,570.000	3,378,440.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	412	11,975.000	4,933,700.00	
	DSV A/S	19,123	1,507.000	28,818,361.00	
	PANDORA A/S	7,823	1,136.500	8,890,839.50	
	CARLSBERG AS-B	8,080	726.800	5,872,544.00	
	COLOPLAST-B	10,365	889.400	9,218,631.00	
	DEMANT A/S	8,178	269.200	2,201,517.60	
	GENMAB A/S	5,493	1,526.000	8,382,318.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	290,755	757.300	220,188,761.50	
	ZEALAND PHARMA A/S	5,299	730.000	3,868,270.00	
	DANSKE BANK A/S	59,312	202.700	12,022,542.40	
	TRYG A/S	35,873	162.600	5,832,949.80	
	ORSTED A/S	14,988	391.800	5,872,298.40	
	デンマーク・クローネ小計	583,419		343,674,404.10 (7,289,334,111)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	27,948	226.400	6,327,427.20	
	EQUINOR ASA	77,381	267.200	20,676,203.20	
	NORSK HYDRO ASA	126,874	68.300	8,665,494.20	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	310.600	3,950,210.80	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	7,896	1,299.000	10,256,904.00	
	MOWI ASA	49,017	200.400	9,823,006.80	
	ORKLA ASA	63,195	101.900	6,439,570.50	
	SALMAR ASA	6,204	574.000	3,561,096.00	
	DNB BANK ASA	71,576	230.700	16,512,583.20	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	18,691	196.400	3,670,912.40	

	TELENOR ASA	60,262	130.000	7,834,060.00	
	ノルウェー・クロネ小計	521,762		97,717,468.30 (1,325,048,870)	
スウェーデン・クロネ	BOLIDEN AB	27,135	325.400	8,829,729.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	410.800	2,885,459.20	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	45,662	141.700	6,470,305.40	
	ADDTECH AB-B SHARES	27,319	300.000	8,195,700.00	
	ALFA LAVAL AB	23,093	464.300	10,722,079.90	
	ASSA ABLOY AB-B	91,021	334.900	30,482,932.90	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	235,332	174.150	40,983,067.80	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	147,186	154.100	22,681,362.60	
	BEIJER REF AB	27,042	172.000	4,651,224.00	
	EPIROC AB-A	56,566	198.750	11,242,492.50	
	EPIROC AB-B	33,182	179.900	5,969,441.80	
	INDUTRADE AB	27,951	278.400	7,781,558.40	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	19,067	277.000	5,281,559.00	
	LIFCO AB-B SHS	24,912	331.000	8,245,872.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	46.220	5,050,644.28	
	SAAB AB-B	27,812	238.850	6,642,896.20	
	SANDVIK AB	102,321	201.700	20,638,145.70	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	227.500	6,123,162.50	
	SKF AB-B SHARES	31,715	209.500	6,644,292.50	
	TRELLEBORG AB-B SHS	21,827	360.600	7,870,816.20	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	273.000	3,626,259.00	
	VOLVO AB-B SHS	150,503	271.600	40,876,614.80	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	137.950	5,657,329.50	
	EVOLUTION AB	14,444	952.000	13,750,688.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	151.250	7,896,762.50	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,047	300.200	18,326,309.40	
	GETINGE AB-B SHS	21,124	170.450	3,600,585.80	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	13,513	302.400	4,086,331.20	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	150,072	151.500	22,735,908.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	126,700	113.500	14,380,450.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	72,723	213.800	15,548,177.40	
	EQT AB	29,893	330.500	9,879,636.50	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	10,598	358.200	3,796,203.60	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,289	357.500	5,108,317.50	
	INVESTOR AB-B SHS	155,801	299.250	46,623,449.25	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	529.000	3,216,849.00	
	ERICSSON LM-B SHS	253,908	88.680	22,516,561.44	
	HEXAGON AB-B SHS	175,674	92.940	16,327,141.56	
	TELE2 AB-B SHS	58,043	114.450	6,643,021.35	

	TELIA CO AB	187,675	31.950	5,996,216.25	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	60,454	83.920	5,073,299.68	
	SAGAX AB-B	14,721	241.600	3,556,593.60	
	スウェーデン・クローナ小計	2,796,122		506,615,447.21 (6,960,896,245)	
ユーロ	ENI SPA	201,031	13.406	2,695,021.58	
	GALP ENERGIA SGPS SA	35,111	15.535	545,449.38	
	NESTE OYJ	31,509	14.405	453,887.14	
	OMV AG	15,376	37.920	583,057.92	
	REPSOL SA	119,400	11.825	1,411,905.00	
	TENARIS SA	41,201	18.160	748,210.16	
	TOTALENERGIES SE	194,244	54.970	10,677,592.68	
	AIR LIQUIDE SA	50,986	157.280	8,019,078.08	
	AKZO NOBEL N.V.	14,109	55.300	780,227.70	
	ARCELORMITTAL	45,707	23.840	1,089,654.88	
	ARKEMA	5,145	75.000	385,875.00	
	BASF SE	81,122	42.420	3,441,195.24	
	COVESTRO AG	16,049	57.720	926,348.28	
	DSM-FIRMENICH AG	18,403	103.950	1,912,991.85	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	17.365	306,822.18	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	12,541	119.400	1,497,395.40	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	47,758	9.192	438,991.53	
	SYENSCO SA	6,353	70.260	446,361.78	
	SYMRISE AG	13,622	104.500	1,423,499.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	50,585	24.900	1,259,566.50	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	19,741	43.960	867,814.36	
	AIRBUS SE	53,661	147.560	7,918,217.16	
	ALSTOM	25,574	21.290	544,470.46	
	BOUYGUES SA	17,123	28.160	482,183.68	
	BRENTAG SE	12,153	61.000	741,333.00	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	39,455	86.340	3,406,544.70	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	44,374	35.800	1,588,589.20	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	188.400	324,048.00	
	EIFFAGE	6,641	85.400	567,141.40	
	FERROVIAL SE	42,157	39.020	1,644,966.14	
	GEA GROUP AG	10,467	47.320	495,298.44	
	IMCD NV	4,340	142.100	616,714.00	
	KINGSPAN GROUP PLC	15,566	71.200	1,108,299.20	
	KNORR-BREMSE AG	7,217	72.150	520,706.55	
	KONE OYJ-B	30,595	49.060	1,500,990.70	
	LEGRAND SA	23,046	94.880	2,186,604.48	
	LEONARDO SPA	35,486	25.470	903,828.42	

METSO CORP	50,483	8.326	420,321.45	
MTU AERO ENGINES AG	4,961	322.200	1,598,434.20	
PRYSMIAN SPA	24,541	62.420	1,531,849.22	
RATIONAL AG	350	885.000	309,750.00	
REXEL SA	23,491	24.440	574,120.04	
RHEINMETALL AG	3,996	622.400	2,487,110.40	
SAFRAN SA	32,618	220.500	7,192,269.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	49,224	243.500	11,986,044.00	
SIEMENS AG-REG	68,981	183.160	12,634,559.96	
SIEMENS ENERGY AG	55,049	51.020	2,808,599.98	
THALES SA	8,928	141.500	1,263,312.00	
VINCI SA	46,788	99.860	4,672,249.68	
WARTSILA OYJ ABP	45,125	17.205	776,375.62	
BUREAU VERITAS SA	30,794	28.800	886,867.20	
RANDSTAD NV	8,946	41.610	372,243.06	
TELEPERFORMANCE	4,299	89.020	382,696.98	
WOLTERS KLUWER	20,806	157.950	3,286,307.70	
ADP	3,679	109.500	402,850.50	
AENA SME SA	5,921	204.800	1,212,620.80	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	50,885	6.336	322,407.36	
DHL GROUP	90,860	34.770	3,159,202.20	
GETLINK SE	30,428	15.465	470,569.02	
INPOST SA	24,153	16.580	400,456.74	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	27,028	70.020	1,892,500.56	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,498	64.500	419,121.00	
CONTINENTAL AG	8,078	62.040	501,159.12	
DR ING HC F PORSCHE AG	8,498	59.080	502,061.84	
FERRARI NV	11,346	411.700	4,671,148.20	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	66,276	52.960	3,509,976.96	
MICHELIN (CGDE)	59,151	30.750	1,818,893.25	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	14,142	34.620	489,596.04	
RENAULT SA	14,764	40.530	598,384.92	
STELLANTIS NV	190,785	12.536	2,391,680.76	
VOLKSWAGEN AG-PREF	19,688	80.720	1,589,215.36	
ADIDAS AG	15,367	223.100	3,428,377.70	
HERMES INTERNATIONAL	2,811	2,065.000	5,804,715.00	
KERING	6,767	220.750	1,493,815.25	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	25,054	592.500	14,844,495.00	
MONCLER SPA	19,596	46.350	908,274.60	
PUMA SE	9,601	44.300	425,324.30	
SEB SA	3,786	89.800	339,982.80	
ACCOR SA	16,469	43.680	719,365.92	

AMADEUS IT GROUP SA	40,884	66.420	2,715,515.28	
DELIVERY HERO SE	13,293	38.740	514,970.82	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	37.400	216,359.00	
SODEXO SA	6,960	78.600	547,056.00	
D' IETEREN GROUP	1,244	201.800	251,039.20	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	100,439	52.180	5,240,907.02	
PROSUS NV	123,303	38.550	4,753,330.65	
ZALANDO SE	17,418	29.420	512,437.56	
CARREFOUR SA	49,914	14.400	718,761.60	
JERONIMO MARTINS	25,491	18.440	470,054.04	
KESKO OYJ-B SHS	20,250	18.815	381,003.75	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	78,401	32.650	2,559,792.65	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	78,137	50.940	3,980,298.78	
DANONE	60,824	64.660	3,932,879.84	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	48,521	5.678	275,502.23	
HEINEKEN HOLDING NV	10,567	60.000	634,020.00	
HEINEKEN NV	25,241	70.060	1,768,384.46	
JDE PEET'S NV	13,317	18.870	251,291.79	
KERRY GROUP PLC-A	13,493	91.450	1,233,934.85	
LOTUS BAKERIES	42	11,380.000	477,960.00	
PERNOD RICARD SA	17,848	105.900	1,890,103.20	
BEIERSDORF AG	8,764	122.650	1,074,904.60	
HENKEL AG & CO KGAA	8,714	71.850	626,100.90	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	15,381	80.760	1,242,169.56	
L' OREAL	21,211	328.650	6,970,995.15	
AMPLIFON SPA	10,123	24.030	243,255.69	
BIOMERIEUX	2,791	98.850	275,890.35	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	3,583	56.550	202,618.65	
DIASORIN SPA	1,313	105.800	138,915.40	
ESSILORLUXOTTICA	26,553	229.800	6,101,879.40	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	17,125	41.600	712,400.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	41,370	33.270	1,376,379.90	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	71,360	25.790	1,840,374.40	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	23,498	51.320	1,205,917.36	
ARGENX SE	5,529	586.400	3,242,205.60	
BAYER AG-REG	97,644	19.388	1,893,121.87	
EUROFINS SCIENTIFIC	14,665	46.790	686,175.35	
GRIFOLS SA	15,169	8.616	130,696.10	
IPSEN	3,380	109.400	369,772.00	
MERCK KGAA	11,293	141.600	1,599,088.80	
ORION OYJ-CLASS B	10,542	44.720	471,438.24	
QIAGEN N.V.	20,951	41.385	867,057.13	

RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8,068	51.550	415,905.40	
SANOFI	104,609	92.090	9,633,442.81	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,164	217.800	471,319.20	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,207	180.350	398,032.45	
UCB SA	11,200	185.350	2,075,920.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	43,340	14.715	637,748.10	
AIB GROUP PLC	154,127	5.150	793,754.05	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	514,281	8.936	4,595,615.01	
BANCO BPM SPA	108,163	7.204	779,206.25	
BANCO DE SABADELL SA	515,705	1.785	920,533.42	
BANCO SANTANDER SA	1,386,154	4.375	6,064,423.75	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	87,661	8.288	726,534.36	
BNP PARIBAS	94,708	56.640	5,364,261.12	
BPER BANCA SPA	93,906	5.778	542,588.86	
CAIXABANK SA	342,140	5.146	1,760,652.44	
COMMERZBANK AG	82,105	14.525	1,192,575.12	
CREDIT AGRICOLE SA	90,899	12.670	1,151,690.33	
ERSTE GROUP BANK AG	29,168	51.900	1,513,819.20	
FINECOBANK SPA	60,333	15.190	916,458.27	
ING GROEP NV	297,353	14.658	4,358,600.27	
INTESA SANPAOLO	1,312,161	3.627	4,759,207.94	
KBC GROUP NV	20,304	68.240	1,385,544.96	
MEDIOBANCA SPA	47,708	13.805	658,608.94	
NORDEA BANK ABP	289,012	10.705	3,093,873.46	
SOCIETE GENERALE SA	68,477	25.095	1,718,430.31	
UNICREDIT SPA	125,812	36.385	4,577,669.62	
ADYEN NV	2,001	1,378.400	2,758,178.40	
AMUNDI SA	3,955	61.650	243,825.75	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	21,438	23.170	496,718.46	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	161,748	16.074	2,599,937.35	
DEUTSCHE BOERSE AG	16,203	221.500	3,588,964.50	
EDENRED	20,297	31.300	635,296.10	
EURAZEO SE	3,897	69.550	271,036.35	
EURONEXT NV	7,818	105.700	826,362.60	
EXOR NV	8,669	93.650	811,851.85	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	7,933	65.450	519,214.85	
NEXI SPA	57,060	5.604	319,764.24	
SOFINA	1,314	219.600	288,554.40	
AEGON LTD	127,748	6.102	779,518.29	
AGEAS	15,700	47.760	749,832.00	
ALLIANZ SE-REG	35,861	292.200	10,478,584.20	
ASR NEDERLAND NV	14,593	45.300	661,062.90	

AXA SA	158,098	32.980	5,214,072.04	
GENERALI	88,834	27.080	2,405,624.72	
HANNOVER RUECK SE	5,315	247.100	1,313,336.50	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	12,394	494.300	6,126,354.20	
NN GROUP NV	20,802	43.970	914,663.94	
POSTE ITALIANE SPA	34,720	13.285	461,255.20	
SAMPO OYJ-A SHS	41,813	40.540	1,695,099.02	
TALANX AG	5,345	80.200	428,669.00	
UNIPOL GRUPPO SPA	49,021	11.420	559,819.82	
BECHTLE AG	8,953	31.100	278,438.30	
CAPGEMINI SE	13,512	151.900	2,052,472.80	
DASSAULT SYSTEMES SE	57,951	32.650	1,892,100.15	
NEMETSCHEK SE	5,941	98.200	583,406.20	
SAP SE	93,996	224.900	21,139,700.40	
NOKIA OYJ	498,412	3.979	1,983,181.34	
ASM INTERNATIONAL NV	4,006	511.400	2,048,668.40	
ASML HOLDING NV	36,198	658.400	23,832,763.20	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	6,286	113.000	710,318.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	117,552	30.815	3,622,364.88	
STMICROELECTRONICS NV	67,591	24.270	1,640,433.57	
CELLNEX TELECOM SA	44,410	33.980	1,509,051.80	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	317,697	30.280	9,619,865.16	
ELISA OYJ	15,579	42.880	668,027.52	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	28,190	9.750	274,852.50	
KONINKLIJKE KPN NV	367,935	3.671	1,350,689.38	
ORANGE	153,827	10.085	1,551,345.29	
TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.227	158,072.58	
TELEFONICA SA	375,409	4.286	1,609,002.97	
ACCIONA SA	1,810	120.300	217,743.00	
E.ON SE	196,435	12.185	2,393,560.47	
EDP RENOVAVEIS SA	27,294	11.080	302,417.52	
EDP SA	315,783	3.422	1,080,609.42	
ELIA GROUP SA/NV	3,348	88.650	296,800.20	
ENDESA SA	25,535	20.740	529,595.90	
ENEL SPA	750,963	6.810	5,114,058.03	
ENGIE	165,196	15.085	2,491,981.66	
FORTUM OYJ	42,339	14.265	603,965.83	
IBERDROLA SA	555,185	13.490	7,489,445.65	
REDEIA CORP SA	34,539	16.900	583,709.10	
RWE AG	58,449	31.870	1,862,769.63	
SNAM SPA	168,809	4.412	744,785.30	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	139,628	8.008	1,118,141.02	

VEOLIA ENVIRONNEMENT	57,958	27.570	1,597,902.06	
VERBUND AG	5,841	75.500	440,995.50	
BOLLORE SE	69,288	5.835	404,295.48	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	6,099	83.550	509,571.45	
PUBLICIS GROUPE	20,799	102.700	2,136,057.30	
SCOUT24 SE	6,149	85.050	522,972.45	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	78,956	22.810	1,800,986.36	
VIVENDI SE	57,161	8.690	496,729.09	
LEG IMMOBILIEN SE	7,909	87.740	693,935.66	
VONOVIA SE	60,885	31.400	1,911,789.00	
ユーロ小計	16,381,079		452,080,729.87 (71,546,296,309)	
合 計	97,779,718		901,222,815,302 (901,222,815,302)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	570 銘柄	75.9%	78.3%
カナダ・ドル	株式	83 銘柄	3.2%	3.3%
オーストラリア・ドル	株式	46 銘柄	1.7%	1.8%
香港・ドル	株式	22 銘柄	0.4%	0.4%
シンガポール・ドル	株式	13 銘柄	0.3%	0.3%
ニュージーランド・ドル	株式	5 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式	77 銘柄	3.6%	3.7%
イスラエル・シェケル	株式	8 銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式	45 銘柄	2.3%	2.4%
デンマーク・クローネ	株式	16 銘柄	0.8%	0.8%
ノルウェー・クローネ	株式	11 銘柄	0.1%	0.1%
スウェーデン・クローナ	株式	42 銘柄	0.7%	0.8%
ユーロ	株式	215 銘柄	7.7%	7.9%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	カナダ・ ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC-CW40	1,480.00	-	
	カナダ・ドル小計		1,480.00	- (-)	
新株予約権証券合計				- (-)	
投資証券	アメリ カ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	13,343.00	1,470,798.89	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	26,290.00	1,006,644.10	

		AMERICAN TOWER CORP	42,567.00	8,896,503.00		
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	47,203.00	940,755.79		
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,579.00	3,195,817.65		
		BXP INC	13,802.00	1,131,625.98		
		CAMDEN PROPERTY TRUST	10,720.00	1,348,576.00		
		CROWN CASTLE INC	39,800.00	4,228,750.00		
		DIGITAL REALTY TRUST INC	29,656.00	5,803,382.64		
		EQUINIX INC	8,733.00	8,571,264.84		
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	14,256.00	1,016,880.48		
		EQUITY RESIDENTIAL	29,734.00	2,279,408.44		
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	5,455.00	1,693,559.30		
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,142.00	3,443,476.32		
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	22,625.00	1,167,676.25		
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	65,292.00	1,435,771.08		
		HOST HOTELS & RESORTS INC	59,277.00	1,091,882.34		
		INVITATION HOMES INC	55,309.00	1,894,333.25		
		IRON MOUNTAIN INC	26,844.00	3,319,797.48		
		KIMCO REALTY CORP	57,934.00	1,481,372.38		
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	9,567.00	1,570,518.72		
		PROLOGIS INC	84,920.00	9,916,957.60		
		PUBLIC STORAGE	13,973.00	4,863,302.65		
		REALTY INCOME CORP	76,815.00	4,446,820.35		
		REGENCY CENTERS CORP	17,959.00	1,357,520.81		
		SBA COMMUNICATIONS CORP	8,887.00	2,010,683.75		
		SIMON PROPERTY GROUP INC	30,345.00	5,571,342.00		
		SUN COMMUNITIES INC	10,118.00	1,278,206.94		
		UDR INC	27,406.00	1,256,839.16		
		VENTAS INC	34,880.00	2,234,761.60		
		VICI PROPERTIES INC	96,070.00	3,132,842.70		
		WELLTOWER INC	55,522.00	7,672,029.96		
		WEYERHAEUSER CO	65,282.00	2,105,997.32		
		WP CAREY INC	16,778.00	957,352.68		
		アメリカ・ドル小計		1,151,083.00	103,793,452.45 (15,591,852,427)	
		カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	374,594.50	
		カナダ・ドル小計		8,170.00	374,594.50 (40,100,341)	
	オーストラリア・ドル		APA GROUP	108,912.00	786,344.64	
			GOODMAN GROUP	161,517.00	6,123,109.47	
			GPT GROUP	159,776.00	760,533.76	
			MIRVAC GROUP	326,863.00	706,024.08	

	SCENTRE GROUP	452,086.00	1,663,676.48	
	STOCKLAND	193,824.00	1,011,761.28	
	TRANSURBAN GROUP	291,488.00	3,731,046.40	
	VICINITY CENTRES	372,431.00	804,450.96	
	オーストラリア・ドル小計	2,066,897.00	15,586,947.07 (1,520,818,426)	
香港・ドル	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	437,000.00	4,225,790.00	
	LINK REIT	238,500.00	8,073,225.00	
	香港・ドル小計	675,500.00	12,299,015.00 (237,370,990)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	322,200.00	844,164.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	588,116.00	1,152,707.36	
	シンガポール・ドル小計	910,316.00	1,996,871.36 (223,429,936)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	360,937.71	
	SEGRO PLC	115,483.00	900,767.40	
	イギリス・ポンド小計	175,340.00	1,261,705.11 (240,607,163)	
ユーロ	COVIVIO	7,110.00	369,720.00	
	GECINA SA	3,082.00	293,868.70	
	KLEPIERRE	18,172.00	520,082.64	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	12,610.00	978,031.60	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	19,881.00	415,910.52	
	ユーロ小計	60,855.00	2,577,613.46 (407,933,106)	
投資証券合計			18,262,112,390 (18,262,112,390)	
合 計			18,262,112,390 (18,262,112,390)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 新株予約権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	34 銘柄	-	1.7%	85.4%
カナダ・ドル	新株予約権証券	1 銘柄	-	-	-
	投資証券	1 銘柄	-	0.0%	0.2%
オーストラリア・ドル	投資証券	8 銘柄	-	0.2%	8.3%
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.3%
シンガポール・ドル	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.2%
イギリス・ポンド	投資証券	2 銘柄	-	0.0%	1.3%
ユーロ	投資証券	5 銘柄	-	0.0%	2.2%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2024 年 12 月 2 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	1,854,121,745
金銭信託	2,016,737
コール・ローン	372,062,775
株式	43,984,447,995
投資信託受益証券	2,074,279,380
投資証券	3,708,729,672
派生商品評価勘定	8,218,537
未収配当金	43,725,090
差入委託証拠金	856,555,499
流動資産合計	52,904,157,430
資産合計	52,904,157,430
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	107,263,166
未払解約金	2,752,688
流動負債合計	110,015,854
負債合計	110,015,854
純資産の部	
元本等	
元本	25,103,281,976
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	27,690,859,600
元本等合計	52,794,141,576
純資産合計	52,794,141,576
負債純資産合計	52,904,157,430

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	25, 103, 281, 976 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2. 1031 円 (1 万口当たりの純資産額 21, 031 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資信託受益証券、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引

	当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024年12月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT DEC24	4,036,218,367	-	3,940,109,865	△96,108,502
	小計	4,036,218,367	-	3,940,109,865	△96,108,502
合 計		4,036,218,367	-	3,940,109,865	△96,108,502

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	1,151,500,000	-	1,148,563,873	△2,936,127
	小計	1,151,500,000	-	1,148,563,873	△2,936,127
合 計		1,151,500,000	-	1,148,563,873	△2,936,127

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日
至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	20,155,110,227 円
同期中における追加設定元本額	7,329,056,494 円
同期中における一部解約元本額	2,380,884,745 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC つみたて N I S A ・全海外株インデックスファンド	13,060,173,069 円
三井住友・DC 新興国株式インデックスファンド	3,600,587,532 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	200,543,312 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	305,210,704 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	205,043,464 円
イオン・バランス戦略ファンド	27,416,039 円
三井住友 D S ・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 5 0	93,332,143 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	129,079,159 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	100,737,280 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	495,929,929 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	339,115,221 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	537,876,809 円
三井住友・DC つみたて N I S A ・世界分散ファンド	156,796,792 円
三井住友 D S ・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 6 0	20,701,070 円
日興 F W S ・新興国株インデックス (為替ヘッジあり)	618,501,212 円
日興 F W S ・新興国株インデックス (為替ヘッジなし)	4,826,116,581 円
三井住友 D S ・新興国株式インデックス・ファンド	72,436,082 円
三井住友 D S ・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 3 5	46,792,636 円
三井住友 D S ・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 4 0	31,083,027 円

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	30,690,216 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	20,746,096 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	17,767,573 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	298,679 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	8,293,357 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	39,814,060 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	38,748,926 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	14,945,480 円
SMAM・年金リスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	64,505,528 円
合 計	25,103,281,976 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	45,800	2.190	100,302.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	6,558	12.100	79,351.80	
	SOUTHERN COPPER CORP	3,876	100.350	388,956.60	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	8,778	32.170	282,388.26	
	TAL EDUCATION GROUP- ADR	16,231	9.930	161,173.83	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	16,458	46.550	766,119.90	
	PDD HOLDINGS INC	29,927	96.560	2,889,751.12	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADR	15,698	13.810	216,789.38	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	3,231	42.070	135,928.17	
	CREDICORP LTD	2,910	185.470	539,717.70	
	INTER & CO INC - CL A	9,819	4.620	45,363.78	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	128,221	12.530	1,606,609.13	
	QIFU TECHNOLOGY INC	5,288	38.110	201,525.68	
	STONECO LTD-A	10,214	9.480	96,828.72	
	XP INC - CLASS A	15,095	13.540	204,386.30	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	28,195	1.656	46,690.92	
	AUTOHOME INC-ADR	2,773	27.510	76,285.23	
	KANZHUN LTD - ADR	10,834	13.500	146,259.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	32,436	11.410	370,094.76	
	KE HOLDINGS INC-ADR	27,585	18.850	519,977.25	
アメリカ・ドル小計		419,927		8,874,499.53 (1,333,127,319)	
香港・ドル	CHINA COAL ENERGY CO-H	72,000	9.230	664,560.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	74,000	6.730	498,020.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,080,000	4.160	4,492,800.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	141,000	32.200	4,540,200.00	

COSCO SHIPPING ENERGY TRAN-H	52,000	5.930	308,360.00	
PETROCHINA CO LTD-H	932,000	5.510	5,135,320.00	
YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	145,600	8.950	1,303,120.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	176,000	4.620	813,120.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	53,000	20.300	1,075,900.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	122,000	11.340	1,383,480.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	216,000	3.320	717,120.00	
CMOC GROUP LTD-H	150,000	5.780	867,000.00	
JIANGXI COPPER CO LTD-H	51,000	12.480	636,480.00	
MMG LTD	232,000	2.640	612,480.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LT-H	25,000	13.760	344,000.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	54,000	11.360	613,440.00	
ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	240,000	14.940	3,585,600.00	
AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	99,000	3.780	374,220.00	
BOC AVIATION LTD	10,300	60.150	619,545.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	126,000	4.080	514,080.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	152,000	3.740	568,480.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	92,000	10.840	997,280.00	
CITIC LTD	233,000	8.630	2,010,790.00	
CRRC CORP LTD - H	203,000	4.550	923,650.00	
FOSUN INTERNATIONAL LTD	72,000	4.220	303,840.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	21,000	19.820	416,220.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	30,000	21.550	646,500.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	89,000	10.720	954,080.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	19,400	27.550	534,470.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	60,140	12.300	739,722.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	114,400	10.880	1,244,672.00	
JD LOGISTICS INC	95,000	13.900	1,320,500.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	50,000	7.890	394,500.00	
ORIENT OVERSEAS INTL LTD	6,000	99.400	596,400.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	78,000	5.120	399,360.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	17,300	147.500	2,551,750.00	
BYD CO LTD-H	45,500	253.600	11,538,800.00	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	23,600	52.350	1,235,460.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	252,000	13.860	3,492,720.00	
GREAT WALL MOTOR CO LTD-H	110,000	12.500	1,375,000.00	
LI AUTO INC-CLASS A	54,800	91.100	4,992,280.00	
NIO INC-CLASS A	66,350	34.200	2,269,170.00	
XPENG INC - CLASS A SHARES	55,800	46.450	2,591,910.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	48,000	12.300	590,400.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	19,900	28.300	563,170.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	53,400	76.900	4,106,460.00	

BOSIDENG INTL HLDGS LTD	172,000	4.050	696,600.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	109,600	26.450	2,898,920.00	
HISENSE HOME APPLIANCES GR-H	14,000	21.950	307,300.00	
LI NING CO LTD	98,000	15.960	1,564,080.00	
MIDEA GROUP CO LTD	15,000	69.350	1,040,250.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	34,400	59.500	2,046,800.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDI	81,000	15.520	1,257,120.00	
MEITUAN-CLASS B	213,360	168.700	35,993,832.00	
NEW ORIENTAL EDUCATION & TEC	63,100	46.400	2,927,840.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LT	52,400	18.980	994,552.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	29,000	10.460	303,340.00	
TRIP.COM GROUP LTD	26,900	508.500	13,678,650.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LTD	703,500	83.650	58,847,775.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	68,200	7.130	486,266.00	
JD.COM INC-CLASS A	107,435	143.800	15,449,153.00	
MINISO GROUP HOLDING LTD	13,200	38.700	510,840.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	24,600	89.850	2,210,310.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	33,000	15.320	505,560.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION T	208,000	3.650	759,200.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	52,850	28.350	1,498,297.50	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	5,000	111.300	556,500.00	
CHINA FEIHE LTD	127,000	5.730	727,710.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	133,000	16.980	2,258,340.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDING	68,000	26.200	1,781,600.00	
NONGFU SPRING CO LTD-H	91,000	33.100	3,012,100.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	89,000	11.500	1,023,500.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	90,000	9.750	877,500.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	26,000	48.700	1,266,200.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	232,000	4.380	1,016,160.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	14,200	50.000	710,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	25,500	22.250	567,375.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	78,400	4.500	352,800.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	24,700	13.000	321,100.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	55,600	20.300	1,128,680.00	
AKESO INC	27,000	73.100	1,973,700.00	
BEIGENE LTD	31,100	128.800	4,005,680.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	54,500	5.250	286,125.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT	324,800	5.070	1,646,736.00	
GENSCRIPT BIOTECH CORP	50,000	10.780	539,000.00	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	48,000	19.300	926,400.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	56,500	38.550	2,178,075.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	485,000	3.250	1,576,250.00	

WUXI APPTec CO LTD-H	13,711	47.050	645,102.55	
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	150,500	15.000	2,257,500.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	1,160,000	3.880	4,500,800.00	
BANK OF CHINA LTD-H	3,100,000	3.610	11,191,000.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	377,000	5.620	2,118,740.00	
CHINA CITIC BANK CORP LTD-H	363,000	4.960	1,800,480.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	4,145,000	5.850	24,248,250.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	77,000	2.700	207,900.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	168,000	35.250	5,922,000.00	
CHINA MINSHENG BANKING COR-H	265,100	3.030	803,253.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	2,993,000	4.560	13,648,080.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHI-H	326,000	4.410	1,437,660.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	132,000	7.050	930,600.00	
CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	58,400	13.540	790,736.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	64,500	22.050	1,422,225.00	
FAR EAST HORIZON LTD	84,000	5.250	441,000.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	136,400	6.920	943,888.00	
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	43,200	13.400	578,880.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	321,000	14.720	4,725,120.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	110,400	24.450	2,699,280.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	61,000	12.280	749,080.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	45,600	23.800	1,085,280.00	
PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	397,000	3.710	1,472,870.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY-H	286,000	11.780	3,369,080.00	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	289,000	44.800	12,947,200.00	
KINGDEE INTERNATIONAL SFTWR	141,000	8.760	1,235,160.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS IN	33,000	35.000	1,155,000.00	
BYD ELECTRONIC INTL CO LTD	38,000	34.550	1,312,900.00	
LENOVO GROUP LTD	348,000	9.110	3,170,280.00	
SUNNY OPTICAL TECH	31,500	62.950	1,982,925.00	
XIAOMI CORP-CLASS B	660,600	27.750	18,331,650.00	
ZTE CORP-H	39,400	18.920	745,448.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	846,000	1.450	1,226,700.00	
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	34,000	20.550	698,700.00	
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	194,000	3.440	667,360.00	
CHINA TOWER CORP LTD-H	1,886,000	1.020	1,923,720.00	
BEIJING ENTERPRISES HLDGS	17,000	24.450	415,650.00	
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	206,000	2.130	438,780.00	
CGN POWER CO LTD-H	446,000	2.580	1,150,680.00	
CHINA GAS HOLDINGS LTD	94,400	6.440	607,936.00	
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	141,000	6.410	903,810.00	
CHINA POWER INTERNATIONAL	211,000	2.960	624,560.00	

	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	39,400	27.800	1,095,320.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	78,000	17.780	1,386,840.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	32,300	52.250	1,687,675.00	
	GUANGDONG INVESTMENT LTD	154,000	4.880	751,520.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	152,000	4.050	615,600.00	
	KUNLUN ENERGY CO LTD	162,000	7.340	1,189,080.00	
	BAIDU INC-CLASS A	100,000	81.300	8,130,000.00	
	BILIBILI INC-CLASS Z	10,220	149.000	1,522,780.00	
	CHINA LITERATURE LTD	12,200	28.300	345,260.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	304,000	2.050	623,200.00	
	KINGSOFT CORP LTD	44,400	31.400	1,394,160.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	118,300	48.200	5,702,060.00	
	NETEASE INC	84,300	134.400	11,329,920.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	280,300	398.000	111,559,400.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT	21,000	12.860	270,060.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	175,000	13.340	2,334,500.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	144,000	23.000	3,312,000.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	34,000	29.250	994,500.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	78,900	6.420	506,538.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	80,500	10.920	879,060.00	
	香港・ドル小計	33,006,866		542,321,382.05 (10,466,802,674)	
台湾・ドル	ASIA CEMENT CORP	103,000	42.050	4,331,150.00	
	CHINA STEEL CORP	489,000	21.200	10,366,800.00	
	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE	167,000	33.850	5,652,950.00	
	FORMOSA PLASTICS CORP	159,000	41.350	6,574,650.00	
	NAN YA PLASTICS CORP	236,000	38.700	9,133,200.00	
	TCC GROUP HOLDINGS CO LTD	270,676	33.500	9,067,646.00	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	7,000	790.000	5,530,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORP	141,000	33.400	4,709,400.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	5,500	550.000	3,025,000.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	3,000	1,840.000	5,520,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	108,000	26.100	2,818,800.00	
	CHINA AIRLINES LTD	106,000	24.900	2,639,400.00	
	EVA AIRWAYS CORP	120,000	41.550	4,986,000.00	
	EVERGREEN MARINE CORP LTD	47,096	217.000	10,219,832.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	64,000	28.250	1,808,000.00	
	WAN HAI LINES LTD	25,605	83.000	2,125,215.00	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	75,000	73.200	5,490,000.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	63,000	50.600	3,187,800.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	9,000	530.000	4,770,000.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	21,276	131.000	2,787,156.00	

NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	6,000	400.000	2,400,000.00	
POU CHEN	104,000	40.800	4,243,200.00	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	12,200	614.000	7,490,800.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	27,000	270.500	7,303,500.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	202,000	84.500	17,069,000.00	
PHARMAESSENTIA CORP	9,000	581.000	5,229,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	278,418	17.600	4,900,156.80	
CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	733,000	37.400	27,414,200.00	
E. SUN FINANCIAL HOLDING CO	640,385	27.000	17,290,395.00	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	474,876	27.200	12,916,627.20	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	358,519	26.050	9,339,419.95	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	524,702	39.750	20,856,904.50	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	489,039	23.250	11,370,156.75	
TAISHIN FINANCIAL HOLDING	491,828	17.100	8,410,258.80	
TAIWAN BUSINESS BANK	331,530	14.800	4,906,644.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	453,197	24.900	11,284,605.30	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SA	182,299	39.250	7,155,235.75	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	58,988	118.500	6,990,078.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	427,393	33.250	14,210,817.25	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	419,000	65.700	27,528,300.00	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO	359,741	88.000	31,657,208.00	
KGI FINANCIAL HOLDING CO LTD	719,196	17.200	12,370,171.20	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDING	616,432	11.550	7,119,789.60	
ACCTON TECHNOLOGY CORP	23,000	657.000	15,111,000.00	
ACER INC	111,000	37.850	4,201,350.00	
ADVANTECH CO LTD	18,727	335.500	6,282,908.50	
ASIA VITAL COMPONENTS	13,000	643.000	8,359,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	31,000	588.000	18,228,000.00	
AUO CORP	296,600	15.600	4,626,960.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	26,000	196.500	5,109,000.00	
COMPAL ELECTRONICS	195,000	36.850	7,185,750.00	
DELTA ELECTRONICS INC	85,000	381.000	32,385,000.00	
E INK HOLDINGS INC	37,000	281.000	10,397,000.00	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	22,000	271.500	5,973,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	537,800	195.500	105,139,900.00	
INNOLUX CORP	331,903	15.150	5,028,330.45	
INVENTEC CORP	110,000	49.000	5,390,000.00	
LARGAN PRECISION CO LTD	4,480	2,435.000	10,908,800.00	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	84,000	104.000	8,736,000.00	
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO	27,000	171.000	4,617,000.00	
PEGATRON CORP	81,000	94.300	7,638,300.00	
QUANTA COMPUTER INC	117,000	291.000	34,047,000.00	

	SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	53,000	75.600	4,006,800.00	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	56,000	149.000	8,344,000.00	
	WISTRON CORP	114,000	113.500	12,939,000.00	
	WIWYNN CORP	5,000	1,935.000	9,675,000.00	
	WPG HOLDINGS LTD	62,520	70.400	4,401,408.00	
	YAGEO CORPORATION	17,427	514.000	8,957,478.00	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	30,000	114.500	3,435,000.00	
	ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	4,000	2,215.000	8,860,000.00	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	146,000	151.500	22,119,000.00	
	EMEMORY TECHNOLOGY INC	3,000	2,915.000	8,745,000.00	
	GLOBAL UNICHIP CORP	4,000	1,190.000	4,760,000.00	
	GLOBALWAFERS CO LTD	11,000	410.000	4,510,000.00	
	JENTECH PRECISION INDUSTRIAL	4,000	1,385.000	5,540,000.00	
	MEDIATEK INC	66,000	1,255.000	82,830,000.00	
	NANYA TECHNOLOGY CORP	48,000	33.450	1,605,600.00	
	NOVATEK MICROELECTRONICS COR	26,000	484.000	12,584,000.00	
	REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	20,000	476.000	9,520,000.00	
	SILERGY CORP	13,800	421.500	5,816,700.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	1,062,000	996.000	1,057,752,000.00	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	498,000	43.550	21,687,900.00	
	VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	40,000	89.500	3,580,000.00	
	CHUNGHWA TELECOM CO LTD	159,000	123.000	19,557,000.00	
	FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	72,000	89.900	6,472,800.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	73,000	113.000	8,249,000.00	
	INTERNATIONAL GAMES SYSTEM C	11,000	960.000	10,560,000.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	73,443	44.800	3,290,246.40	
	台湾・ドル小計	14,962,596		2,033,361,698.45 (9,394,741,055)	
エジプト・ ボンド	EASTERN CO SAE	74,510	27.920	2,080,319.20	
	COMMERCIAL INTERNATIONAL BAN	96,608	81.240	7,848,433.92	
	T M G HOLDING	30,309	57.620	1,746,404.58	
	エジプト・ボンド小計	201,427		11,675,157.70 (35,354,713)	
トルコ・リ ラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	45,495	147.200	6,696,864.00	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	143,800	25.780	3,707,164.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	371,264	4.050	1,503,619.20	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	67,420	69.450	4,682,319.00	
	KOC HOLDING AS	31,180	200.500	6,251,590.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI	47,908	40.560	1,943,148.48	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	9,051	217.800	1,971,307.80	
	TURK HAVA YOLLARI AO	22,378	285.000	6,377,730.00	
	FORD OTOMOTIV SANAYI AS	2,571	967.000	2,486,157.00	

	BIM BIRLESİK MAGAZALAR AS	20,261	473.500	9,593,583.50	
	ANADOLU EFES BİRACILIK VE	10,793	199.600	2,154,282.80	
	COCA-COLA ICECEK AS	39,039	53.200	2,076,874.80	
	AKBANK T. A. S.	126,956	60.850	7,725,272.60	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	46,491	90.500	4,207,435.50	
	TURKIYE İS BANKASI-C	396,383	13.630	5,402,700.29	
	YAPI VE KREDİ BANKASI	148,083	29.640	4,389,180.12	
	TURKCELL İLETİSİM HİZMET AS	48,118	90.550	4,357,084.90	
	トルコ・リラ小計	1,577,191		75,526,313.99 (327,172,440)	
メキシコ・ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	136,300	98.280	13,395,564.00	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	9,695	293.120	2,841,798.40	
	ALFA S. A. B. -A	166,600	15.470	2,577,302.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	24,300	121.720	2,957,796.00	
	GRUPO AEROPORT DEL PACIFIC-B	15,935	375.310	5,980,564.85	
	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	7,585	519.090	3,937,297.65	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	11,400	158.260	1,804,164.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	7,195	195.060	1,403,456.70	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	13,700	132.650	1,817,305.00	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	232,200	53.900	12,515,580.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	20,700	172.040	3,561,228.00	
	GRUMA S. A. B. -B	8,830	344.960	3,045,996.80	
	GRUPO BIMBO SAB- SERIES A	56,400	59.770	3,371,028.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	63,600	27.340	1,738,824.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	114,200	135.330	15,454,686.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	86,500	48.000	4,152,000.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER B	770,000	15.210	11,711,700.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	47,400	13.530	641,322.00	
	メキシコ・ペソ小計	1,792,540		92,907,613.40 (683,874,361)	
フィリピン・ペソ	AYALA CORPORATION	11,640	612.000	7,123,680.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	116,262	22.050	2,563,577.10	
	SM INVESTMENTS CORP	9,035	875.000	7,905,625.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	46,280	370.000	17,123,600.00	
	JOLLIBEE FOODS CORP	19,650	258.000	5,069,700.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	27,990	78.950	2,209,810.50	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLAND	75,036	128.600	9,649,629.60	
	BDO UNIBANK INC	105,634	154.500	16,320,453.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	84,590	76.250	6,449,987.50	
	PLDT INC	2,690	1,297.000	3,488,930.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	14,140	479.000	6,773,060.00	
	AYALA LAND INC	275,600	28.600	7,882,160.00	

	SM PRIME HOLDINGS INC	404,100	26.400	10,668,240.00	
	フィリピン・ペソ小計	1,192,647		103,228,452.70 (264,595,170)	
チリ・ペソ	EMPRESAS CMPC SA	48,976	1,535.000	75,178,160.00	
	SOC QUIMICA Y MINERA CHILE-B	6,452	37,200.000	240,014,400.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	6,352,877	13.500	85,763,839.50	
	EMPRESAS COPEC SA	17,285	6,051.000	104,591,535.00	
	FALABELLA SA	34,870	3,300.000	115,071,000.00	
	CENCOSUD SA	53,544	2,050.000	109,765,200.00	
	BANCO DE CHILE	2,103,508	111.150	233,804,914.20	
	BANCO DE CREDITO E INVERSION	3,769	27,770.000	104,665,130.00	
	BANCO SANTANDER CHILE	2,903,646	46.400	134,729,174.40	
	ENEL AMERICAS SA	843,379	90.490	76,317,365.71	
	ENEL CHILE SA	971,320	53.600	52,062,752.00	
	チリ・ペソ小計	13,339,626		1,331,963,470.81 (205,495,324)	
コロンビア・ペソ	BANCOLOMBIA SA	11,335	38,580.000	437,304,300.00	
	BANCOLOMBIA SA-PREF	18,853	35,980.000	678,330,940.00	
	INTERCONEXION ELECTRICA SA	19,631	16,800.000	329,800,800.00	
	コロンビア・ペソ小計	49,819		1,445,436,040.00 (48,968,482)	
インド・ルピー	BHARAT PETROLEUM CORP LTD	70,393	292.100	20,561,795.30	
	COAL INDIA LTD	75,181	416.400	31,305,368.40	
	HINDUSTAN PETROLEUM CORP	42,181	383.100	16,159,541.10	
	INDIAN OIL CORP LTD	121,720	138.630	16,874,043.60	
	OIL & NATURAL GAS CORP LTD	141,272	256.700	36,264,522.40	
	OIL INDIA LTD	19,843	490.600	9,734,975.80	
	PETRONET LNG LTD	27,436	333.100	9,138,931.60	
	RELIANCE INDUSTRIES LTD	263,592	1,292.200	340,613,582.40	
	AMBUJA CEMENTS LTD	24,411	531.500	12,974,446.50	
	APL APOLLO TUBES LTD	8,772	1,516.400	13,301,860.80	
	ASIAN PAINTS LTD	16,536	2,479.600	41,002,665.60	
	GRASIM INDUSTRIES LTD	11,352	2,606.250	29,586,150.00	
	HINDALCO INDUSTRIES LTD	57,899	656.200	37,993,323.80	
	JINDAL STAINLESS LTD	14,795	683.200	10,107,944.00	
	JINDAL STEEL & POWER LTD	17,586	906.450	15,940,829.70	
	JSW STEEL LTD	26,244	966.000	25,351,704.00	
	NMDC LTD	43,717	230.070	10,057,970.19	
	PI INDUSTRIES LTD	3,459	4,065.500	14,062,564.50	
	PIDILITE INDUSTRIES LTD	6,576	3,066.200	20,163,331.20	
	SHREE CEMENT LTD	324	26,076.450	8,448,769.80	
	SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	1,212	10,681.200	12,945,614.40	

SRF LTD	5,894	2,265.000	13,349,910.00	
SUPREME INDUSTRIES LTD	2,423	4,651.100	11,269,615.30	
TATA STEEL LTD	322,812	144.540	46,659,246.48	
ULTRATECH CEMENT LTD	4,814	11,202.150	53,927,150.10	
UPL LTD	19,410	545.000	10,578,450.00	
UPL LTD-RIGHTS	2,426	185.379	449,729.45	
VEDANTA LTD	58,464	453.500	26,513,424.00	
ABB INDIA LTD	2,065	7,421.250	15,324,881.25	
ADANI ENTERPRISES LTD	6,462	2,463.150	15,916,875.30	
ASHOK LEYLAND LTD	56,114	232.080	13,022,937.12	
ASTRAL LTD	6,604	1,790.500	11,824,462.00	
BHARAT ELECTRONICS LTD	162,574	308.000	50,072,792.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	39,537	251.090	9,927,345.33	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLU	26,350	732.250	19,294,787.50	
CUMMINS INDIA LTD	6,402	3,483.700	22,302,647.40	
HAVELLS INDIA LTD	11,660	1,718.000	20,031,880.00	
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	8,223	4,476.850	36,813,137.55	
LARSEN & TOUBRO LTD	29,439	3,724.800	109,654,387.20	
POLYCAB INDIA LTD	2,271	7,297.900	16,573,530.90	
RAIL VIKAS NIGAM LTD	23,469	435.850	10,228,963.65	
SIEMENS LTD	4,045	7,560.850	30,583,638.25	
SUZLON ENERGY LTD	405,457	62.980	25,535,681.86	
THERMAX LTD	1,883	4,590.100	8,643,158.30	
VOLTAS LTD	10,109	1,658.250	16,763,249.25	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	9,083	815.950	7,411,273.85	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECON	21,871	1,190.050	26,027,583.55	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	10,064	828.350	8,336,514.40	
GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE	104,248	83.210	8,674,476.08	
INTERGLOBE AVIATION LTD	8,500	4,378.900	37,220,650.00	
BAJAJ AUTO LTD	3,036	9,033.650	27,426,161.40	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	3,466	2,780.150	9,635,999.90	
BHARAT FORGE LTD	10,961	1,332.250	14,602,792.25	
BOSCH LTD	318	34,966.200	11,119,251.60	
EICHER MOTORS LTD	5,571	4,831.850	26,918,236.35	
HERO MOTOCORP LTD	5,124	4,761.700	24,398,950.80	
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	40,196	2,966.100	119,225,355.60	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	5,549	11,074.200	61,450,735.80	
MRF LTD	88	125,251.300	11,022,114.40	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	145,045	162.460	23,564,010.70	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	20,802	671.600	13,970,623.20	
TATA MOTORS LTD	89,051	786.450	70,034,158.95	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LT	4,981	3,590.550	17,884,529.55	

TVS MOTOR CO LTD	10,138	2,434.450	24,680,454.10	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	1,437	15,807.400	22,715,233.80	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	17,778	724.450	12,879,272.10	
PAGE INDUSTRIES LTD	277	44,644.900	12,366,637.30	
TITAN CO LTD	15,743	3,249.000	51,149,007.00	
INDIAN HOTELS CO LTD	36,809	793.350	29,202,420.15	
JUBILANT FOODWORKS LTD	14,355	644.550	9,252,515.25	
ZOMATO LTD	285,561	279.760	79,888,545.36	
TRENT LTD	8,031	6,795.400	54,573,857.40	
AVENUE SUPERMARTS LTD	7,398	3,709.600	27,443,620.80	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	4,328	4,941.150	21,385,297.20	
ITC LTD	132,436	476.750	63,138,863.00	
MARICO LTD	23,047	644.950	14,864,162.65	
NESTLE INDIA LTD	15,176	2,234.650	33,913,048.40	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	24,849	958.650	23,821,493.85	
UNITED SPIRITS LTD	12,742	1,529.100	19,483,792.20	
VARUN BEVERAGES LTD	48,407	621.200	30,070,428.40	
COLGATE PALMOLIVE (INDIA)	5,865	2,889.750	16,948,383.75	
DABUR INDIA LTD	21,140	527.150	11,143,951.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	16,369	1,244.650	20,373,675.85	
HINDUSTAN UNILEVER LTD	36,030	2,496.150	89,936,284.50	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	4,541	6,828.900	31,010,034.90	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	32,458	979.750	31,800,725.50	
ALKEM LABORATORIES LTD	2,057	5,642.450	11,606,519.65	
AUROBINDO PHARMA LTD	11,043	1,262.600	13,942,891.80	
CIPLA LTD	21,693	1,533.900	33,274,892.70	
DIVI'S LABORATORIES LTD	5,382	6,172.700	33,221,471.40	
DR. REDDY'S LABORATORIES	26,343	1,202.300	31,672,188.90	
LUPIN LTD	9,298	2,050.750	19,067,873.50	
MANKIND PHARMA LTD	4,543	2,561.200	11,635,531.60	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS	42,156	1,780.900	75,075,620.40	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	3,991	3,324.200	13,266,882.20	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	10,229	965.950	9,880,702.55	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	16,362	583.350	9,544,772.70	
AXIS BANK LTD	98,660	1,136.300	112,107,358.00	
BANK OF BARODA	38,009	246.400	9,365,417.60	
CANARA BANK	82,629	102.010	8,428,984.29	
HDFC BANK LIMITED	243,369	1,796.050	437,102,892.45	
ICICI BANK LTD	224,737	1,300.100	292,180,573.70	
IDFC FIRST BANK LTD	131,058	64.080	8,398,196.64	
INDUSIND BANK LTD	10,740	995.850	10,695,429.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	47,932	1,765.250	84,611,963.00	

PUNJAB NATIONAL BANK	83,349	104.900	8,743,310.10	
STATE BANK OF INDIA	76,927	838.950	64,537,906.65	
UNION BANK OF INDIA	56,109	121.620	6,823,976.58	
YES BANK LTD	625,769	19.960	12,490,349.24	
BAJAJ FINANCE LTD	12,005	6,575.900	78,943,679.50	
BAJAJ FINSERV LTD	16,333	1,579.950	25,805,323.35	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	1,217	10,468.250	12,739,860.25	
BSE LTD	2,859	4,670.750	13,353,674.25	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	18,111	1,233.950	22,348,068.45	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	4,143	4,204.250	17,418,207.75	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	123,218	328.350	40,458,630.30	
MUTHOOT FINANCE LTD	5,191	1,917.050	9,951,406.55	
POWER FINANCE CORPORATION	61,445	495.300	30,433,708.50	
REC LTD	55,630	532.600	29,628,538.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	10,068	700.600	7,053,640.80	
SHRIRAM FINANCE LTD	11,734	3,019.650	35,432,573.10	
SUNDARAM FINANCE LTD	2,718	3,968.400	10,786,111.20	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	41,129	657.750	27,052,599.75	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURA	10,448	1,861.850	19,452,608.80	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	15,563	699.650	10,888,652.95	
PB FINTECH LTD	12,666	1,893.900	23,988,137.40	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	19,037	1,437.750	27,370,446.75	
HCL TECHNOLOGIES LTD	40,934	1,848.050	75,648,078.70	
INFOSYS LTD	143,161	1,857.850	265,971,663.85	
LTIMINDTREE LTD	3,273	6,172.400	20,202,265.20	
MPHASIS LTD	4,655	2,974.550	13,846,530.25	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	882	11,696.450	10,316,268.90	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	4,385	5,905.650	25,896,275.25	
TATA CONSULTANCY SVCS LTD	39,326	4,270.850	167,955,447.10	
TATA ELXSI LTD	1,296	6,670.750	8,645,292.00	
TECH MAHINDRA LTD	23,191	1,712.300	39,709,949.30	
WIPRO LTD	53,173	577.850	30,726,018.05	
BHARTI AIRTEL LTD	111,334	1,627.150	181,157,118.10	
INDUS TOWERS LTD	52,261	349.350	18,257,380.35	
TATA COMMUNICATIONS LTD	4,533	1,755.100	7,955,868.30	
VODAFONE IDEA LTD	1,045,879	8.360	8,743,548.44	
ADANI GREEN ENERGY LTD	10,203	1,323.900	13,507,751.70	
ADANI POWER LTD	27,929	554.800	15,495,009.20	
GAIL INDIA LTD	106,573	199.460	21,257,050.58	
JSW ENERGY LTD	18,832	654.650	12,328,368.80	
NHPC LTD	120,274	81.440	9,795,114.56	
NTPC LTD	188,060	363.650	68,388,019.00	

	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	204,659	329.400	67,414,674.60	
	TATA POWER CO LTD	72,267	414.150	29,929,378.05	
	TORRENT POWER LTD	6,689	1,510.700	10,105,072.30	
	INFO EDGE INDIA LTD	2,865	8,255.300	23,651,434.50	
	DLF LTD	33,760	822.950	27,782,792.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	5,192	2,776.150	14,413,770.80	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	11,864	1,253.200	14,867,964.80	
	OBEROI REALTY LTD	6,215	2,007.350	12,475,680.25	
	PHOENIX MILLS LTD	8,608	1,656.250	14,257,000.00	
	PRESTIGE ESTATES PROJECTS	6,459	1,650.550	10,660,902.45	
	インド・ルピー小計	8,130,909		5,580,960,197.80 (9,934,109,152)	
インドネシ ア・ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA	658,700	2,080.000	1,370,096,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	65,100	26,775.000	1,743,052,500.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	278,700	9,000.000	2,508,300,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	1,349,151	855.000	1,153,524,105.00	
	CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	335,100	6,950.000	2,328,945,000.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER TBK	90,200	7,250.000	653,950,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	380,461	1,840.000	700,048,240.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	858,900	5,100.000	4,380,390,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	39,296,900	71.000	2,790,079,900.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	716,700	2,850.000	2,042,595,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	260,300	4,670.000	1,215,601,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	122,800	11,900.000	1,461,320,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK P	143,900	7,550.000	1,086,445,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	240,800	1,865.000	449,092,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	973,100	1,500.000	1,459,650,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	2,390,800	10,000.000	23,908,000,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,651,800	6,150.000	10,158,570,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSER	599,600	4,980.000	2,986,008,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	2,955,400	4,250.000	12,560,450,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	2,230,900	2,710.000	6,045,739,000.00	
	インドネシア・ルピア小計	55,599,312		81,001,855,745.00 (769,517,630)	
ブラジル・ レアル	COSAN SA	42,588	10.190	433,971.72	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	162,700	42.620	6,934,274.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	195,300	38.900	7,597,170.00	
	PRIIO SA	34,500	40.140	1,384,830.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	26,800	17.940	480,792.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	20,900	11.160	233,244.00	
	GERDAU SA-PREF	64,728	20.300	1,313,978.40	
	SUZANO SA	31,215	62.400	1,947,816.00	

	VALE SA	148,388	58.780	8,722,246.64	
	EMBRAER SA	30,500	58.130	1,772,965.00	
	WEG SA	72,860	53.940	3,930,068.40	
	CCR SA	46,500	11.030	512,895.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	41,930	37.580	1,575,729.40	
	RUMO SA	56,700	19.450	1,102,815.00	
	VIBRA ENERGIA SA	44,080	20.630	909,370.40	
	RAIA DROGASIL SA	51,280	24.040	1,232,771.20	
	AMBEV SA	199,000	12.730	2,533,270.00	
	BRF SA	25,600	24.810	635,136.00	
	JBS SA	36,300	37.320	1,354,716.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	38,000	13.880	527,440.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	213,319	2.700	575,961.30	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	33,700	27.050	911,585.00	
	HYPERA SA	13,000	19.520	253,760.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	76,981	11.130	856,798.53	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	221,536	12.630	2,797,999.68	
	BANCO DO BRASIL S.A.	71,200	24.770	1,763,624.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	208,800	32.600	6,806,880.00	
	ITAUSA SA	243,280	9.750	2,371,980.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	231,600	9.260	2,144,616.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	33,100	33.530	1,109,843.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	27,300	14.530	396,669.00	
	TOTVS SA	22,800	27.460	626,088.00	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	16,800	49.520	831,936.00	
	TIM SA	29,400	15.840	465,696.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	55,005	34.370	1,890,521.85	
	CENTRAIS ELETRICAS BRAS-PR B	8,000	39.010	312,080.00	
	CIA ENERGETICA MINAS GER-PRF	68,508	11.900	815,245.20	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	21,600	92.980	2,008,368.00	
	COMPANHIA PARANAENSE -PREF B	51,700	9.710	502,007.00	
	CPFL ENERGIA SA	7,300	32.620	238,126.00	
	ENGIE BRASIL ENERGIA SA	6,450	38.000	245,100.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	49,900	30.610	1,527,439.00	
	ブラジル・リアル小計	3,081,148		74,587,822.72 (1,876,003,082)	
チェコ・コ ルナ	KOMERCNI BANKA AS	3,370	815.000	2,746,550.00	
	MONETA MONEY BANK AS	12,093	123.000	1,487,439.00	
	CEZ AS	6,730	961.500	6,470,895.00	
	チェコ・コルナ小計	22,193		10,704,884.00 (67,075,733)	
韓国・ウォ	HD HYUNDAI	2,022	77,800.000	157,311,600.00	

ン	SK INNOVATION CO LTD	2,672	114,600.000	306,211,200.00	
	S-OIL CORP	1,775	57,300.000	101,707,500.00	
	ENCHEM CO LTD	519	127,200.000	66,016,800.00	
	KOREA ZINC CO LTD	248	1,180,000.000	292,640,000.00	
	KUMHO PETROCHEMICAL CO LTD	531	98,800.000	52,462,800.00	
	LG CHEM LTD	2,074	284,000.000	589,016,000.00	
	LG CHEM LTD-PREFERENCE	227	190,000.000	43,130,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORP	723	64,500.000	46,633,500.00	
	POSCO HOLDINGS INC	3,104	282,500.000	876,880,000.00	
	SKC CO LTD	898	98,900.000	88,812,200.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	2,210	38,800.000	85,748,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	20,378	21,150.000	430,994,700.00	
	ECOPRO BM CO LTD	1,920	135,200.000	259,584,000.00	
	ECOPRO CO LTD	3,930	76,100.000	299,073,000.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	616	85,000.000	52,360,000.00	
	GS HOLDINGS	2,131	41,800.000	89,075,800.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	1,438	312,500.000	449,375,000.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	3,632	35,000.000	127,120,000.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	1,074	349,500.000	375,363,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES	1,057	220,000.000	232,540,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFS	1,948	204,500.000	398,366,000.00	
	HYUNDAI ROTEM COMPANY	3,657	50,600.000	185,044,200.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	3,106	58,400.000	181,390,400.00	
	L&F CO LTD	1,068	98,300.000	104,984,400.00	
	LG CORP	4,097	74,900.000	306,865,300.00	
	LG ENERGY SOLUTION	1,956	381,500.000	746,214,000.00	
	LS ELECTRIC CO LTD	737	144,000.000	106,128,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	1,465	172,300.000	252,419,500.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	2,522	47,200.000	119,038,400.00	
	SAMSUNG C&T CORP	3,755	119,000.000	446,845,000.00	
	SAMSUNG E&A CO LTD	7,079	17,950.000	127,068,050.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	27,200	11,620.000	316,064,000.00	
	SK INC	1,385	136,600.000	189,191,000.00	
	SK SQUARE CO LTD	3,944	73,500.000	289,884,000.00	
	HMM CO LTD	10,696	17,960.000	192,100,160.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,482	123,000.000	182,286,000.00	
	KOREAN AIR LINES CO LTD	8,899	25,950.000	230,929,050.00	
	HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	2,945	37,650.000	110,879,250.00	
	HYUNDAI MOBIS CO LTD	2,697	239,500.000	645,931,500.00	
	HYUNDAI MOTOR CO	5,975	218,500.000	1,305,537,500.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PRF	1,565	160,200.000	250,713,000.00	
	HYUNDAI MOTOR CO LTD-PRF	913	157,000.000	143,341,000.00	

KIA CORP	10,581	92,900.000	982,974,900.00	
COWAY CO LTD	1,996	65,900.000	131,536,400.00	
LG ELECTRONICS INC	4,419	89,700.000	396,384,300.00	
HANJIN KAL CORP	1,262	80,300.000	101,338,600.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	261	263,500.000	68,773,500.00	
KT&G CORP	4,383	121,800.000	533,849,400.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	1,190	102,600.000	122,094,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	1,133	104,200.000	118,058,600.00	
LG H&H	359	310,500.000	111,469,500.00	
HLB INC	5,397	71,800.000	387,504,600.00	
ALTEOGEN INC	1,692	280,000.000	473,760,000.00	
CELLTRION INC	6,681	187,000.000	1,249,347,000.00	
HANMI PHARM CO LTD	246	272,500.000	67,035,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	745	975,000.000	726,375,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	1,453	103,400.000	150,240,200.00	
SK BIOSCIENCE CO LTD	902	47,100.000	42,484,200.00	
YUHAN CORP	2,342	115,400.000	270,266,800.00	
HANA FINANCIAL GROUP	11,955	62,400.000	745,992,000.00	
INDUSTRIAL BANK OF KOREA	11,154	14,880.000	165,971,520.00	
KAKAOBANK CORP	6,317	22,350.000	141,184,950.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	16,351	96,200.000	1,572,966,200.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	19,080	53,000.000	1,011,240,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	26,970	16,710.000	450,668,700.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	2,117	74,700.000	158,139,900.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	3,907	102,000.000	398,514,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	8,457	8,560.000	72,391,920.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES C	5,391	13,320.000	71,808,120.00	
DB INSURANCE CO LTD	1,789	109,200.000	195,358,800.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INS	1,389	392,500.000	545,182,500.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LT	3,201	107,100.000	342,827,100.00	
POSCO DX CO LTD	1,864	21,000.000	39,144,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	1,822	146,700.000	267,287,400.00	
LG DISPLAY CO LTD	11,601	9,480.000	109,977,480.00	
LG INNOTEK CO LTD	495	161,900.000	80,140,500.00	
SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS CO	2,356	108,000.000	254,448,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	205,906	54,200.000	11,160,105,200.00	
SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	35,945	46,200.000	1,660,659,000.00	
SAMSUNG SDI CO LTD	2,457	254,500.000	625,306,500.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	1,863	74,600.000	138,979,800.00	
SK HYNIX INC	23,664	159,900.000	3,783,873,600.00	
LG UPLUS CORP	6,942	11,590.000	80,457,780.00	
SK TELECOM	2,212	61,400.000	135,816,800.00	

	KOREA ELECTRIC POWER CORP	12,055	23,900.000	288,114,500.00	
	HYBE CO LTD	1,096	195,200.000	213,939,200.00	
	KAKAO CORP	14,025	40,100.000	562,402,500.00	
	KRAFTON INC	1,234	312,000.000	385,008,000.00	
	NAVER CORP	6,358	206,500.000	1,312,927,000.00	
	NCSOFT CORP	485	237,500.000	115,187,500.00	
	NETMARBLE CORP	1,568	53,000.000	83,104,000.00	
	韓国・ウォン小計	649,338		44,955,891,280.00 (4,828,262,722)	
マレーシ ア・リング ット	PETRONAS DAGANGAN BHD	10,400	19.600	203,840.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	105,000	4.660	489,300.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDIN	175,700	4.640	815,248.00	
	GAMUDA BHD	84,800	8.900	754,720.00	
	SIME DARBY BERHAD	93,800	2.280	213,864.00	
	SUNWAY BHD	92,600	4.850	449,110.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	46,600	10.600	493,960.00	
	MISC BHD	61,600	7.250	446,600.00	
	GENTING BHD	78,200	3.740	292,468.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	124,300	2.160	268,488.00	
	MR DIY GROUP M BHD	136,150	1.810	246,431.50	
	IOI CORP BHD	101,000	3.800	383,800.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	21,300	20.860	444,318.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	2,300	96.700	222,410.00	
	PPB GROUP BERHAD	30,140	13.120	395,436.80	
	QL RESOURCES BHD	81,525	4.870	397,026.75	
	SD GUTHRIE BHD	80,400	4.810	386,724.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	85,700	7.260	622,182.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	108,500	5.390	584,815.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	332,500	8.250	2,743,125.00	
	HONG LEONG BANK BERHAD	31,700	20.680	655,556.00	
	MALAYAN BANKING BHD	227,100	10.200	2,316,420.00	
	PUBLIC BANK BERHAD	644,500	4.470	2,880,915.00	
	RHB BANK BHD	73,100	6.760	494,156.00	
	INARI AMERTRON BHD	125,200	2.760	345,552.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	89,500	2.340	209,430.00	
	CELCOMDIGI BHD	172,700	3.580	618,266.00	
	MAXIS BHD	85,300	3.470	295,991.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	56,700	6.350	360,045.00	
	PETRONAS GAS BHD	30,700	17.840	547,688.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	129,400	13.660	1,767,604.00	
	YTL CORP BHD	149,000	2.080	309,920.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	108,600	3.400	369,240.00	

マレーシア・リンギット小計		3,776,015		22,024,650.05 (743,664,510)	
南アフリ カ・ランド	EXXARO RESOURCES LTD	11,192	166.920	1,868,168.64	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	3,913	593.770	2,323,422.01	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	22,305	452.200	10,086,321.00	
	GOLD FIELDS LTD	39,689	256.140	10,165,940.46	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	23,472	165.000	3,872,880.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	38,529	101.990	3,929,572.71	
	KUMBA IRON ORE LTD	2,544	332.570	846,058.08	
	SASOL LTD	24,977	87.870	2,194,728.99	
	SIBANYE STILLWATER LTD	119,878	17.880	2,143,418.64	
	BIDVEST GROUP LTD	14,536	276.090	4,013,244.24	
	NASPERS LTD-N SHS	7,250	4,068.000	29,493,000.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	97,392	26.730	2,603,288.16	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	38,194	62.840	2,400,110.96	
	BID CORP LTD	13,980	441.210	6,168,115.80	
	CLICKS GROUP LTD	9,867	392.900	3,876,744.30	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	21,011	295.790	6,214,843.69	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	15,681	165.650	2,597,557.65	
	ABSA GROUP LTD	34,551	172.500	5,960,047.50	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	3,798	3,261.180	12,385,961.64	
	NEDBANK GROUP LTD	19,433	288.780	5,611,861.74	
	STANDARD BANK GROUP LTD	57,686	236.880	13,664,659.68	
	FIRSTRAND LTD	217,585	76.940	16,740,989.90	
	REINET INVESTMENTS SCA	6,542	479.580	3,137,412.36	
	REMGRO LTD	23,684	150.680	3,568,705.12	
	DISCOVERY LTD	22,003	192.690	4,239,758.07	
	OLD MUTUAL LTD	229,857	12.690	2,916,885.33	
	OUTSURANCE GROUP LTD	34,388	64.650	2,223,184.20	
	SANLAM LTD	77,559	88.100	6,832,947.90	
	MTN GROUP LTD	76,789	80.740	6,199,943.86	
	VODACOM GROUP LTD	25,348	101.320	2,568,259.36	
	NEPI ROCKCASTLE N.V.	28,260	139.760	3,949,617.60	
南アフリカ・ランド小計		1,361,893		184,797,649.59 (1,530,124,539)	
タイ・バー ツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	56,500	127.500	7,203,750.00	
	PTT PCL-NVDR	438,500	32.250	14,141,625.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	52,500	37.750	1,981,875.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	78,600	25.250	1,984,650.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	31,300	183.500	5,743,550.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	178,800	60.750	10,862,100.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY-NVDR	348,900	7.300	2,546,970.00	

	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	126,300	26.750	3,378,525.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	63,391	33.500	2,123,598.50	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	235,400	9.450	2,224,530.00	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	110,600	14.100	1,559,460.00	
	CP ALL PCL-NVDR	260,400	61.250	15,949,500.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	75,988	34.750	2,640,583.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	154,600	23.900	3,694,940.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	501,200	25.250	12,655,300.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	28,500	208.000	5,928,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	23,700	150.500	3,566,850.00	
	KRUNG THAI BANK - NVDR	171,100	20.000	3,422,000.00	
	SCB X PCL-NVDR	40,500	114.500	4,637,250.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	1,077,800	1.760	1,896,928.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	50,200	46.750	2,346,850.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	138,400	150.500	20,829,200.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	49,900	285.000	14,221,500.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	35,900	95.000	3,410,500.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	474,567	11.100	5,267,693.70	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	130,000	60.500	7,865,000.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	89,900	60.000	5,394,000.00	
	タイ・パーツ小計	5,023,446		167,476,728.20 (728,523,768)	
ポーランド・ズロチ	ORLEN SA	23,604	51.020	1,204,276.08	
	KGHM POLSKA MIEDZ SA	5,950	127.250	757,137.50	
	BUDIMEX	546	471.400	257,384.40	
	LPP SA	48	15,660.000	751,680.00	
	ALLEGRO. EU SA	23,505	28.770	676,238.85	
	DINO POLSKA SA	1,969	385.900	759,837.10	
	ALIOR BANK SA	4,307	91.300	393,229.10	
	BANK PEKAO SA	8,417	135.650	1,141,766.05	
	MBANK SA	768	530.000	407,040.00	
	PKO BANK POLSKI SA	38,990	55.900	2,179,541.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	1,762	437.200	770,346.40	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	26,585	44.200	1,175,057.00	
	PGE SA	36,813	6.728	247,677.86	
	CD PROJEKT SA	2,415	167.200	403,788.00	
	ポーランド・ズロチ小計	175,679		11,124,999.34 (409,553,501)	
ハンガリー・フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	17,123	2,678.000	45,855,394.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	5,767	10,400.000	59,976,800.00	
	OTP BANK PLC	9,838	21,170.000	208,270,460.00	
	ハンガリー・フォリント小計	32,728		314,102,654.00	

				(120,361,938)	
ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	4,436	31.060	137,782.16	
	FF GROUP	123	4.800	590.40	
	OPAP SA	7,358	15.510	114,122.58	
	JUMBO SA	4,834	24.680	119,303.12	
	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	91,747	1.466	134,501.10	
	EUROBANK ERGASIAS SERVICES A	118,754	2.000	237,508.00	
	NATIONAL BANK OF GREECE	37,452	6.666	249,655.03	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	47,986	3.465	166,271.49	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	7,649	14.940	114,276.06	
	PUBLIC POWER CORP	8,551	11.450	97,908.95	
ユーロ小計		328,890		1,371,918.89 (217,119,884)	
合 計		144,724,190		43,984,447,995 (43,984,447,995)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	20 銘柄	2.5%	3.0%
香港・ドル	株式	150 銘柄	19.8%	23.8%
台湾・ドル	株式	88 銘柄	17.8%	21.4%
エジプト・ポンド	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
トルコ・リラ	株式	17 銘柄	0.6%	0.7%
メキシコ・ペソ	株式	18 銘柄	1.3%	1.6%
フィリピン・ペソ	株式	13 銘柄	0.5%	0.6%
チリ・ペソ	株式	11 銘柄	0.4%	0.5%
コロンビア・ペソ	株式	3 銘柄	0.1%	0.1%
インド・ルピー	株式	157 銘柄	18.8%	22.6%
インドネシア・ルピア	株式	20 銘柄	1.5%	1.7%
ブラジル・レアル	株式	42 銘柄	3.6%	4.3%
チェコ・コルナ	株式	3 銘柄	0.1%	0.2%
韓国・ウォン	株式	92 銘柄	9.1%	11.0%
マレーシア・リングgit	株式	33 銘柄	1.4%	1.7%
南アフリカ・ランド	株式	31 銘柄	2.9%	3.5%
タイ・バーツ	株式	27 銘柄	1.4%	1.7%
ポーランド・ズロチ	株式	14 銘柄	0.8%	0.9%
ハンガリー・フォリント	株式	3 銘柄	0.2%	0.3%
ユーロ	株式	10 銘柄	0.4%	0.5%

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考

投資信託受益証券	オフショア・人民元	CHINAAMC ETF SERIES - CH-CNY	2, 480, 000. 00	100, 241, 600. 00	
	オフショア・人民元小計		2, 480, 000. 00	100, 241, 600. 00 (2, 074, 279, 380)	
投資信託受益証券合計				2, 074, 279, 380 (2, 074, 279, 380)	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI KUWAIT ETF	74, 731. 00	2, 437, 650. 48	
		ISHARES MSCI QATAR ETF	148, 949. 00	2, 712, 361. 29	
		ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF	328, 235. 00	13, 477, 329. 10	
		ISHARES MSCI UAE ETF	269, 024. 00	4, 184, 399. 29	
	アメリカ・ドル小計		820, 939. 00	22, 811, 740. 16 (3, 426, 779, 607)	
	メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	642, 700. 00	7, 159, 678. 00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	20, 875. 00	3, 362, 127. 50	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	74, 500. 00	13, 324, 325. 00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	45, 560. 00	2, 749, 090. 40	
		TRUST FIBRA UNO	117, 000. 00	2, 483, 910. 00	
	メキシコ・ペソ小計		900, 635. 00	29, 079, 130. 90 (214, 045, 668)	
	ブラジル・リアル	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	49, 300. 00	1, 492, 804. 00	
		ENERGISA SA-UNITS	11, 000. 00	442, 310. 00	
		KLABIN SA - UNIT	34, 430. 00	764, 690. 30	
	ブラジル・リアル小計		94, 730. 00	2, 699, 804. 30 (67, 904, 398)	
投資証券合計				3, 708, 729, 672 (3, 708, 729, 672)	
合 計				5, 783, 009, 052 (5, 783, 009, 052)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資信託受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4 銘柄	-	6.5%	59.3%
メキシコ・ペソ	投資証券	5 銘柄	-	0.4%	3.7%
ブラジル・リアル	投資証券	3 銘柄	-	0.1%	1.2%
オフショア・人民元	投資信託受益証券	1 銘柄	3.9%	-	35.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国債券パッシブ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	739,833,549
金銭信託	37,981,301
コール・ローン	7,007,073,715
国債証券	192,528,376,958
派生商品評価勘定	461,447
未収入金	2,838,495,479
未収利息	1,445,680,513
前払費用	113,925,970
流動資産合計	204,711,828,932
資産合計	204,711,828,932
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,703,504
未払金	9,671,655,775
未払解約金	207,342,108
流動負債合計	9,885,701,387
負債合計	9,885,701,387
純資産の部	
元本等	
元本	84,694,960,402
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	110,131,167,143
元本等合計	194,826,127,545
純資産合計	194,826,127,545
負債純資産合計	204,711,828,932

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 12 月 1 日
	至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提

	供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	84,694,960,402 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.3003 円 (1 万口当たりの純資産額 23,003 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク

	があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	3,042,444,200	－	3,042,634,644	190,444
	カナダ・ドル	130,852,381	－	130,576,600	△275,781
	ニュージーランド・ドル	32,868,990	－	32,778,078	△90,912
	イギリス・ポンド	511,541,944	－	510,935,032	△606,912
	イスラエル・シェケル	36,348,936	－	36,408,680	59,744
	ノルウェー・クローネ	14,942,763	－	14,911,600	△31,163
	スウェーデン・クローナ	11,003,304	－	10,990,640	△12,664
	メキシコ・ペソ	94,491,525	－	93,792,825	△698,700
	オフショア・人民元	706,950,731	－	706,125,809	△824,922
	マレーシア・リングギット	27,544,826	－	27,535,935	△8,891
	ポーランド・ズロチ	73,524,987	－	73,231,403	△293,584
	ユーロ	1,590,909,884	－	1,587,049,909	△3,859,975
	小計	6,273,424,471	－	6,266,971,155	△6,453,316
	売建				
	オーストラリア・ドル	6,847,684	－	6,828,220	19,464
	シンガポール・ドル	13,441,425	－	13,424,268	17,157
	デンマーク・クローネ	61,675,228	－	61,500,590	174,638
	小計	81,964,337	－	81,753,078	211,259
合 計		6,355,388,808	－	6,348,724,233	△6,242,057

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日
至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	79,103,510,223 円
同期中における追加設定元本額	16,884,229,188 円
同期中における一部解約元本額	11,292,779,009 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
三井住友・DC 外国債券インデックスファンド S	30,589,894,732 円
三井住友・DC 年金バランス 30 (債券重点型)	1,005,011,986 円
三井住友・DC 年金バランス 50 (標準型)	2,548,096,007 円
三井住友・DC 年金バランス 70 (株式重点型)	1,556,819,788 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	121,837,502 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2020 (4 資産タイプ)	5,576,213 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2025 (4 資産タイプ)	21,368,333 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2030 (4 資産タイプ)	68,048,065 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2035 (4 資産タイプ)	238,826,905 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2040 (4 資産タイプ)	205,185,844 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2045 (4 資産タイプ)	338,322,018 円
三井住友・DC 年金バランスゼロ (債券型)	18,862,284 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	75,787,774 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	126,734,680 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	75,559,291 円
イオン・バランス戦略ファンド	51,297,397 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	68,848,555 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	402,427,093 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	280,191,012 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	837,937,973 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	272,873,841 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	149,520,042 円
三井住友・DC つみたて NISA・世界分散ファンド	310,775,983 円
三井住友 DS・外国債券インデックス年金ファンド	1,458,437,948 円
三井住友 DS・年金バランス 30 (債券重点型)	44,839,905 円
三井住友 DS・年金バランス 50 (標準型)	154,968,381 円

三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	124,086,252 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	15,471,417 円
日興FWS・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	4,646,574,779 円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	273,723,132 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	35,446,980 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	22,995,512 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	22,018,875 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	15,288,517 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	13,256,727 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	1,073,789 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	4,371,224 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	20,393,042 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	20,427,570 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	7,514,433 円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	6,412,367,933 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	17,065,653 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	3,067,211,594 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	3,301,797,483 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	8,086,505,819 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	25,374,037 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	64,513,915 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	655,280,450 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	94,234,809 円
SMAM・インデックス・バランスVA25＜適格機関投資家専用＞	783,006,678 円
SMAM・インデックス・バランスVA50＜適格機関投資家専用＞	1,156,935,664 円
SMAM・バランスファンドVA40＜適格機関投資家専用＞	1,069,675,434 円
SMAM・バランスファンドVA35＜適格機関投資家専用＞	3,154,056,939 円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA＜適格機関投資家限定＞	5,484,635,635 円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	269,379,169 円
SMAM・グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	91,175,651 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A＜適格機関投資家専用＞	45,150,676 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A＜適格機関投資家専用＞	20,220,823 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A＜適格機関投資家専用＞	11,781,731 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L＜適格機関投資家専用＞	51,388,744 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L＜適格機関投資家専用＞	286,236,739 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2＜適格機関投資家専用＞	59,686,521 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2＜適格機関投資家専用＞	34,812,921 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2＜適格機関投資家専用＞	5,723,530 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2＜適格機関投資家専用＞	673,668,102 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA＜適格機関投資家限定＞	437,677,660 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA＜適格機関投資家限定＞	568,231,826 円
SMAM・世界バランスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	212,880,670 円
SMAM・世界バランスファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	183,012,839 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	149,601,796 円

SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	92,380,904 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	148,237,113 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,465,907,504 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	264,451,639 円
合 計	84,694,960,402 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	T 0.375 01/31/26	2,500,000.00	2,388,650.00	
		T 0.375 07/31/27	900,000.00	815,688.00	
		T 0.375 09/30/27	1,000,000.00	900,850.00	
		T 0.375 11/30/25	2,000,000.00	1,922,880.00	
		T 0.375 12/31/25	3,000,000.00	2,875,590.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,100,616.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,286,025.00	
		T 0.5 06/30/27	2,600,000.00	2,371,122.00	
		T 0.5 08/31/27	1,800,000.00	1,632,294.00	
		T 0.5 10/31/27	950,000.00	856,586.50	
		T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,214,840.00	
		T 0.625 05/15/30	5,000,000.00	4,156,150.00	
		T 0.625 07/31/26	800,000.00	754,088.00	
		T 0.625 08/15/30	4,800,000.00	3,955,680.00	
		T 0.625 11/30/27	3,400,000.00	3,068,670.00	
		T 0.625 12/31/27	3,100,000.00	2,789,752.00	
		T 0.75 01/31/28	5,900,000.00	5,314,838.00	
		T 0.75 04/30/26	1,500,000.00	1,428,300.00	
		T 0.75 05/31/26	2,000,000.00	1,899,140.00	
		T 0.75 08/31/26	1,500,000.00	1,413,270.00	
		T 0.875 06/30/26	2,000,000.00	1,897,960.00	
		T 0.875 09/30/26	2,500,000.00	2,354,575.00	
		T 0.875 11/15/30	4,900,000.00	4,075,967.00	
		T 1 07/31/28	2,900,000.00	2,595,210.00	
		T 1.125 02/15/31	5,700,000.00	4,789,425.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,871,400.00	
		T 1.125 05/15/40	3,650,000.00	2,319,940.00	

	T 1. 125 08/15/40	3, 100, 000. 00	1, 953, 031. 00	
	T 1. 125 08/31/28	3, 500, 000. 00	3, 139, 185. 00	
	T 1. 125 10/31/26	3, 700, 000. 00	3, 492, 874. 00	
	T 1. 25 05/15/50	3, 100, 000. 00	1, 585, 774. 00	
	T 1. 25 05/31/28	3, 000, 000. 00	2, 722, 260. 00	
	T 1. 25 06/30/28	3, 000, 000. 00	2, 715, 930. 00	
	T 1. 25 08/15/31	5, 200, 000. 00	4, 328, 896. 00	
	T 1. 25 09/30/28	3, 000, 000. 00	2, 697, 870. 00	
	T 1. 25 11/30/26	4, 200, 000. 00	3, 966, 354. 00	
	T 1. 25 12/31/26	2, 600, 000. 00	2, 450, 396. 00	
	T 1. 375 08/15/50	4, 500, 000. 00	2, 370, 465. 00	
	T 1. 375 08/31/26	600, 000. 00	571, 614. 00	
	T 1. 375 10/31/28	3, 000, 000. 00	2, 706, 240. 00	
	T 1. 375 11/15/31	4, 900, 000. 00	4, 087, 188. 00	
	T 1. 375 11/15/40	3, 500, 000. 00	2, 286, 620. 00	
	T 1. 375 12/31/28	1, 000, 000. 00	898, 280. 00	
	T 1. 5 01/31/27	3, 400, 000. 00	3, 213, 782. 00	
	T 1. 5 02/15/30	2, 100, 000. 00	1, 845, 648. 00	
	T 1. 5 11/30/28	4, 500, 000. 00	4, 070, 610. 00	
	T 1. 625 02/15/26	2, 900, 000. 00	2, 810, 274. 00	
	T 1. 625 05/15/26	11, 450, 000. 00	11, 028, 640. 00	
	T 1. 625 05/15/31	5, 500, 000. 00	4, 727, 085. 00	
	T 1. 625 08/15/29	6, 250, 000. 00	5, 603, 000. 00	
	T 1. 625 09/30/26	900, 000. 00	859, 707. 00	
	T 1. 625 11/15/50	3, 200, 000. 00	1, 800, 800. 00	
	T 1. 625 11/30/26	200, 000. 00	190, 342. 00	
	T 1. 75 01/31/29	3, 300, 000. 00	3, 004, 716. 00	
	T 1. 75 08/15/41	3, 400, 000. 00	2, 323, 220. 00	
	T 1. 75 11/15/29	1, 300, 000. 00	1, 166, 750. 00	
	T 1. 75 12/31/26	2, 500, 000. 00	2, 381, 250. 00	
	T 1. 875 02/15/32	4, 700, 000. 00	4, 039, 603. 00	
	T 1. 875 02/15/41	3, 300, 000. 00	2, 330, 988. 00	
	T 1. 875 02/15/51	3, 800, 000. 00	2, 280, 874. 00	
	T 1. 875 02/28/27	3, 400, 000. 00	3, 234, 760. 00	
	T 1. 875 02/28/29	2, 800, 000. 00	2, 559, 032. 00	
	T 1. 875 07/31/26	2, 500, 000. 00	2, 406, 725. 00	
	T 1. 875 11/15/51	3, 300, 000. 00	1, 966, 833. 00	
	T 2 02/15/50	2, 800, 000. 00	1, 744, 288. 00	
	T 2 08/15/51	2, 900, 000. 00	1, 788, 981. 00	
	T 2 11/15/26	1, 000, 000. 00	959, 490. 00	
	T 2 11/15/41	2, 800, 000. 00	1, 983, 128. 00	
	T 2. 25 02/15/27	4, 400, 000. 00	4, 225, 012. 00	

T 2. 25 02/15/52	1, 700, 000. 00	1, 111, 103. 00	
T 2. 25 03/31/26	8, 200, 000. 00	7, 987, 948. 00	
T 2. 25 05/15/41	3, 000, 000. 00	2, 242, 530. 00	
T 2. 25 08/15/27	2, 200, 000. 00	2, 096, 006. 00	
T 2. 25 08/15/46	1, 950, 000. 00	1, 335, 594. 00	
T 2. 25 08/15/49	1, 500, 000. 00	994, 365. 00	
T 2. 25 11/15/27	1, 900, 000. 00	1, 802, 093. 00	
T 2. 375 02/15/42	2, 800, 000. 00	2, 099, 440. 00	
T 2. 375 03/31/29	5, 000, 000. 00	4, 658, 650. 00	
T 2. 375 05/15/27	3, 000, 000. 00	2, 877, 420. 00	
T 2. 375 05/15/29	2, 400, 000. 00	2, 234, 184. 00	
T 2. 375 05/15/51	3, 900, 000. 00	2, 635, 698. 00	
T 2. 375 11/15/49	1, 900, 000. 00	1, 292, 703. 00	
T 2. 5 02/15/45	1, 400, 000. 00	1, 025, 332. 00	
T 2. 5 02/15/46	1, 000, 000. 00	723, 710. 00	
T 2. 5 02/28/26	2, 100, 000. 00	2, 055, 165. 00	
T 2. 5 03/31/27	3, 000, 000. 00	2, 891, 940. 00	
T 2. 5 05/15/46	1, 000, 000. 00	721, 320. 00	
T 2. 625 01/31/26	2, 200, 000. 00	2, 158, 354. 00	
T 2. 625 02/15/29	1, 800, 000. 00	1, 697, 940. 00	
T 2. 625 05/31/27	4, 800, 000. 00	4, 628, 976. 00	
T 2. 625 07/31/29	1, 100, 000. 00	1, 031, 712. 00	
T 2. 625 12/31/25	1, 400, 000. 00	1, 375, 108. 00	
T 2. 75 02/15/28	5, 300, 000. 00	5, 085, 191. 00	
T 2. 75 04/30/27	1, 600, 000. 00	1, 549, 552. 00	
T 2. 75 05/31/29	1, 400, 000. 00	1, 322, 804. 00	
T 2. 75 07/31/27	2, 400, 000. 00	2, 316, 600. 00	
T 2. 75 08/15/32	4, 200, 000. 00	3, 812, 886. 00	
T 2. 75 08/15/42	1, 000, 000. 00	790, 210. 00	
T 2. 75 08/15/47	1, 800, 000. 00	1, 344, 258. 00	
T 2. 75 11/15/42	300, 000. 00	236, 079. 00	
T 2. 75 11/15/47	1, 500, 000. 00	1, 118, 025. 00	
T 2. 875 04/30/29	3, 500, 000. 00	3, 327, 240. 00	
T 2. 875 05/15/28	3, 500, 000. 00	3, 360, 665. 00	
T 2. 875 05/15/32	5, 700, 000. 00	5, 236, 647. 00	
T 2. 875 05/15/43	1, 200, 000. 00	956, 904. 00	
T 2. 875 05/15/49	1, 400, 000. 00	1, 058, 554. 00	
T 2. 875 05/15/52	3, 200, 000. 00	2, 403, 872. 00	
T 2. 875 08/15/28	4, 500, 000. 00	4, 309, 335. 00	
T 2. 875 08/15/45	800, 000. 00	623, 248. 00	
T 2. 875 11/15/46	1, 000, 000. 00	769, 490. 00	
T 2. 875 11/30/25	1, 500, 000. 00	1, 478, 490. 00	

T 3 02/15/47	1, 500, 000. 00	1, 176, 900. 00	
T 3 02/15/48	2, 400, 000. 00	1, 870, 632. 00	
T 3 02/15/49	2, 300, 000. 00	1, 783, 834. 00	
T 3 05/15/42	800, 000. 00	659, 368. 00	
T 3 05/15/45	900, 000. 00	717, 498. 00	
T 3 05/15/47	1, 700, 000. 00	1, 331, 508. 00	
T 3 08/15/48	2, 000, 000. 00	1, 554, 480. 00	
T 3 08/15/52	3, 000, 000. 00	2, 314, 200. 00	
T 3 11/15/44	1, 000, 000. 00	799, 530. 00	
T 3 11/15/45	800, 000. 00	635, 368. 00	
T 3. 125 02/15/42	1, 000, 000. 00	843, 820. 00	
T 3. 125 02/15/43	1, 800, 000. 00	1, 496, 250. 00	
T 3. 125 05/15/48	2, 400, 000. 00	1, 910, 808. 00	
T 3. 125 08/15/44	700, 000. 00	572, 628. 00	
T 3. 125 08/31/27	2, 200, 000. 00	2, 143, 152. 00	
T 3. 125 08/31/29	2, 700, 000. 00	2, 586, 654. 00	
T 3. 125 11/15/28	2, 900, 000. 00	2, 797, 079. 00	
T 3. 125 11/15/41	1, 000, 000. 00	847, 570. 00	
T 3. 25 05/15/42	2, 200, 000. 00	1, 881, 858. 00	
T 3. 25 06/30/27	2, 300, 000. 00	2, 251, 378. 00	
T 3. 25 06/30/29	3, 000, 000. 00	2, 893, 800. 00	
T 3. 375 05/15/33	5, 500, 000. 00	5, 188, 040. 00	
T 3. 375 05/15/44	500, 000. 00	426, 445. 00	
T 3. 375 08/15/42	2, 000, 000. 00	1, 736, 400. 00	
T 3. 375 09/15/27	2, 500, 000. 00	2, 451, 850. 00	
T 3. 375 11/15/48	3, 100, 000. 00	2, 575, 046. 00	
T 3. 5 01/31/28	1, 000, 000. 00	981, 770. 00	
T 3. 5 01/31/30	2, 500, 000. 00	2, 430, 200. 00	
T 3. 5 02/15/33	4, 200, 000. 00	4, 005, 876. 00	
T 3. 5 02/15/39	200, 000. 00	183, 554. 00	
T 3. 5 04/30/28	3, 000, 000. 00	2, 941, 680. 00	
T 3. 5 04/30/30	2, 500, 000. 00	2, 427, 175. 00	
T 3. 5 09/30/29	3, 100, 000. 00	3, 020, 423. 00	
T 3. 625 02/15/44	300, 000. 00	266, 001. 00	
T 3. 625 02/15/53	2, 700, 000. 00	2, 353, 725. 00	
T 3. 625 03/31/28	3, 000, 000. 00	2, 954, 520. 00	
T 3. 625 03/31/30	1, 200, 000. 00	1, 172, 640. 00	
T 3. 625 05/15/26	2, 500, 000. 00	2, 478, 125. 00	
T 3. 625 05/15/53	2, 900, 000. 00	2, 530, 685. 00	
T 3. 625 05/31/28	2, 000, 000. 00	1, 968, 280. 00	
T 3. 625 08/15/43	500, 000. 00	445, 485. 00	
T 3. 625 08/31/29	2, 500, 000. 00	2, 450, 675. 00	

T 3.625 09/30/31	2,000,000.00	1,940,300.00	
T 3.75 04/15/26	3,300,000.00	3,277,428.00	
T 3.75 05/31/30	3,000,000.00	2,946,900.00	
T 3.75 06/30/30	4,400,000.00	4,321,416.00	
T 3.75 08/15/27	2,500,000.00	2,476,200.00	
T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	1,017,456.00	
T 3.75 08/31/31	2,800,000.00	2,737,140.00	
T 3.75 11/15/43	700,000.00	633,633.00	
T 3.75 12/31/28	1,000,000.00	986,460.00	
T 3.75 12/31/30	2,400,000.00	2,352,648.00	
T 3.875 01/15/26	5,300,000.00	5,275,567.00	
T 3.875 02/15/43	2,600,000.00	2,411,682.00	
T 3.875 05/15/43	2,200,000.00	2,036,760.00	
T 3.875 08/15/33	5,000,000.00	4,888,150.00	
T 3.875 08/15/34	6,870,000.00	6,695,502.00	
T 3.875 08/15/40	500,000.00	473,375.00	
T 3.875 09/30/29	2,300,000.00	2,277,161.00	
T 3.875 10/15/27	2,800,000.00	2,781,716.00	
T 3.875 11/30/29	1,900,000.00	1,880,810.00	
T 3.875 12/31/27	2,200,000.00	2,185,326.00	
T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,484,400.00	
T 4 01/15/27	4,900,000.00	4,883,340.00	
T 4 01/31/29	4,100,000.00	4,082,452.00	
T 4 02/15/26	2,000,000.00	1,993,040.00	
T 4 02/15/34	5,100,000.00	5,024,265.00	
T 4 02/28/30	1,500,000.00	1,492,500.00	
T 4 02/29/28	5,000,000.00	4,981,900.00	
T 4 06/30/28	3,000,000.00	2,988,780.00	
T 4 07/31/29	2,500,000.00	2,489,875.00	
T 4 07/31/30	2,200,000.00	2,187,394.00	
T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,593,184.00	
T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,891,980.00	
T 4 11/15/52	2,600,000.00	2,424,786.00	
T 4.125 02/15/27	5,500,000.00	5,494,720.00	
T 4.125 03/31/29	3,000,000.00	3,001,680.00	
T 4.125 03/31/31	2,000,000.00	1,999,600.00	
T 4.125 06/15/26	2,000,000.00	1,996,360.00	
T 4.125 07/31/28	1,000,000.00	1,000,210.00	
T 4.125 07/31/31	2,000,000.00	1,999,280.00	
T 4.125 08/15/44	1,100,000.00	1,047,398.00	
T 4.125 08/15/53	3,100,000.00	2,958,485.00	
T 4.125 08/31/30	1,700,000.00	1,700,153.00	

T 4.125 09/30/27	2,100,000.00	2,100,483.00	
T 4.125 10/31/27	2,000,000.00	2,001,000.00	
T 4.125 10/31/29	2,900,000.00	2,904,843.00	
T 4.125 10/31/31	2,900,000.00	2,899,072.00	
T 4.125 11/15/27	3,200,000.00	3,201,120.00	
T 4.125 11/15/32	5,600,000.00	5,593,056.00	
T 4.25 01/31/26	3,300,000.00	3,297,261.00	
T 4.25 02/15/54	3,500,000.00	3,419,535.00	
T 4.25 02/28/29	2,500,000.00	2,513,525.00	
T 4.25 02/28/31	2,000,000.00	2,013,280.00	
T 4.25 03/15/27	3,900,000.00	3,908,073.00	
T 4.25 05/15/39	100,000.00	99,390.00	
T 4.25 06/30/29	3,700,000.00	3,722,533.00	
T 4.25 08/15/54	3,220,000.00	3,150,061.60	
T 4.25 11/15/34	2,150,000.00	2,159,890.00	
T 4.25 11/15/40	600,000.00	593,094.00	
T 4.25 12/31/25	5,800,000.00	5,794,316.00	
T 4.375 05/15/34	5,500,000.00	5,576,010.00	
T 4.375 05/15/40	900,000.00	904,077.00	
T 4.375 05/15/41	300,000.00	300,498.00	
T 4.375 07/15/27	1,000,000.00	1,006,170.00	
T 4.375 07/31/26	2,600,000.00	2,605,876.00	
T 4.375 08/15/26	4,000,000.00	4,010,200.00	
T 4.375 08/15/43	2,000,000.00	1,979,020.00	
T 4.375 08/31/28	1,000,000.00	1,008,570.00	
T 4.375 11/15/39	300,000.00	301,587.00	
T 4.375 11/30/28	1,900,000.00	1,918,278.00	
T 4.375 11/30/30	1,900,000.00	1,925,156.00	
T 4.375 12/15/26	4,000,000.00	4,014,680.00	
T 4.5 02/15/44	2,100,000.00	2,106,216.00	
T 4.5 03/31/26	2,500,000.00	2,506,625.00	
T 4.5 04/15/27	1,700,000.00	1,713,243.00	
T 4.5 05/15/27	2,700,000.00	2,722,032.00	
T 4.5 05/15/38	1,200,000.00	1,230,696.00	
T 4.5 05/31/29	1,500,000.00	1,524,810.00	
T 4.5 07/15/26	3,900,000.00	3,915,912.00	
T 4.5 08/15/39	300,000.00	305,859.00	
T 4.5 11/15/33	4,800,000.00	4,911,168.00	
T 4.5 11/15/54	1,200,000.00	1,225,212.00	
T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	1,032,340.00	
T 4.625 03/15/26	2,500,000.00	2,510,250.00	
T 4.625 04/30/29	2,500,000.00	2,552,075.00	

	T 4.625 04/30/31	1,000,000.00	1,027,750.00	
	T 4.625 05/15/44	700,000.00	713,230.00	
	T 4.625 05/15/54	3,000,000.00	3,119,520.00	
	T 4.625 05/31/31	2,900,000.00	2,980,707.00	
	T 4.625 09/15/26	4,000,000.00	4,027,720.00	
	T 4.625 09/30/28	2,500,000.00	2,544,225.00	
	T 4.625 09/30/30	1,500,000.00	1,538,895.00	
	T 4.625 10/15/26	2,300,000.00	2,317,250.00	
	T 4.625 11/15/26	4,800,000.00	4,838,208.00	
	T 4.75 02/15/41	900,000.00	941,706.00	
	T 4.75 11/15/43	2,200,000.00	2,282,742.00	
	T 4.75 11/15/53	3,300,000.00	3,492,885.00	
	T 4.875 10/31/28	1,400,000.00	1,437,968.00	
	T 4.875 11/30/25	1,200,000.00	1,205,964.00	
	T 5.25 11/15/28	500,000.00	521,090.00	
	T 5.375 02/15/31	320,000.00	342,572.80	
	T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,021,710.00	
	T 6.125 11/15/27	1,000,000.00	1,056,520.00	
	アメリカ・ドル小計	655,910,000.00	602,301,439.90 (90,477,722,302)	
カナダ・ドル	CAN 1 06/01/27	800,000.00	764,424.00	
	CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	385,340.00	
	CAN 1.25 06/01/30	2,100,000.00	1,919,085.00	
	CAN 1.5 06/01/26	2,600,000.00	2,545,140.00	
	CAN 1.5 06/01/31	1,700,000.00	1,549,584.00	
	CAN 1.5 12/01/31	2,100,000.00	1,899,366.00	
	CAN 1.75 12/01/53	1,100,000.00	816,090.00	
	CAN 2 06/01/28	700,000.00	679,819.00	
	CAN 2 06/01/32	2,000,000.00	1,861,660.00	
	CAN 2 12/01/51	600,000.00	476,784.00	
	CAN 2.25 06/01/29	1,100,000.00	1,073,281.00	
	CAN 2.25 12/01/29	1,600,000.00	1,551,328.00	
	CAN 2.5 12/01/32	830,000.00	797,912.20	
	CAN 2.75 06/01/33	1,800,000.00	1,759,860.00	
	CAN 2.75 09/01/27	2,950,000.00	2,935,987.50	
	CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,217,567.00	
	CAN 2.75 12/01/55	800,000.00	743,040.00	
	CAN 3 02/01/27	1,300,000.00	1,300,312.00	
	CAN 3 04/01/26	400,000.00	399,676.00	
	CAN 3.25 12/01/33	880,000.00	893,120.80	
	CAN 3.5 03/01/34	300,000.00	310,485.00	
	CAN 3.5 09/01/29	1,770,000.00	1,814,727.90	

	CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,269,456.00	
	CAN 4 03/01/29	1,700,000.00	1,773,083.00	
	CAN 4 06/01/41	1,300,000.00	1,449,630.00	
	CAN 4 08/01/26	1,100,000.00	1,116,753.00	
	CAN 5 06/01/37	400,000.00	478,092.00	
	CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	280,310.00	
	CAN 5.75 06/01/33	300,000.00	359,361.00	
	CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	656,950.00	
カナダ・ドル小計		36,080,000.00	35,078,224.40 (3,755,123,922)	
オーストラリア・ドル	ACGB 0.5 09/21/26	200,000.00	188,082.00	
	ACGB 1.25 05/21/32	1,300,000.00	1,056,445.00	
	ACGB 1.5 06/21/31	3,300,000.00	2,808,168.00	
	ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	272,625.00	
	ACGB 1.75 11/21/32	1,400,000.00	1,166,186.00	
	ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,230,424.00	
	ACGB 2.5 05/21/30	1,600,000.00	1,482,096.00	
	ACGB 2.75 05/21/41	600,000.00	471,324.00	
	ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	691,488.00	
	ACGB 2.75 11/21/27	1,200,000.00	1,161,384.00	
	ACGB 2.75 11/21/28	200,000.00	191,460.00	
	ACGB 2.75 11/21/29	1,400,000.00	1,323,532.00	
	ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	911,364.00	
	ACGB 3 11/21/33	900,000.00	813,870.00	
	ACGB 3.25 04/21/29	1,140,000.00	1,108,615.80	
	ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,732,120.00	
	ACGB 3.5 12/21/34	600,000.00	559,422.00	
	ACGB 3.75 04/21/37	1,100,000.00	1,029,534.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	1,500,000.00	1,434,930.00	
	ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,156,901.50	
	ACGB 4.25 06/21/34	250,000.00	248,797.50	
	ACGB 4.5 04/21/33	1,500,000.00	1,525,590.00	
	ACGB 4.75 04/21/27	800,000.00	814,968.00	
オーストラリア・ドル小計		26,940,000.00	24,379,326.80 (2,378,690,916)	
シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	800,000.00	777,400.00	
	SIGB 1.625 07/01/31	300,000.00	279,540.00	
	SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	797,600.00	
	SIGB 2.625 08/01/32	200,000.00	198,100.00	
	SIGB 2.75 03/01/46	1,000,000.00	991,220.00	
	SIGB 2.75 04/01/42	550,000.00	546,700.00	
	SIGB 2.875 07/01/29	100,000.00	100,673.00	

	SIGB 2.875 09/01/30	600,000.00	604,380.00	
	SIGB 3.25 06/01/54	800,000.00	885,632.00	
	SIGB 3.375 05/01/34	200,000.00	210,132.00	
	SIGB 3.375 09/01/33	400,000.00	418,720.00	
	SIGB 3.5 03/01/27	880,000.00	894,520.00	
	シンガポール・ドル小計	6,630,000.00	6,704,617.00 (750,179,596)	
ニュージー ランド・ドル	NZGB 0.5 05/15/26	200,000.00	190,704.00	
	NZGB 1.5 05/15/31	800,000.00	680,384.00	
	NZGB 1.75 05/15/41	1,200,000.00	784,668.00	
	NZGB 2 05/15/32	1,120,000.00	958,843.20	
	NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	338,770.00	
	NZGB 3 04/20/29	1,000,000.00	962,960.00	
	NZGB 3.5 04/14/33	100,000.00	94,195.00	
	NZGB 4.25 05/15/34	250,000.00	247,322.50	
	NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,117,347.00	
	NZGB 4.5 05/15/30	720,000.00	735,962.40	
	ニュージーランド・ドル小計	6,990,000.00	6,111,156.10 (541,509,542)	
イギリ ス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	600,000.00	392,142.00	
	UKT 0.125 01/30/26	400,000.00	383,216.00	
	UKT 0.125 01/31/28	1,800,000.00	1,600,992.00	
	UKT 0.25 07/31/31	1,400,000.00	1,095,290.00	
	UKT 0.375 10/22/26	2,000,000.00	1,867,400.00	
	UKT 0.375 10/22/30	1,100,000.00	894,960.00	
	UKT 0.5 01/31/29	1,850,000.00	1,606,207.00	
	UKT 0.5 10/22/61	1,200,000.00	362,244.00	
	UKT 0.625 07/31/35	1,350,000.00	931,905.00	
	UKT 0.875 01/31/46	400,000.00	197,280.00	
	UKT 0.875 07/31/33	1,300,000.00	991,224.00	
	UKT 0.875 10/22/29	800,000.00	693,216.00	
	UKT 1 01/31/32	2,100,000.00	1,701,903.00	
	UKT 1.125 10/22/73	300,000.00	109,422.00	
	UKT 1.25 07/22/27	900,000.00	838,179.00	
	UKT 1.25 07/31/51	1,400,000.00	670,264.00	
	UKT 1.25 10/22/41	800,000.00	491,200.00	
	UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,054,779.00	
	UKT 1.5 07/22/47	1,000,000.00	557,290.00	
	UKT 1.625 10/22/28	900,000.00	826,272.00	
	UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	255,150.00	
	UKT 1.75 01/22/49	1,950,000.00	1,126,125.00	
	UKT 1.75 09/07/37	700,000.00	521,080.00	

	UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	981,104.00	
	UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,310,720.00	
	UKT 3.25 01/31/33	2,150,000.00	2,012,099.00	
	UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,054,750.00	
	UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	1,028,040.00	
	UKT 3.75 01/29/38	1,100,000.00	1,026,740.00	
	UKT 3.75 03/07/27	1,200,000.00	1,187,364.00	
	UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	1,017,240.00	
	UKT 3.75 10/22/53	1,300,000.00	1,096,030.00	
	UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,145,794.00	
	UKT 4 10/22/31	700,000.00	694,113.00	
	UKT 4 10/22/63	400,000.00	350,720.00	
	UKT 4.125 01/29/27	1,700,000.00	1,696,362.00	
	UKT 4.125 07/22/29	1,370,000.00	1,371,657.70	
	UKT 4.25 03/07/36	700,000.00	694,610.00	
	UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	504,910.00	
	UKT 4.25 07/31/34	1,300,000.00	1,300,195.00	
	UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	583,020.00	
	UKT 4.25 12/07/27	1,200,000.00	1,207,680.00	
	UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	578,100.00	
	UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,401,150.00	
	UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	836,226.00	
	UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,567,893.00	
	UKT 4.375 07/31/54	350,000.00	328,895.00	
	UKT 4.5 06/07/28	550,000.00	556,693.50	
	UKT 4.5 09/07/34	600,000.00	612,948.00	
	UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	1,032,045.00	
	UKT 4.625 01/31/34	1,800,000.00	1,852,740.00	
	UKT 4.75 10/22/43	2,000,000.00	2,016,600.00	
	UKT 4.75 12/07/30	1,000,000.00	1,038,720.00	
	UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,030,080.00	
	UKT 6 12/07/28	650,000.00	698,698.00	
	イギリス・ポンド小計	62,020,000.00	52,981,677.20 (10,103,605,842)	
イスラエル・シェケル	ILGOV 1 03/31/30	2,000,000.00	1,688,840.00	
	ILGOV 1.3 04/30/32	1,700,000.00	1,369,061.00	
	ILGOV 1.5 05/31/37	1,200,000.00	849,120.00	
	ILGOV 2 03/31/27	800,000.00	759,864.00	
	ILGOV 2.25 09/28/28	1,900,000.00	1,764,872.00	
	ILGOV 3.75 02/28/29	1,600,000.00	1,566,608.00	
	ILGOV 3.75 03/31/47	3,600,000.00	3,063,276.00	
	ILGOV 3.75 09/30/27	1,000,000.00	985,450.00	

	ILGOV 4 03/30/35	500,000.00	479,540.00	
	ILGOV 6.25 10/30/26	2,600,000.00	2,692,144.00	
	イスラエル・シェケル小計	16,900,000.00	15,218,775.00 (629,800,089)	
デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	444,095.00	
	DGB 0.25 11/15/52	2,300,000.00	1,432,624.00	
	DGB 0.5 11/15/27	4,600,000.00	4,453,996.00	
	DGB 0.5 11/15/29	2,400,000.00	2,267,760.00	
	DGB 2.25 11/15/33	2,700,000.00	2,791,287.00	
	DGB 4.5 11/15/39	7,000,000.00	9,194,780.00	
	デンマーク・クローネ小計	19,500,000.00	20,584,542.00 (436,598,136)	
ノルウェー・クローネ	NGB 1.375 08/19/30	4,200,000.00	3,754,254.00	
	NGB 1.5 02/19/26	1,700,000.00	1,652,944.00	
	NGB 1.75 02/17/27	700,000.00	672,301.00	
	NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,632,550.00	
	NGB 2 04/26/28	5,900,000.00	5,617,508.00	
	NGB 2.125 05/18/32	1,200,000.00	1,096,080.00	
	NGB 3 08/15/33	1,100,000.00	1,059,377.00	
	NGB 3.5 10/06/42	2,300,000.00	2,324,334.00	
	NGB 3.625 04/13/34	1,000,000.00	1,009,910.00	
	ノルウェー・クローネ小計	23,100,000.00	21,819,258.00 (295,869,138)	
スウェーデン・クローナ	SGB 0.125 05/12/31	1,500,000.00	1,347,795.00	
	SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,586,299.00	
	SGB 0.75 11/12/29	4,200,000.00	4,005,078.00	
	SGB 1 11/12/26	6,400,000.00	6,319,808.00	
	SGB 1.75 11/11/33	1,900,000.00	1,873,077.00	
	SGB 3.5 03/30/39	4,900,000.00	5,713,694.00	
	スウェーデン・クローナ小計	22,600,000.00	22,845,751.00 (313,900,620)	
メキシコ・ペソ	MBONO 5.5 03/04/27	19,000,000.00	17,404,570.00	
	MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	18,088,570.00	
	MBONO 7.5 05/26/33	8,000,000.00	6,857,520.00	
	MBONO 7.5 06/03/27	22,000,000.00	20,942,900.00	
	MBONO 7.75 05/29/31	27,000,000.00	24,344,550.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	28,000,000.00	24,093,160.00	
	MBONO 8 11/07/47	13,000,000.00	10,290,800.00	
	MBONO 8.5 05/31/29	37,000,000.00	35,294,300.00	
	MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	35,015,600.00	
	メキシコ・ペソ小計	213,000,000.00	192,331,970.00 (1,415,717,166)	

オフショ ア・人民 元	CGB 1. 42 11/15/27	17, 000, 000. 00	16, 997, 960. 00	
	CGB 1. 74 10/15/29	9, 600, 000. 00	9, 638, 016. 00	
	CGB 1. 85 05/15/27	11, 000, 000. 00	11, 108, 130. 00	
	CGB 1. 87 09/15/31	21, 500, 000. 00	21, 506, 235. 00	
	CGB 1. 91 07/15/29	5, 500, 000. 00	5, 560, 225. 00	
	CGB 1. 99 03/15/26	35, 000, 000. 00	35, 274, 050. 00	
	CGB 2. 04 02/25/27	68, 600, 000. 00	69, 502, 090. 00	
	CGB 2. 05 04/15/29	25, 000, 000. 00	25, 427, 250. 00	
	CGB 2. 11 08/25/34	43, 500, 000. 00	43, 799, 280. 00	
	CGB 2. 18 08/15/26	22, 800, 000. 00	23, 091, 612. 00	
	CGB 2. 27 05/25/34	20, 000, 000. 00	20, 409, 400. 00	
	CGB 2. 28 03/25/31	28, 000, 000. 00	28, 680, 680. 00	
	CGB 2. 3 05/15/26	17, 000, 000. 00	17, 222, 870. 00	
	CGB 2. 35 02/25/34	22, 000, 000. 00	22, 548, 020. 00	
	CGB 2. 37 01/15/29	19, 000, 000. 00	19, 542, 070. 00	
	CGB 2. 39 11/15/26	72, 000, 000. 00	73, 336, 320. 00	
	CGB 2. 4 07/15/28	38, 000, 000. 00	39, 073, 500. 00	
	CGB 2. 46 02/15/26	29, 000, 000. 00	29, 370, 040. 00	
	CGB 2. 48 04/15/27	9, 000, 000. 00	9, 215, 100. 00	
	CGB 2. 5 07/25/27	11, 000, 000. 00	11, 271, 370. 00	
	CGB 2. 52 08/25/33	11, 000, 000. 00	11, 422, 950. 00	
	CGB 2. 54 12/25/30	27, 000, 000. 00	28, 079, 730. 00	
	CGB 2. 55 10/15/28	11, 000, 000. 00	11, 377, 850. 00	
	CGB 2. 6 09/15/30	32, 000, 000. 00	33, 402, 880. 00	
	CGB 2. 62 04/15/28	27, 000, 000. 00	27, 952, 830. 00	
	CGB 2. 62 06/25/30	22, 000, 000. 00	22, 974, 380. 00	
	CGB 2. 62 09/25/29	19, 000, 000. 00	19, 806, 740. 00	
	CGB 2. 64 01/15/28	31, 500, 000. 00	32, 582, 340. 00	
	CGB 2. 67 05/25/33	14, 000, 000. 00	14, 710, 080. 00	
	CGB 2. 67 11/25/33	15, 000, 000. 00	15, 768, 300. 00	
	CGB 2. 69 08/12/26	50, 000, 000. 00	51, 084, 000. 00	
	CGB 2. 8 03/24/29	22, 000, 000. 00	23, 035, 100. 00	
	CGB 2. 8 03/25/30	6, 000, 000. 00	6, 321, 120. 00	
	CGB 2. 8 11/15/32	29, 000, 000. 00	30, 789, 880. 00	
	CGB 2. 88 02/25/33	10, 900, 000. 00	11, 657, 332. 00	
	CGB 2. 91 10/14/28	21, 000, 000. 00	22, 020, 810. 00	
	CGB 3 10/15/53	13, 500, 000. 00	15, 724, 665. 00	
	CGB 3. 02 05/27/31	32, 400, 000. 00	34, 772, 976. 00	
	CGB 3. 12 10/25/52	17, 000, 000. 00	20, 087, 370. 00	
	CGB 3. 19 04/15/53	13, 000, 000. 00	15, 545, 400. 00	
	CGB 3. 72 04/12/51	44, 700, 000. 00	57, 974, 559. 00	
オフショア・人民元小計		993, 500, 000. 00	1, 039, 665, 510. 00	

			(21, 513, 590, 465)	
マレーシア・リングット	MGS 3.502 05/31/27	5, 100, 000. 00	5, 104, 743. 00	
	MGS 3.582 07/15/32	2, 500, 000. 00	2, 465, 125. 00	
	MGS 3.757 05/22/40	1, 400, 000. 00	1, 363, 068. 00	
	MGS 3.828 07/05/34	1, 000, 000. 00	1, 001, 800. 00	
	MGS 3.9 11/30/26	3, 100, 000. 00	3, 130, 473. 00	
	MGS 4.054 04/18/39	800, 000. 00	810, 784. 00	
	MGS 4.498 04/15/30	4, 000, 000. 00	4, 165, 920. 00	
	MGS 4.504 04/30/29	700, 000. 00	726, 271. 00	
	MGS 4.696 10/15/42	2, 200, 000. 00	2, 377, 496. 00	
	MGS 4.736 03/15/46	6, 700, 000. 00	7, 298, 243. 00	
マレーシア・リングット小計		27, 500, 000. 00	28, 443, 923. 00 (960, 411, 904)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 0.25 10/25/26	7, 900, 000. 00	7, 262, 707. 00	
	POLGB 1.25 10/25/30	10, 200, 000. 00	8, 179, 890. 00	
	POLGB 2.75 04/25/28	4, 000, 000. 00	3, 730, 320. 00	
	POLGB 2.75 10/25/29	700, 000. 00	628, 950. 00	
	POLGB 4.75 07/25/29	2, 000, 000. 00	1, 966, 940. 00	
	POLGB 6 10/25/33	2, 800, 000. 00	2, 904, 720. 00	
	POLGB 7.5 07/25/28	2, 750, 000. 00	2, 974, 345. 00	
ポーランド・ズロチ小計		30, 350, 000. 00	27, 647, 872. 00 (1, 017, 823, 230)	
ユーロ	BGB 0 10/22/27	650, 000. 00	612, 066. 00	
	BGB 0 10/22/31	1, 500, 000. 00	1, 269, 795. 00	
	BGB 0.1 06/22/30	700, 000. 00	619, 864. 00	
	BGB 0.35 06/22/32	1, 200, 000. 00	1, 020, 840. 00	
	BGB 0.4 06/22/40	800, 000. 00	544, 240. 00	
	BGB 0.65 06/22/71	400, 000. 00	178, 892. 00	
	BGB 0.8 06/22/27	800, 000. 00	774, 736. 00	
	BGB 0.8 06/22/28	700, 000. 00	667, 863. 00	
	BGB 0.9 06/22/29	900, 000. 00	847, 845. 00	
	BGB 1 06/22/26	700, 000. 00	688, 632. 00	
	BGB 1 06/22/31	1, 100, 000. 00	1, 006, 412. 00	
	BGB 1.25 04/22/33	900, 000. 00	814, 689. 00	
	BGB 1.45 06/22/37	1, 000, 000. 00	853, 960. 00	
	BGB 1.6 06/22/47	650, 000. 00	491, 874. 50	
	BGB 1.7 06/22/50	1, 000, 000. 00	744, 430. 00	
	BGB 1.9 06/22/38	700, 000. 00	622, 594. 00	
	BGB 2.15 06/22/66	500, 000. 00	386, 200. 00	
	BGB 2.25 06/22/57	500, 000. 00	399, 625. 00	
	BGB 2.7 10/22/29	150, 000. 00	152, 872. 50	
	BGB 2.75 04/22/39	600, 000. 00	587, 850. 00	

BGB 2.85 10/22/34	500,000.00	506,890.00	
BGB 3 06/22/34	200,000.00	205,974.00	
BGB 3.45 06/22/43	500,000.00	525,990.00	
BGB 3.75 06/22/45	600,000.00	658,524.00	
BGB 4 03/28/32	300,000.00	329,496.00	
BGB 4.25 03/28/41	680,000.00	787,644.00	
BGB 4.5 03/28/26	550,000.00	566,522.00	
BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,203,660.00	
BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,104,550.00	
BKO 2.5 03/19/26	2,100,000.00	2,111,592.00	
BTPS 0 08/01/26	1,300,000.00	1,252,992.00	
BTPS 0.45 02/15/29	1,750,000.00	1,608,197.50	
BTPS 0.5 02/01/26	1,500,000.00	1,469,415.00	
BTPS 0.6 08/01/31	1,300,000.00	1,124,370.00	
BTPS 0.85 01/15/27	900,000.00	874,548.00	
BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,778,640.00	
BTPS 0.95 03/01/37	1,000,000.00	758,790.00	
BTPS 0.95 06/01/32	3,300,000.00	2,865,819.00	
BTPS 0.95 08/01/30	1,200,000.00	1,088,124.00	
BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	770,944.00	
BTPS 0.95 12/01/31	1,400,000.00	1,230,474.00	
BTPS 1.1 04/01/27	1,500,000.00	1,460,955.00	
BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	785,184.00	
BTPS 1.35 04/01/30	1,900,000.00	1,776,538.00	
BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	330,852.00	
BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,189,176.00	
BTPS 1.65 12/01/30	1,100,000.00	1,031,349.00	
BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	998,790.00	
BTPS 2 02/01/28	1,500,000.00	1,483,980.00	
BTPS 2 12/01/25	1,300,000.00	1,296,178.00	
BTPS 2.05 08/01/27	600,000.00	596,232.00	
BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	998,070.00	
BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	898,893.00	
BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	448,025.00	
BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	573,126.00	
BTPS 2.45 09/01/50	1,700,000.00	1,338,427.00	
BTPS 2.65 12/01/27	400,000.00	403,472.00	
BTPS 2.7 03/01/47	950,000.00	806,170.00	
BTPS 2.8 03/01/67	700,000.00	560,259.00	
BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	1,009,670.00	
BTPS 2.8 12/01/28	1,300,000.00	1,317,394.00	
BTPS 2.95 02/15/27	2,000,000.00	2,026,780.00	

BTPS 2.95 09/01/38	1,000,000.00	943,240.00	
BTPS 3 08/01/29	2,000,000.00	2,039,860.00	
BTPS 3 10/01/29	350,000.00	355,407.50	
BTPS 3.1 03/01/40	700,000.00	660,632.00	
BTPS 3.25 03/01/38	800,000.00	780,832.00	
BTPS 3.25 09/01/46	1,100,000.00	1,023,088.00	
BTPS 3.35 03/01/35	1,120,000.00	1,132,622.40	
BTPS 3.35 07/01/29	600,000.00	619,098.00	
BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	952,970.00	
BTPS 3.45 07/15/31	270,000.00	279,061.20	
BTPS 3.5 02/15/31	1,000,000.00	1,036,990.00	
BTPS 3.5 03/01/30	1,000,000.00	1,043,390.00	
BTPS 3.7 06/15/30	1,900,000.00	1,992,283.00	
BTPS 3.8 08/01/28	1,700,000.00	1,778,540.00	
BTPS 3.85 02/01/35	1,350,000.00	1,418,404.50	
BTPS 3.85 07/01/34	1,000,000.00	1,053,870.00	
BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.00	1,111,352.00	
BTPS 3.85 09/15/26	2,900,000.00	2,977,111.00	
BTPS 3.85 12/15/29	1,300,000.00	1,372,371.00	
BTPS 4 02/01/37	2,000,000.00	2,134,940.00	
BTPS 4 04/30/35	500,000.00	536,285.00	
BTPS 4.1 02/01/29	1,500,000.00	1,591,020.00	
BTPS 4.15 10/01/39	300,000.00	319,143.00	
BTPS 4.3 10/01/54	700,000.00	744,198.00	
BTPS 4.4 05/01/33	3,000,000.00	3,303,450.00	
BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,334,866.00	
BTPS 4.75 09/01/28	1,800,000.00	1,946,718.00	
BTPS 4.75 09/01/44	1,200,000.00	1,371,516.00	
BTPS 5 08/01/34	1,570,000.00	1,807,038.60	
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	2,094,642.00	
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,978,528.00	
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	2,031,126.00	
BTPS 6 05/01/31	1,200,000.00	1,425,768.00	
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,897,999.00	
BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	437,468.00	
DBR 0 02/15/30	1,500,000.00	1,363,650.00	
DBR 0 02/15/31	1,000,000.00	890,850.00	
DBR 0 02/15/32	2,700,000.00	2,350,593.00	
DBR 0 05/15/35	1,200,000.00	961,416.00	
DBR 0 05/15/36	800,000.00	623,696.00	
DBR 0 08/15/29	1,950,000.00	1,790,119.50	
DBR 0 08/15/30	2,500,000.00	2,251,600.00	

DBR 0 08/15/31	1,300,000.00	1,145,313.00	
DBR 0 08/15/31	1,700,000.00	1,498,057.00	
DBR 0 08/15/50	2,000,000.00	1,120,140.00	
DBR 0 08/15/50	2,100,000.00	1,178,562.00	
DBR 0 11/15/27	600,000.00	568,380.00	
DBR 0 11/15/28	500,000.00	465,265.00	
DBR 0.25 02/15/27	300,000.00	289,875.00	
DBR 0.25 02/15/29	1,200,000.00	1,124,448.00	
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,416,840.00	
DBR 0.5 02/15/26	3,200,000.00	3,141,920.00	
DBR 0.5 02/15/28	1,000,000.00	959,510.00	
DBR 0.5 08/15/27	2,100,000.00	2,028,243.00	
DBR 1 05/15/38	1,600,000.00	1,366,128.00	
DBR 1.25 08/15/48	1,650,000.00	1,334,800.50	
DBR 1.7 08/15/32	1,400,000.00	1,373,680.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,200,000.00	1,070,484.00	
DBR 1.8 08/15/53	1,000,000.00	893,800.00	
DBR 2.1 11/15/29	1,400,000.00	1,411,564.00	
DBR 2.2 02/15/34	1,500,000.00	1,516,680.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,600,000.00	1,634,768.00	
DBR 2.3 02/15/33	1,300,000.00	1,328,847.00	
DBR 2.4 11/15/30	1,100,000.00	1,127,280.00	
DBR 2.5 07/04/44	1,600,000.00	1,645,552.00	
DBR 2.5 08/15/46	1,500,000.00	1,547,610.00	
DBR 2.5 08/15/54	1,000,000.00	1,036,400.00	
DBR 2.6 05/15/41	600,000.00	621,876.00	
DBR 2.6 08/15/33	900,000.00	939,834.00	
DBR 2.6 08/15/34	1,380,000.00	1,440,954.60	
DBR 3.25 07/04/42	800,000.00	906,384.00	
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,543,529.00	
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	868,420.00	
DBR 4.75 07/04/28	600,000.00	659,574.00	
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	738,810.00	
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,910,476.50	
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,081,557.00	
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,112,160.00	
DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	603,440.00	
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,115,250.00	
FRTR 0 02/25/26	2,000,000.00	1,947,740.00	
FRTR 0 02/25/27	1,100,000.00	1,048,157.00	
FRTR 0 05/25/32	2,900,000.00	2,376,840.00	
FRTR 0 11/25/29	2,500,000.00	2,213,675.00	

FRTR 0 11/25/30	4,100,000.00	3,525,754.00	
FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,501,340.00	
FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,793,686.00	
FRTR 0.5 05/25/26	3,100,000.00	3,026,189.00	
FRTR 0.5 05/25/29	3,000,000.00	2,755,380.00	
FRTR 0.5 05/25/40	1,300,000.00	879,385.00	
FRTR 0.5 05/25/72	500,000.00	189,685.00	
FRTR 0.5 06/25/44	350,000.00	213,643.50	
FRTR 0.75 02/25/28	4,200,000.00	3,996,846.00	
FRTR 0.75 05/25/28	2,500,000.00	2,368,775.00	
FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,628,190.00	
FRTR 0.75 11/25/28	3,400,000.00	3,189,744.00	
FRTR 1 05/25/27	2,000,000.00	1,942,000.00	
FRTR 1.25 05/25/34	1,500,000.00	1,302,015.00	
FRTR 1.25 05/25/36	1,850,000.00	1,539,977.00	
FRTR 1.25 05/25/38	2,600,000.00	2,072,174.00	
FRTR 1.5 05/25/31	2,650,000.00	2,479,605.00	
FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,655,544.00	
FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	520,872.00	
FRTR 1.75 06/25/39	2,000,000.00	1,690,020.00	
FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,577,840.00	
FRTR 2 11/25/32	2,700,000.00	2,556,819.00	
FRTR 2.5 05/25/30	2,100,000.00	2,099,433.00	
FRTR 2.5 05/25/43	1,100,000.00	986,271.00	
FRTR 2.5 09/24/26	3,100,000.00	3,117,763.00	
FRTR 2.5 09/24/27	1,400,000.00	1,408,568.00	
FRTR 2.75 02/25/29	1,600,000.00	1,619,184.00	
FRTR 2.75 02/25/30	2,750,000.00	2,779,095.00	
FRTR 2.75 10/25/27	2,650,000.00	2,686,066.50	
FRTR 3 05/25/33	2,200,000.00	2,233,594.00	
FRTR 3 05/25/54	1,300,000.00	1,201,499.00	
FRTR 3 06/25/49	270,000.00	256,591.80	
FRTR 3 11/25/34	2,230,000.00	2,248,442.10	
FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	898,920.00	
FRTR 3.25 05/25/55	200,000.00	193,090.00	
FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,832,130.00	
FRTR 3.5 11/25/33	3,400,000.00	3,577,582.00	
FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,516,179.00	
FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,560,482.00	
FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,201,080.00	
FRTR 4.5 04/25/41	1,900,000.00	2,214,165.00	
FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	930,120.00	

FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,856,877.00	
FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	485,272.00	
IRISH 0 10/18/31	500,000.00	428,745.00	
IRISH 0.2 05/15/27	100,000.00	95,815.00	
IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	481,850.00	
IRISH 1 05/15/26	850,000.00	837,012.00	
IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	478,710.00	
IRISH 1.3 05/15/33	250,000.00	230,795.00	
IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	476,115.00	
IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	397,085.00	
IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	273,210.00	
IRISH 2 02/18/45	1,100,000.00	991,375.00	
IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	607,698.00	
IRISH 2.6 10/18/34	490,000.00	498,413.30	
NETHER 0 01/15/27	1,300,000.00	1,247,623.00	
NETHER 0 01/15/38	700,000.00	508,403.00	
NETHER 0 07/15/30	1,700,000.00	1,511,283.00	
NETHER 0.25 07/15/29	500,000.00	460,495.00	
NETHER 0.5 01/15/40	1,500,000.00	1,133,040.00	
NETHER 0.5 07/15/26	1,050,000.00	1,025,524.50	
NETHER 0.5 07/15/32	1,200,000.00	1,057,704.00	
NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	387,708.00	
NETHER 0.75 07/15/28	1,700,000.00	1,624,843.00	
NETHER 2 01/15/54	200,000.00	181,326.00	
NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	611,604.00	
NETHER 2.5 07/15/33	800,000.00	813,784.00	
NETHER 2.5 07/15/34	230,000.00	233,289.00	
NETHER 2.75 01/15/47	2,300,000.00	2,417,208.00	
NETHER 3.25 01/15/44	200,000.00	223,566.00	
NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,527,682.00	
NETHER 4 01/15/37	300,000.00	349,542.00	
NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	773,311.00	
OBL 0 04/10/26	2,100,000.00	2,045,463.00	
OBL 0 04/16/27	2,200,000.00	2,105,312.00	
OBL 0 10/09/26	2,700,000.00	2,608,065.00	
OBL 1.3 10/15/27	300,000.00	295,545.00	
OBL 1.3 10/15/27	1,200,000.00	1,182,288.00	
OBL 2.1 04/12/29	1,000,000.00	1,007,610.00	
OBL 2.1 04/12/29	600,000.00	604,716.00	
OBL 2.2 04/13/28	1,200,000.00	1,212,948.00	
OBL 2.4 10/19/28	1,600,000.00	1,630,400.00	
OBL 2.5 10/11/29	1,050,000.00	1,077,541.50	

PGB 0.3 10/17/31	500,000.00	439,240.00	
PGB 0.475 10/18/30	400,000.00	363,780.00	
PGB 0.7 10/15/27	450,000.00	434,799.00	
PGB 0.9 10/12/35	300,000.00	251,421.00	
PGB 1 04/12/52	300,000.00	188,469.00	
PGB 1.15 04/11/42	350,000.00	265,800.50	
PGB 1.65 07/16/32	300,000.00	286,185.00	
PGB 1.95 06/15/29	600,000.00	597,252.00	
PGB 2.125 10/17/28	750,000.00	753,510.00	
PGB 2.25 04/18/34	400,000.00	392,524.00	
PGB 2.875 07/21/26	500,000.00	506,835.00	
PGB 2.875 10/20/34	410,000.00	421,742.40	
PGB 3.5 06/18/38	320,000.00	345,024.00	
PGB 3.625 06/12/54	100,000.00	108,785.00	
PGB 3.875 02/15/30	400,000.00	434,900.00	
PGB 4.1 02/15/45	300,000.00	348,063.00	
PGB 4.1 04/15/37	500,000.00	571,420.00	
PGB 4.125 04/14/27	400,000.00	420,508.00	
RAGB 0 02/20/30	800,000.00	712,504.00	
RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,212,778.00	
RAGB 0 10/20/40	300,000.00	195,912.00	
RAGB 0.25 10/20/36	700,000.00	529,613.00	
RAGB 0.5 02/20/29	1,220,000.00	1,137,967.20	
RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	674,800.00	
RAGB 0.75 02/20/28	600,000.00	574,596.00	
RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	564,525.00	
RAGB 0.75 10/20/26	600,000.00	585,744.00	
RAGB 0.85 06/30/20	250,000.00	119,797.50	
RAGB 0.9 02/20/32	600,000.00	540,834.00	
RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	553,882.00	
RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	131,022.00	
RAGB 2.4 05/23/34	700,000.00	693,175.00	
RAGB 2.9 02/20/33	500,000.00	516,185.00	
RAGB 2.9 02/20/34	460,000.00	474,246.20	
RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	525,840.00	
RAGB 3.15 10/20/53	350,000.00	370,006.00	
RAGB 3.2 07/15/39	200,000.00	211,456.00	
RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	855,344.00	
RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	346,572.00	
RAGB 4.85 03/15/26	800,000.00	827,184.00	
RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,104,910.00	
RFBG 0 09/15/26	300,000.00	289,185.00	

RFGB 0 09/15/30	400,000.00	350,620.00	
RFGB 0.25 09/15/40	700,000.00	476,952.00	
RFGB 0.5 04/15/26	300,000.00	293,853.00	
RFGB 0.5 09/15/27	700,000.00	671,139.00	
RFGB 0.5 09/15/28	300,000.00	282,084.00	
RFGB 0.5 09/15/29	100,000.00	92,267.00	
RFGB 0.75 04/15/31	800,000.00	725,096.00	
RFGB 1.375 04/15/47	500,000.00	384,480.00	
RFGB 2.625 07/04/42	700,000.00	685,552.00	
RFGB 2.75 04/15/38	200,000.00	200,366.00	
RFGB 2.75 07/04/28	200,000.00	204,340.00	
RFGB 2.875 04/15/29	250,000.00	256,772.50	
RFGB 3 09/15/33	800,000.00	830,736.00	
RFGB 3 09/15/34	260,000.00	269,869.60	
SPGB 0 01/31/27	1,050,000.00	1,002,193.50	
SPGB 0.1 04/30/31	800,000.00	688,472.00	
SPGB 0.5 04/30/30	1,600,000.00	1,447,616.00	
SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,222,998.00	
SPGB 0.7 04/30/32	1,400,000.00	1,226,274.00	
SPGB 0.8 07/30/27	1,100,000.00	1,060,389.00	
SPGB 0.8 07/30/29	700,000.00	652,393.00	
SPGB 0.85 07/30/37	500,000.00	387,185.00	
SPGB 1 10/31/50	800,000.00	482,184.00	
SPGB 1.2 10/31/40	1,400,000.00	1,058,372.00	
SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,804,010.00	
SPGB 1.3 10/31/26	1,400,000.00	1,378,804.00	
SPGB 1.4 04/30/28	1,500,000.00	1,458,600.00	
SPGB 1.4 07/30/28	1,200,000.00	1,164,048.00	
SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	2,024,316.00	
SPGB 1.45 10/31/27	1,300,000.00	1,272,128.00	
SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	220,564.00	
SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,476,990.00	
SPGB 1.85 07/30/35	600,000.00	545,754.00	
SPGB 1.95 04/30/26	2,300,000.00	2,293,031.00	
SPGB 1.95 07/30/30	700,000.00	683,074.00	
SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	682,605.00	
SPGB 2.5 05/31/27	1,400,000.00	1,409,366.00	
SPGB 2.55 10/31/32	1,450,000.00	1,443,823.00	
SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	675,015.00	
SPGB 2.8 05/31/26	1,100,000.00	1,108,899.00	
SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,600,278.00	
SPGB 3.15 04/30/33	1,550,000.00	1,606,513.00	

	SPGB 3.45 07/30/43	700,000.00	716,506.00	
	SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,292,746.00	
	SPGB 3.45 10/31/34	1,650,000.00	1,741,476.00	
	SPGB 3.5 05/31/29	1,500,000.00	1,572,810.00	
	SPGB 3.55 10/31/33	1,800,000.00	1,917,666.00	
	SPGB 3.9 07/30/39	700,000.00	763,399.00	
	SPGB 4 10/31/54	300,000.00	330,534.00	
	SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,182,951.00	
	SPGB 4.7 07/30/41	1,100,000.00	1,315,072.00	
	SPGB 4.9 07/30/40	1,400,000.00	1,699,446.00	
	SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,658,805.00	
	SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,784,440.00	
	SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,219,090.00	
	SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	529,930.00	
	SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,178,426.00	
	ユーロ小計	380,630,000.00	366,092,721.40 (57,937,834,090)	
国債証券合計			192,528,376,958 (192,528,376,958)	
合 計			192,528,376,958 (192,528,376,958)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	255 銘柄	46.4%	47.0%
カナダ・ドル	国債証券	30 銘柄	1.9%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券	23 銘柄	1.2%	1.2%
シンガポール・ドル	国債証券	12 銘柄	0.4%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	10 銘柄	0.3%	0.3%
イギリス・ポンド	国債証券	55 銘柄	5.2%	5.2%
イスラエル・シェケル	国債証券	10 銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券	9 銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券	6 銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券	9 銘柄	0.7%	0.7%
オフショア・人民元	国債証券	41 銘柄	11.0%	11.2%
マレーシア・リンギット	国債証券	10 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券	7 銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	329 銘柄	29.7%	30.1%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	685,390,878
金銭信託	117,013
コール・ローン	21,587,465
国債証券	9,845,931,500
未収利息	123,563,392
前払費用	4,530,432
流動資産合計	10,681,120,680
資産合計	10,681,120,680
負債の部	
流動負債	
未払金	256,579,966
未払解約金	475,000
流動負債合計	257,054,966
負債合計	257,054,966
純資産の部	
元本等	
元本	9,216,121,853
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,207,943,861
元本等合計	10,424,065,714
純資産合計	10,424,065,714
負債純資産合計	10,681,120,680

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 12 月 1 日
	至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した

	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	9, 216, 121, 853 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 1311 円 (1 万口当たりの純資産額 11, 311 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信

	託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日

至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	6,292,053,335 円
同期中における追加設定元本額	3,819,805,581 円
同期中における一部解約元本額	895,737,063 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
日興 FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジあり)	373,549,973 円
日興 FWS・新興国債インデックス (為替ヘッジなし)	7,420,243,308 円
三井住友 DS・新興国債インデックス・ファンド	129,098,007 円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	126,223,704 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	342,232,412 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	223,267,493 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	81,434,972 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2060	18,358,870 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2035	41,824,125 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2040	27,156,437 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2045	26,663,640 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2055	18,267,684 円
三井住友 DS・DC ターゲットイヤーファンド 2065	15,831,965 円
三井住友 DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 1 (保守型)	311,208 円
三井住友 DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 2 (安定型)	13,050,831 円
三井住友 DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 3 (安定成長型)	100,512,830 円
三井住友 DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 4 (成長型)	183,929,186 円
三井住友 DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 5 (積極成長型)	74,165,208 円
合 計	9,216,121,853 円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ カ・ドル	ADGB 1.875 09/15/31	1,300,000.00	1,091,428.00	
		ADGB 2.5 04/16/25	700,000.00	694,078.00	
		ADGB 3.125 04/16/30	600,000.00	558,384.00	
		ADGB 3.125 09/30/49	1,000,000.00	701,170.00	
		ADGB 3.875 04/16/50	200,000.00	160,486.00	

	ADGB 5 04/30/34	300,000.00	306,330.00	
	ADGB 5.5 04/30/54	700,000.00	717,381.00	
	BRAZIL 2.875 06/06/25	600,000.00	590,868.00	
	BRAZIL 3.75 09/12/31	600,000.00	527,718.00	
	BRAZIL 3.875 06/12/30	500,000.00	453,205.00	
	BRAZIL 4.75 01/14/50	700,000.00	513,863.00	
	BRAZIL 5.625 01/07/41	200,000.00	180,104.00	
	BRAZIL 6 10/20/33	1,400,000.00	1,381,100.00	
	BRAZIL 6.125 01/22/32	600,000.00	601,236.00	
	BRAZIL 6.25 03/18/31	300,000.00	303,906.00	
	BRAZIL 7.125 05/13/54	300,000.00	297,768.00	
	CHILE 2.55 07/27/33	800,000.00	666,144.00	
	CHILE 2.75 01/31/27	400,000.00	383,760.00	
	CHILE 3.1 05/07/41	200,000.00	150,494.00	
	CHILE 3.5 01/25/50	600,000.00	443,448.00	
	CHILE 3.5 01/31/34	1,100,000.00	980,166.00	
	CHILE 4.34 03/07/42	600,000.00	529,800.00	
	CHILE 4.85 01/22/29	400,000.00	401,196.00	
	CHILE 4.95 01/05/36	800,000.00	785,344.00	
	CHINA (PEOPLE'S) 1.2 10/21/30	700,000.00	604,261.00	
	CHINA (PEOPLE'S) 2.125 12/03/29	300,000.00	276,594.00	
	CHINA 0.55 10/21/25	200,000.00	193,170.00	
	CHINA 1.25 10/26/26	700,000.00	664,237.00	
	COLOM 3.125 04/15/31	800,000.00	648,792.00	
	COLOM 7.5 02/02/34	1,400,000.00	1,409,394.00	
	COLOM 7.75 11/07/36	300,000.00	301,530.00	
	COLOM 8 04/20/33	800,000.00	837,080.00	
	COLOM 8 11/14/35	300,000.00	310,110.00	
	COLOM 8.375 11/07/54	400,000.00	404,888.00	
	COLOM 8.75 11/14/53	600,000.00	631,020.00	
	DOMREP 5.5 02/22/29	500,000.00	490,685.00	
	DOMREP 5.875 01/30/60	1,400,000.00	1,257,914.00	
	DOMREP 6 02/22/33	1,700,000.00	1,679,685.00	
	INDON 3.05 03/12/51	200,000.00	137,478.00	
	INDON 3.85 10/15/30	600,000.00	568,926.00	
	INDON 4.2 10/15/50	200,000.00	169,590.00	
	INDON 4.75 01/08/26	400,000.00	400,976.00	
	INDON 5.125 01/15/45	400,000.00	391,856.00	
	KSA 2.25 02/02/33	1,600,000.00	1,309,376.00	
	KSA 3.625 03/04/28	600,000.00	579,558.00	
	KSA 4.75 01/16/30	300,000.00	298,887.00	
	KSA 4.75 01/18/28	600,000.00	601,038.00	

KSA 4.875 07/18/33	700,000.00	697,060.00	
KSA 5 01/16/34	1,000,000.00	999,630.00	
KSA 5 01/18/53	800,000.00	716,280.00	
KSA 5.25 01/16/50	200,000.00	188,824.00	
KSA 5.75 01/16/54	1,100,000.00	1,085,557.00	
MEX 2.659 05/24/31	1,200,000.00	1,001,568.00	
MEX 3.25 04/16/30	200,000.00	178,526.00	
MEX 4.5 01/31/50	300,000.00	225,207.00	
MEX 4.5 04/22/29	200,000.00	193,764.00	
MEX 4.875 05/19/33	1,000,000.00	923,480.00	
MEX 5 04/27/51	900,000.00	718,506.00	
MEX 6 05/07/36	800,000.00	781,880.00	
MEX 6.338 05/04/53	900,000.00	841,851.00	
MEX 6.35 02/09/35	500,000.00	505,250.00	
MEX 6.4 05/07/54	200,000.00	188,730.00	
OMAN 6.25 01/25/31	1,200,000.00	1,254,768.00	
PANAMA 2.252 09/29/32	800,000.00	592,912.00	
PANAMA 4.5 01/19/63	800,000.00	519,288.00	
PANAMA 6.4 02/14/35	1,400,000.00	1,351,812.00	
PERU 2.783 01/23/31	1,000,000.00	872,060.00	
PERU 3 01/15/34	500,000.00	415,875.00	
PERU 5.625 11/18/50	800,000.00	786,288.00	
PERU 5.875 08/08/54	400,000.00	401,832.00	
PHILIP 1.648 06/10/31	200,000.00	164,546.00	
PHILIP 2.65 12/10/45	400,000.00	267,600.00	
PHILIP 2.95 05/05/45	200,000.00	141,356.00	
PHILIP 3.7 02/02/42	200,000.00	164,682.00	
POLAND 4.625 03/18/29	900,000.00	897,273.00	
POLAND 5.125 09/18/34	2,100,000.00	2,089,374.00	
POLAND 5.5 03/18/54	1,400,000.00	1,360,128.00	
QATAR 3.4 04/16/25	400,000.00	398,116.00	
QATAR 3.75 04/16/30	1,000,000.00	964,210.00	
QATAR 4.4 04/16/50	1,300,000.00	1,152,853.00	
QATAR 4.75 05/29/34	400,000.00	405,784.00	
REPHUN 5.25 06/16/29	500,000.00	496,030.00	
REPHUN 5.5 03/26/36	1,300,000.00	1,251,627.00	
REPHUN 6.125 05/22/28	500,000.00	513,635.00	
REPHUN 6.25 09/22/32	900,000.00	931,563.00	
SOAF 7.1 11/19/36	600,000.00	606,012.00	
SOAF 7.3 04/20/52	1,300,000.00	1,232,777.00	
SOAF 7.95 11/19/54	400,000.00	405,176.00	
TURKEY 6.125 10/24/28	800,000.00	808,424.00	

	TURKEY 6.375 10/14/25	400,000.00	405,936.00	
	TURKEY 7.125 07/17/32	1,100,000.00	1,115,499.00	
	TURKEY 7.625 05/15/34	500,000.00	521,410.00	
	TURKEY 9.125 07/13/30	1,100,000.00	1,236,290.00	
	TURKEY 9.375 01/19/33	1,400,000.00	1,612,478.00	
	TURKEY 9.375 03/14/29	200,000.00	224,222.00	
	TURKEY 9.875 01/15/28	1,400,000.00	1,567,818.00	
	UAE 4.857 07/02/34	500,000.00	503,700.00	
	URUGUA 4.375 01/23/31	400,000.00	391,684.00	
	URUGUA 4.975 04/20/55	400,000.00	370,972.00	
	URUGUA 5.75 10/28/34	300,000.00	314,868.00	
	アメリカ・ドル小計	69,300,000.00	65,543,413.00 (9,845,931,500)	
国債証券合計			9,845,931,500 (9,845,931,500)	
合 計			9,845,931,500 (9,845,931,500)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	100 銘柄	94.5%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

J リート・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	331,206
コール・ローン	61,103,429
投資証券	17,446,497,900
未収入金	661,664
未収配当金	128,648,280
前払金	1,748,000
差入委託証拠金	1,790,320
流動資産合計	17,640,780,799
資産合計	17,640,780,799
負債の部	
流動負債	

派生商品評価勘定	1,872,400
未払金	64,016,089
未払解約金	7,449,761
流動負債合計	73,338,250
負債合計	73,338,250
純資産の部	
元本等	
元本	7,057,146,249
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	10,510,296,300
元本等合計	17,567,442,549
純資産合計	17,567,442,549
負債純資産合計	17,640,780,799

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における	7,057,146,249 口

受益権の総数	
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2,4893 円 (1 万口当たりの純資産額 24,893 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク

	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0612 月	35,002,400	-	33,130,000	△1,872,400
	小計	35,002,400	-	33,130,000	△1,872,400
合 計		35,002,400	-	33,130,000	△1,872,400

(注) 1. 時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日
至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,830,612,947 円
同期中における追加設定元本額	3,544,217,770 円
同期中における一部解約元本額	1,317,684,468 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	199,702,941 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	346,679,353 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	191,001,419 円
イオン・バランス戦略ファンド	11,502,003 円
三井住友・DC 日本リートインデックスファンド	2,890,336,550 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	44,968,226 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	49,971,547 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	56,151,600 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	254,892,072 円
三井住友・資産最適化ファンド (4 やや成長型)	166,796,778 円
三井住友・資産最適化ファンド (5 成長重視型)	138,414,751 円
三井住友・DC つみたて NISA・世界分散ファンド	70,713,465 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2060	10,135,099 円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	420,003,555 円
日興FWS・J リートインデックス	1,408,618,083 円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	210,815,682 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2035	15,737,551 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2040	10,870,698 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2045	13,049,112 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2055	10,210,056 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2065	8,820,058 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 1 (保守型)	712,490 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 2 (安定型)	22,918,282 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 3 (安定成長型)	120,148,870 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 4 (成長型)	121,623,828 円
三井住友DS・FW 専用ポートフォリオ・レベル 5 (積極成長型)	47,423,887 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA<適格機関投資家限定>	2,625,719 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	83,867,116 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド 2016-04<適格機関投資家限定>	49,430,105 円

SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	79,005,353 円
合 計	7,057,146,249 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	395	44,674,500	
	サンケイリアルエステート投資法人	572	42,842,800	
	S O S I L A 物流リート投資法人	908	96,611,200	
	東海道リート投資法人	303	31,693,800	
	日本アコモデーションファンド投資法人	626	360,576,000	
	森ヒルズリート投資法人	2,141	267,196,800	
	産業ファンド投資法人	3,329	379,173,100	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,786	523,655,200	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	884	283,764,000	
	G L P 投資法人	6,102	776,174,400	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	922	263,323,200	
	日本プロロジスリート投資法人	3,166	745,909,600	
	星野リゾート・リート投資法人	768	169,497,600	
	O n e リート投資法人	314	71,246,600	
	イオンリート投資法人	2,230	280,757,000	
	ヒューリックリート投資法人	1,608	212,899,200	
	日本リート投資法人	589	185,535,000	
	積水ハウス・リート投資法人	5,466	398,471,400	
	トーセイ・リート投資法人	388	47,956,800	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	441	46,128,600	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	491	45,172,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	5,815	821,078,000	
	いちごホテルリート投資法人	295	42,863,500	
	ラサールロジポート投資法人	2,325	329,917,500	
	スターアジア不動産投資法人	3,354	168,706,200	
	マリモ地方創生リート投資法人	322	35,645,400	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	3,962	401,350,600	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	328	21,582,400	
	日本ホテル&レジデンシャル新	60	3,948,000	

	投資法人みらい	2,508	100,570,800	
	三菱地所物流リート投資法人	626	216,283,000	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	785	110,449,500	
	ザイマックス・リート投資法人	304	33,865,600	
	タカラレーベン不動産投資法人	1,186	100,810,000	
	日本ビルファンド投資法人	10,594	1,328,487,600	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,866	1,033,764,000	
	日本都市ファンド投資法人	9,421	851,658,400	
	オリックス不動産投資法人	3,621	601,086,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	1,244	409,276,000	
	N T T 都市開発リート投資法人	1,850	210,160,000	
	東急リアル・エステート投資法人	1,222	192,220,600	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,322	128,895,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	4,066	556,635,400	
	森トラストリート投資法人	3,512	214,583,200	
	インヴィンシブル投資法人	10,015	637,955,500	
	フロンティア不動産投資法人	673	264,489,000	
	平和不動産リート投資法人	1,335	156,328,500	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,222	320,897,200	
	福岡リート投資法人	1,028	145,873,200	
	K D X 不動産投資法人	5,084	745,822,800	
	いちごオフィスリート投資法人	1,329	104,592,300	
	大和証券オフィス投資法人	738	217,857,600	
	阪急阪神リート投資法人	869	102,368,200	
	スターツプロシード投資法人	312	53,258,400	
	大和ハウスリート投資法人	2,725	631,382,500	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	6,678	458,110,800	
	大和証券リビング投資法人	2,638	237,947,600	
	ジャパンエクセレント投資法人	1,564	182,518,800	
	投資証券 小計		17,446,497,900	
	合 計		17,446,497,900	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2024年12月2日現在）

資産の部

流動資産

預金

749,232,636

金銭信託	325,118
コール・ローン	59,980,227
投資証券	45,359,536,837
未収入金	2,632,975
未収配当金	51,005,192
流動資産合計	46,222,712,985
資産合計	46,222,712,985
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,231
未払金	82,875,021
流動負債合計	82,887,252
負債合計	82,887,252
純資産の部	
元本等	
元本	12,219,454,169
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	33,920,371,564
元本等合計	46,139,825,733
純資産合計	46,139,825,733
負債純資産合計	46,222,712,985

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理

の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	12, 219, 454, 169 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3. 7759 円 (1 万口当たりの純資産額 37, 759 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい

	ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	129,800,000	－	129,789,022	△10,978
	オーストラリア・ドル	6,400,000	－	6,398,747	△1,253

	小計	136,200,000	-	136,187,769	△12,231
	合 計	136,200,000	-	136,187,769	△12,231

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	10,265,225,929 円
同期中における追加設定元本額	2,851,520,801 円
同期中における一部解約元本額	897,292,561 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	11,099,230 円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	17,692,033 円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	32,688,731 円
イオン・バランス戦略ファンド	7,552,084 円
三井住友・DC 外国リートインデックスファンド	9,476,392,380 円
三井住友DS・DC ターゲットイヤーファンド 2050	13,902,509 円
三井住友・資産最適化ファンド (1 安定重視型)	38,740,973 円
三井住友・資産最適化ファンド (2 やや安定型)	38,588,464 円
三井住友・資産最適化ファンド (3 バランス型)	170,068,858 円

三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	112,503,677 円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	93,626,730 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	137,357,544 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,149,968 円
三井住友DS・外国リートインデックス年金ファンド	678,149,231 円
日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジあり）	78,663,066 円
日興FWS・Gリートインデックス（為替ヘッジなし）	1,025,695,017 円
三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンド	158,503,416 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	8,562,766 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	4,890,491 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	4,530,173 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	3,121,732 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	2,702,812 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	60,300 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	1,617,831 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	9,124,886 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	8,654,686 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	3,364,258 円
SMAM・世界リート・インデックスファンドVA＜適格機関投資家限定＞	28,331,735 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	50,118,588 円
合 計	12,219,454,169 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリ カ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	20,375.00	526,693.75	
		AGREE REALTY CORP	19,478.00	1,495,910.40	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	12,195.00	239,997.60	
		ALEXANDER'S INC	300.00	67,083.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	30,500.00	3,362,015.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	2,165.00	38,731.85	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	10,429.00	296,600.76	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	30,895.00	920,979.95	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	62,342.00	2,387,075.18	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	53,709.00	1,281,496.74	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	23,200.00	205,088.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	46,598.00	750,693.78	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	15,799.00	174,578.95	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	27,698.00	6,518,724.30	

		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	8,400.00	30,240.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	34,607.00	193,799.20	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	59,227.00	1,780,955.89	
		BROADSTONE NET LEASE INC	38,233.00	669,459.83	
		BRT APARTMENTS CORP	500.00	10,030.00	
		BXP INC	28,213.00	2,313,183.87	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	21,280.00	2,677,024.00	
		CARETRUST REIT INC	31,844.00	948,632.76	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	3,648.00	112,723.20	
		CENTERSPACE	2,600.00	188,500.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	12,827.00	118,136.67	
		CITY OFFICE REIT INC	4,603.00	26,697.40	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	3,216.00	60,782.40	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	23,611.00	777,982.45	
		COUSINS PROPERTIES INC	28,470.00	903,637.80	
		CTO REALTY GROWTH INC	3,839.00	78,353.99	
		CUBESMART	43,515.00	2,156,603.40	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	16,246.00	394,127.96	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	40,047.00	371,636.16	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	178,800.00	109,962.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	60,231.00	11,786,604.39	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	40,340.00	104,884.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	35,856.00	694,172.16	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	20,000.00	2,740.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	15,924.00	196,183.68	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	9,739.00	1,677,153.19	
		ELME COMMUNITIES	15,190.00	257,318.60	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	31,367.00	343,782.32	
		EPR PROPERTIES	15,307.00	694,478.59	
		EQUINIX INC	18,578.00	18,233,935.44	
		EQUITY COMMONWEALTH	22,874.00	465,257.16	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	36,206.00	2,582,573.98	
		EQUITY RESIDENTIAL	66,415.00	5,091,373.90	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	32,895.00	1,121,719.50	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	12,761.00	3,961,780.06	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	41,302.00	7,060,989.92	
		FARMLAND PARTNERS INC	7,194.00	91,435.74	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	15,120.00	1,763,748.00	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	25,899.00	1,384,301.55	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	17,953.00	533,383.63	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	15,115.00	28,869.65	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	53,020.00	2,736,362.20	

GETTY REALTY CORP	10,369.00	340,932.72	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	11,800.00	207,798.00	
GLADSTONE LAND CORP	4,464.00	53,612.64	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	12,642.00	112,387.38	
GLOBAL NET LEASE INC	44,412.00	329,092.92	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	69,152.00	1,266,864.64	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	136,007.00	2,990,793.93	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	19,816.00	643,227.36	
HOST HOTELS & RESORTS INC	136,461.00	2,513,611.62	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	17,289.00	66,562.65	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	42,537.00	929,008.08	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	6,274.00	24,280.38	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	5,313.00	579,223.26	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	16,365.00	506,824.05	
INVITATION HOMES INC	113,259.00	3,879,120.75	
IRON MOUNTAIN INC	57,894.00	7,159,750.98	
JBG SMITH PROPERTIES	14,792.00	252,795.28	
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	130,900.00	28,798.00	
KILROY REALTY CORP	22,096.00	917,646.88	
KIMCO REALTY CORP	132,568.00	3,389,763.76	
KITE REALTY GROUP TRUST	43,107.00	1,188,459.99	
LAMAR ADVERTISING CO-A	16,817.00	2,253,814.34	
LINEAGE INC	11,066.00	701,805.72	
LTC PROPERTIES INC	7,251.00	279,816.09	
LXP INDUSTRIAL TRUST	52,073.00	486,882.55	
MACERICH CO/THE	44,712.00	948,341.52	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	245,900.00	25,327.70	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	111,807.00	490,832.73	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	23,242.00	3,815,406.72	
MODIV INDUSTRIAL INC	100.00	1,602.00	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	13,122.00	591,802.20	
NATL HEALTH INVESTORS INC	8,095.00	620,481.75	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	2,275.00	74,483.50	
NETSTREIT CORP	13,768.00	223,179.28	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	8,114.00	46,980.06	
NEXPOINT RESIDENTIAL	3,529.00	166,110.03	
NNN REIT INC	35,425.00	1,557,991.50	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	9,538.00	15,737.70	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	50,986.00	2,070,541.46	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	2,352.00	70,724.64	
ORION OFFICE REIT INC	8,094.00	34,237.62	
OUTFRONT MEDIA INC	28,000.00	537,880.00	

PARAMOUNT GROUP INC	45,423.00	220,755.78	
PARK HOTELS & RESORTS INC	42,708.00	664,109.40	
PEAKSTONE REALTY TRUST	7,728.00	106,105.44	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	20,329.00	281,556.65	
PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	22,600.00	892,700.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	19,902.00	189,467.04	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	8,798.00	164,874.52	
POSTAL REALTY TRUST INC- A	1,424.00	20,178.08	
PRIME US REIT	143,770.00	23,722.05	
PROLOGIS INC	181,723.00	21,221,611.94	
PUBLIC STORAGE	30,956.00	10,774,235.80	
REALTY INCOME CORP	171,270.00	9,914,820.30	
REGENCY CENTERS CORP	32,341.00	2,444,656.19	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	22,092.00	384,400.80	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	42,845.00	1,802,917.60	
RLJ LODGING TRUST	34,775.00	355,052.75	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	11,414.00	1,338,177.36	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	44,231.00	828,446.63	
SAFEHOLD INC	10,598.00	226,373.28	
SAUL CENTERS INC	2,331.00	95,827.41	
SERVICE PROPERTIES TRUST	37,820.00	105,139.60	
SIMON PROPERTY GROUP INC	60,240.00	11,060,064.00	
SITE CENTERS CORP	8,123.00	126,068.96	
SL GREEN REALTY CORP	13,269.00	1,037,503.11	
STAG INDUSTRIAL INC	33,932.00	1,248,358.28	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	14,098.00	92,764.84	
SUN COMMUNITIES INC	23,104.00	2,918,728.32	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	39,745.00	427,258.75	
TANGER INC	20,789.00	768,569.33	
TERRENO REALTY CORP	18,963.00	1,149,726.69	
UDR INC	58,223.00	2,670,106.78	
UMH PROPERTIES INC	11,316.00	217,267.20	
UNITI GROUP INC	46,029.00	272,031.39	
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	3,905.00	164,751.95	
URBAN EDGE PROPERTIES	25,622.00	589,562.22	
VENTAS INC	81,794.00	5,240,541.58	
VERIS RESIDENTIAL INC	16,966.00	309,629.50	
VICI PROPERTIES INC	205,500.00	6,701,355.00	
VORNADO REALTY TRUST	31,906.00	1,373,553.30	
WELLTOWER INC	113,700.00	15,711,066.00	
WHITESTONE REIT	12,068.00	177,640.96	
WP CAREY INC	43,291.00	2,470,184.46	

	XENIA HOTELS & RESORTS INC	17,827.00	274,179.26	
	アメリカ・ドル小計	5,127,966.00	242,451,760.78 (36,421,103,504)	
カナダ・ドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	14,869.00	270,169.73	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	9,662.00	75,170.36	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	4,788.00	341,863.20	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	16,146.00	740,294.10	
	CHOICE PROPERTIES REIT	30,541.00	426,963.18	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	10,639.00	152,988.82	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	9,193.00	141,480.27	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	23,474.00	298,354.54	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,732.00	52,399.76	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	21,618.00	387,826.92	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	6,500.00	494,000.00	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	21,001.00	208,539.93	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	11,198.00	121,946.22	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	14,637.00	271,516.35	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	1,447.00	21,357.72	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,358.00	136,711.64	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	4,345.00	34,499.30	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	20,754.00	104,600.16	
	PRIMARIS REIT	6,318.00	101,846.16	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,904.00	549,465.04	
	SLATE GROCERY REIT-CL U	3,196.00	47,812.16	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	12,000.00	308,520.00	
	カナダ・ドル小計	281,320.00	5,288,325.56 (566,115,251)	
オーストラリア・ドル	ABACUS GROUP	50,980.00	61,685.80	
	ABACUS STORAGE KING	145,482.00	176,033.22	
	ARENA REIT	80,503.00	333,282.42	
	BWP TRUST	115,823.00	392,639.97	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	160,667.00	310,890.64	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	84,443.00	248,262.42	
	CENTURIA OFFICE REIT	68,559.00	82,613.59	
	CHARTER HALL GROUP	97,242.00	1,528,644.24	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	134,611.00	543,828.44	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	91,686.00	314,482.98	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	72,491.00	193,550.97	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	218,718.00	83,112.84	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	30,237.00	81,337.53	
	DEXUS/AU	216,305.00	1,574,700.40	
	GOODMAN GROUP	343,200.00	13,010,712.00	

	GPT GROUP	373,711.00	1,778,864.36	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	52,361.00	135,091.38	
	HEALTHCO REIT	51,410.00	58,350.35	
	HOME CO DAILY NEEDS REIT	332,002.00	415,002.50	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	55,080.00	203,796.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	62,840.00	317,342.00	
	MIRVAC GROUP	766,041.00	1,654,648.56	
	NATIONAL STORAGE REIT	255,330.00	638,325.00	
	REGION RE LTD	269,491.00	590,185.29	
	RURAL FUNDS TRUST	52,739.00	98,621.93	
	SCENTRE GROUP	1,003,837.00	3,694,120.16	
	STOCKLAND	480,107.00	2,506,158.54	
	VICINITY CENTRES	757,001.00	1,635,122.16	
	WAYPOINT REIT	113,111.00	283,908.61	
	オーストラリア・ドル小計	6,536,008.00	32,945,314.30 (3,214,474,316)	
香港・ドル	CHAMPION REIT	435,000.00	735,150.00	
	FORTUNE REIT	259,000.00	1,036,000.00	
	LINK REIT	505,000.00	17,094,250.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	202,000.00	365,620.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	494,000.00	484,120.00	
	香港・ドル小計	1,895,000.00	19,715,140.00 (380,502,202)	
シンガポール・ドル	AIMS APAC REIT	113,300.00	143,891.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	710,100.00	1,860,462.00	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	552,555.00	491,773.95	
	CAPITALAND CHINA TRUST	205,700.00	147,075.50	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	1,037,808.00	2,034,103.68	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	159,550.00	136,415.25	
	EC WORLD REIT	52,800.00	14,784.00	
	ESR-LOGOS REIT	1,097,413.00	285,327.38	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	190,000.00	116,850.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	221,100.00	470,943.00	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	527,638.00	480,150.58	
	KEPPEL DC REIT	286,100.00	635,142.00	
	KEPPEL REIT	520,300.00	444,856.50	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	410,000.00	229,600.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	400,100.00	928,232.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	679,850.00	870,208.00	
	MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	446,000.00	548,580.00	
	QUE REAL ESTATE INVESTMENT T	429,800.00	118,195.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	87,600.00	332,880.00	

	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	66,700.00	46,690.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	400,000.00	200,000.00	
	SUNTEC REIT	416,400.00	474,696.00	
	シンガポール・ドル小計	9,010,814.00	11,010,855.84 (1,232,004,660)	
ニュージーランド・ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	194,975.00	405,548.00	
	ニュージーランド・ドル小計	194,975.00	405,548.00 (35,935,608)	
イギリス・ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST	53,280.00	32,607.36	
	AEW UK REIT PLC	9,000.00	8,712.00	
	ASSURA PLC	580,000.00	229,100.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	39,476.00	423,182.72	
	BRITISH LAND CO PLC	199,529.00	775,768.75	
	CARE REIT PLC	88,651.00	72,427.86	
	CLS HOLDINGS PLC	41,598.00	33,819.17	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	84,958.00	68,561.10	
	DERWENT LONDON PLC	22,000.00	465,080.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	95,000.00	83,600.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	71,900.00	217,138.00	
	HAMMERSON PLC	96,185.00	281,437.31	
	HELICAL PLC	17,000.00	33,660.00	
	HOME REIT PLC	96,051.00	36,499.38	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	141,683.00	854,348.49	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	104,502.00	38,352.23	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	416,876.00	808,739.44	
	NEWRIVER REIT PLC	46,021.00	35,021.98	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	153,900.00	105,729.30	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	270,348.00	257,371.29	
	PRS REIT PLC/THE	89,207.00	92,596.86	
	REGIONAL REIT LTD	15,921.00	19,996.77	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	41,662.00	310,173.59	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	70,698.00	35,278.30	
	SEGRO PLC	267,146.00	2,083,738.80	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	361,237.00	493,449.74	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	298,264.00	212,662.23	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	113,949.00	95,717.16	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	34,770.00	21,279.24	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	489,521.00	680,923.71	
	UNITE GROUP PLC/THE	80,812.00	712,761.84	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	76,400.00	83,428.80	

	WAREHOUSE REIT PLC	72,100.00	60,347.70	
	WORKSPACE GROUP PLC	32,606.00	183,571.78	
	イギリス・ポンド小計	4,672,251.00	9,947,082.90 (1,896,908,709)	
イスラエル・シュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	173,587.00	353,596.71	
	REIT 1 LTD	36,017.00	682,161.98	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	36,242.00	332,701.56	
	イスラエル・シュケル小計	245,846.00	1,368,460.25 (56,631,126)	
韓国・ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO L	24,000.00	115,200,000.00	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	11,696.00	62,105,760.00	
	JR GLOBAL REIT	36,632.00	109,163,360.00	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	6,226.00	26,740,670.00	
	LOTTE REIT CO LTD	20,121.00	61,972,680.00	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	32,509.00	183,675,850.00	
	SK REITS CO LTD	27,115.00	126,627,050.00	
	韓国・ウォン小計	158,299.00	685,485,370.00 (73,621,129)	
ユーロ	AEDIFICA	9,212.00	534,756.60	
	ALTAREA	723.00	69,697.20	
	CARE PROPERTY INVEST	5,582.00	68,323.68	
	CARMILA	10,208.00	168,432.00	
	COFINIMMO	7,511.00	426,624.80	
	COVIVIO	11,281.00	586,612.00	
	CROMWELL REIT EUR	48,320.00	78,278.40	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	7,912.00	187,118.80	
	GECINA SA	10,185.00	971,139.75	
	HAMBORNER REIT AG	13,965.00	90,353.55	
	ICADE	5,968.00	132,847.68	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	7,889.00	19,683.05	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	62,628.00	341,948.88	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	98,669.00	89,788.79	
	KLEPIERRE	42,962.00	1,229,572.44	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	12,639.00	104,271.75	
	MERCIALYS	15,342.00	160,784.16	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	76,249.00	792,989.60	
	MONTEA NV	4,332.00	288,944.40	
	NSI NV	3,834.00	75,683.16	
	RETAIL ESTATES	2,065.00	121,422.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	5,756.00	222,181.60	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	19,946.00	1,547,011.76	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	35,125.00	734,815.00	

	WERELDHAVE NV	6,708.00	93,241.20	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	7,458.00	229,333.50	
	ユーロ小計	532,469.00	9,365,855.75 (1,482,240,331)	
投資証券合計			45,359,536,837 (45,359,536,837)	
合 計			45,359,536,837 (45,359,536,837)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	141 銘柄	78.9%	80.3%
カナダ・ドル	投資証券	22 銘柄	1.2%	1.2%
オーストラリア・ドル	投資証券	29 銘柄	7.0%	7.1%
香港・ドル	投資証券	5 銘柄	0.8%	0.8%
シンガポール・ドル	投資証券	22 銘柄	2.7%	2.7%
ニュージーランド・ドル	投資証券	1 銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	投資証券	34 銘柄	4.1%	4.2%
イスラエル・シェケル	投資証券	3 銘柄	0.1%	0.1%
韓国・ウォン	投資証券	7 銘柄	0.2%	0.2%
ユーロ	投資証券	26 銘柄	3.2%	3.3%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

ゴールド・インデックス・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	157,886,210
金銭信託	703,466
コール・ローン	129,780,720
投資信託受益証券	13,624,159,636
流動資産合計	13,912,530,032
資産合計	13,912,530,032
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,320
未払金	71,303,425
未払解約金	2,282,028
流動負債合計	73,589,773

負債合計	73, 589, 773
純資産の部	
元本等	
元本	7, 167, 494, 687
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6, 671, 445, 572
元本等合計	13, 838, 940, 259
純資産合計	13, 838, 940, 259
負債純資産合計	13, 912, 530, 032

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	7, 167, 494, 687 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.9308 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	72,100,176	－	72,095,856	△4,320
	小計	72,100,176	－	72,095,856	△4,320
合 計		72,100,176	－	72,095,856	△4,320

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
 - 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日
至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,301,265,841 円
同期中における追加設定元本額	2,928,065,322 円
同期中における一部解約元本額	1,061,836,476 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
日興 FWS・ゴールド (為替ヘッジあり)	195,200,854 円
日興 FWS・ゴールド (為替ヘッジなし)	5,968,198,692 円
三井住友 DS・ゴールドインデックス・ファンド (為替ヘッジあり)	734,832,906 円
三井住友 DS・FW専用ポートフォリオ・レベル 1 (保守型)	1,400,617 円
三井住友 DS・FW専用ポートフォリオ・レベル 2 (安定型)	23,627,273 円
三井住友 DS・FW専用ポートフォリオ・レベル 3 (安定成長型)	107,545,149 円
三井住友 DS・FW専用ポートフォリオ・レベル 4 (成長型)	100,366,978 円
三井住友 DS・FW専用ポートフォリオ・レベル 5 (積極成長型)	36,322,218 円
合 計	7,167,494,687 円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリ	ISHARES GOLD TRUST	482,640.00	24,252,660.00	
	カ・ドル	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	1,260,760.00	66,442,052.00	
	アメリカ・ドル小計		1,743,400.00	90,694,712.00 (13,624,159,636)	
投資信託受益証券合計				13,624,159,636	

		(13,624,159,636)	
合 計		13,624,159,636	
		(13,624,159,636)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建保有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券	2 銘柄	98.4%
			100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	1,601,189,409 円
II 負債総額	869,079 円
III 純資産総額（I－II）	1,600,320,330 円
IV 発行済口数	1,012,994,538 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.5798 円 (15,798 円)

三井住友DS・日経225インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	855,218,247 円
II 負債総額	650,780 円
III 純資産総額（I－II）	854,567,467 円
IV 発行済口数	547,648,609 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	1.5604 円 (15,604 円)

三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	1,891,467,661 円
II 負債総額	759,536 円
III 純資産総額（I－II）	1,890,708,125 円
IV 発行済口数	1,027,802,581 口

V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.8396 円 (18,396 円)

三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	162,868,279 円
II 負債総額	57,517 円
III 純資産総額（I－II）	162,810,762 円
IV 発行済口数	122,768,297 口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.3262 円 (13,262 円)

三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	632,568,662 円
II 負債総額	146,716 円
III 純資産総額（I－II）	632,421,946 円
IV 発行済口数	534,674,265 口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.1828 円 (11,828 円)

三井住友DS・新興国債インデックス・ファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	145,157,666 円
II 負債総額	54,116 円
III 純資産総額（I－II）	145,103,550 円
IV 発行済口数	128,995,129 口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.1249 円 (11,249 円)

三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド

2024年12月30日現在

I 資産総額	537,180,723 円
II 負債総額	153,742 円
III 純資産総額（I－II）	537,026,981 円
IV 発行済口数	611,377,290 口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	0.8784 円 (8,784 円)

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

2024 年 12 月 30 日現在

I 資産総額	572,484,301 円
II 負債総額	302,212 円
III 純資産総額（I－II）	572,182,089 円
IV 発行済口数	417,069,009 口
V 1 口当たり純資産額（III／IV） （1 万口当たり純資産額）	1.3719 円 (13,719 円)

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

2024 年 12 月 30 日現在

I 資産総額	1,546,622,994 円
II 負債総額	48,111,940 円
III 純資産総額（I－II）	1,498,511,054 円
IV 発行済口数	1,252,269,908 口
V 1 口当たり純資産額（III／IV） （1 万口当たり純資産額）	1.1966 円 (11,966 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2024年12月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

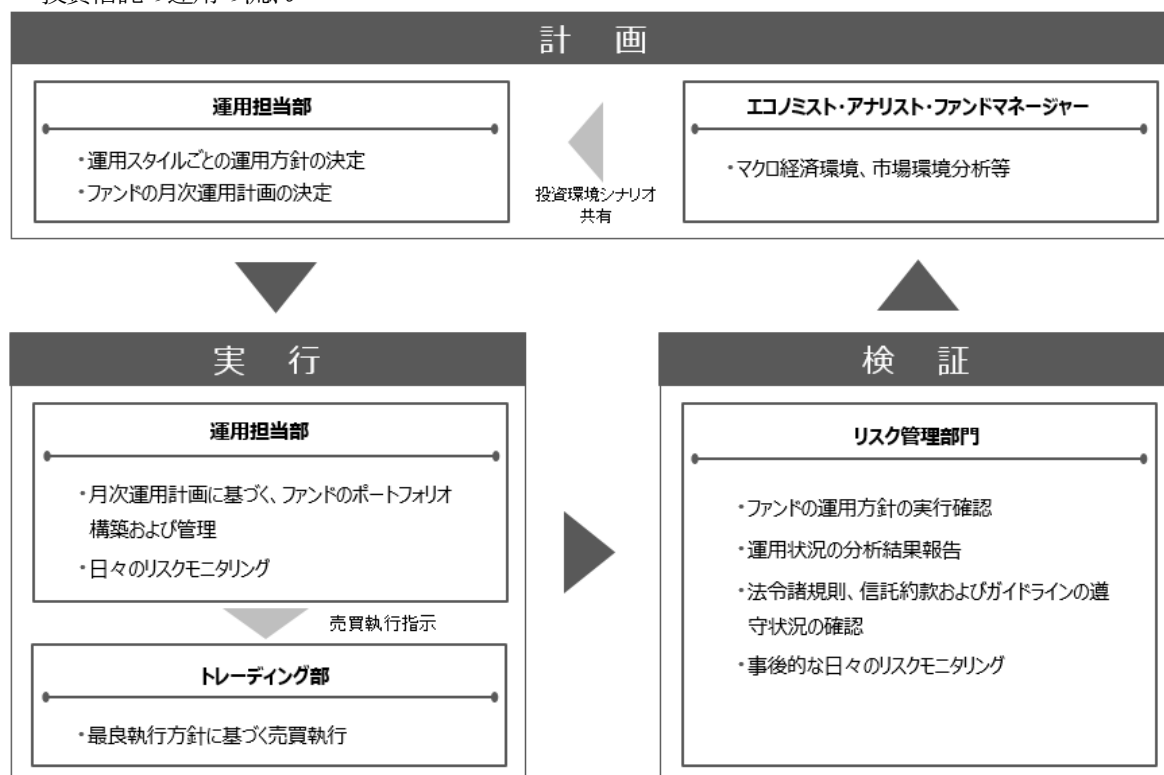
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかると業務を行っています。

2024年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	653	13,883,788
単位型株式投資信託	81	644,347
追加型公社債投資信託	1	23,509
単位型公社債投資信託	141	218,600
合 計	876	14,770,245

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第 39 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 40 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 14 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,742,400	66,540,261
金銭の信託	12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託	300,046	300,051
前払費用	546,900	583,635
未収入金	437,880	193,837
未収委託者報酬	11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬	2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬	344,586	406,420
未収収益	35,477	84,166
その他の流動資産	8,423	43,391
流動資産合計	65,762,982	109,410,202
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,361,305	1,265,924
器具備品	559,057	516,485
土地	710	710
リース資産	4,114	1,782
建設仮勘定	81,240	-
有形固定資産合計	2,006,427	1,784,901
無形固定資産		
ソフトウェア	2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定	508,956	101,101
のれん	3,045,409	2,740,868
顧客関連資産	11,445,340	9,332,065
電話加入権	12,706	12,706
商標権	36	30
無形固定資産合計	17,426,744	14,793,389
投資その他の資産		
投資有価証券	9,222,276	9,976,957
関係会社株式	11,850,598	1,927,221
長期差入保証金	1,388,987	1,361,654
長期前払費用	80,207	44,009
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	-	716,093
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	22,611,799	14,095,666
固定資産合計	42,044,971	30,673,957
資産合計	107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 142,558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142,558	△ 50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	61,471,271	69,953,226
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916
その他営業収益		
サービス支援手数料	208,222	319,553
その他	22,995	8,758
営業収益計	71,954,296	82,731,642
営業費用		
支払手数料	28,036,456	32,014,851
広告宣伝費	294,588	320,694
調査費		
調査費	3,749,357	4,637,211
委託調査費	11,455,987	12,412,033
営業雑経費		
通信費	61,068	56,291
印刷費	452,951	457,187
協会費	38,701	38,305
諸会費	33,447	30,484
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275
販売促進費	29,621	31,339
その他	197,696	253,344
営業費用合計	49,417,495	55,520,019
一般管理費		
給料		
役員報酬	219,872	232,329
給料・手当	7,807,797	8,043,456
賞与	1,042,472	1,073,375
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060
交際費	27,713	57,134
寄付金	25,518	26,400
事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

(単位：千円)

		前事業年度	当事業年度
		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益			
受取配当金		1,755	11,021,392
受取利息		1,373	2,840
金銭の信託運用益		-	199,056
時効成立分配金・償還金		521	461
原稿・講演料		2,281	2,143
投資有価証券償還益		119,033	5,384
投資有価証券売却益		25,848	12,261
為替差益		5,816	-
雑収入		91,814	129,137
営業外収益合計		248,443	11,372,678
営業外費用			
金銭の信託運用損		454,339	-
投資有価証券償還損		83,598	10,829
投資有価証券売却損		152,691	48,575
為替差損		-	4,701
営業外費用合計		690,629	64,106
経常利益		3,347,770	17,680,450
特別利益			
子会社株式売却益	※1	-	14,096,622
特別利益合計		-	14,096,622
特別損失			
固定資産除却損	※2	13,203	12,385
早期退職費用	※3	126,832	-
支払補償費	※4	30,075	-
特別損失合計		170,111	12,385
税引前当期純利益		3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税		1,622,064	7,802,794
法人税等調整額		△ 541,433	△ 1,314,394
法人税等合計		1,080,631	6,488,400
当期純利益		2,097,028	25,276,287

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4, 119, 040	88, 214, 986	297, 138	297, 138	88, 512, 124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2, 540, 254	△ 2, 540, 254			△ 2, 540, 254
当期純利益	2, 097, 028	2, 097, 028			2, 097, 028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439, 697	△ 439, 697	△ 439, 697
当期変動額合計	△ 443, 225	△ 443, 225	△ 439, 697	△ 439, 697	△ 882, 923
当期末残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1, 591, 892	△ 1, 591, 892			△ 1, 591, 892
当期純利益	25, 276, 287	25, 276, 287			25, 276, 287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92, 513	92, 513	92, 513
当期変動額合計	23, 684, 394	23, 684, 394	92, 513	92, 513	23, 776, 908
当期末残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△ 50, 045	△ 50, 045	111, 406, 109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	12,514千円	一千円

(損益計算書関係)

※1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	2,482 千円	9,039 千円
器具備品	4,273 千円	2,987 千円
リース資産	532 千円	一千円
ソフトウェア	5,915 千円	358 千円

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	－
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

(注1) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	39,809	40,370
(2) 組合出資金等	—	643,909
合計	39,809	684,279
子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針 27-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 11,850,598 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	△12,781	△34,405
退職給付の支払額	△479,583	△466,321
過去勤務費用の発生額	—	△20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	△12,781	△34,405
過去勤務費用の費用処理額	—	△20,064
その他	△39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
割引率	0.230%	0.440%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 241,556 千円、当事業年度 264,552 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	△ 193,662	△198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	—
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	△550,493	716,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	-
その他	△1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,506	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の 子会社	SMBG 日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投資の取崩委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBG 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投資の取崩委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	2,587.21 円	3,289.22 円
1 株当たり当期純利益	61.91 円	746.27 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		47,554,844
金銭の信託		32,385,266
顧客分別金信託		500,088
前払費用		668,897
未収委託者報酬		14,766,695
未収運用受託報酬		3,912,269
未収投資助言報酬		414,955
未収収益		95,923
その他		107,185
流動資産合計		100,406,126
固定資産		
有形固定資産	※1	1,723,779
無形固定資産		
のれん		2,588,598
顧客関連資産		8,275,427
その他		2,669,494
無形固定資産合計		13,533,520
投資その他の資産		
投資有価証券		8,628,900
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		851,984
その他		1,484,455
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		12,871,811
固定資産合計		28,129,111
資産合計		128,535,237
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		35,815
その他の預り金		102,081
未払金		6,905,143
未払費用		6,996,236
未払法人税等		1,639,174
前受収益		20,339
賞与引当金		2,605,528
その他	※2	864,362
流動負債合計		19,168,682
固定負債		
退職給付引当金		5,101,556
固定負債合計		5,101,556

負債合計	24,270,238
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	19,992,998
利益剰余金合計	20,277,244
株主資本合計	104,373,190
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△108,191
評価・換算差額等合計	△108,191
純資産合計	104,264,998
負債純資産合計	128,535,237

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬			38,900,518
運用受託報酬			5,763,952
投資助言報酬			699,359
その他の営業収益			206,638
営業収益計			45,570,468
営業費用			30,344,119
一般管理費	※1		10,363,314
営業利益			4,863,035
営業外収益	※2		482,490
営業外費用	※3		179,370
経常利益			5,166,155
特別損失	※4		0
税引前中間純利益			5,166,155
法人税、住民税及び事業税			1,475,655
法人税等調整額			△64,954
法人税等合計			1,410,700
中間純利益			3,755,454

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当中間期変動額						
剰余金の配当						△10,838,419
中間純利益						3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 7,082,964
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△50,045	△50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,838,419	△10,838,419			△10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			△58,146	△58,146	△58,146
当中間期変動額合計	△7,082,964	△7,082,964	△58,146	△58,146	△7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	△108,191	△108,191	104,264,998

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	4～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	6～19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,996,227千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	134,998千円
無形固定資産	1,537,662千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	387,174千円
投資有価証券売却益	798千円
為替差益	6,926千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	11,765千円
投資有価証券償還損	124,882千円
投資有価証券売却損	93千円
投資事業組合運用損	42,628千円
※4. 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	0千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,145,406千円
1年超	5,081,701千円
合 計	6,227,108千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間(2024年9月30日)

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,511,892	7,511,892	—
資産計	39,897,158	39,897,158	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	32,385,266	—	32,385,266
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,511,892	—	7,511,892
資産計	—	39,897,158	—	39,897,158

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	4,197,965	4,313,296	△115,330
小計	4,197,965	4,313,296	△115,330
合計	7,511,892	7,613,663	△101,770

(注) 組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,117,008千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	3,078 円 38 銭
1 株当たり中間純利益	110 円 87 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ T O P I Xインデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてT O P I X（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ③ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2

条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号に

において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券 (マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。) の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 (第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことがで

きるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

- 第29条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

- 第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵

寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・日経 2 2 5 インデックス ・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「225マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券を通じて、実質的に日本の株式に投資し、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用する場合があります。
- ④ 株式の実質投資比率は、原則として、純資産総額の+110%以内とします。
- ⑤ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引を行うことができます。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条 受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第１項および第２項、第30条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項または第52条第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条 委託者は、第３条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２

条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「225マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号に

において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
19. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券 (マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。) の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます。) の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 (第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことがで

きるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第33条から第35条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

- 第29条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

- 第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵

寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第54条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・先進国株式インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資することにより、MSCIコクサイインデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱う

ものとし（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとし。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

ます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次

の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利

義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・新興国株式インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（預託証券（DR）、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。）、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、運用にあたっては、ファンドの資産規模、市況動向に応じて株式、株価指数先物取引、上場投資信託証券、短期公社債等および為替取引を組み合わせ運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑨ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。

- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りまゝ。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱う

ものとし（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとし。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとし。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとし。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。

ます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次

の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利

義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、
- また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨーク、ロンドンまたは香港の取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4

項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行つたときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとしします。

【公告】

- 第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S・先進国債インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国の国債に投資することにより、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑨ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 国債を除く同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。
- ⑧ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第26条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項または第54条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第46条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条、第25条および第26条に定めるものに限りまゝ。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国債券パッシブ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第23条から第29条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一発行体の発行する公社債への投資制限】

第22条 委託者は、信託財産に属する同一の発行体にかかる公社債（日本および外国の国債証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一発行体にかかる公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総

額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンド

の信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第32条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の27の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）につい

ては第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、
- ⑧ 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第47条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第48条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規

定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第52条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第56条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S・新興国債インデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての新興国の公社債に投資することにより、J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、運用の効率性を勘案し、流動性の高い国、銘柄を中心に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑨ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款第23条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ⑦ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項または第53条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所およ

び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号に定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第1号の証券または証書、ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第16号の証券ならびに第13号、第19号および第21号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第16号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第19号および第21号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回

避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑧ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑨ 本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引、その他これに類似する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存にかかる業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、

売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

- 第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

- 第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

- 第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかか

る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、ます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、ます。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、ます。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、ます。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、ます。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨークまたはロンドンの取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ます。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、お

よび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益

者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・国内リートインデックス・ファンド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「Jリート・インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- ・主として日本の取引所に上場(上場予定を含みます。)している不動産投資信託(REIT)に投資することにより、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・不動産投資信託(REIT)への投資にあたっては、東証REIT指数採用銘柄(採用予定を含みます。)に投資を行うものとします。
- ・ベンチマークとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引等を活用する場合があります。このため、不動産投資信託(REIT)の実質組入時価総額と不動産投信指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が純資産総額を超えることがあります。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

④ デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資は行いません。

④ 不動産投信指数先物取引は信託約款第22条の範囲内で行います。

⑤ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

- 第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

- 第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項または第46条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者

があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第38条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みま

す。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 二. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「Jリート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するものの
4. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第22条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第22条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【先物取引等の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【外貨建資産への投資制限】

第23条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【信託業務の委託等】

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第25条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名称で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第32条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定

の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・先進国リートインデックス・ファン
ド
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第20条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託（REIT）等に投資することにより、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・不動産投資信託（REIT）等への投資にあたっては、S & P先進国REIT指数（除く日本）採用銘柄（採用予定を含みます。）に投資を行うものとします。

② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑥ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④ 不動産投信指数先物取引は信託約款第24条の範囲内で行います。

⑤ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第19条第1項および第2項、第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第39条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第24条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 二. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「外国リート・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条、第23条、第24条および第28条から第30条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）

との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【先物取引等の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投信指数にかかるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれと類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【信託業務の委託等】

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第26条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時

の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨーク、オーストラリアの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみな

します。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託
三井住友D S ・ ゴールドインデックス ・ ファンド
(為替ヘッジあり)
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

信託約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、L BMA金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、金地金価格との連動を目指す投資信託証券に投資し、実質組入外貨建資産について原則として対円での為替ヘッジを行うことにより、ロンドン貴金属市場協会（L BMA）金価格（円ヘッジ換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券が主要投資対象とする投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い、商品性及び運用上の効率性を損なわない範囲で、委託者の判断により見直しを行うことがあります。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 外国為替予約取引は、信託財産の資産または負債にかかる為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限りません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第23条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項または第45条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、受益者が第37条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑦ この信託約款において取引所とは金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「ゴールド・インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号の証券および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【公社債の借入れの指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建価値証券への投資制限】

- 第21条 外貨建価値証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

- 第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信託業務の委託等】

- 第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みま

す。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定

- し ている資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第31条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2021年8月23日から2021年11月30日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

- 第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の35の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

- 第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を

控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第36条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委

託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日が、ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑤ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

- 第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定す

る信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

2021年8月23日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社